
民法私的解釈

尚文産商堂

タテ書き小説ネット Byヒナプロジェクト

<http://pdfnovels.net/>

注意事項

このPDFファイルは「小説家になろう」で掲載中の小説を「タテ書き小説ネット」のシステムが自動的にPDF化させたものです。この小説の著作権は小説の作者にあります。そのため、作者または「小説家になろう」および「タテ書き小説ネット」を運営するヒナプロジェクトに無断でこのPDFファイル及び小説を、引用の範囲を超える形で転載、改変、再配布、販売することを一切禁止致します。小説の紹介や個人用途での印刷および保存はご自由にどうぞ。

【小説タイトル】

民法私的解釈

【Nコード】

N1983N

【作者名】

尚文産商堂

【あらすじ】

大学で習った民法がよく分からなかったので、自力でどうにかすることにした結果、事例集って言う形で（半ば）勝手に解釈を加えつつ、いろいろ調べつつした結果がコレだよ。

注意！

本作品は、正確性を認めているわけではありません。正確なものを知りたい場合は、近くの弁護士、法テラス等へ行かれるか、または法学部等へ行ってください。私に質問されても、お答えはできません。よろしく願います。

なお、法令は、執筆時のものを使用します。現行法令とは違う恐れがありますが、筆者は一切責任を負いません。また、本作品を利用して不利益があるうと、一切責任を負いません。ご了承ください。

民法とは

弁護士である俺は、幼馴染の娘をよく預かることがあった。昔からよく一緒にいたもんだから、彼女も俺のことを兄ぐらいに思っているようだ。

そんな彼女も今は法学部の2回生になった。法律家としては、うれしい限りだが、しょっちゅう質問に来ている。大学のほかの授業が心配になるぐらいだ。

今日も、そんな彼女が質問に来た。

いつものように俺が使っている机のそばに、キャスター付きの椅子を持ってきて、何も言わずに本題へ入る。

「民法について、教えてほしいんだけど」

「今回は民法か。どの範囲だ？」

「えっと…全部」

俺は一瞬倒れそうになった。

「全部って、お前どれだけあるか知ってるか？」

「知ってるよ1044条」2010年7月1日時点「まででしょ？」
基礎知識だが、一応聞いておいた。

「じゃあ、民法っていうのは、どんなものか。言ってみ」

「民法は、私法の一般法で、第1編総則、第2編物権、第3編債権、第4編親族、第5編相続に分かれてるんですよ。で、パンデクテン方式で描かれているから、共通しているものが総則として一番前に置かれていて、それぞれの編の中にも、第1章が総則とされて、それが各編の共通事項、そのあとに具体的なものがずらーっと書かれているんですよ」

自信満々に答えた。

俺は、そんな彼女にさらに聞いてみた。

「じゃあ、日本民法の歴史、明治期以降のものを簡単でいいから言ってみて」

「えっと…」

彼女は必死に思い出そうとしているようだ。

「確か、元々はフランスから来たポアソナードさんが作った旧民法を公布して、施行しようとしたらいろいろとややこしい論争があった、そのために結局施行されなかったんだよね。それで、次はドイツ式の人たちが集まって今の民法の基礎を作って、明治29年に公布、31年に施行されたもの。それで、その後は大規模な改正を何回か経て、今の形になっていると」

「まあ、そんなところだね」

俺は、そこまで言ってから、次を聞いた。

「で、民法のどんなところが分からないんだ」

「なんだか抽象論みたいで、つかみ所がないって言うか…」

俺は一筋の溜息をついて、言った。

「じゃあ、例題をあげていろいろ説明をしていけば、何とかなるか？」

「それだったらいけるかも…でも、どれだけ時間かかるかな」

「さあな」

俺は、机の棚から六法全書を取り出し、民法のところを開けた。

「じゃあ、それぞれのものに合っているだろうという事例を、この場で勝手に作っていくからな。説明とかは大学で受けると思うから、必要なもの以外は全部省くからな」

「分かった」

彼女にそういつてから、俺は説明を始めた。

第一編 通則（前書き）

民法の条文については、<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/M29/M29HO089.html>より抜粋をしました

民法第一編及び民法全般の説明については<http://www.minnpo-u-sousoku.com/>「民法条文解説.com」及び<http://minpouman.blog/3.fc2.com/>「民法マン（全条文解説サイト）」より、それぞれ参照しました。

第一編 通則

第一編 総則

第一章 通則（第一条・第二条）

第二章 人

第一節 権利能力（第三条）

第二節 行為能力（第四条 第二十一条）

第三節 住所（第二十二条 第二十四条）

第四節 不在者の財産の管理及び失踪の宣告（第二十五条 第

三十二条）

第五節 同時死亡の推定（第三十二条の二）

第三章 法人（第三十三条 第八十四条）

第四章 物（第八十五条 第八十九条）

第五章 法律行為

第一節 総則（第九十条 第九十二条）

第二節 意思表示（第九十三条 第九十八条の二）

第三節 代理（第九十九条 第一百八条）

第四節 無効及び取消し（第一百九条 第二百六条）

第五節 条件及び期限（第二百七条 第二百七条）

第六章 期間の計算（第三十八条 第四十二条）

第七章 時効

第一節 総則（第四十四条 第六十一条）

第二節 取得時効（第六十二条 第六十五条）

第三節 消滅時効（第六十六条 第七十四条の二）

俺は、六法の該当のページを開けさせ、彼女に説明を始めた。

「最初は、第1編からだね。」

第1編は、7つの章に分かれていて、条文は”第七十四条の二”

までである。

民法の大原則を定義している第1章、どんな人が民法上の私権を共有しているのかを決めていたり、未成年にはどんな制限がかかっているか、後見について、住所や失踪人たちについて規定している第2章、法人の権利について決めている第3章、物がどんなふう to 権利を生じさせるかを第4章、いろいろな法律行為について書いてあって、自分の意思による表示でどのような行為が向こうになるのかということについてとか、本人に代わって法律行為をする代理行為について、法律行為全般の無効や取り消し、条件、期限についてが第5章、期間の計算についてが第6章、時効について、いつになったら取得できるかや、いつになったら消滅するか第7章だよ。最初から順々に見ていくのが一番だろうな」

「じゃあ、第1条から？」

「そういうことになるな。第1編の間は、事例を考えるよりかは、言葉の意味合いとかを解いていくのを中心にした方が、逆に分かりやすいと思うから」

「分かった」

俺は、彼女にそう言って、解説っぽい事を始めた。

第一章 通則

第一章 通則 (第一条・第二条)

まず、第1章から。

第1章は、民法の大原則であることを書いてあるんだ。
民法のつていうことは、私法の大原則でもあるよ。

この章には、民法全体をどのように解釈すべきなのか、私権とは何かということについて書かれているね。

詳しいことは、各条文の時に説明するとして、この条文があるからこそというものもあるし、他の条文に書かれていないことも、この条文の解釈によって実際に行うっていうこともありうる話ね。

第一条 基本原則

第一条 私権は、公共の福祉に適合しなければならない。

2 権利の行使及び義務の履行は、信義に従い誠実に行わなければならない。

3 権利の濫用は、これを許さない。

第1項については、私権っていう、一般人が持っている人権でも、公の規則に対しては従うことになっているっていうこと。

例えば、契約で、“いかなる場合にも情報を開示しない”という文言を入れたとするね。

それでは、行政機関から情報開示請求に対してこの契約の文言が適応されるかといえば、そうじゃないんだ。

それが、『公共の福祉に適合』していないという理由だからだよ。

で、第2項について、『信義に従い誠実に行わなければならない』っていうのが、いわゆる『信義則』とか『信義誠実の原則』言われているもので、これは、あまり使われなところだな。

平たく言えば、“約束を守ろう”って言ったところで、一度合意したものは、互いに守る義務が生じるって言ったところだな。

あまり使われないのは、こればかりを言い続けていると、他の法律なんか一切不要になっちゃうことなんだ。

それで、あまり使われることはないな。

でも、他のどんな法律を使ったとしてもどうしようもなくなったときに、この条文を使うことはある。

詳しくは、ググってくれ。

第3項については、第2項と一緒に考えられることが多いな。

こいつは、自分がいかに権利を持っていようが、それを使いまくっちゃ行けないって話だ。

有名な判例に『宇奈月温泉事件』昭和9年（オ）第2644号妨害排除請求事件、大審院昭和10年10月5日判決民集14巻1965頁』があるな。

この事件は、富山に宇奈月温泉っていう温泉があつて、その源泉の黒雑温泉からお湯を引つ張ってくるために木製の管を通したんだ。もちろん、その管を通すための権利取得はしつかりしておいたんだが、その管が運悪く、利用権を受けていない急斜面の土地2坪を通ってしまったんだ。

その2坪は隣接している112坪の土地と一緒に別の人のものだったんだが、最初は黙認してたんだな。

だけど、赤の他人がその土地を買って、周辺の土地を含めた3000坪を法外な値段で売りつけたんだ。

それを突っぱねたら、2坪のところを通っている管を撤去しろという請求を裁判所に申し立てたんだ。

そして、当時の最高裁である大審院において、買えと要求した人については、なんの利益もない土地だが、もしも請求を認めたとしたら、宇奈月温泉に致命的な損害をもたらすとしたんだ。

そのような請求は所有権の目的に反するとして、権利濫用に当たるとしたんだ。

まあ、詳しくは学校で聞いてくれ。

多分、民法で真っ先に習う判例だから。

第二条 解釈の基準

第二条 この法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等を旨として、解釈しなければならない。

第2条は、民法は、個人を中心とし、男女の本質的平等を基本として、民法の条文を解釈しろって言う解釈基準を書いたものだ。

日本国憲法13条、14条、24条に書かれたものを具体化したものとも言えるな。

民法でこの条文が特に関わるとすれば、離婚訴訟とかの協議や、男女間の契約においてだな。

こんな時には、男女の本質的平等、つまり、男女は人として基本的に変わらないっていう原則を基礎にして契約とかをしろって言うことなんだな。

この条文は、そんな感じだな。

第二章 人

第二章 人

第一節 権利能力（第三条）

第二節 行為能力（第四条 第二十一条）

第三節 住所（第二十二条 第二十四条）

第四節 不在者の財産の管理及び失踪の宣告（第二十五条 第三十二条）

第五節 同時死亡の推定（第三十二条の二）

これから話す第2章は、自然人についての規定だね。

自然人っていうのは、普通の人っていう感じに受け取ったらいいよ。この章には、そんな自然人について、どんな権利があるのか、どのような状況であればどのような行為能力があると認めるのか、どこを住所とするのか、不在者はどうするのかなどということを決めているんだ。

第三条

第三条 私権の享有は、出生に始まる。

2 外国人は、法令又は条約の規定により禁止される場合を除き、私権を享有する。

私権って言うのは、簡単にいえば人権のことだな。

特に私法においての人権のことだな。

対義語は公権っていつて参政権とか裁判を受ける権利とかのことを言うんだ。

その私権って言う権利は、物権とか財産権とかの総称なんだが、それは生まれた瞬間からもつことが出来る当然の権利だって言うことを、第1項で定めているんだ。

民法上の私権の享有主体は人であり、その人は赤ちゃんの時から当然に私権を持っているって言うことだな。

で、外国人は民法などの日本国法令、二国間、多国間問わずに締結され、有効な国際条約で私権を持たないとされている場合をのぞいて、日本国民と同等の私権を持つものだということを書いているのが第2項だ。

例えば、生まれた瞬間に日本国民だということにされているならば、日本国籍を有している限りは、日本国内で私権を持つことができる。しかし、外国籍ならば、土地を持つとき「外国人土地法第1条による政令による制限」とか、国家に対する賠償を請求するとき「国家賠償法第6条による相互保証無き場合は外国人は日本国に国家賠償請求をすることができない」とかの制限がつくんだ。

このあたりがこの条文の重要なところだろうな。

まあ、第1項については、未成年者には一定の制限がついたりするんだが、それは後々いくらでも出てくるから、その時に話すことにしよう。

それに、生まれたばかりと言っても、赤ちゃんが生まれてすぐに何らかの契約をすることはありえないから、そんなことはあまり気にしなくてもいいさ。

第四条 成年

第四条 年齢二十歳をもって、成年とする。

これには他に言うことがないのだが、見てもらったまんまだ。現行法によれば、満20歳を迎えた人は、成人として扱われることになっている。

もちろん、例外とかもある。

民法中にも、20歳未満でも成人とみなすことが時々ある。

詳しくはそれぞれの条文で語るとするが、例えば20未満で結婚した場合だな。

だが、そういった例外をのぞいて、通常は、20歳を区切りとして、それ未満を未成年、以上を成年として扱うことになっているな。

第五条 未成年者の法律行為

第五条 未成年者が法律行為をするには、その法定代理人の同意を得なければならぬ。ただし、単に権利を得、又は義務を免れる法律行為については、この限りでない。

2 前項の規定に反する法律行為は、取り消すことができる。

3 第一項の規定にかかわらず、法定代理人が目的を定めて処分を許した財産は、その目的の範囲内において、未成年者が自由に処分することができる。目的を定めずに処分を許した財産を処分するときも、同様とする。

4条の続きみたいなんだ。

ここから数条にわたって、未成年の法律行為について書かれているんだ。

第5条は、未成年者が法律行為をする際に一定の制限がかけられているって言うことを示しているんだ。

法律行為って言うのは、契約、遺言、所有権移転とかで法律上の効果を及ぼすような行為を行って、その意思通りの効果を発生させるような行為のことだな。

法定代理人って言うのは、両親とか、未成年代理人のことだな。

818条、819条、838条あたりに書かれているな。

例えば、未成年者が、父親が持っている家を売るための契約を無断でしたとする。

第1項の規定では、未成年者の法律行為は、

その時、法定代理人たる父親がその契約を取り消すことができるんだ。

ただし、この時、未成年者が友人から法定代理人に無断で借りていた100円を帳消しにしてもらおうという契約をしたとする。この時は、第1項但し書きによって、一人でもすることができんだ。

第3項の規定は、例えば、教科書代として渡したお金とかが前段の目的を定めた財産にあたって、後段の目的を定めない財産は、毎月渡すお小遣いとか、お年玉とかっていうかんじだな。

第六条 未成年者の営業の許可

第六条 一種又は数種の営業を許された未成年者は、その営業に關しては、成年者と同一の行為能力を有する。

2 前項の場合において、未成年者がその営業に堪えることができない事由があるときは、その法定代理人は、第四編一（親族）の規定に従い、その許可を取り消し、又はこれを制限することができる。

未成年者シリーズの第二弾だ。

この条文には、未成年者が法律行為の中でも特に営業行為を行うときに關してのことが書かれている。

営業というのは、金儲けのために行う法律行為っていう感じだな。詳しく知りたかったら、商法とか別の特別法を詳しく見てくれ。

で、未成年者が営業行為を行う場合は、法定代理人に許可を受けないといけない。

その許可は、特定の業種ごとに許可をするっていう形をとってるんだ。

例えば、商売をしようと思って、親から許可をとったとする。

その時点で、商売に關しては成年者と同等であると認められるんだ。ただ、第7条から出てくる保佐や後見が必要になったり、法定代理人が無理だと考えたりした場合は、その営業行為をやめさせたり制限をかけたりすることができるんだ。

第七条 後見開始の審判

第七条 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者については、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人又は検察官の請求により、後見開始の審判をすることができる。

後見は、制限能力者の保護を目的として、いろんなところを手助けするって言う制度のことな。

その制度の中で未成年後見人って言うのは、両親とか親権者、特に言えばその人の財産の管理をする管理権を持っている人がいない場合、家庭裁判所によって決定される人の事だな。

保佐人、補助人とともに後見人として、後々になつて出てくるから。

例えば、知的障害がある人が、いろいろな人から騙されて高価なものをかわされたり、効果がないのに薬をまかれたりすると、あつという間に生活が困窮してしまうだろ。
そういったものを防ぐための制度だな。

第八条 成年被後見人及び成年後見人

第八条 後見開始の審判を受けた者は、成年被後見人とし、これに成年後見人を付する。

後見開始の審判は、家庭裁判所で行うことになっているんだ。

前にも言ったが、後見というのは、知的障害や精神障害などの精神上的の障害があつて、日常生活の一部または全部に支障が出てきたり、出てくるかもしれないという時に行うんだ。

後見の種類としては、民法第1編第2章第2節に出てくる順で、後見、保佐、補助っていう感じだな。

誰がその審判の申し立てを家庭裁判所に言えるかっていうのに関しては、後見については第7条、保佐については第11条、補助については第15条に書いてある。

それぞれ取り消すことも可能で、その場合は、後見に関しては第10条、保佐に関しては第14条、補助に関しては第18条にそれぞれ書いてある。

ほかにもいろいろあるが、まあ、おいおい話すことにするよ。

第九条 成年被後見人の法律行為

第九条 成年被後見人の法律行為は、取り消すことができる。ただし、日用品の購入その他日常生活に関する行為については、この限りでない。

法律行為って言うのは、前やっただろ。

簡単にいえば契約とかのことなんだが、実は、日用品の売買も、買い手と売り手があり、商品の値段について双方が納得した上で、売買を行うという、契約の一種だという話もあるんだ。

でも、そこまで法律行為だからといって、取り消されたら生きてはいけない。

だからこそ、この条文によって、そんなことをしなくてもいいようにしているんだ。

第十条 後見開始の審判の取消し

第十条 第七条に規定する原因が消滅したときは、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、後見人一（未成年後見人及び成年後見人をいう。以下同じ。）、後見監督人一（未成年後見監督人及び成年後見監督人をいう。以下同じ。）、又は検察官の請求により、後見開始の審判を取り消さなければならない。

開始の審判があるなら、それを終了させるように申し立てるための条文がある。

この条文は、第7条に書いてある後見開始の審判を取り消すための措置について書かれているんだ。

申立が出来る人は、条文の途中に書いてある本人から検察官までの間の人たち。

家庭裁判所に申し立てて、医師による診断の結果、後見が必要でないと言われると、審判を取り消すということになるんだ。

ただし、保佐や補助が必要な程度であると裁判所が判断すれば、保佐や補助の開始の審判を行うときもある。

第十一条 保佐開始の審判

第十一条 精神上の障害により事理を弁識する能力が著しく不十分である者については、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、後見人、後見監督人、補助人、補助監督人又は検察官の請求により、保佐開始の審判をすることができる。ただし、第七条に規定する原因がある者については、この限りでない。

第七条は、保佐開始の審判という条文だ。

後見を受けるほど深刻ではないが、補助を受けられるような状態ではない人が、保佐を受ける人だよ。

但し書きの『第七条に規定する原因』というのは、保佐よりも後見が望ましいであると裁判所が考えた場合に適応されるもので、後見開始の審判が行われることもある。

第十二条 被保佐人及び保佐人

第十二条 保佐開始の審判を受けた者は、被保佐人とし、これに保佐人を付する。

保佐開始の審判は、さっきの条文に書いてあつたらう。

あれで、家庭裁判所が正式に保佐開始の決定を下したら、それと同時に保佐人をその人につけることになるんだ。

保佐開始の審判を受けた人のことを被保佐人、被保佐人を補佐する役目を担っている人のことを保佐人というんだ。

それぞれ、保佐開始の審判の申立書に書かれていて、それらをひっくるめて裁判所は決定をするんだ。

第十三条 保佐人の同意を要する行為等

第十三条 被保佐人が次に掲げる行為をするには、その保佐人の同意を得なければならぬ。ただし、第九条ただし書に規定する行為については、この限りでない。

- 一 元本を領収し、又は利用すること。
- 二 借財又は保証をすること。
- 三 不動産その他重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為をすること。
- 四 訴訟行為をすること。
- 五 贈与、和解又は仲裁合意（仲裁法（平成十五年法律第三十八号）第二条第一項に規定する仲裁合意をいう。）をすること。
- 六 相続の承認若しくは放棄又は遺産の分割をすること。
- 七 贈与の申込みを拒絶し、遺贈を放棄し、負担付贈与の申込みを承諾し、又は負担付遺贈を承認すること。
- 八 新築、改築、増築又は大修繕をすること。
- 九 第六百二条に定める期間を超える賃貸借をすること。
- 2 家庭裁判所は、第十一条本文に規定する者又は保佐人若しくは保佐監督人の請求により、被保佐人が前項各号に掲げる行為以外の行為をする場合であってもその保佐人の同意を得なければならぬ旨の審判をすることができる。ただし、第九条ただし書に規定する行為については、この限りでない。
- 3 保佐人の同意を得なければならぬ行為について、保佐人が被保佐人の利益を害するおそれがないにもかかわらず同意をしないときは、家庭裁判所は、被保佐人の請求により、保佐人の同意に代わる許可を与えることができる。
- 4 保佐人の同意を得なければならぬ行為であつて、その同意又はこれに代わる許可を得ないでしたものは、取り消すことができる。

る。

この条文は、被保佐人が保佐人の同意なくしてしてはいけないことを列挙してあるんだ。

ちなみに、第1項第5号に書いてある”仲裁法第2条第1項”というのは”既に生じた民事上の紛争又は将来において生ずる一定の法律関係（契約に基づくものであるかどうかを問わない。）に関する民事上の紛争の全部又は一部の解決を一人又は二人以上の仲裁人にゆだね、かつ、その判断（以下「仲裁判断」という。）に服する旨の合意”のことを指しているんだ。

第1項の各号を説明するとこんな感じだな。

第1号は、借金の元本を返してもらったことや、新しくお金を貸したりすること。

第2号は、他人から借金をしたり、保証人になったりすること。

第3号は、土地や建物や重要な財産を売ったり買ったりすること。

第4号は、訴訟行為をすること。

第5号は、贈与や和解、仲裁法第2条第1項の合意行為を行うこと。

第6号は、相続の承認、放棄、分割をすること。

第7号は、贈与の申し込みを拒絶したり遺言による贈与を放棄し、または、負担付贈与の申し込みを承諾したり負担付の遺贈を承諾すること。

第8号は、家などの新築、改築、増築、大修繕を行うこと。

第9号は、本法の602条に書かれている期間を超える貸し借りの契約をすること。

っていう具合だな。

602条については、後々するから、その時に言うことにする。

第2項は、家庭裁判所が本条第1項、本法第9条但し書き以外のことで被保佐人にするのがふさわしくないと判断すれば、審判を経て決定することができるっていうこと。

第3項は、本条のこれまでに書かれている事柄について、被保佐人が不利益にならないのに保佐人が同意しないときに、家庭裁判所へ請求して審判で認められたら、その事柄を行うことができる。

第4項は、保佐人の同意が必要な事柄に対しては、同意や許可などがない限り取り消すことができるんだ。

たとえば、借金を新規に行う場合は、保佐人の同意がないと借りたとしても、その行為自信を取り消されて、なかったことにされるっ
ていうことがあるんだ。

第十四条 保佐開始の審判等の取消し

第十四条 第十一条本文に規定する原因が消滅したときは、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、保佐人、保佐監督人又は検察官の請求により、保佐開始の審判を取り消さなければならない。

2 家庭裁判所は、前項に規定する者の請求により、前条第二項の審判の全部又は一部を取り消すことができる。

この条文は、被保佐人が正常な精神状態になつたと考え、被保佐人、配偶者等、羅列されている人からの請求があれば、家庭裁判所がその保佐開始の審判を取り消すことになるつていうことなんだ。

さらに、その羅列されている人たちは、もしも前条の第2項に記載されている、第1項に書かれていること以外のことも保佐の対象にするという審判の内容にしているのであれば、家庭裁判所は、そのことも含めて取り消すことができるんだ。

第十五条 補助開始の審判

第十五条 精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分である者については、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人又は検察官の請求により、補助開始の審判をすることができる。ただし、第七条又は第十一条本文に規定する原因がある者については、この限りでない。

2 本人以外の者の請求により補助開始の審判をするには、本人の同意がなければならない。

3 補助開始の審判は、第十七条第一項の審判又は第八百七十六条の九第一項の審判とともにしなければならない。

第7条は後見、第11条は保佐についての条文だったね。
で、今回の第15条は、補助についての条文なんだ。

補助については、またいろいろと出てくるから詳しくはおいおい話すとして、簡単にいえば、誰かの助けが必要なんだけど、保佐や後見のような感じではない人向けの制度っていう感じだね。

その二つと大きく異なるのは、この補助開始の審判をするためには、本人の同意が必要ということ。

第17条第1項か第876条の9第1項のどちらかの審判も同時にしなければならぬという点だね。

これは、いかに周りが補助人をつけさせようとしても、その本人がかたくなに拒否をすれば、補助を受けることはないっていうことになるね。

第十六条 被補助人及び補助人

第十六条 補助開始の審判を受けた者は、被補助人とし、これに補助人を付する。

この条文は、保佐や後見の時と同じ感じ。

前条の補助開始の審判を受けたものは、被補助人として、その人を支える役割を担う人のことを補助人と言うんだ。

大まかな内容は、保佐とか後見の時とあまり変わらないよ。

詳細は、後の条文を見ていくことになるね。

そうそう、後見とかの時に言い忘れていたことだけど、市町村長も65歳以上で、後見、保佐、補助のいずれかに該当すると思われる人がいる場合は、それぞれに適應するように家庭裁判所に審判を申し立てる事が出来るんだ。

第十七条 補助人の同意を要する旨の審判等

第十七条 家庭裁判所は、第十五条第一項本文に規定する者又は補助人若しくは補助監督人の請求により、被補助人が特定の法律行為をするにはその補助人の同意を得なければならない旨の審判をすることができる。ただし、その審判によりその同意を得なければならないものとすることができる行為は、第十三条第一項に規定する行為の一部に限る。

2 本人以外の者の請求により前項の審判をするには、本人の同意がなければならぬ。

3 補助人の同意を得なければならない行為について、補助人が被補助人の利益を害するおそれがないにもかかわらず同意をしないときは、家庭裁判所は、被補助人の請求により、補助人の同意に代わる許可を与えることができる。

4 補助人の同意を得なければならない行為であつて、その同意又はこれに代わる許可を得ないでしたものは、取り消すことができる。

補助人というのは、保佐人とかと違ってこれができないという感じなもの。最初から決まってるんだ。

だから、第13条第1項を準用して、その中から同意が必要なものを一部抜粋して審判を行うということになっているんだ。ちなみに、その審判をするためには、本人か本人の同意がある場合に限られるよ。

補助人を一度つけると、被補助人の利益が害されないのにかかわらず、補助人が同意をしないときは、家庭裁判所は補助人の代わりの許可を出すことができる。

そして、補助人の同意を得る必要がある行為なのに、補助人の同意

や家庭裁判所による許可がない場合は、取り消すことができるんだ。

第十八条 補助開始の審判等の取消し

第十八条 第十五条第一項本文に規定する原因が消滅したときは、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、補助人、補助監督人又は検察官の請求により、補助開始の審判を取り消さなければならない。

2 家庭裁判所は、前項に規定する者の請求により、前条第一項の審判の全部又は一部を取り消すことができる。

3 前条第一項の審判及び第八百七十六条の九第一項の審判をすべて取り消す場合には、家庭裁判所は、補助開始の審判を取り消さなければならない。

これは、補助開始の審判をどうやって取り消すことができるかということを示す条文だよ。

大体は後見の時や保佐の時と同じなんだけど、第3項が少し違うんだ。

違うといつても、第17条第1項の補助開始の審判の際に申し立てをした内容と、第876条の9第1項に書かれている内容を同時に取り消したとすると、被補助人は補助を必要としないということになるから、審判を取り消すことと同義語になるんだ。

ちなみに、第876条の9第1項は、被補助人の代理人を補助人とするという内容になっているよ。

第十九条 審判相互の関係

第十九条 後見開始の審判をする場合において、本人が被保佐人又は被補助人であるときは、家庭裁判所は、その本人に係る保佐開始又は補助開始の審判を取り消さなければならない。

2 前項の規定は、保佐開始の審判をする場合において本人が成年被後見人若しくは被補助人であるとき、又は補助開始の審判をする場合において本人が成年被後見人若しくは被保佐人であるときについて準用する。

後見開始の審判、保佐開始の審判、補助開始の審判は相互に重なり合った領域を担当することになるんだ。

範囲の順は、後見、保佐、補助の順で小さくなるよ。

で、被補助人や被保佐人は、被後見人のための審判を受ける際に、いったん補助開始の審判か保佐開始の審判を取り消したうえで、後見開始の審判を行うということになるんだ。

なにせ、範囲が重なっているんだから、被後見人が被補助人や被保佐人のままだったら無駄なわけだよ。

第2項は、被補助人や被後見人が保佐開始の審判を受ける時や、被後見人や被保佐人が補助開始の審判を受ける時にも第1項の規定をそのまま使っていること。

つまり、後見、保佐、補助はそれぞれ別の階層とみなして、階が移ることにいったん前を取り消してから、次へ行くという感じかな。

第二十条 制限行為能力者の相手方の催告権

第二十条 制限行為能力者（未成年者、成年被後見人、被保佐人及び第十七条第一項の審判を受けた被補助人をいう。以下同じ。）の相手方は、その制限行為能力者が行為能力者（行為能力の制限を受けない者をいう。以下同じ。）となった後、その者に対し、一箇月以上の期間を定めて、その期間内にその取り消すことができる行為を追認するかどうかを確答すべき旨の催告をすることができる。この場合において、その者がその期間内に確答を発しないときは、その行為を追認したものとみなす。

2 制限行為能力者の相手方が、制限行為能力者が行為能力者とならない間に、その法定代理人、保佐人又は補助人に対し、その権限内の行為について前項に規定する催告をした場合において、これらの者が同項の期間内に確答を発しないときも、同項後段と同様とする。

3 特別の方式を要する行為については、前二項の期間内にその方式を具備した旨の通知を発しないときは、その行為を取り消したものとみなす。

4 制限行為能力者の相手方は、被保佐人又は第十七条第一項の審判を受けた被補助人に対しては、第一項の期間内にその保佐人又は補助人の追認を得るべき旨の催告をすることができる。この場合において、その被保佐人又は被補助人がその期間内にその追認を得た旨の通知を発しないときは、その行為を取り消したものとみなす。

さて、ここからさきは制限行為能力者ということで、被後見人、被保佐人、第17条第1項の審判を受けた被補助人、それと未成年者の全般にかかわる話になる。

制限行為能力者が制限が取れて行為能力者となった場合、制限行為能力者の間にしていたことについて、その相手方は1か月以上の期限を設けて、追認するかどうかを尋ねる事になってるんだ。

追認というのは、漢字の通りで、後々になって認めるってことだね。

もしも第1項に決められているその期限が過ぎても返事がなかったら、追認をしたというふうにみなすっていうことになってるね。

さらに、制限行為能力者が行為能力者、つまり被後見人などの制限行為能力者ではなくなる前までに契約などを結んでいた人たちが、後見人たちに追認するかどうかを求め、第1項の期間内に確答がなかった場合も、追認したとみなすということになってるよ。

ただし、これまでのことで、特別の形式が必要なものだった場合、たとえば民法864条に書かれているようなものをする場合は、第1項の期間以内に、その形式通りに作って送らなかった場合は、取り消したものとみなすっていうことになる。

第4項は、制限行為能力者の相手は、被保佐人か被補助人に対しては、第1項の期限と同じ期限を設けて追認するかどうかの催告をすることができし、そのことに対して保佐人か補助人に追認をとったという連絡をしなかった場合は、取り消したものとすることだね。

第二十一条 制限行為能力者の詐術

第二十一条 制限行為能力者が行為能力者であることを信じさせるため詐術を用いたときは、その行為を取り消すことができない。

この条文は、制限行為能力者が、たとえば、自分自身は被保佐人であるにもかかわらず、行為能力者だと言って、何らかの売買契約をしたとする。

そして、その後、保佐人の同意がないからその売買契約は取り消すといってもできないということになるということだね。

ちなみに、制限行為能力者は”後見登記等に関する法律”という法律によって東京登記所に登記されることになっているんだけど、その登記を見る事が出来るのは、制限行為能力者本人かその関係者っていうことになっているから、相手方は見る事が出来ないんだ。だから、その人が本当に被保佐人ではないということがはっきりとわからない。

そのことから被る不利益から守るため、この条文が利用されることがあるんだ。

第二十二條 住所

第二十二條 各人の生活の本拠をその者の住所とする。

これは、どこを住所とするのかということを書いてある条文だよ。住所というのは、いろいろな法律で使われているもので、たとえば、相続、裁判所の管轄、税金の納付など、多岐にわたっているものの基礎になるんだ。

生活の本拠というのは、どこで生活をしているのかっていう意味合いだね。

ただ、明確な定義っていうのはないから、その時々によって判断をするっていうのが重要だよ。

住民基本台帳とかに載っている住所も、一種の目安として考えるべきだろうね。

第二十三条 居所

第二十三条 住所が知れない場合には、居所を住所とみなす。

2 日本に住所を有しない者は、その者が日本人又は外国人のいずれであるかを問わず、日本における居所をその者の住所とみなす。ただし、準拠法を定める法律に従いその者の住所地法によるべき場合は、この限りでない。

第1項は、どこに前条でいう住所があるかわからない人は、住んでいるところを住所とみなすということ。

第2項は、日本人であれ外国籍であれ、日本国内に住所がない人は、日本で済んでいるところをその人の住所とみなすという意味で、ただ、準拠法を定める法律に書かれている場合は、例外とするということ。

この場合の準拠法を定める法律ってというのは、大体的場合は”法の適応に関する法律（法例）”を指してるよ。

第二十四条 仮住所

第二十四条 ある行為について仮住所を選定したときは、その行為に関しては、その仮住所を住所とみなす。

この条文に書いてある、ある行為やその行為ってというのは、たとえば、仙台に本社がある会社が、その会社が取引をしている岡山の会社があつたとする。

その時に、仙台の会社が岡山の会社と取引をするっていうのがこの条文の行為で、その取引時に仮の住所を決めた時には、その取引をするときに限って、その仮住所を住所とするっていうことだね。

第二十五条 不在者の財産の管理

第二十五条 従来の住所又は居所を去つた者（以下「不在者」という。）がその財産の管理人（以下この節において単に「管理人」という。）を置かなかつたときは、家庭裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、その財産の管理について必要な処分を命ずることができる。本人の不在中に管理人の権限が消滅したときも同様とする。

2 前項の規定による命令後、本人が管理人を置いたときは、家庭裁判所は、その管理人、利害関係人又は検察官の請求により、その命令を取り消さなければならない。

前条までに書いてあつた住所を基にして、その住所や居所からいなくなつた不在者は、そのまま家とか、建物とかは持つていかれないから、その場所に置いていくよね。

その時に、そういった財産の管理人を置いたりするんだけど、もしもおかなかつたら家庭裁判所が不在者と利害関係にある人や検察官からの請求によって、財産の管理についての必要な処分を命ずることができるとだ。

そのことは、第2項に書いてある管理人を置いたとして、家庭裁判所が第1項の命令後だったら管理人が利害関係者が検察官の誰かの請求によって命令を取り消すことができるんだ。

ただし、管理人の権限が消滅した時は第1項の但し書きによるよ。

かといって、この条文は、長期の海外旅行とかで家からいなくなる人とかを考えている面のほうが大きいけどね。

第二十六条 管理人の改任

第二十六条 不在者が管理人を置いた場合において、その不在者の生死が明らかでないときは、家庭裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、管理人を改任することができる。

管理人がいたとしても、不在者が生きてるか死んでいるかわからないときには、家庭裁判所が利害関係人が検察官の請求によって、管理人を変える事が出来るんだ。

これは、不在人が決めた管理人だとしても、生死不明という状況になったために新しくしたほうがいいのではないかという話が出てきたときに、この条文を使うんだ。

第二十七条 管理人の職務

第二十七条 前二条の規定により家庭裁判所が選任した管理人は、その管理すべき財産の目録を作成しなければならぬ。この場合において、その費用は、不在者の財産の中から支弁する。

2 不在者の生死が明らかでない場合において、利害関係人又は検察官の請求があるときは、家庭裁判所は、不在者が置いた管理人にも、前項の目録の作成を命ずることができる。

3 前二項に定めるもののほか、家庭裁判所は、管理人に対し、不在者の財産の保存に必要と認める処分を命ずることができる。

前二条の規定つていうのは、第25条と第26条のことになるね。

その場合、管理人が管理をするべき目録を作ることになっているんだ。

その時にかかった費用は不在者の懐から出すことになってるし、その目録は不在人の生死が不明の時にも、利害関係者が検察官からの請求によって目録を作るように家庭裁判所は命ずることができるんだ。

他にも、管理人に対して、家庭裁判所が不在者の財産の保存に必要なだと思われる処分を命ずることもできるよ。

たとえば、雨漏りしてたりすると、財産の保存に支障が出るよね。

そんなときに、使うことがあるよ。

第二十八条 管理人の権限

第二十八条 管理人は、第一百三十九条に規定する権限を超える行為を必要とするときは、家庭裁判所の許可を得て、その行為をすることができる。不在者の生死が明らかでない場合において、その管理人が不在者が定めた権限を超える行為を必要とするときも、同様とする。

民法第103条は、権限の定めがない代理人がどんなことをすることができるといふのを定めた条文で、詳細はその時にするとしてそこに書かれている権限を超える必要が出てきたときには、管理人は家庭裁判所の許可を得たうえで、その行為をすることができる。

家庭裁判所の許可を得る必要があるのは、この条文だけをみると、不在者の生死がわからないときに、管理人が不在者が決めた権限を超える行為があると考えた時にも同じことが言えるね。

不在者が決めた権限っていうのは、管理人になるときに契約によって決められることが普通で、不在者の考えなかった状況になったりするときに、その契約外のことをする必要に迫られたときに、家庭裁判所が許可を出して、その行為をすることができるっていうことだね。

第二十九条 管理人の担保提供及び報酬

第二十九条 家庭裁判所は、管理人に財産の管理及び返還について相当の担保を立てさせることができる。

2 家庭裁判所は、管理人と不在者との関係その他の事情により、不在者の財産の中から、相当な報酬を管理人に与えることができる。

家庭裁判所は、管理人がまかされた財産に対して、それ相応の担保をたてさせることができ、さまざまな事情を考慮したうえで、不在者の財産中から、相当の報酬を管理人に支払わすことができるんだ。第1項は、つまり、管理人が暴走をして不在者の財産を切り売りしたりして、帰ってきたときには何も残らなかつたということになりかねないから、それを防ぐために、不在者の財産の管理や返還に対する担保を立てさせるっていうことだね。

それによって、不在者の財産が確実に手元に戻らせるようにするっていうこと。

第2項は、お給料みたいな感じだと思えばいいよ。

第三十条 失踪の宣告

第三十条 不在者の生死が七年間明らかでないときは、家庭裁判所は、利害関係人の請求により、失踪の宣告をすることができる。

2 戦地に臨んだ者、沈没した船舶の中に在った者その他死亡の原因となるべき危難に遭遇した者の生死が、それぞれ、戦争が止んだ後、船舶が沈没した後又はその他の危難が去った後一年間明らかでないときも、前項と同様とする。

ここからは失踪といわれるものについてだね。

基本的に、第1項の通り、不在者の生死が7年間分らないときには、利害関係者の請求によって、家庭裁判所が不在者は失踪をしたという宣告をすることができるんだ。

その例外として、戦争に行った人、沈没した船舶の中にいた人やいろんな死亡する原因となる危難に遭った人の生死が、その状況が終わってから1年間分らないときも、失踪宣告を家庭裁判所がすることができるんだ。

ただし、航空機事故みたいな、死体が見つからないんだけど、どう考えても死んでいるだろうと思われる場合は、その時点で死んだということもたまにあるよ。

ちなみに、第1項の内容を普通失踪、第2項の内容を特別失踪というよ。

第三十一条 失踪の宣告の効力

第三十一条 前条第一項の規定により失踪の宣告を受けた者は同項の期間が満了した時に、同条第二項の規定により失踪の宣告を受けた者はその危難が去った時に、死亡したものとみなす。

失踪というのは、生死がわからないものなんだけど、この条文によって死んだものとして扱われるんだ。

普通失踪の場合は、7年が過ぎた日に死んだものとして考え、特別失踪の場合はその危難が去った時点で死んだものと考える事になるんだ。

そして、その後は、相続の問題が出てくるんだけど、相続は別に編「民法第5編」があるから、その時に話すことにするよ。

第三十二条 失踪の宣告の取消し

第三十二条 失踪者が生存すること又は前条に規定する時と異なる時に死亡したことの証明があつたときは、家庭裁判所は、本人又は利害関係人の請求により、失踪の宣告を取り消さなければならぬ。この場合において、その取消しは、失踪の宣告後その取消し前に善意で行った行為の効力に影響を及ぼさない。

2 失踪の宣告によつて財産を得た者は、その取消しによつて権利を失う。ただし、現に利益を受けている限度においてのみ、その財産を返還する義務を負う。

第1項の”善意” については、後々になつても山のように出てくる単語だよ。

法律論でいう善意というのは、その行為やその事実を知らなかったということを書いて、その対義語は悪意といわれるんだ。

失踪者が生存していたり、前条に決められている普通失踪や特別失踪の時と違う時に死んでいたという証明ができた場合は、家庭裁判所は、本人か利害関係者の請求によつて、失踪の宣告を取り消さなければならぬ。ただし、その取り消しは、失踪の宣告があつた後から取り消しまでの間に善意でされた行為の効力に影響しない。

失踪の宣告によつて財産を得たものは、取り消された時点でその権利を失う。ただし、現存利益のみ、その財産を返還する義務を負う。

現存利益ってというのは、消費や滅失毀損した分を差し引いたうえで、現に利益を得ている部分のことだな。

「作者注：消費ではなく費消という場合もあります」

たとえば、失踪の宣告によつて得たお金で、生活費を浮かした場合、

その浮かせた金額が現存利益っていうことになるんだ。
ただ、競馬とかに使ったお金は、現存利益にはならないよ。

第三十二条の二

第三十二条の二 数人の者が死亡した場合において、そのうちの一人が他の者の死亡後になお生存していたことが明らかでないときは、これらの者は、同時に死亡したものと推定する。

さつき話した飛行機事故の根拠となる条文がこれ。

死亡者が複数いて、そのうちの一人が他の人の死んだあとに生きていないときは、全員まとめて同時に死亡したと推定することになるんだ。

この条文は、相続の時に一番問題になるよ。

たとえば、すべての財産が夫名義になっていて子供がいない夫婦がいて、飛行機事故に巻き込まれて、二人とも亡くなったとする。

その時、夫か妻のどちらが先に亡くなったかわからない場合は、この条文が適応され、妻への相続がないため、遺産はすべて夫の親族の元へ行くことになる。

でも、もしも、夫が先に亡くなったことが分かれば、夫の親族に全遺産の3分の1が渡されて、残りが妻にいく。

そして、妻が亡くなったことによって、妻の親族に妻に遺贈されたものすべてが相続されるんだ。

閑話 1

「そういえば、気になってたことがあるんだけど……」

彼女が、説明をしている俺に聞いてきた。

「どうしたんだ」

説明をしている手を少し止めて、彼女に聞き返す。

「たとえば、第32条の2みたいなものってあるじゃない。あれって、どういうことなの？」

「ああ、それはな、最初はなかった条文なんだ。後で、これが必要だろうと思って挿入したんだよ」

「他にもあるの？」

「当然。」 地方自治法”には”第二百五十二条の十七の九”みたいなものもあるよ。これは、最初に第252条があつて、その後第252条の17を入れ、さらに第252条の17の9をいれたんだ」

「でも、どうしてこんなことをするの？そのまま条数を変えていけばいいんじゃない？」

「後々が大変になるよ。条文数が膨大になると、後ろのほうの条数を決めることも難しくなるんだ。だから、こつやつてごまかしみたいな感じで入れるんだよ」

「ふーん」

彼女は、なんとなく納得したような顔を見せた。

「じゃあ、次にいくかい？」

「うん」

次は、第1編第3章、法人についてとなる。

第三章 法人

第三章 法人（第三十三条 第八十四条）

ここには、法人に関する一般的な規則が載っているんだ、いや、載っていたんだ。

この章の条文は、第33条から第37条までになっていて、それ以降第84条までは削除されたんだ。

その部分は、今では、会社法などの法令に移ってるね。

ただ、その残された条文というのは、どんな法人にでも適応される重要な内容ばかりだから、何かと必要なんだよね。

内容としては、どんなのが”法人”とされるのか、どんな能力を持っているのか、外国企業はどうするのかなど、法人の基礎になるものが規定されているんだ。

第三十三条 法人の成立等

第三十三条 法人は、この法律その他の法律の規定によらなければ、成立しない。

2 学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他の公益を目的とする法人、営利事業を営むことを目的とする法人その他の法人の設立、組織、運営及び管理については、この法律その他の法律の定めるところによる。

第1項の条文はとても重要だね。

ここで、法人法定主義を定めていて、法人というのは名乗るだけじゃなくて、法律に基づいて手続きをしないと、法人として認めないということになっているんだ。

第2項は、その法人の内容についてだね。

学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他の公益を目的する法人というのが、一般的な公益法人のこと。

営利事業を営むことを目的とする法人というのが、一般的な営利法人のことで、それ以外の法人についても、すべての法人の設立、組織、運営や管理についても、いろんな法律に書かれているよ。

たとえば、会社法とか商法とかだね。

第三十四条 法人の能力

第三十四条 法人は、法令の規定に従い、定款その他の基本約款で定められた目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。

前条の時に言ったけど、法人というのは法律によって設立などされるんだ。

だから、その時に法人設立とはこうやってするっていうことも決められていて、そのひとつに定款を作るといふのがあるんだ。

定款は、商法や会社法などにどのようなものを書くかというのがしつかりと決められていて、その中で法人というのとは人と同じように動くことができるんだ。

第三十五条 外国法人

第三十五条 外国法人は、国、国の行政区画及び外国会社を除き、その成立を認許しない。ただし、法律又は条約の規定により認許された外国法人は、この限りでない。

2 前項の規定により認許された外国法人は、日本において成立する同種の法人と同一の私権を有する。ただし、外国人が享有することのできない権利及び法律又は条約中に特別の規定がある権利については、この限りでない。

外国法人というのは、外国の法律によって規定された法人のこと。たとえば、外国でできたA社が日本国内で支店を作ったとすると、A社が外国法人という扱いになるんだ。

でも、もしも、支店じゃなくて本店とか現地法人とかになると、A社とは別の扱いということになって、独自の法人として認められることになるよ。

ちなみに、法律や条約の規定によって認許された場合は、例外とされるんだ。

第1項の規定で認許された外国法人は、国内法人として扱われるんだけど、外国人が共有することのできない権利や法律や条約に規定がある権利については、その権利を使うことができないとされるんだ。

第三十六条 登記

第三十六条 法人及び外国法人は、この法律その他の法令の定めるところにより、登記をするものとする。

法人や外国法人は、この民法に書かれているものや会社法、商法などの国内法令によって登記をするということが義務付けられているんだ。

この登記の内容には、本社の住所もあって、それが会社の住所になるんだ。

そのことは前にもやった住所のときに話したことにもつながっていきんだけど、それは割愛。

登記については、登記簿というのが法務局に備え付けられていて、手数料さえ払えばだれでも見ることができるよ。

「作者注：法務局のことを登記所とも言います。商業登記法（昭和38年法律第125号）第1条の3及び不動産登記法（平成16年法律第123号）第6条第1項を参照してください」

第三十七条 外国法人の登記

第三十七条 外国法人（第三十五条第一項ただし書に規定する外国法人に限る。以下この条において同じ。）が日本に事務所を設けたときは、三週間以内に、その事務所の所在地において、次に掲げる事項を登記しなければならない。

- 一 外国法人の設立の準拠法
- 二 目的
- 三 名称
- 四 事務所の所在場所
- 五 存続期間を定めたときは、その定め
- 六 代表者の氏名及び住所
- 2 前項各号に掲げる事項に変更を生じたときは、三週間以内に、変更の登記をしなければならない。この場合において、登記前にあつては、その変更をもって第三者に対抗することができない。
- 3 代表者の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされたときは、その登記をしなければならない。この場合においては、前項後段の規定を準用する。
- 4 前二項の規定により登記すべき事項が外国において生じたときは、登記の期間は、その通知が到達した日から起算する。
- 5 外国法人が初めて日本に事務所を設けたときは、その事務所の所在地において登記するまでは、第三者は、その法人の成立を否認することができる。
- 6 外国法人が事務所を移転したときは、旧所在地においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地においては四週間以内に第一項各号に掲げる事項を登記しなければならない。
- 7 同一の登記所の管轄区域内において事務所を移転したときは、その移転を登記すれば足りる。

8 外国法人の代表者が、この条に規定する登記を怠ったときは、五十万円以下の過料に処する。

この条文は外国法人に対してどのように登記をするかということを決めてあるんだ。

絶対に書かなければならない事項は第1項にずらずらと並んでいるもので、それ以外は他の法令で義務付けられていない限りは任意になるんだ。

第2項から第7項については、どのような時に外国法人が登記をしなければならぬのかというのが描かれていて、第1項から第7項までの登記を怠ったときには第8項の罰則があるんだ。

ちなみに、この条文の外国法人というのは、第35条1項但し書きで認許されたものに当然に限るよ。

第四章 物

第四章 物（第八十五条 第八十九条）

この章は、物^{ぶつ}に関して扱うよ。

といっても、基本的なものばかりなんだけどね。

物に対する権利、物権については、第2編で詳しく扱うことになるけど、ここはそれ以外のすべてに適用される規則…って、これは何度も言ってきたことだね。

そうそう、法律上では、物とかいて”ぶつ”と読むことが普通だから、これから気をつけるように。

物とは何か、不動産と動産の違いとは何か、主物と従物とは何か、法定果実とは何かなどについて扱うことになるよ。

第八十五条 定義

第八十五条 この法律において「物」とは、有体物をいう。

この法律において、物というのは、形があり、触れるようなもの
ことを言うね。

だから、知的財産権や電気といった触れないものは、その規定がな
い限り、物として扱われないんだ。

触れたとしても、人は有体物にはならないよ。

なぜかというと、人身売買や臓器売買といったいわゆる非人道的な
ことが法律上正当化されてしまうことになるから、それは困るから
ね。

そうそう、電気については、特別に刑法第二百四十五条に”この章
の罪については、電気は、財物とみなす。”と書かれているんだ。
この場合のこの章というのは刑法第2編第36章”窃盗及び強盗の
罪”のことだよ。

第八十六条 不動産及び動産

第八十六条 土地及びその定着物は、不動産とする。

2 不動産以外の物は、すべて動産とする。

3 無記名債権は、動産とみなす。

土地と土地にひっついていてるものは不動産として、それ以外はすべて動産とするんだ。

無記名債券というのは、簡単にいえば電車の切符や博物館とかの当日券みたいな、誰が使っても同じ効果を得る事ができる物のことだよ。

債権については、第3編に詳しく出てくるんだけど、無記名債券はその例外とされて、動産と同じとみなされるんだ。

第八十七条 主物及び従物

第八十七条 物の所有者が、その物の常用に供するため、自己の所有に属する他の物をこれに附属させたときは、その附属させた物を従物とする。

2 従物は、主物の処分に従う。

たとえば、家があるよね。

その家には、窓ガラスや障子や畳とかがあるよね。

この場合、家が主物で、窓ガラスや障子や畳といったものが従物になるんだ。

これが第1項の意味。

家を売れば、窓ガラスとかも一緒に相手に引き渡されるでしょ。

それが、第2項の意味。

もっとも、不動産の従物と言うのは、付合という問題も出てくるんだ。

付合については、239条以降に詳しく出てくるよ。

第八十八条 天然果実及び法定果実

- 第八十八条 物の用法に従い収取する産出物を天然果実とする。
- 2 物の使用の対価として受けるべき金銭その他の物を法定果実とする。

ここに書いてある”果実”^{かじつ}というのは、バナナとか見かんとかの意味合いは全然ないからね。

普通に物を使っているときにとれる利益のことを天然果実、物の使用したことによる大火として受け取った物に関しては法定果実というふうに言うっていうことを決めてあるんだ。

この果実という言い方は、後々にも出てくるからしっかりと覚えておくように。

第八十九条 果実の帰属

第八十九条 天然果実は、その元物から分離する時に、これを収取する権利を有する者に帰属する。

2 法定果実は、これを収取する権利の存続期間に応じて、日割計算によりこれを取得する。

天然果実は、その元になる物から分けられた時に、それを持つことができる権利をもっている人の物になる。

法定果実は、もらう権利の続いている期間に応じて、日割り計算によってもらう。

天然果実というのは、果樹園でとったリンゴや、牝牛から生まれた子牛のようなものだね。

この場合、リンゴや子牛のことを天然果実、果樹や牝牛のことを元物というんだ。

一方で法定果実は、たとえば家を貸した時にもらう家賃みたいなものだね。

その時には、日割り計算でもらう家賃の計算をするんだ。

第五章 法律行為

第五章 法律行為

第一節 総則（第九十条 第九十二条）

第二節 意思表示（第九十三条 第九十八条の二）

第三節 代理（第九十九条 第一百八条）

第四節 無効及び取消し（第一百十九条 第一百二十六条）

第五節 条件及び期限（第一百二十七条 第一百二十七条）

この章では、法律行為という行為をみていくよ。

法律行為というのは、意思表示をしたうえで、その意思表示通りの内容の効果が認められる行為のことで、遺言、契約や合同行為といわれるものなどがあるよ。

その法律行為に似たものとしては準法律行為があるよ。

準法律行為というのは、意思表示をしただけとか、今わかっている事実を相手方に通知することなどがあるよ。

「作者注：意思表示をしただけのことを”意思の通知”、今わかっている事実を相手方に通知することを”観念の通知”と言います」

章の内容としては、法律行為全体の総則、民法上の意思表示について、誰かの代わりをしたときに適応される代理について、無効と取り消しの差やそれが許されない場合について、条件や期限についてなどがあるね。

第九十条 公序良俗

第九十条 公の秩序又は善良の風俗に反する事項を目的とする法律行為は、無効とする。

これは公序良俗といわれるものに反することを目的とした法律行為は無効だということだよ。

公序良俗というのは、“公の秩序又は善良の風俗”の略とされていて、社会全体の一般的利益や一般的倫理のことを指しているんだ。たとえば、100万借りているのに、返せないときの担保として1000万の土地を取られるとか、すでに結婚している人が愛人と結婚をする契約をするとか、男女別の定年を設けるとかそんな感じのことだね。

これらは、全部無効ということになるんだ。

第九十一条 任意規定と異なる意思表示

第九十一条 法律行為の当事者が法令中の公の秩序に関しない規定と異なる意思を表示したときは、その意思に従う。

法律行為をしていた当事者が、法令に書かれている公の秩序に関する規定と違う意思表示をしたときは、その意思表示に従う。

一般的には任意規定という条文だよ。

契約自由の原則というのがあって、基本的に私人間の契約は法律には縛られないということになっているんだ。

任意規定の逆には強行規定というのがあって、第90条のような何があってもそれに従うという規定が該当するよ。

第九十二条 任意規定と異なる慣習

第九十二条 法令中の公の秩序に関しない規定と異なる慣習がある場合において、法律行為の当事者がその慣習による意思を有しているものと認められるときは、その慣習に従う。

法令中の公の秩序に関しない規定と異なる慣習がある場合は、法律行為の当事者がその慣習を使って法律行為を行ったという意思をもっているとは認められるときは、その慣習に従う。

これは、各地方に残っている慣習を使う場合のほうが、法律の規定を使うよりも当事者間では分かりやすいということが往々にしてあるんだ。

だから、この条文みたいな規定を使って慣習も使うことができるということになっているんだ。

第九十三条 心裡留保

第九十三条 意思表示は、表意者がその真意ではないことを知っていたときであつても、そのためにその効力を妨げられない。ただし、相手方が表意者の真意を知り、又は知ることができたときは、その意思表示は、無効とする。

意思表示は、その意思表示をした者が真意ではないということを知っていた時であつても、そのことを理由にその効力は妨げられない。ただし、相手方が意思表示をした者の真意を知っていたり、もしくは知ることができた時には、その意思表示は、無効とする。

この条文は、酔つて適当に口約束で土地や家の売買契約をしたときとかでも、その契約は有効だということなんだ。

でも、ベロンベロンに酔つていて本当のことが言えるかどうかは分からないし、もしかしたら冗談でいつていたかもしれないよね。

その時、但し書きのところに書いてある、相手方が冗談だと認識をしていたか、認識することができるといふ状態だったら、その契約は無効だということにするって話なんだ。

第九十四条 虚偽表示

- 第九十四条 相手方と通じてした虚偽の意思表示は、無効とする。
- 2 前項の規定による意思表示の無効は、善意の第三者に対抗することができない。

相手方と話し合ったうえでした虚偽の意思表示は、無効とする。

千項の規定による意思表示の向こうは、虚偽だということを知らなかった第3者に対抗することができない。

この条文は、たとえば、借金で土地をとられそうになっているAさんが、話し合つてBさんに名義を書き換えさせたときとかに適応されるもので、その時には、双方ともに売買する気がなかったということを知っているから、無効だということになるんだ。

ただし、そのことを知らなかったCさんが、Bさんからその土地を買った場合は、その契約は当然有効になるんだ。

それが第2項の意味合いだね。

第九十五条 錯誤

第九十五条 意思表示は、法律行為の要素に錯誤があつたときは、無効とする。ただし、表意者に重大な過失があつたときは、表意者は、自らその無効を主張することができない。

意思表示は、法律行為を行うきつかけになつた内容に間違いがあつた時は、無効とする。
ただし、表意者に重大な過失があつた時は、表意者は、自身から無効を主張することができない。

これは、法律行為を行う時、たとえば土地を買おうと思つた時に、その土地が将来、リニアモーターカーの路線が通る予定地になつてゐるという噂を聞いて買った場合、つまり、その土地値上がりを目的として買った場合は、相手側が知つていたとすると無効になるんだ。

ただ、相手がそのことを知らなかつたら無効とはならないということだよ。

第九十六条 詐欺又は強迫

第九十六条 詐欺又は強迫による意思表示は、取り消すことができる。

2 相手方に対する意思表示について第三者が詐欺を行った場合においては、相手方がその事実を知っていたときに限り、その意思表示を取り消すことができる。

3 前二項の規定による詐欺による意思表示の取消しは、善意の第三者に対抗することができない。

詐欺や強迫によって行った意思表示は、取り消すことができる。

相手方に対する意思表示について第三者が詐欺を行った場合は、相手方がその事実を知っていたときのみ、その意思表示を取り消すことができる。

第96条の第1項と第2項の詐欺による意思表示の取り消しは、善意の第三者の対抗できない。

詐欺や強迫ってというのは、簡単にいえば、嘘っぱちを言ったり脅したりすることで、それを行った意思表示は、取り消せるんだ。

例えば、どこぞにあるAさんの事務所にBさんが連れ込まれて無理やり土地の売買契約書に署名や実印を押させたことや、Aさんが本当は1000万の値打ちがあるBさんの土地なのに10万円で売らせた場合っていうことだね。

さらに、第2項の説明ついでに言えば、AさんがCさんと共謀してBさんをだましたりすると、それも取り消しになる。

ただし、これまで話した第1項と第2項の話は、善意の第三者に対抗できないんだ。

だから、CさんはAさんとまったく関係なく、Bさんから詐欺や強

迫によって土地を買ったということを全然知らなかったら、AさんとCさんの間の売買契約は有効だとされるんだ。

第九十七条 隔地者に対する意思表示

第九十七条 隔地者に対する意思表示は、その通知が相手方に到達した時からその効力を生ずる。

2 隔地者に対する意思表示は、表意者が通知を発した後死亡し、又は行為能力を喪失したときであっても、そのためにその効力を妨げられない。

この条文は、“到達主義”という重要なものの一つを定めた条文だよ。

到達主義というのは、距離が離れている当事者間の意思表示は、意思表示を定めた通知が相手方に到達したときから効力を生じるんだ。しかも、それは表意者が通知後に死亡したり、行為能力を喪失した場合であつたとしても、効力が妨げられないんだ。

例えば、土地の売買契約を結ぶという意思表示を北海道に住んでいるAさんと西表島に住んでいるBさんがした場合、互いに連絡をとるために手紙をAさんがBさんに出したとするよね。そしたら、Aさんが手紙を出した後、Bさんに着くまでの間に交通事故に遭って亡くなってしまったんだ。でも、その後にBさんが手紙を受け取ったとしても、有効だとされるんだ。

第九十八条 公示による意思表示

第九十八条 意思表示は、表意者が相手方を知ることができず、又はその所在を知ることができないときは、公示の方法によつてすることができる。

2 前項の公示は、公示送達に関する民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定に従い、裁判所の掲示場に掲示し、かつ、その掲示があつたことを官報に少なくとも一回掲載して行つ。ただし、裁判所は、相当と認めるときは、官報への掲載に代えて、市役所、区役所、町村役場又はこれらに準ずる施設の掲示場に掲示すべきことを命ずることができる。

3 公示による意思表示は、最後に官報に掲載した日又はその掲載に代わる掲示を始めた日から二週間を経過した時に、相手方に到達したものとみなす。ただし、表意者が相手方を知らないこと又はその所在を知らないことについて過失があつたときは、到達の効力を生じない。

4 公示に関する手続は、相手方を知ることができない場合には表意者の住所地の、相手方の所在を知ることができない場合には相手方の最後の住所地の簡易裁判所の管轄に属する。

5 裁判所は、表意者に、公示に関する費用を予納させなければならぬ。

意思表示は、表意者が相手方が誰かわからないときや、どこにいるのか分からない場合は、公示の方法によつて行うことができる。

第1項に書かれている公示は、公示送達に関する民事訴訟法に規定通り、裁判所の掲示場に掲示したうえで、掲示をしたことを最低1回は官報に掲載する。ただし、裁判所が、相当だと認めるときに限つて、官報の代わりとして市役所、区役所、町村役場やそれらに準

ずる施設の掲示場に掲示すべきことを命ずることができる。

公示による意思表示は、最後に官報に掲載した日かその掲載の代わりとなる掲示を始めた日から2週間を経過した時に、相手方に到達したものとみなす。ただし、表意者が相手方を知らないことかその所在を知らないことについて過失があつた場合は、到達の効力を生じない。

公示に関する手続きは、相手方が誰か分からない場合には表意者の住所地の、相手方の現住所が分からない場合は相手方の最後の住所地の簡易裁判所の管轄とする。

裁判所は、表意者に、公示に関する費用を先払いさせなければならぬ。

この条文は、”民事訴訟法”とリンクしているんだ。

民訴については、第113条（公示送達による意思表示の到達）を参照しておいてね。

で、この条文は基本的に手続きを定めたものになるから、簡単に言うけど、公示というのは誰でも自由に見る事ができる状態にする報告の形態だと思えばいいよ。

公告とか告示とかと似たような意味だね。

第九十八条の二 意思表示の受領能力

第九十八条の二 意思表示の相手方がその意思表示を受けた時に未成年者又は成年被後見人であったときは、その意思表示をもってその相手方に対抗することができない。ただし、その法定代理人がその意思表示を知った後は、この限りでない。

意思表示の相手方がその意思表示を受けた時に未成年者が成年被後見人ならば、その意思表示によつてその効果を主張することができない。ただし、未成年者後見人や成年被後見人がその意思表示を知った後は、その限りではない。

これも手続きを定めた規定だよ。

意思表示の相手方が未成年者か成年被後見人ならば、受け取ったとしても到達したことを主張できただけで、彼らの法定代理人がその受け取ったことを認めたら、その時から効果が発生するっていうことだよ。

第九十九条 代理行為の要件及び効果

第九十九条 代理人がその権限内において本人のためにすることを示してした意思表示は、本人に対して直接にその効力を生ずる。

2 前項の規定は、第三者が代理人に対してした意思表示について準用する。

ここからは代理についてだね。

この条文の第1項は、代理人が本人との契約によって決められた権限の中で本人の為にすることと示してした意思表示は、本人に直接効力が発生するという代理の原則について書いてあるんだ。

さらに、それは第3者が代理人に対して行った意思表示についても準用されるってということが第2項に書いてあるんだよ。

代理というのは、2種類あって、もう話した法定代理というのと、これから話す任意代理っていうのになるんだ。

法定代理というのは、簡単にいえば法律に決まっている代理のことで、任意代理というのは、本人と代理人との間で結んだ契約によって代理権の行使できる範囲が代わる代理のことなんだ。

任意代理は、訴訟の代理とか、土地の売買契約を結ぶ時の代理とか、いろいろあるんだ。

代理がどうやってできるかとかについては、これから第118条までの間いろいろ出てくるから。

第百条 本人のためにすることを示さない意思表示

第百条 代理人が本人のためにすることを示さないうちた意思表示は、自己のためにしたものとみなす。ただし、相手方が、代理人が本人のためにすることを知り、又は知ることができたときは、前条第一項の規定を準用する。

代理人が本人の為にすることを示さずにした意思表示は、代理人自身の為にしたものとみなす。ただし、相手方が、代理人が本人の為に意思表示をしているということを知っていたか、知ることができた場合は、第99条第1項の規定を準用する。

この条文は”顕名主義”っていう内容で、本人であることを示さなければ、代理は生じないとみなすということになるんだ。

でも、相手が代理人で本人にしていると分かっていた場合は、代理人として認められるっていうことだね。

第一百一条 代理行為の瑕疵

第一百一条 意思表示の効力が意思の不存在、詐欺、強迫又はある事情を知っていたこと若しくは知らなかったことにつき過失があったことによつて影響を受けるべき場合には、その事実の有無は、代理人について決するものとする。

2 特定の法律行為をすることを委託された場合において、代理人が本人の指図に従つてその行為をしたときは、本人は、自ら知っていた事情について代理人が知らなかったことを主張することができない。本人が過失によつて知らなかった事情についても、同様とする。

意思表示の効力が意思がなかったことについて、詐欺や強迫またはある事情を知っていたことや知らなかったことについて過失があったということによつて影響を受ける場合は、その事実があつたかにかつたかについて、代理人について考える。

特定の法律行為をすることを委託された場合において、代理人が本人の指図にしたがつてその法律行為を行った場合は、本人は、自ら知っていた事情について代理人が知らなかったことと主張することができない。本人が過失によつて知らなかった事情についても、同じように考える。

これは、意思表示で、意思の不存在や本人が善意であつた場合などは、本人ではなくて代理人を基準に、詐欺だとか強迫とか意思がなかったということを考えるつていうことだね。

でも、本人が、代理人に知っている情報を隠していて、指図をしていた状態だった場合は、本人が代理人に知らせなかつたつていうことだから、代理人が知らなかつたつていうことは主張できないんだ。

もちろん、本人が過失で知らなかった場合はでも、同じように考えるんだ。

例えば、AさんがBさんにCさんとの土地甲の売買契約についてを委託した場合、BさんとCさんが共謀して、その時点で不当に高い値段で甲の売買契約をした場合は、BさんとCさんの詐欺のためにAさんは甲の売買契約を取り消すことができるんだ。

でも、その土地の鑑定をしたDさんがAさんにその値段が本当は正しいということを教えていたのにもかかわらず、Bさんにそのことを教えなかった場合は、Aさんは契約を取り消すことができなくなるっていうことだね。

第二百二条 代理人の行為能力

第二百二条 代理人は、行為能力者であることを要しない。

任意代理人は、行為能力者以外であっても就くことができる。

本人が自由に代理人を立てれる場合は、制限行為能力者であっても代理人になることができるんだ。

これは、制限行為能力者が代理人になつたとしても、不利益を被るのは本人であるし、本人がその人を任意に選んだんだから、選んだ以上は本人が責任を負うのは当然だということから設けられた条文なんだ。

もつとも、代理人が結んだ契約は正式なものとして認められるから、選ぶかどうかといわれたら、ちょっと分かんないけどね。

第三百三条 権限の定めのない代理人の権限

第三百三条 権限の定めのない代理人は、次に掲げる行為のみをする権限を有する。

- 一 保存行為
- 二 代理の目的である物又は権利の性質を変えない範囲において、その利用又は改良を目的とする行為

権限の定めがない代理人は、以下の行為のみを行う権限があるとする。

- 一 保存行為
- 二 代理の目的である物や権利の性質を変えない範囲内において、その利用や改良を目的とする行為

権限の定めがない代理人ってというのは、法定代理人や任意代理人を問わずに、これができるとか定められていない代理人全般だっていうことなんだ。

そういう代理人は、保存行為、利用行為、改良行為の3つだけができるものとされるんだ。

その3つを総称して”管理行為”っていうんだ。

保存行為は1号に書いてあるけど、これは建物や車の修繕や、野菜や果物といった腐りやすいものを現金化するっていう感じだね。平たく言うと、『財産の現状を維持するための法律行為「民法条文解説・com内当該項目ページより抜粋」』ということになるよ。

2号には、”物や権利の性質を変えない”程度に利用する利用行為と改良する改良行為の2つが書かれているんだ。

利用行為は、持っているものを使って収益を図ること。たとえば持

っている車をレンタカーとして貸して、お金をもらおうという感じ。
改良行為は、持っているものの価値を上げる行為のこと。たとえば、
風呂・トイレがない家にそれらを設置するっていう感じだね。

第四百四条 任意代理人による復代理人の選任

第四百四条 委任による代理人は、本人の許諾を得たとき、又はやむを得ない事由があるときでなければ、復代理人を選任することができない。

委任による代理人は、本人から許可をもらった時、またはやむを得ない理由があるときでなければ、復代理人を選任することができない。

委任による代理人っていうのが任意代理人のことだよ。

さて、任意代理人は、本人が許可をした場合か、病気でこれ以上代理人の職務を全うできなくなったり、本人と連絡が取れない状態になつたりしない限りは、代理人として選ばれたんだから、その職務を全うするという義務があるんだ。

ちなみに、複代理人というのは、本人が直接選んだ任意代理人が選んだ代理人っていうことになるんだ。

この場合でも、複代理人は本人を代理するっていうことになってるよ。

第五十五条 復代理人を選任した代理人の責任

第五十五条 代理人は、前条の規定により復代理人を選任したときは、その選任及び監督について、本人に対してその責任を負う。

2 代理人は、本人の指名に従って復代理人を選任したときは、前項の責任を負わない。ただし、その代理人が、復代理人が不適任又は不誠実であることを知りながら、その旨を本人に通知し又は復代理人を解任することを怠ったときは、この限りでない。

代理人は、前条の規定により復代理人を選任した時は、その選任と監督について、本人に対して責任を負う。

代理人は、本人の指名によって復代理人を選任した時は、前項の責任を負わない。ただし、代理人が、復代理人が不適任か不誠実であることを知りながら、そのことを本人に通知したり復代理人を解任することを怠った時は、この限りではない。

復代理人ってというのは、代理人が選ぶこととなっているんだ。だから、その選任は代理人がすべての責任を負うっていうことになって、復代理人が適切に業務を行うかを監督することになるんだ。

でも、本人が指名したことによって復代理人を選任するっていうこともあって、その場合は、選任と監督について責任を負わないんだ。でも、代理人が、本人が指名した復代理人が代理人として不適任だったり不誠実であるということを知っていた場合は、本人に通知したり、復代理人を解任する必要があるんだ。それを怠ったら、第1項の責任を負うということになる。

第六六条 法定代理人による復代理人の選任

第六六条 法定代理人は、自己の責任で復代理人を選任することができる。この場合において、やむを得ない事由があるときは、前条第一項の責任のみを負う。

法定代理人は、自己の責任で復代理人を選任できる。この場合、やむを得ない事由があるときは、第105条第1項の責任のみを負う。

法定代理人というのは、裁判所の決定によって代理人とされたわけだから、自己責任ではあるけど復代理人を自由に選任できるんだ。ただし、一度は選ばれたという責任があるから、やむを得ない事由があるときに限って、復代理人の選任と監督の責任を負うということになるんだ。

第一百七条 復代理人の権限等

第一百七条 復代理人は、その権限内の行為について、本人を代表する。

2 復代理人は、本人及び第三者に対して、代理人と同一の権利を有し、義務を負う。

復代理人は、その権限内の行為について、本人を代表する。

復代理人は、本人と第三者に対して、代理人と同一の権利があり、義務がある。

復代理人という名前からして、本人の代理ということは分かると思う。

もちろん代理人なわけだから、当然にその権限内の行為については本人の代理ということになるという規定が第1項の意味。

そして、復代理人は代理人なわけだから、任意代理人や法定代理人と同じように、本人と第三者に対しての権利があり、義務があるということも当然だということになる。

第百八条 自己契約及び双方代理

第百八条 同一の法律行為については、相手方の代理人となり、又は当事者双方の代理人となることはできない。ただし、債務の履行及び本人があらかじめ許諾した行為については、この限りでない。

同一の法律行為については、相手方の代理人となったり、当事者双方の代理人となることはできない。ただし、債務の履行や本人があらかじめ許諾している行為については、この限りではない。

例えば、Aさんが前からAさんが持っている土地甲の売買契約を担当するという権限を与えて任意代理人としているBさんがいるとするよ。

その場合、BさんがBさんがほしいと思って甲の売買契約を結ぶということは、Aさんの代理人としてのBさんと、ほしいと思っている当事者としてのBさんの2つの顔があるということになるよね。

この場合が自己契約といって、”同一の法律行為について……相手方の代理人”という状況なんだよ。

一方で、甲がほしいと思っているCさんが現れて、Bさんを任意代理人とした場合、甲において、Aさんの代理人としてのBさんと、Cさんの代理人としてのBさんという、これまた2つの顔ができてしまうんだ。

これは双方代理といって、”同一の法律行為について……当事者双方の代理人”となっている状況なんだ。

なぜ、これらがダメかというと、自己契約の例の場合、当然、Bさんは甲を安く手に入れたと思うだろう。その場合、代理人として

のBさんは本人の不利益となるようなことはできないから、ここで矛盾が出てくる。

双方代理なら、Aさんの代理人としてのBさんか、Cさんの代理人としてのBさんという二つの代理人の為に、どちらかに不利益となる契約を結ばざるを得ない場合がある。それもダメという理由なんだよ。

ただし、本人が許可をした場合は、当然に、自己契約も、双方代理もできる事になるんだ。代理人に指図するのは本人だからね。

第百九条 代理権授与の表示による表見代理

第百九条 第三者に対して他人に代理権を与えた旨を表示した者は、その代理権の範囲内においてその他人が第三者との間でした行為について、その責任を負う。ただし、第三者が、その他人が代理権を与えていないことを知り、又は過失によって知らなかったときは、この限りでない。

第3者に対して他人に代理権を与えた旨を表示した者は、その代理権の範囲内において、代理人が第3者との間でした行為について、その責任を負う。ただし、第3者が、その他人に代理権を与えていないことを知っていたり、過失によって知らなかった時は、この限りではない。

”第3者に対して他人に代理権を与えた旨を表示した者”というのが、これまで言ってきた”本人”のことだと思えばいいよ。

本人が代理権を与えた他人というのが、任意代理人のことになるから、任意代理人がしたことについては、本人も責任を負うということが書かれている条文だということが分かる。

但し書きについては、第3者が、代理人のような感じにふるまっている人が、本当は代理人ではないことを知っていたり、過失によって知らなかったという時には、本人は責任を負わないということを決めた条文になるんだ。

ちなみに、ぱつと見で本当は代理人じゃないのに、代理人のようにふるまっている代理のことを、”表見代理”というんだ。

後で、表見代理についてはいくつか出てくるから、その都度詳しく説明することにするよ。

第一百十条 権限外の行為の表見代理

第一百十条 前条本文の規定は、代理人がその権限外の行為をした場合において、第三者が代理人の権限があると信ずべき正当な理由があるときについて準用する。

第109条の規定は、代理人がその権限外の行為をした場合において、第三者が代理人の権限があると信じるにいたった正当な理由があるときについて準用する。

この規定も表見代理の一つの形態なんだ。
代理人が権限外の行為をした時であつても、第三者が見て代理権があると思われるに至った正当な理由があるならば、本人は責任を負うという前条の規定が適応されるんだ。

正当な理由っていうのは、その事情によって個々に判断されるから、ここでは説明を省くよ。

第百十一条 代理権の消滅事由

第百十一条 代理権は、次に掲げる事由によって消滅する。

- 一 本人の死亡
- 二 代理人の死亡又は代理人が破産手続開始の決定若しくは後見開始の審判を受けたこと。
- 2 委任による代理権は、前項各号に掲げる事由のほか、委任の終了によって消滅する。

代理権は、次の理由によって消滅する。

- 一 本人が死亡したこと
 - 二 代理人が死亡するか代理人が破産開始の決定を受けたか後見開始の審判を受けたこと
- 委任による代理権は、第1項の各号の理由以外にも、委任の終了によって消滅する。

委任をした時も含めて代理権が消滅するのは、本人が亡くなるか、代理人が亡くなるか、代理人が破産手続きの開始の決定を受けたか、代理人が後見開始の審判を受けたかのどれかで、さらに、委任による代理兼の場合は、本人からの委任の終了の通知によっても消滅するということになっているんだ。

第一百十二条 代理権消滅後の表見代理

第一百十二条 代理権の消滅は、善意の第三者に対抗することができない。ただし、第三者が過失によってその事実を知らなかったときは、この限りでない。

代理権の消滅は、善意の第三者に対抗することができない。ただし、第三者が過失によって消滅した事実を知らなかった時は、その限りではない。

代理権が消滅した時には、第三者が善意であった場合、知らなかったということだから、それをもって対抗することができないんだ。ただし、過失で知らなかった場合は、対抗することができないっていうことだね。

第百十三条 無権代理

第百十三条 代理権を有しない者が他人の代理人としてした契約は、本人がその追認をしなければ、本人に対してその効力を生じない。

2 追認又はその拒絶は、相手方に対してしなければ、その相手方に対抗することができない。ただし、相手方がその事実を知ったときは、この限りでない。

代理権がない者が他人の代理人であるとしてした契約は、本人がその契約の追認をしなければ、本人に対して効力を生じない。

追認や拒絶は、相手方に対してしなければ、相手方に対抗することができない。ただし、相手方が追認や拒絶の事実を知った時は、この限りではない。

代理権がない者というのを”無権代理”っていうんだ。

これまで説明してきた表見代理は無権代理の一形態っていうことで、無権代理人が他人の代理人だと言って誰かと契約をした場合、本人が追認をしない限り、本人に対する効力は発生しないんだ。

さらに、本人が追認したとか拒絶したとかという説明は、相手方に行なければ意味がないんだけど、本人が相手方に通知する以外に、本人が追認したか拒絶したかを知った時には、例外とするっていうことだね。

例をあげれば、Aさんの代理人だと偽ってBさんがCさんと、Aさんが持っている別荘甲についての売買契約を結んだとするよね。

その場合、Bさんは無権代理人ということになって、Aさんがその売買契約が正式に認めたとCさんに言うか、それともAさんは売る

つもりがないから、その契約を取り消してもらおうとCさんに通知するかという道があるんだ。

ただし、Aさんの友人であるDさんが、CさんがBさんの間に結んだ契約についてCさんにAさんの話を教えたら、AさんはCさんに通知をしなくてもいいということだね。

第百十四條 無権代理の相手方の催告権

第百十四條 前条の場合において、相手方は、本人に対し、相当の期間を定めて、その期間内に追認をするかどうかを確答すべき旨の催告をすることができる。この場合において、本人がその期間内に確答をしないときは、追認を拒絶したものとみなす。

第113条の場合、相手方は、本人に対して、相当の期間を決めて、その期間内に追認するかどうかを確答するという内容の催告をすることができる。この場合、本人が、相手方が決めた期間内に確答をしないときは、追認を拒絶したものとみなす。

期間については、第6章にでてくるからその時に詳しく説明するよ。さて、この条文は、無権代理人と契約をした相手方が、本人がいつまでたつても態度を明らかにしないときに必要な条文だよ。

相手方が法令に従って決めた期間内に、本人が相手方に対して確答をするようにせつつくってということだね。で、その期間内に返答がなかったとしたら、追認を拒絶したっていうこととしてみなすということになるんだ。

例えば、Aさんの無権代理人であるBさんと、Aさんの別荘甲がほしいCさんがいたとして、BさんとCさんが甲についての売買契約をしたとするよね。

その後、CさんがAさんに追認をするかどうかを、一定の期間を区切ってちゃんと答えるようにと伝えた場合、Aさんが拒絶か追認かという通知を送った場合は、そのまま適応され、Aさんが何もアクションを起こさなかった場合は、甲の売買契約の追認を拒絶したっていうこととするっていうことだね。

第百十五条 無権代理の相手方の取消権

第百十五条 代理権を有しない者がした契約は、本人が追認をしない間は、相手方が取り消すことができる。ただし、契約の時ににおいて代理権を有しないことを相手方が知っていたときは、この限りでない。

無権代理人がした契約は、本人が追認をしない間は、相手方が取り消すことができる。ただし、契約の時に無権代理人であることを相手方が知っていたときは、この限りではない。

もしも無権代理人であることを相手方が知らなかった場合、本人が態度を相手方にはつきりと示すまでの間は、相手方が一方的に取り消すことができるんだ。

でも、契約の時に、相手方が契約した相手が無権代理人であるということを知っていた時には、契約をしなければいい話だから、取り消すことはできないんだ。

つまり、この条文では、相手方が無権代理人だからという理由で契約を取り消すためには、善意であるということが必要だということを決めているんだ。

第一百六条 無権代理行為の追認

第一百六条 追認は、別段の意思表示がないときは、契約の時にさかのぼってその効力を生ずる。ただし、第三者の権利を害することとはできない。

追認は、特に意思表示がない時は、契約の時にさかのぼってその効力を生じる。ただし、第三者の権利を害することはできない。

これは、追認がどんな効果を生むかということを決めた条文だね。本人が行った追認は、通常であれば、無権代理人と相手方が契約を結んだ時にさかのぼって、効力が発生するということだね。

ただし、第三者の権利が害されるようなことがあってはいけないという制約は憑いているけど。

例えば、Aさんが持っている別荘甲と、Aさんの無権代理人Bさん甲がほしいCさんがいたとするよ。

BさんとCさんが甲の売買契約を結んだとして、CさんがAさんに対して、その売買契約を追認するかどうかということを催告したとするね。

その場合、追認をした時に契約の効力が生じるとかといった、特別な意思表示をAさんやCさんがしない限り、CさんとBさんが甲の売買契約を結んだ時に、ちゃんと契約は成立していたということになるんだ。

それでも、Aさん、Bさん、Cさん以外の第三者が持っている権利について、なんら害するようないことはできないということになるんだよ。

第一百七十七条 無権代理人の責任

第一百七十七条 他人の代理人として契約をした者は、自己の代理権を証明することができず、かつ、本人の追認を得ることができなかつたときは、相手方の選択に従い、相手方に対して履行又は損害賠償の責任を負う。

2 前項の規定は、他人の代理人として契約をした者が代理権を有しないことを相手方が知っていたとき、若しくは過失によって知らなかつたとき、又は他人の代理人として契約をした者が行為能力を有しなかつたときは、適用しない。

他人の代理人として契約をした者は、自己の代理権を証明できず、なおかつ、本人の追認を得ることができなかつた場合は、相手方の選択に従い、相手方に対して履行や損害賠償の責任を負う。

前項の規定は、他人の代理人として契約をした者が無権代理であることを相手方が知っていた時か、過失によって知らなかつた時、または他人の代理人として契約をした者が行為能力がなかつた時は、適用しない。

この条文は、無権代理人を本当の代理人だと信用して契約をした相手方を保護するための規定なんだ。

第1項は、代理人だと称して契約をした場合、自分がちゃんと代理権があるということを証明できず、さらに本人の追認が受けられなかつた時、相手方の選択によって、相手方に履行か損害賠償をする責任があるということだね。

ただし、第2項にその例外が書かれてあって、無権代理人だと相手方が知っていて契約をした場合、相手方が過失によって無権代理人だと知らなかつた場合、それが、代理人と思っていた者が行為能力

者ではなかった場合は、適応されないんだ。

例えば、Aさんと、Aさんの代理人であるBさん、そしてAさんとAさんが持っている別荘甲がほしいCさんがいたとするよ。

この場合、CさんがBさんを信賴して甲の売買契約をしたんだけど、Aさんがそのことを追認せず、さらにBさんがAさんから代理権を与えられたと証明ができなければ、CさんがBさんに対して、履行か損害賠償をするという責任が発生するんだ。

ただし、この時に、Bさんが無権代理人であることをCさんが知っていた場合、Cさんが過失によってBさんが無権代理人であることを知らなかった場合、Bさんが行為能力者ではなかった場合には、CさんがBさんに対して履行か損害賠償をする責任を問うことはできないっていうことだね。

第一百八条 単独行為の無権代理

第一百八条 単独行為については、その行為の時ににおいて、相手方が、代理人と称する者が代理権を有しないで行為をすることに同意し、又はその代理権を争わなかったときに限り、第一百三十三条から前条までの規定を準用する。代理権を有しない者に対しその同意を得て単独行為をしたときも、同様とする。

単独行為については、その行為時に、相手方が、自称代理人と無権代理で行為をすることに同意し、またはその代理権を争わなかったときに限り、第113条から第117条までの規定を準用する。無権代理人に対してその同意を得て単独行為をした時も、同様とする。

単独行為というのは、単独でもおこなえる法律行為っていう意味で、相手方がある場合やない場合があるんだ。

例えば、取り消し、解除、追認などは相手方があるよね。でも、取り消しとか追認などは相手との契約によってはじめておこなえる法律行為なわけだから、法令によって規定されている場合を除いてできないとか、制約がある場合があるんだ。

相手方がない場合は、遺言とか寄付行為などがあるね。これは、自分が一方的にしたとしても、相手方に害があるわけじゃないし、法律関係が変わるわけではないから、一人でできるんだよ。

それで、単独行為を行った時点で、相手方が、自称代理人が無権代理であることを知っていて単独行為を行うことに同意するか、代理権がないということとを争わないとき、それが無権代理人に対して同意を得て単独行為をしたときに限り、第113条から第117条までの規定を準用するんだ。

閑話 2

「さつき言ってた公法と私法の差って、どんななの？」

彼女が、俺に聞いてくる。

「授業で習わなかったか？」

「えー……………」

忘れてるっばいなので、説明をすることにした。

「一度しか言わんぞ。公法っていうのは、六法でいうならば憲法、刑法、刑事訴訟法、民事訴訟法のようなことで、憲法と行政法のことを主にいうんだ。この場合は、国家機関や行政機関がかかわっているものについては公法っていう感じだね」

うんうんとうなずきながら、彼女はメモをとっていた。

「で、民法、商法が私法っていうことになるね。これは、国民や国民間の関係を規律しているものという感じだと思えばいいよ」

「作者注：ここに記載したのは、諸説あるうちの一つであり、他の説もあります。詳しくは、<http://kotoobank.jp/word/%E5%85%AC%E6%B3%95>」

「kotoobank:公法」または <http://ja.wikipedia.org/wiki/%E5%85%AC%E6%B3%95> 「Wikipedia:公法」、<http://kotoobank.jp/word/%E7%A7%81%E6%B3%95>

「kotoobank:私法」または <http://ja.wikipedia.org/wiki/%E7%A7%81%E6%B3%95> 「Wikipedia:私法」をご参考ください」

「公法と私法については分かったけど、『民法は私法の一般法』って言われてもよくわからないんだけど」

「一般法と特別法についてだな。併せて教えておくか」

俺は近くにあった辞書を持ってきて、当該項目を引いた。

「特別法っていうのは、たとえば”手形法”[103](http://law.</p></div><div data-bbox=)

e - g o v . g o . j p p / h t m l d a t a / S 0 7 / S 0 7 H O
0 2 0 . h t m l ” っ て い う の が あ る ん だ が 、 そ の 法 律 は 商 取 引
に 関 す る 一 般 法 で あ る ” 商 法 「 h t t p : / / l a w . e - g o v .
g o . j p p / h t m l d a t a / M 3 2 / M 3 2 H O 0 4 8 . h t
m l ” と の 関 係 に お い て 、 ” 手 形 法 は 商 法 の 特 別 法 だ ” と い う ん
だ 。 た だ し 、 商 法 と い う の は 、 契 約 や 取 引 の 特 別 な 形 態 の 一 つ だ か
ら 当 然 に ” 民 法 ” の 規 制 を 受 け る 。 そ の 場 合 は 、 ” 商 法 は 民 法 の 特
別 法 だ ” っ て い う ん だ 。 こ の 時 、 手 形 法 と 商 法 の 関 係 で は 、 手 形 法
の こ と を 特 別 法 、 商 法 を 一 般 法 と 呼 ん で 、 商 法 と 民 法 の 間 で は 、 商
法 の こ と を 特 別 法 、 民 法 の こ と を 一 般 法 っ て い う ん だ ”
「 つ ま り 、 特 別 法 っ て い う の は 、 特 定 の 法 領 域 み を カ バ ー し て 、 そ
の 特 別 法 か ら み て 広 い 法 領 域 を カ バ ー し て い る っ て い う の が 一 般 法
っ て い う こ と ？ 」

「参考文献；有斐閣 『法律学小辞典（第4版補訂版）』」

「そんな感じ。こんな説明でいい？」

俺は彼女に聞くと、彼女はうなづいた。

「じゃあ、次に行こうか」

俺はそう言っつて、民法の説明を続けた。

第一百九条 無効な行為の追認

第一百九条 無効な行為は、追認によっても、その効力を生じない。ただし、当事者がその行為の無効であることを知って追認をしたときは、新たな行為をしたものとみなす。

無効な行為は、追認をしても、効力を生じない。ただし、当事者がその行為が無効であることを知って追認をした時は、新しい行為をしたものとみなす。

無効というのは、最初から無かったことにされるんだ。

だから、追認をしようとも効力を生じる事は決していないこと。ただし、当事者同士で、無効であることを知っていて追認をした時には、新規の法律行為をしたものとみなされて、そこからその効力が別に発生したということにするんだ。

例えば、錯誤「第95条参照」によってAさんとBさんの間で結ばれた売買契約が無効になったとする。

無効になったんだから、その契約はなかったことにされるんだけど、もしも、AさんとBさんが無効だと分かっていたながら売買契約を結んだ場合は、その時点から新しい契約を交わしたということとみなされて、有効だとされるんだ。

ただし例外もあって、強行規定、例えば公序良俗違反とかの場合などはどうしたって無効のままだよ。

第二百二十条 取消権者

第二百二十条 行為能力の制限によって取り消すことができる行為は、制限行為能力者又はその代理人、承継人若しくは同意をすることができる者に限り、取り消すことができる。

2 詐欺又は強迫によって取り消すことができる行為は、瑕疵ある意思表示をした者又はその代理人若しくは承継人に限り、取り消すことができる。

行為能力の制限によって取り消すことができる行為は、制限行為能力者かその代理人、承継人や同意をすることができる者に限り、取り消すことができる。

詐欺または強迫によって取り消すことができる行為は、瑕疵ある意思表示をした者やその代理人か承継人に限り、取り消すことができる。

第1項の”同意をすることができる者”というのは、保佐人とか補助人のことを思い浮かべればいいよ。

承継人というのは、相続人とかのことで、本人から権利や義務を受け継いだ人のことを言うんだ。

さて、第4条から第21条にかけてやった制限能力者について、制限を受けているから取り消すことができるという行為に対しては、制限行為能力者、制限行為能力者の代理人、承継人、制限行為能力者からの要求に対して同意をすることができる者のいずれかだけが取り消すことができるんだ。

第2項は、詐欺や強迫によって取り消すことができる行為について、

詐欺や強迫によって法律行為を行った者本人か、その人の代理人か
その人の承継人に限って取り消しをすることができるということ
言っているんだ。

第二百二十一条 取消しの効果

第二百二十一条 取り消された行為は、初めから無効であったものとみなす。ただし、制限行為能力者は、その行為によって現に利益を受けている限度において、返還の義務を負う。

取り消された行為は、初めから無効だったとみなす。ただし、制限行為能力者は、その行為によって現に利益を受けている限度において、返還の義務を負う。

”現に利益を受けている限度” 「現存利益とも」というのは、自分が本当は出すべきだったのに、出さなくても受けとみなされる部分の金額のこと。

前条の規定によって取り消された行為は、遡及的に無効だったとみなされるんだ。

でも、制限行為能力者は、その行為によって現に利益を受けている限度において、返還をする義務が生じるんだ。

例えば制限行為能力者であるAさん、相手方であるBさんがいるとして、BさんがAさんに1000万を貸す契約をしたとする。

Aさんはそのお金を基にして、500万を土地を買うことに使い、300万を生活費に使い、200万を競馬に使ったが残念ながら1銭も帰ってこなかったとする。

この場合は、土地の売買に使った500万、生活費に使った300万を現存利益として、競馬に使った200万は遊興費として現存利益に含めないんだ。

つまり、Aさんは最低800万はBさんに返還する義務があるって

いうこと。

ただし、その遊興費は、証明をしなければ現存利益とされて返還する義務を負うことになるよ。

第二百二十二条 取り消すことができる行為の追認

第二百二十二条 取り消すことができる行為は、第二百十条に規定する者が追認したときは、以後、取り消すことができない。ただし、追認によって第三者の権利を害することはできない。

取り消すことができる行為は、第120条に規定する者が追認した時は、以後、取り消すことができない。ただし、追認によって第三者の権利を害することができない。

取り消すことができる行為は、追認をした時以降、取り消すことができなくなるんだ。

ただし、追認をしたからと言って、第三者の権利が害されるわけじゃないっていうことだね。

第二百二十三條 取消し及び追認の方法

第二百二十三條 取り消すことができる行為の相手方が確定している場合には、その取消し又は追認は、相手方に対する意思表示によつてする。

取り消すことができる行為の相手方が確定している場合には、その取り消しか追認は、相手方に対する意思表示によつてする。

相手方が確定しているというのは、法律行為の相手方ということである。例えば売買契約の相手方ということになるね。

その場合は、取り消しか追認をすることを相手方に対する意思表示をすることによつて、取り消しか追認が確定することになるんだ。

第二百二十四条 追認の要件

第二百二十四条 追認は、取消しの原因となっていた状況が消滅した後にしなれば、その効力を生じない。

2 成年被後見人は、行為能力者となった後にその行為を了知したときは、その了知をした後でなければ、追認をすることができない。

3 前二項の規定は、法定代理人又は制限行為能力者の保佐人若しくは補助人が追認をする場合には、適用しない。

追認は、取り消しの原因となっていた状況が消滅した後にしなれば、その効力を生じない。

成年被後見人は、行為能力者となった後にその行為を了知した時は、その了知後でなければ、追認をすることができない。

前2項の規定は、法定代理人、制限行為能力者の保佐人か補助人が追認をする場合には、適用しない。

取り消しの原因となっていた状況というのは、詐欺や強迫を受けている、未成年者である、後見開始の審判がされた場合などのことを言うんだ。

それらの状況がなくなつた時に初めて、追認をしてその効力が生じるということなんだ。

成年被後見人は、さらに、行為能力者となった後にその行為を了知してからじゃないと、追認することができないんだ。

これらの規定は、法定代理人、制限行為能力者の保佐人か補助人のいずれかが追認する場合には適用しないということになっているんだ。

第二百二十五条 法定追認

第二百二十五条 前条の規定により追認をすることができる時以後に、取り消すことができる行為について次に掲げる事実があつたときは、追認をしたものとみなす。ただし、異議をとどめたときは、この限りでない。

- 一 全部又は一部の履行
- 二 履行の請求
- 三 更改
- 四 担保の供与
- 五 取り消すことができる行為によつて取得した権利の全部又は一部の譲渡
- 六 強制執行

前条の規定により追認をすることができる時以後に、取り消すことができる行為について次に掲げる事実があつた時は、追認をしたものとみなす。ただし、異議があると意思表示した時は、この限りでない。

- 一 全部または一部の履行
- 二 履行の請求
- 三 更改
- 四 担保の供与
- 五 取り消すことができる行為によつて取得した権利の全部または一部の譲渡
- 六 強制執行

追認ができる状態になつた後に、取り消すことができる行為において、各号のどれかの行為があり、異議がなかつた場合は、追認され

たとみなすんだ。

その各号というのは、全部か一部の履行、本人からの履行の請求、行為の更新や改定、行為によって担保を出す必要がある場合は担保の供与、取り消すことができる行為によって取得した権利の全部もしくは一部の譲渡、裁判所による強制執行のいずれかということだね。

第二百二十六条 取消権の期間の制限

第二百二十六条 取消権は、追認をすることができる時から五年間行使しないときは、時効によって消滅する。行為の時から二十年を経過したときも、同様とする。

取り消し権は、追認をすることができる時から五年間行使しないときは、時効によって消滅する。行為の時から20年経過した時も、同様とする。

追認ができる状態になってから5年以内、または行為をした時から20年経過した時は、取り消し権は自動的に消滅するんだ。

いつまでも取り消し権が行使できる状態だったら相手方が心配になるし、別の人と新しい法律行為ができないからね。

それを防ぐためにもこういった規定が必要になるんだ。

第二百二十七条 条件が成就した場合の効果

第二百二十七条 停止条件付法律行為は、停止条件が成就した時からその効力を生ずる。

2 解除条件付法律行為は、解除条件が成就した時からその効力を失う。

3 当事者が条件が成就した場合の効果をもその成就した時以前にさかのぼらせる意思を表示したときは、その意思に従う。

停止条件付の法律行為は、停止条件が成就した時からその効力を生じる。

解除条件付の法律行為は、解除条件が成就した時からその効力を失う。

当事者が条件が成就した場合の効果をもその成就した時点以前にさかのぼらせる意思表示をした時は、その意思に従う。

停止条件付の法律行為は、例えば、AさんとBさんの間で、Aさんが亡くなった時にBさんへ1000万円を贈与するという感じだね。この場合は、Bさんへ遺贈を行うという法律行為を停止させている条件が、Aさんが生きていることになるんだ。つまり、Bさんへの贈与の停止条件がAさんの逝去ということになるんだよ。

解除条件付きの法律行為は、例えば、AさんとBさんで、Bさんが就職するまでの間、AさんがBさんへ月10万円を毎月送るという感じだね。この場合、Aさんがお金を送るという法律行為を解除するための条件が、Bさんが就職をするということになるんだ。つまり、Bさんへ仕送りをするこの解除条件が、Bさんの就職ということになるんだよ。

でも、どちらにせよ、停止条件や解除条件が適応されるのは、条件が成就した時点からなんだ。そんなときでも、当事者同士が成就した後で成就する前にも適応するということを決めたら、そっちを優先するっていうことになるんだ。

第二百二十八条 条件の成否未定の間における相手方の利益の侵害の禁止

第二百二十八条 条件付法律行為の各当事者は、条件の成否が未定である間は、条件が成就した場合にその法律行為から生ずべき相手方の利益を害することができない。

条件付きの法律行為の各当事者は、条件の成否が未定である間は、条件が成就した場合にその法律行為から生じらるべき相手方の利益を害することができない。

条件付きの法律行為を結んでいる各当事者は、その条件が成立するかしないかわからないときには、条件が成立した時に行われる法律行為の結果、相手方が受けることになっていく利益を害することができないということなんだ。

例えば、AさんとBさんが、Bさんが大学を卒業することを条件にAさんが今住んでいる家を与えるという法律行為をした場合、Bさんが在学している間は、Aさんが今住んでいる家を手放すことはできないということになるってということ。

第二百二十九条 条件の成否未定の間における権利の処分等

第二百二十九条 条件の成否が未定である間における当事者の権利義務は、一般の規定に従い、処分し、相続し、若しくは保存し、又はそのために担保を供することができる。

条件の成否が未定である間における当事者の権利や義務は、一般の規定に従って、処分し、相続し、保存し、そのために担保を供することができる。

条件が成立するか不成立になるか分からない間の各当事者の権利や義務は、民法や特別法の規定に従って行うことが可能なんだ。

民法や特別法の規定によって、誰か別の人に譲渡したり売ったり、不動産の仮登記をしたり、抵当権を設定することができるんだ。これは、普通の物として扱うことができるということなんだ。もちろん、条件が確定して、成立した場合は、あらかじめ決められた方法で履行することになるけどね。

第三百三十条 条件の成就の妨害

第三百三十条 条件が成就することによって不利益を受ける当事者が故意にその条件の成就を妨げたときは、相手方は、その条件が成就したものとみなすことができる。

条件が成立することによって不利益を受ける当事者が故意にその条件の成就を妨害した時は、相手方は、その条件が成就したものとみなすことができる。

例えば、AさんとBさんがいて、Aさんが持っているバックを、Bさんが何かの資格試験に合格した時にあげるという約束をしたとする。この場合、Bさんが資格試験の勉強をしている間にAさんが1分ごとにBさんに電話やメールを送って、Bさんが資格試験の勉強ができず、不合格になってしまったとするよ。

そしたら、Bさんは、Aさんが故意によって条件である資格試験の合格を邪魔したといって、条件が成立したとみなしてバックを渡すように請求できるんだ。

もちろん、Aさんが故意だったという証明をする必要はあるけどね。

第三百三十一条 既成条件

第三百三十一条 条件が法律行為の時に既に成就していた場合において、その条件が停止条件であるときはその法律行為は無条件とし、その条件が解除条件であるときはその法律行為は無効とする。

2 条件が成就しないことが法律行為の時に既に確定していた場合において、その条件が停止条件であるときはその法律行為は無効とし、その条件が解除条件であるときはその法律行為は無条件とする。

3 前二項に規定する場合において、当事者が条件が成就したことを又は成就しなかったことを知らない間は、第二百二十八条及び第二百二十九条の規定を準用する。

条件が法律行為の時にすでに成就していた場合、その条件が停止条件だった時は法律行為は無条件だったとし、その条件が解除条件だった時はその法律行為は無効とする。

条件が成就しないことが法律行為の時にすでに確定していた場合、その条件が停止条件ならばその法律行為は無効とし、その条件が解除条件ならばその法律行為は無条件とする。

全2項の規定は、当事者が条件が成就したことかしなかったことを知らなかった間は、第128条と第129条の規定を準用する。

停止条件と解除条件によって、また成就してた事を知っていたか、しないことを知っていたかによって、いろいろ変わってくるんだ。

例えば、AさんとBさんがいて、Aさんが年金を受け取るようになったらBさんに新しいバイクを買うという停止条件付の契約である甲と、Cさんが大学を卒業するまでDさんがCさんに毎月10万円を渡すという解除条件付の契約である乙があるとするとするよ。

もしも、条件が契約を結んだ時にすでに成就していた、つまり甲であるならAさんが年金を受け取っていた、乙ならCさんが大学を卒業していたとするなら、甲は無条件だったことにされ、乙はなかったことにされるんだ。

だから、甲ならば無条件にバイクを買うということになり、乙はそもそもお金を渡すことはないということになるんだ。

もしも、条件が契約を結んだ時にすでに成就しないことが決定していた、つまり甲ならAさんが年金を受け取る前に亡くなったとか、年金が亡くなったとかいった場合、乙はCさんが大学を退学した場合なら、甲はなかったことに、乙は無条件になるんだ。

だから、甲ならばBさんがAさんから新しいバイクをもらうことはないし、乙は毎月10万円を渡すということになるんだ。

でも、成就していたことやしないことを当事者が知らない間は、第128条や第129条の規定を使うことになるんだ。

第三百三十二条 不法条件

第三百三十二条 不法な条件を付した法律行為は、無効とする。不法な行為をしないことを条件とするものも、同様とする。

不法な条件が付けられている法律行為は、無効とする。不法な行為をしないことを条件とするのも、同様とする。

不法な条件というのは、例えば公序良俗に反するようなこととか犯罪行為とかのこと。

それをするのが条件とされている法律行為は、当然に無効とされるんだ。

もちろん、そのようなことをしないことを条件とした法律行為も、元々すると言われていたものだから無効とされるんだ。

第三百三十三条 不能条件

- 第三百三十三条 不能の停止条件を付した法律行為は、無効とする。
- 2 不能の解除条件を付した法律行為は、無条件とする。

不可能な停止条件を付けた法律行為は、無効とする。
不可能な解除条件を付けた法律行為は、無条件とする。

不可能な停止条件や解除条件というのは、例えば、1000歳まで生きてら何かをするとか、1000歳まで毎月一定額を与えるという感じのこと。

こんな条件はありえないと一般的に思われるようなことは、不能条件だと思えばいいよ。

1000歳で死んだ場合、家を与えるという感じの停止条件付の法律行為はなかったことにされ、1000歳まで毎年10万円を与えるという感じの解除条件付の法律行為は無条件ということにされるんだ。

第三百三十四条 随意条件

第三百三十四条 停止条件付法律行為は、その条件が単に債務者の意思のみに係るときは、無効とする。

停止条件付の法律行為は、その条件が債務者の意思のみによって決定される時は、無効とする。

これは、債務者だけが条件が成立するか不成立になるかを決定できる時は、その法律行為は無かったことにされるといふことなんだ。例えば、AさんがBさんに、Aさんが好きな時に車をBさんにゆずるといふ感じだね。

ちなみに、解除条件のほうには判例によって適応されないといふことになっているんだ。

第三百三十五条 期限の到来の効果

第三百三十五条 法律行為に始期を付したときは、その法律行為の履行は、期限が到来するまで、これを請求することができない。

2 法律行為に終期を付したときは、その法律行為の効力は、期限が到来した時に消滅する。

法律行為に始める時期を決めていた場合は、その法律行為の履行は、期限が到来するまで、請求することができない。

法律行為に終わる時期を決めていた場合は、その法律行為の効力は、期限が到来した時に消滅する。

始まる時期と終わる時期を書く時は、始まる時期までは相手方は履行の請求ができなくて、終わる時期より後は、効力がなくなるんだ。

第三百二十六条 期限の利益及びその放棄

第三百二十六条 期限は、債務者の利益のために定めたと推定する。

2 期限の利益は、放棄することができる。ただし、これによって相手方の利益を害することはできない。

期限は、債務者の利益の為に定めたと推定する。

期限の利益は、放棄することができる。ただし、放棄することによって相手方の利益を害することはできない。

例えば、AさんがBさんに売った車の代金とその利息を1ヶ月後までに払うような契約をしたとするよ。

その時、BさんはAさんへ代金を支払う義務が生まれるんだけど、期限内では必ず支払えというわけではないとみなすということなんだ。

そして、第2項では、さつき話した期限内で払うということもできるといことなんだけど、相手方が期限を設定することによって得られたはずの利益を害することはできないんだ。

だから、さつきの例題だと、早く払おうが、期限ぴったりに払うかかわらずに1ヶ月後までの利息と代金を支払うことになるんだ。

もちろん、1か月以上たってから支払った時には、それまでの利息を払うことになるよ。

これが、期限の利益というものなんだ。

この場合は、Aさんは利息を受け取るという利益、Bさんは1ヶ月間は返済しなくてもいいという利益があるよね。

これは、期限が設定されたことにより生まれた利益だから、期限の

利益っていつんだ。

第三百三十七条 期限の利益の喪失

第三百三十七条 次に掲げる場合には、債務者は、期限の利益を主張することができない。

- 一 債務者が破産手続開始の決定を受けたとき。
- 二 債務者が担保を滅失させ、損傷させ、又は減少させたとき。
- 三 債務者が担保を供する義務を負う場合において、これを供しないとき。

次の場合は、債務者は、期限の利益を主張することができない。

- 一 債務者が破産手続き開始の決定を受けた時
- 二 債務者が担保を滅失させ、損傷させ、減少させた時
- 三 債務者が担保を出す義務を負う場合に、差し出さない時

期限の利益は、第136条のことだから省くとして、その期限の利益を主張できないというパターンがあるんだ。

それは、本条の1号から3号に書かれていることなんだけど、債務者が破産した時、担保を差し出す義務があるのに差し出さなかった時、担保をぶっ壊した時は最低限主張できないということになっているんだ。

1号はそのままとして、2号は、例えば担保として差し出していた家を放火したり、ハンマーでたたき壊したりしたっていう感じで、3号は、担保として差し出していたものの価値が下がったら別の担保を差し出すという契約をしていた時に、別の担保を差し出さなかった場合だね。

ただし、この条文に書かれていることは、債務者が期限の利益を主

張できないだけであって、期限の利益がなくなるといっわけじゃないから注意。

第六章 期間の計算

第六章 期間の計算（第三百三十八条 第四百十三条）

ここからは期間の計算について。

例えば、契約で12月1日から一年間という期間を定めたとするよね。

その時、12月1日の何時から始まり、来年の12月1日に終わるのか、それとも11月30日で終わるのか。それに、12月1日に契約を結んだとして、どうなるのかなどなど。

そんな感じの規定を、この章では見て行くことになるよ。

この章は、裁判所からの命令やその他の法令に規定されていない限り、従うということになるから、しっかりと覚えておくように。

その他の法令というのは、例えば、”年齢計算ニ関スル法律”や”戸籍法”の第43条の規定みたいな感じ。

第三百三十八条 期間の計算の通則

第三百三十八条 期間の計算方法は、法令若しくは裁判上の命令に特別の定めがある場合又は法律行為に別段の定めがある場合を除き、この章の規定に従う。

期間の計算方法は、法令や裁判上の命令に特別の定めがある場合が法律行為に別段の定めがある場合を除いて、この章の規定に従う。

期間の計算方法というのは、この章に書かれているもの以外には、法律行為を行う時に定めたものや裁判所の命令によって決められたものなどがあるっていうことを書いているんだ。

だから、契約の中で期間をどうやって計算するかというのが書かれていたら、そちらを優先するということになるっていうことだね。

第三百二十九条 期間の起算

第三百二十九条 時間によって期間を定めたときは、その期間は、即時から起算する。

時間によって期間を決めた時は、その期間は、決めた時間から起算する。

例えば、明日の12時から1日の間、家でお留守番をするという契約をした場合、明日の12時ぴつたりに始まって、翌日の12時ぴつたりに終わるといふことなんだ。

これを、自然の法則に従う時間の計算の方法だから、”自然的計算方法”といつたりするよ。

同じ感じで、時間、分、秒単位でも期間を決めることはできるよ。

第四百十条

第四百十条 日、週、月又は年によって期間を定めたときは、期間の初日は、算入しない。ただし、その期間が午前零時から始まるときは、この限りでない。

日、週、月、年によって期間を決めた時は、期間の初日は、算入しない。ただし、その期間が午前0時から始まるときは、この限りではない。

1日間、1週間、1ヶ月間、1年間みたいな期間を決めて契約をした時には、その翌日から期間が始まることにするんだ。

そうじゃないと、例えば12時に5日間の契約期間を決めた時、当日を含むと、契約以前のことにもまで責任が出てきてしまうから、それは問題でしょ。

でも、その日以降に期間が始まるときは、午前0時から始まるから、問題はないということにされるんだ。

第四百四十一条 期間の満了

第四百四十一条 前条の場合には、期間は、その末日の終了をもって満了する。

第140条の場合は、期間は、その最後の日の終了をもって満了とする。

最初の日があるなら、当然に終わりもあるわけだ。
期間の終わりの日は、その日が終わる、つまり24時になった時点でその期限も終わるということになるんだ。

ただし、例外規定として、“商法”の第520条で商取引に関しては慣習によって取引時間を決めるといった規定があったりするから、注意が必要だよ。

第四百二十二条

第四百二十二条 期間の末日が日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日その他の休日に当たるときは、その日に取引をしない慣習がある場合に限り、期間は、その翌日に満了する。

期間の最終日が日曜日、”国民の祝日に関する法律”に規定する休日、その他の休日に当たるときは、その日に取引をしない慣習がある場合に限り、期間は、その翌日に満了する。

国民の祝日に関する法律というのは、元日、成人の日、建国記念の日、春分の日、昭和の日、憲法記念日、みどりの日、こどもの日、海の日、敬老の日、秋分の日、体育の日、文化の日、勤労感謝の日、天皇誕生日などの”国民の祝日”を決めた法律のこと。国民の祝日は休日になるんだ。

それ以外の休日というのは、例えば三が日とか土曜日とかのことだよ。

国民の祝日、日曜日やそれ以外の休日で取引をしない慣習がある場合は次に取引をする日に満了をするということになるんだ。

例えば、年末までの契約をしていたんだけど、12月31日から1月3日まではお休みということになっていたとするよ。この時は、12月31日で契約満了ということになるんだけど、その日はお休みだから、次の営業日である1月4日が満了日ということになるということだよ。

ちなみに、この条文に書かれている取引は、商取引だけでなく、法律行為全般だということとされているよ。

第四百四十三条 暦による期間の計算

第四百四十三条 週、月又は年によって期間を定めたときは、その期間は、暦に従って計算する。

2 週、月又は年の初めから期間を起算しないときは、その期間は、最後の週、月又は年においてその起算日に応当する日の前日に満了する。ただし、月又は年によって期間を定めた場合において、最後の月に応当する日がないときは、その月の末日に満了する。

週、月、年によって期間を決めた時は、その期間は暦に従って計算する。

週、月、年は年の初めから期間を起算しないときは、その期間は、最後の週、月、年においてその起算日となる日の前日に満了する。ただし、月か年によって期間を定めた場合において、最後の月に起算日となる日が無い時は、その月の最終日に満了する。

暦は、太陽暦のことで、今普通に使っているカレンダーのことだよ。1週間後とか2か月後とか3年後といったかんじで期間を決めた時は、暦に従って計算をするんだ。

その時に注意することは、1月1日から計算をしないときは、例えば1年後だったら1月1日が起算日となる日ということになって、次の年の1月1日の前日、つまり12月31日に満了するんだ。

ただし、2月だけは29日あるだろ。そのために、最後の月に起算日となる日が無いことがあるよね。

そのために第2項但し書きが設けられてたんだ。

閑話3

「そう言えば…」

彼女は、俺に聞いてきた。

「判例って、どんな感じで重要なもの？」

「ああ、教えてなかったか」

俺は、民法のページにしおりを挟んで、刑事訴訟法をあけた。

「刑事訴訟法の第405条2号には、『最高裁判所の判例と相反する判断をしたこと』で上告する理由となると書かれているんだ。つまり、判例というのは最高裁判所の判決で、それと違う判断をするだけで上告ができるということになるんだ」

「最高裁判所は分かっていたけど、戦前は別の名前だったよね。確か：だ、だい…なんだっけ」

「大審院だいしんいんだね。それは同条第3号に書かれているんだ。」最高裁判所の判例がない場合に、大審院若しくは上告裁判所たる高等裁判所の判例又はこの法律施行後の控訴裁判所たる高等裁判所の判例と相反する判断をしたこと」ということになっていて、最高裁判所の無い場合に限って、大審院、戦前の高等裁判所であった控訴院こうそいん、現行法による高等裁判所の判決と反する時に、上告することができるようになったら」

「じゃあ、控訴院と高等裁判所が違う判断をしていたら、どっちをとるの」

「後に判決をしたほうをとるんだ。これは、今の裁判でも変わらないよ。だから、控訴院と高等裁判所を比べたら、今の高等裁判所のほうが新しいだろ。だから、そっちを判例とするんだ。同じように、同じ高等裁判所だとしても、去年の判決と今年の判決があったら、今年の判決を判例とするんだ」

「じゃあ、判例の定義って何なの？」

「『一定の法律に関する解釈で、その法解釈が先例として、後に他

の事件へ適用の可能性のあるもの』ということになってるね」

「作者注：Wikipedia内の判例のページより抜粋」
俺は続けて言う。

「ああ、そうそう。他の法律、例えば民事訴訟法第318条第1項
や裁判所法第4条とかにも判例について書いてあるし、他にもいろ
んなところに顔出してるから、調べてみると面白いかもよ」

「へー」

彼女は面白がっているように俺に顔を向けてくる。

「じゃあ、次行こうか」

そう言っつて、しおりを挟んでいた民法のところへ戻った。

第七章 時効

第七章 時効

第一節 総則（第四百四十四条 第六百六十一条）

第二節 取得時効（第六百六十二条 第六百六十五条）

第三節 消滅時効（第六百六十六条 第七百七十四条の二）

第1編もようやく最後の章だよ。

ここでは、時効についての規定が置かれているんだ。

民法上は、取得時効と消滅時効の二つがあるんだ。

刑事法になると、公訴時効とかもあるんだけど、ここでは割愛。

さて、例えば100年ぐらい前から持っている刀とかは、時効で所有権があるとか言うけど、そもそも、どうしてそんなことになるのか。

債権者が、債務者に対して50年ぐらい債務の返還請求をしなかったら、どうなるのかというかんじのことをやっていくよ。

第四百四十四条 時効の効力

第四百四十四条 時効の効力は、その起算日にさかのぼる。

時効の効力は、起算日にさかのぼる。

起算日というのは、時効の計算を始めた日ということ。
つまり、時効が効力を有したら、一番最初の日にまでさかのぼって
適応されることになるんだ。だから、時効が成立したら、そ
の契約は無かったことになるんだ。

例えば、AさんがBさんからお金を借りていたけど、時効でその債
務が消滅したとするね。

そしたら、仮に時効が適応されるのが債務消滅時とするなら、それ
までの間の利息を支払うということになってしまうんだ。

それは、時効の利益を受けられないということになるから、そんなこ
とを防ぐためにこの条文が作られたんだ。

第四百四十五条 時効の援用

第四百四十五条 時効は、当事者が援用しなければ、裁判所がこれによって裁判をすることができない。

時効は、当事者が使うと決めなければ、裁判所が時効を使用して裁判を行うことができない。

時効を使うというのは、時効の利益を受けるといふ主張をするということ。

当事者が使わないと言っているのにもかかわらず、裁判所が時効を援用することはできないということなんだ。

だから、AさんとBさんの間で交わされた貸金に関する裁判が行われたとして、それぞれが時効の利益を主張せず裁判を行ったら、裁判所は時効は来ていないということとして裁判を行えということになるんだ。

第四百四十六条 時効の利益の放棄

第四百四十六条 時効の利益は、あらかじめ放棄することができない。
い。

時効の利益は、あらかじめ放棄できない。

時効の利益というのは、最初の段階で放棄することはできないんだ。もしも放棄ができるとしたら、例えば、Bさんからお金を借りているAさんがいて、Bさんが強制的にAさんに時効の利益を放棄させるといふ文言が入った契約をすることも可能になってしまうんだ。

でも、反対解釈として時効が来てから、時効の利益を放棄することは可能だということになるんだ。

第四百四十七条 時効の中断事由

第四百四十七条 時効は、次に掲げる事由によって中断する。

- 一 請求
- 二 差押え、仮差押え又は仮処分
- 三 承認

時効は、次に書いている理由で中断する。

- 一 請求
- 二 差し押さえ、仮差し押さえ、仮処分
- 三 承認

第1号の請求は、裁判で権利の有無を争う時の請求なんだ。

単に相手方へ債務があることを教える催告じゃ、この条文の請求とは言えないよ。

第2号はそのまま、物権変動を起こさないようにするために、差し押さえたり、もしかしたら必要になるかもしれないということ仮の差し押さえをしたり、仮処分をしたりするんだ。

第3号の承認は、例えば、債務者が債権者に対して債務の弁済の猶予を求めるような感じだね。つまり、自分が債務があることを公表すること。

第四百四十八条 時効の中断の効力が及ぶ者の範囲

第四百四十八条 前条の規定による時効の中断は、その中断の事由が生じた当事者及びその承継人の間においてのみ、その効力を有する。

第147条の規定による時効の中断は、その中断の理由が発生した当事者とその承継人の間のみ、効力を生ずる。

時効の中断は、第三者へ影響しないということを決めた条文なんだ。中断理由がある当事者もしくは当事者の承継人との間の時効の中断の効力みたいなことは相対効とか言ったりするよ。

承継人は、当事者の相続人とかだね。

第四百十九条 裁判上の請求

第四百十九条 裁判上の請求は、訴えの却下又は取下げの場合には、時効の中断の効力を生じない。

裁判による請求は、訴えが却下されたか取り下げられた時には、時効の中断の効力を生まない。

請求は裁判とかでするって言ったでしょ。でも、その訴えが当然に却下されたり、自ら取り下げたり、棄却されるということもあるよね。

その時には、時効の中断は無かったことにされて、その期間が時効の期間の中に算入されるということになるんだ。

第五百五十条 支払督促

第五百五十条 支払督促は、債権者が民事訴訟法第三百九十二条に規定する期間内に仮執行の宣言の申立てをしないことによりその効力を失うときは、時効の中断の効力を生じない。

支払いの督促とくそくは、債権者が民事訴訟法第392条に規定する期間内に仮執行の宣言の申し立てをしないことによつて効力を失う時は、時効の中断の効力はない。

民事訴訟法第392条は、”債権者が仮執行の宣言の申立てをすることができる時から三十日以内にその申立てをしないときは、支払督促は、その効力を失う”という内容なんだ。

支払督促というのは、同法第382条”金銭その他の代替物又は有価証券の一定の数量の給付を目的とする請求”で、”債権者の申立てにより、支払督促を発することができる”ということになつてゐるんだ。簡単にいえば、早く金を払えということだね。

支払督促の間は時効の中断があるんだ。

それで、その督促をしてから30日以内に仮執行の宣言の申し立てをしなければ、時効の中断の効力はなかつたことにされるといふことなんだ。

第五百五十一条 和解及び調停の申立て

第五百五十一条 和解の申立て又は民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）若しくは家事審判法（昭和二十二年法律第五百五十二号）による調停の申立ては、相手方が出頭せず、又は和解若しくは調停が調わないときは、一箇月以内に訴えを提起しなければ、時効の中断の効力を生じない。

和解の申し立て、民事調停法、家事審判法のいずれかによる調停の申し立ては、相手方が出頭しないか和解が朝廷のいずれかが調わな
いときは、1か月以内に訴えを提起しなければ、時効の中断の効力を生じない。

「作者注：民事調停法については <http://law.e-gov.go.jp/htmlldata/S26/S26HO22.html> を、家事審判法については <http://law.e-gov.go.jp/htmlldata/S22/S22HO152.html> をそれぞれ参考してください。」

さて、和解の申し立て、民事調停法か家事審判法による調停の申し立てをした時点で、いったん時効は中断するんだ。

でも、相手方が出頭しない、和解や調停がうまくいかずに物別れに終わった時に、1か月以内に訴えを提起しない限り、時効の中断は無かったことにされるっていうことだね。

第五十二条 破産手続参加等

第五十二条 破産手続参加、再生手続参加又は更生手続参加は、債権者がその届出を取り下げ、又はその届出が却下されたときは、時効の中断の効力を生じない。

破産手続きの参加、再生手続きの参加、更生手続きの参加のいずれかで、債権者がその届け出を取り下げるか、届け出が却下された時は、時効の中断の効力を生じない。

破産手続きは破産法第111条に、再生手続きは民事再生法第96条、更生手続きは会社更生法第135条をそれぞれ参考してにおいて、「作者注：破産法は<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H16/H16HO075.html>を、民事再生法は<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H11/H11HO225.html>を、会社更生法は<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H14/H14HO154.html>をそれぞれ参考してください」

さて、そのいずれの手続きも、裁判所に対して債権者だということをお届けするんだけど、債権者自身がその届け出を取り下げるか、裁判所によって届け出が却下された時は、その債権者に対して時効の中断はなかったということにされるんだ。

第五百五十三条 催告

第五百五十三条 催告は、六箇月以内に、裁判上の請求、支払督促の申立て、和解の申立て、民事調停法 若しくは家事審判法 による調停の申立て、破産手続参加、再生手続参加、更生手続参加、差押え、仮差押え又は仮処分をしなければ、時効の中断の効力を生じない。

催告は、6ヶ月以内に、裁判上の請求、支払督促の申し立て、和解の申し立て、民事調停法か家事審判法による調停の申立、破産手続参加、再生手続参加、更生手続参加、差し押さえ、仮差し押さえ、仮処分のいずれかをしなければ時効の中断の効力はない。

催告って、ちょっと前にしたたる。それを行った後に、ここに列挙されているもののどれかをしないと、時効の中断はなかったことにされるんだ。

第二百五十四条 差押え、仮差押え及び仮処分

第二百五十四条 差押え、仮差押え及び仮処分は、権利者の請求により又は法律の規定に従わないことにより取り消されたときは、時効の中断の効力を生じない。

差押え、仮差押え、仮処分は、権利者の請求が法律の規定に従わないことのとどちらかにより取り消されたときは、時効の中断は生じない。

差し押さえ、仮差し押さえ、仮処分は、権利者が請求してくるか、法律の規定に従っていないか、または、差し押さえなどが取り消されたときは、時効の中断はなかったことにされるんだ。

第百五十五条

第百五十五条 差押え、仮差押え及び仮処分は、時効の利益を受ける者に対してしないときは、その者に通知をした後でなければ、時効の中断の効力を生じない。

差し押さえ、仮差し押さえ、仮処分は、時効の利益を受ける者に対してしないときには、その者に通知をした後でなければ、時効の中断の効力を生じない。

差し押さえなどは、時効の利益を受けないものに対してもできるんだ。

でも、その時には通知をしてからじゃないと時効の中断はしないんだ。

第五十六条 承認

第五十六条 時効の中断の効力を生ずべき承認をするには、相手方の権利についての処分につき行為能力又は権限があることを要しない。

時効の中断の効力を生じるときは、相手方の権利についての処分について行為能力や権限があることを必要としない。

この条文の承認は、時効の中断の効力が生じたという承認をすること。

つまり、時効の中断の効力が発生したと承認をするためには、行為能力の有無や処分権限があることは必要ではなく、管理することが出来ればよいということになるんだ。

第五百五十七条 中断後の時効の進行

第五百五十七条 中断した時効は、その中断の事由が終了した時から、新たにその進行を始める。

2 裁判上の請求によつて中断した時効は、裁判が確定した時から、新たにその進行を始める。

中断した時効は、その中断理由が終了した時から、新規に進行を始める。

裁判上の請求によつて中断した時効は、裁判が確定した時から、新規に進行を始める。

裁判上の請求なら判決が確定した時点で、それ以外の理由で時効が中断していたらその理由が終わったり無くなったりした時点で、0から時効が始まるんだ。

第二百五十八条 未成年者又は成年被後見人と時効の停止

第二百五十八条 時効の期間の満了前六箇月以内の間に未成年者又は成年被後見人に法定代理人がないときは、その未成年者若しくは成年被後見人が行為能力者となった時又は法定代理人が就職した時から六箇月を経過するまでの間は、その未成年者又は成年被後見人に対して、時効は、完成しない。

2 未成年者又は成年被後見人がその財産を管理する父、母又は後見人に対して権利を有するときは、その未成年者若しくは成年被後見人が行為能力者となった時又は後任の法定代理人が就職した時から六箇月を経過するまでの間は、その権利について、時効は、完成しない。

時効の期間満了後6カ月以内に未成年者か成年被後見人に法定代理人がないときは、その未成年者か成年被後見人が行為能力者となった時もしくは法定代理人が就職した時から6カ月を経過するまでの間は、その未成年者か成年被後見人に対しては、時効は完成しない。

未成年者か成年被後見人がその財産を管理する父母や後見人に対して権利を持っているときは、その未成年者か成年被後見人が行為能力者となった時か後任の法定代理人が就職した時から6カ月を経過するまでの間は、その権利について、時効は、完成しない。

本条における就職というのは、就任と言ったほうがわかりやすいと思うね。

つまり、時効期間が満了してから6か月以内もしくはそれ以前から未成年者や成年被後見人に法定代理人がない時には、行為能力者になった時か法定代理人が就任してから6カ月を経過した時ではな

いと時効は完成しないということになっているんだ。

第2項は、未成年者か成年被後見人は、財産を管理する父母や後見人に対して何らかの権利、例えば債権とか、を持っている時は、未成年者か成年被後見人が行為能力者になるか、後任の法定代理人が就任してから6カ月を経過するまでの間は、その債権なら債権の時効は完成しないんだ。

第二百五十九条 夫婦間の権利の時効の停止

第二百五十九条 夫婦の一方が他の一方に対して有する権利については、婚姻の解消の時から六箇月を経過するまでの間は、時効は、完成しない。

夫婦の片方がもう片方に対して持っている権利については、婚姻の解消の時から6カ月を経過するまでの間は、時効は、完成しない。

これは、男女が婚姻関係を結んでいる間は、相手方に権利があったとして請求ができないということになるんだ。

ただし、婚姻が解消された時から6カ月を経過してからは、相手に請求することができるということ。

例えば、付き合う前にBさんから500万借りていたAさんがいてそのうち、AさんとBさんは結婚をした。でも、結局合わずにそのまま離婚をしてしまった。

そんな時に、その500万を請求せずに6ヶ月間Aさんが黙りとおしていれば、時効が完成してBさんは請求することができなくなるかもしれないということなんだ。

第六十条 相続財産に関する時効の停止

第六十条 相続財産に関しては、相続人が確定した時、管理人が選任された時又は破産手続開始の決定があった時から六箇月を経過するまでの間は、時効は、完成しない。

相続財産に関しては、相続人が確定した時、管理人が選任された時か破産手続開始の決定があった時から6カ月を経過するまでの間は、時効は、完成しない。

相続というのは、結構時間がかかるし、問題が出てくることもあるんだ。

土地をどうするかとか、残された財産をどうやって分配するかとかね。

だから、確定した時、相続財産の管理人が選任された時か破産手続開始の決定があった時から数えて、6カ月を経たないと時効が完成しないようになっているんだ。

第六十一条 天災等による時効の停止

第六十一条 時効の期間の満了の時に当たり、天災その他避けることのできない事変のため時効を中断することができないときは、その障害が消滅した時から二週間を経過するまでの間は、時効は、完成しない。

時効の期間の満了の時に、天災その他避けることのできない事変の為に時効を中断することができない時は、その障害が消滅した時から二週間を経過するまでの間は、時効は、完成しない。

これは、大震災とか戦争とかによって時効が満了した時にどうするかということが一切できない場合を想定しているんだ。

そんな時は、安全になってから二週間後までは時効は完成しないとということになっているんだ。

第六百六十二条 所有権の取得時効

第六百六十二条 二十年間、所有の意思をもって、平穩に、かつ、公然と他人の物を占有した者は、その所有権を取得する。

2 十年間、所有の意思をもって、平穩に、かつ、公然と他人の物を占有した者は、その占有の開始の時に、善意であり、かつ、過失がなかったときは、その所有権を取得する。

20年間、所有の意思をもって、平穩かつ公然と他人の物を占有した者は、その所有権を取得する。

10年間、所有の意思をもって、平穩かつ公然と他人の物を占有した者は、その占有の開始の時に、善意であり、なおかつ過失が無かつた時は、その所有権を取得する。

これは、他人の物をもっていたとして、それが誰からも文句を言われずに、さらには隠し持っていなかったら、20年たった時点で、基本的に所有権を取得することなんだ。

しかも、それ以外にその占有を開始した時点で、善意無過失ならば、10年間経過するだけで所有権を取得することができるんだ。

例えば、自転車を借りていたんだけど、その自転車を20年間、その借主からも文句を言われずに、さらに堂々と持っていたら、所有権はそれを借りた側に移るということだね。

第六十三條 所有權以外の財産権の取得時効

第六十三條 所有權以外の財産権を、自己のためにする意思をもって、平穩に、かつ、公然と行使する者は、前條の區別に従い二十年又は十年を経過した後、その権利を取得する。

所有權以外の財産権を、自己の爲にするという意思をもって、平穩かつ公然と行使する者は、第162條の區別に従つて20年か10年を経過した後、その権利を取得する。

所有權以外の財産権というのは、例えば、地上權とか、永小作權とか、貸借權だけど、明確にこれだつていう區別はないんだ。

そして、そんな権利というのは、権利者としてその権利を行使する意思をもっている人が、平穩かつ公然と行使していると、善意無過失ならば10年、それ以外ならば20年経つとその権利を自分の物にできるということなんだ。

第六百六十四条 占有の中止等による取得時効の中断

第六百六十四条 第六百六十二条の規定による時効は、占有者が任意にその占有を中止し、又は他人によってその占有を奪われたときは、中断する。

第六百六十二条の規定による時効は、占有者が任意にその占有を中止し、または他人によってその占有を奪われた場合は、中断する。

第六百六十二条は、時効による所有権移転についてだったね。あれは、占有者がその物を手放すか、あるいは他人によって奪われた場合は、時効は中断するということになっているんだ。

第六百六十五条

第六百六十五条 前条の規定は、第六百六十二条の場合について準用する。

第164条の規定は、第163条の場合についても適応する。

簡単にいえば、所有権以外の財産権に関しても、占有者が手放したり、他人に奪われたりすると、所有権以外の財産権の取得に関する時効が中断するということだね。

ああ、そうそう。

前条の場合にも言えることだけど、もしも奪われたものを、奪い返した場合は、時効は中断することなく流れて行くことになっているから。そのあたりを、注意するように。

第六十六条 消滅時効の進行等

第六十六条 消滅時効は、権利を行使することができる時から進行する。

2 前項の規定は、始期付権利又は停止条件付権利の目的物を占有する第三者のために、その占有の開始の時から取得時効が進行することを妨げない。ただし、権利者は、その時効を中断するため、いつでも占有者の承認を求めることができる。

消滅時効は、権利を行使することができる時から始まる。

前項の規定は、始期が付いている権利または停止条件が付いている権利の目的物を占有する第三者のために、その占有の開始の時から取得時効が進行することを妨げない。ただし、権利者は、その時効を中断するため、いつでも占有者の承認を求めることができる。

消滅時効が始まるのは、権利を行使することができる時なんだ。

そして、それは、権利が発生するのが決まっている権利とか、停止条件が付いている権利であっても、別の人が持っているその権利の対象となる物の取得時効はずっと進行していくっていうことなんだ。でも、その時効の中断を行うために、占有者の承認を求めることができるっていうこと。

例えば、AさんとBさんがいて、3ヶ月後に返済をするという契約で300万円をBさんがAさんに貸したとするよ。

そんな時の消滅時効が始まる地点は、契約を結んでから3ヶ月後っていうことになるんだ。

第六百六十七条 債権等の消滅時効

第六百六十七条 債権は、十年間行使しないときは、消滅する。

2 債権又は所有権以外の財産権は、二十年間行使しないときは、消滅する。

債権は、10年間行使しない時は、消滅する。

債権と所有権以外の財産権は、20年間行使しない時は、消滅する。

債権はもういいよね。お金を貸した側が持っている、お金を請求する権利のこと。

所有権は、じつは、消滅時効が無いんだ。

でも、例えば、家に2人以上の所有権が発生するということは絶対がないんだ。でも共同所有の場合は例外だよ。

そんな所有権は、取得時効によって反射的に、つまり別の人に所有権が発生したから、その人に対しての所有権が移ったっていう感じで、なくなることあるんだ。

第六十八條 定期金債権の消滅時効

第六十八條 定期金の債権は、第一回の弁済期から二十年間行使しないときは、消滅する。最後の弁済期から十年間行使しないときも、同様とする。

2 定期金の債権者は、時効の中断の証拠を得るため、いつでも、その債務者に対して承認書の交付を求めることができる。

定期金債権は、第1回目の弁済期から20年間行使しない時は、消滅する。最後の弁済期から10年間行使しない時も、同様とする。定期金の債権者は、時効の中断の証拠を得るために、いつでも、その債務者に対して承認書の交付を求めることができる。

定期金というのは、年金みたいなもので、一定の期間を隔てて支払ってくれるというタイプのお金のこと。

定期金債権は、そんな定期金を受け取る権利のことだね。

その債権は、一番最初に支払われる時から20年間無視をしていたら、消滅するんだ。一番最後に支払われた時から10年間ほったらかしにしても、時効によって消滅するよ。

そんな債権者が定期金債権を守るために、時効が中断したという証拠となるために、債務者に対して、支払ってくれるよね？という感じの承認書を交付するように請求できるんだ。

第六百六十九条 定期給付債権の短期消滅時効

第六百六十九条 年又はこれより短い時期によって定められた金銭その他の物の給付を目的とする債権は、五年間行使しないときは、消滅する。

年やこれより短い時期によって定められた金銭その他の物の給付を目的とする債権は、五年間行使しない時は、消滅する。

お金や物などを給付する目的で設定された債権のことを、定期給付債権というんだ。

給付というのは、タダであげるといふことだね。

そんな定期給付債権は、五年間行使をしなければ、時効によって消滅してしまうんだ。

第七十条 三年の短期消滅時効

第七十条 次に掲げる債権は、三年間行使しないときは、消滅する。ただし、第二号に掲げる債権の時効は、同号の工事が終了した時から起算する。

- 一 医師、助産師又は薬剤師の診療、助産又は調剤に関する債権
- 二 工事の設計、施工又は監理を業とする者の工事に関する債権

次に掲げる債権は、三年間行使しない時は、消滅する。ただし、第二号に掲げる債権の時効は、同号の工事が終了した時から計算する。

- 一 医師、助産師や薬剤師の診療、助産や調剤に関する債権
- 二 工事の設計、施行や監督管理を仕事としている者の工事に関する債権

第一号は、例えば診療費や調剤費とかのことだね。医師、助産師、薬剤師からみれば支払ってもらうことができる権利になり、それが債権だとして扱われるんだ。

第二号は、大工さんや棟梁のこと。その費用を債権としているんだね。

例えば、第一号については、3年前に診療してもらった時の費用を払っていなかった時みたいな感じで、第二号は、3年前に建ててもらった家についての費用っていう感じだね。

それらの債権は、3年経てば消滅するっていうことになっているんだけど、第二号は工事が終了した時から3年後ということになっているんだ。

第七十一条

第七十一条 弁護士又は弁護士法人は事件が終了した時から、公証人はその職務を執行した時から三年を経過したときは、その職務に関して受け取った書類について、その責任を免れる。

弁護士や弁護士法人は事件が終了した時点から、公証人はその職務を執行した時から3年を経過した時は、その職務に関して受け取った書類について、その責任を免れる。

弁護士は分かるよね。

弁護士法人は、弁護士が組織した弁護士事務所を法人化した時の名称。詳しくは”弁護士法”第四章の二に書いてあるよ。

公証人は、公証人法によって、とある事実を認証し公正証書を作成する、私署証書を認証する、定款を認証するなどを業務とする公務員だよ。

公務員と言っても、自分で公証人役場という事務所をもっていて、さっき言ったような内容の手数料で生活をするということになっているんだ。

弁護士や弁護士法人は、担当している事件が終了した時点、公証人は職務を執行した時から数えて、3年が過ぎた時、職務上受け取ったりかわった書類に関しての責任から逃れることができるんだ。

第七十二条 二年の短期消滅時効

第七十二条 弁護士、弁護士法人又は公証人の職務に関する債権は、その原因となつた事件が終了した時から二年間行使しないときは、消滅する。

2 前項の規定にかかわらず、同項の事件中の各事項が終了した時から五年を経過したときは、同項の期間内であっても、その事項に関する債権は、消滅する。

弁護士、弁護士法人や公証人の職務に関する債権は、その原因となつた事件が終了した時から二年間行使しない時は、消滅する。

前項の規定にかかわらず、同項の事件中の各事項が終了した時点から5年を経過した時は、同項の期間内であっても、その事項に関する債権は、消滅する。

たとえば、弁護士であるAさんがかわつた裁判があつたとするよ。その裁判では、BさんとCさんが土地甲の売買契約とそれに付随する物件乙の訴訟だつたとするよ。その訴訟にかかった弁護士費用は、甲と乙それぞれが解決した時点で支払うということになっていた。さて、そんな時に、BさんとCさんが第1審の途中で乙についての売買契約は有効だつたと合意したとするよね。本当なら、この時点でAさんに乙について解決したからその分の費用を支払わなきゃならないんだけど、みんな運悪く忘れていたんだ。

そして、月日は流れ、7年間かけて最高裁でようやく甲についても判決が出た。

この場合、Aさんが持っている乙の契約に関する債権は、5年が経過してしまっているから消滅しているんだ。でも、甲については、判決がでてから3年間経たないと、消滅しないということになる。

第七十三條

第七十三條 次に掲げる債権は、二年間行使しないときは、消滅する。

- 一 生産者、卸売商人又は小売商人が売却した産物又は商品の代価に係る債権
- 二 自己の技能を用い、注文を受けて、物を製作し又は自己の仕事場のために仕事をすることを業とする者の仕事に関する債権
- 三 学芸又は技能の教育を行う者が生徒の教育、衣食又は寄宿の代価について有する債権

次に掲げる債権は、二年間行使しない時は、消滅する。

- 一 生産者、卸売商人か小売商人が売却した産物または商品の代価にかかわる債権
- 二 自己の技能を使い、注文を受けて、物を製作したり自己の仕事場で他人の為に仕事をすることを職とする者の仕事に関する債権
- 三 学芸や技能の教育を行う者が生徒の教育、衣食や寄宿の対価について持っている債権

順次見て行こうか。

第1号は、掛け売りをした時に使うね。例えば、A商店がB商店へ品物を売った時に、後払いにしたようなパターンだね。ちなみに、判例では電気料金もここでいう商品の代価として認められているんだ。

第2号は、職人さんなどが、特注で作る時計などの販売代金のことだね。

第3号は、塾の先生のような感じの人が、受け取るはずだったお金だと思えばいいよ。

まあ、そんな感じだね。

第七百七十四条 一年の短期消滅時効

第七百七十四条 次に掲げる債権は、一年間行使しないときは、消滅する。

- 一 月又はこれより短い時期によつて定めた使用人の給料に係る債権
- 二 自己の労力の提供又は演芸を業とする者の報酬又はその供給した物の代価に係る債権
- 三 運送賃に係る債権
- 四 旅館、料理店、飲食店、貸席又は娯楽場の宿泊料、飲食料、席料、入場料、消費物の代価又は立替金に係る債権
- 五 動産の損料に係る債権

次に掲げる債権は、一年間行使しない時は、消滅する。

- 一 月かそれより短い時期によつて定めた使用人の給料にかかわる債権
- 二 自己の労力の提供や演芸を職とする者の報酬やその供給した者の代価にかかわる債権
- 三 運送賃にかかわる債権
- 四 旅館、料理店、飲食店、貸席や娯楽の宿泊料、飲食料、席料、入場料、消費物の代価や立て替え金にかかわる債権
- 五 動産の損料にかかわる債権

これから言う債権は、一年間で消滅するものになるんだ。

第1号は、1カ月以内で使用人として働いた人の債権、つまり、短期バイトのお給料だね。

第2号は、芸能人についての給料だと思えばいいよ。

第3号は、鉄道とか、バスとか、どこかの運送会社に頼んだような

感じのお金だね。

第4号は、外食した時に支払うお金や、ホテルとかの宿泊料や、カラオケ屋の歌い放題のサービス料みたいなかんじだね。

第5号は、貸本屋やレンタルCDみたいな、短期間で動産の授受を行うような場合の債権だね。損料というのは、リース料金だと思えばいいよ。

ただし、第5号の動産は、長期間のリース商品には対応されないから注意。

第七百七十四条の二 判決で確定した権利の消滅時効

第七百七十四条の二 確定判決によって確定した権利については、十年より短い時効期間の定めがあるものであつても、その時効期間は、十年とする。裁判上の和解、調停その他確定判決と同一の効力を有するものによつて確定した権利についても、同様とする。

2 前項の規定は、確定の時に弁済期の到来していない債権については、適用しない。

確定判決によつて確定した権利については、10年より短い時効期間の定めがあつたとしても、その時効期間は、10年とする。裁判上の和解、調停その他の確定判決と同一の効力をもっているものによつて確定した権利についても、同じものとする。

前項の規定は、確定の時に弁済期の到来していない債権については、適用しない。

裁判によつて確定した判決が出た時に、10年より短い時効期間が設定されていたとしても、それを延長して、10年間時効が続くように延長することができるんだ。確定判決以外にも、それと同程度の法的拘束力を持つ決定が出されて、それが確定していたら、それらについても同じように扱うんだ。

例えば、時効期間が過ぎた売掛金で、支払うようにという訴訟を起こして、支払うことが確定した場合、10年間は時効によつて消滅しないということになるんだ。

でも、もしもそれが時効が来ていなかったら、裁判に関係なく消滅時効は続いていくということにあるんだ。

第1編まとめ

「…どう?」

俺は、彼女に聞いた。

「分かったことはただ一つ。なんでこんな難しい規定を創ったの?」

「仮にさ、岩子いわねがお小遣いを母親から前借していたとするだろ。もししたら、一定期間が経ったらそのお小遣い分を返還することも無くなるんだ。必要だろ」

「うーん…それは重要かも……」

彼女はそう言っつて、考え込んでしまった。

俺はそこですかさず聞いてみる。

「それで、第1篇をまとめてみると、どんな感じになる?」

「え?えつと……」

彼女は考え込んで、俺に言った。

「法的な人とは何か、住所はどうやって決められるのか、契約をする時にどうしたら向こうや取り消しができるのか…かな」

「お前、民法音読100回してこい」

冗談のつもりで言ったら、すぐにそのことが分かったようで、壁にかかっている時計を見て立ち上がった。

「もうそろそろ帰らないと。お母さん心配してるかも」

「送って行こうか。俺も帰る時間だ」

午後7時。

俺以外には所長が一人でコーヒーを飲んでいるぐらいだった。

「所長、帰りますけど大丈夫ですか」

カバンに必要以外の書類が入っていないことを確認しながら、聞いた。

「ああ、大丈夫だ。気をつけてな」

「はい、失礼します」

所長に軽く会釈をしてから、事務所から出た。

自動車で家まで送っていく道すがら、俺は彼女に聞いてみた。

「それで、第2編以降はどうするつもりなんだ」

「明日…とかは？」

明日は土曜日で、俺は久しぶりのオフだった。

「…仕方ないな。後進を育てるとするか」

「いいの?!」

「事務所は締まっているだろうから、俺の家か、岩子の家のどっちかだな」

「じゃあ、小父さんの家で」

「いつ？」

「午前10時は？」

「午後からがいいんだがな」

「じゃあ午後1時ぐらい？」

「それでいこうか」

「分かった。じゃあ、お母さんにも言っておくね」

「俺からよろしく言っていたと伝えておいてくれ」

「分かった」

彼女は、うなずきながらカバンから携帯を取り出してメモをしていた。

第2編

第二編 物権

第一章 総則（第一百七十五条 第一百七十九条）

第二章 占有権

第一節 占有権の取得（第八十条 第八十七条）

第二節 占有権の効力（第八十八条 第二百二条）

第三節 占有権の消滅（第二百三条・第二百四条）

第四節 準占有（第二百五条）

第三章 所有権

第一節 所有権の限界

第一款 所有権の内容及び範囲（第二百六条 第二百八条）

第二款 相隣関係（第二百九条 第二百三十八条）

第二節 所有権の取得（第二百三十九条 第二百四十八条）

第三節 共有（第二百四十九条 第二百六十四条）

第四章 地上権（第二百六十五条 第二百六十九条の二）

第五章 永小作権（第二百七十条 第二百七十九条）

第六章 地役権（第二百八十条 第二百九十四条）

第七章 留置権（第二百九十五条 第三百二条）

第八章 先取特権

第一節 総則（第三百三条 第三百五条）

第二節 先取特権の種類

第一款 一般の先取特権（第三百六条 第三百十条）

第二款 動産の先取特権（第三百十一条 第三百二十四条）

第三款 不動産の先取特権（第三百二十五条 第三百二十八

条）

第三節 先取特権の順位（第三百二十九条 第三百三十二条）

第四節 先取特権の効力（第三百三十三条 第三百四十一条）

第九章 質権

- 第一節 総則（第三百四十二条 第三百五十一条）
- 第二節 動産質（第三百五十二条 第三百五十五条）
- 第三節 不動産質（第三百五十六条 第三百六十一条）
- 第四節 権利質（第三百六十二条 第三百六十八条）
- 第十章 抵当権
 - 第一節 総則（第三百六十九条 第三百七十二条）
 - 第二節 抵当権の効力（第三百七十三条 第三百九十五条）
 - 第三節 抵当権の消滅（第三百九十六条 第三百九十八条）
 - 第四節 根抵当（第三百九十八条の二 第三百九十八条の二十

二)

翌日の土曜日、俺は午後になるまでずっと寝ていた。

それから昼飯を食って、六法と辞書を取りだし、一応第2編について大雑把に復習しておいた。

1時ちよつと前に、インターホンが鳴り、彼女がやってきたのを知らせた。

「こんにちは」

「上がって」

彼女を家にあげると、すぐに居間につれてきた。

「さつそく始めるけど、大丈夫？」

「うん！」

彼女がそう言ったので、俺は、そのままテーブルに広げてあった六法を見せながら言った。

「今日は第2編、物権についてだ。ここで問題、物権は、どんな権利のことが、簡潔にこたえてみて」

「えっと、その物を他人を介さずに直接的に支配することができる権利、だっけ」

「正解。そして、その物権は、債権と同じように財産権の一つとさ

れているんだけど、債権と違ふところは？3つあげてみて」「
そう言うと、彼女はうんうん唸りながら考えていた。

「…分からない？」

彼女はうなづいた。

「物権というのは、直接性、排他性、債権と比べた時に優先効力性があるんだ。物権の直接性というのは、債権は債務者の履行という行為が必要になるのに対して、物権には一部裁判によって確定するものはあるものの、基本的にはそのようなことは必要じゃないんだ。排他性というのは、物権が設定できるものは、一つの物に対してひとつだけ。所有権が一つの物に二人が設定できないということ。そして、一般的に債権と比べて物権は優先して効力を有するんだ。ただし、債権と物権の関係は、特別法とかによっていろいろ変わってくるけどね」

「なるほどね」

彼女がそう言うと、俺のほうをじっと見て、言った。

「じゃあ、そんな第2編、教えてくれる？」

「もちろん」

第一章 総則

第一章 総則（第一百七十五条 第一百七十九条）

ここでは、物権の基礎的なことをしていくよ。

物権とはどうやって定められるのか、どうやって他人に移るのか。不動産の登記については、他の物権を同じ人が持った時、その物件はどうなるのかと言った基本的なことが書かれているんだ。

この章は、これから第2編を見て行く上で、どうしても必要になったりする条文だったりするし、実務上使用することがあったりする内容だから、覚えておいたほうがいいよ。

第七百七十五条 物権の創設

第七百七十五条 物権は、この法律その他の法律に定めるもののほか、創設することができない。

物権は、この法律やその他の法律に定めがあるもの以外には、創設することができない。

この条文は、『物権法定主義』というのを定めた超重要な条文。物権というのは、第2章以降に定めてあるものや、他の法律に規定があるものじゃないと認められないんだ。

なんでこんな条文があるかというと、いろんな人が勝手に権利を主張し始めると、どれが正しいかを裁判で争うことができなくなるんだ。だから、こうやって強行的に決める必要があるんだ。

ちなみに、他の法律に定められている物権というのに、鉱業法に書かれている鉱業権や、採石法に書かれている採石権、不動産貸借権という債権的な性質をもったものに物権の性質を付与するということもあるよ。

第七百七十六条 物権の設定及び移転

第七百七十六条 物権の設定及び移転は、当事者の意思表示のみによつて、その効力を生ずる。

物権の設定や移転は、当事者の意思表示のみによつて、その効力が発生する。

物権が設定された物や、移転された物は、当事者の意思表示だけで、物権が設定されたり移転ができたりするんだ。

物権の設定というのは、家や車とかに抵当権をつけることだね。

物権の移転というのは、土地の所有権を他人に売り渡すことだと思えばいいよ。

どちらのことも、当事者の意思表示だけで、効力が生じるんだよ。

第七十七條 不動産に関する物権の変動の対抗要件

第七十七條 不動産に関する物権の得喪及び変更は、不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）その他の登記に関する法律の定めるところに従いその登記をしなければ、第三者に対抗することができない。

不動産に関する物権を得たり、失ったり、変更したりする時は、不動産登記法やその他の登記に関する法律の定めるところに従ってその登記をしなければ、第三者に対抗することができない。

不動産を買ったり売ったり別の人に譲ったりする時には、不動産登記法や他の法律に書かれた登記に関しての規定に従って、登記の変更をしないと、第三者に対して、対抗できないということなんだ。

第七十八條 動産に関する物権の譲渡の對抗要件

第七十八條 動産に関する物権の譲渡は、その動産の引渡しが必要ならば、第三者に対抗することができない。

動産に関する物権の譲渡は、その動産の引き渡しが無ければ、第三者に対抗できない。

動産に関する物権というのは、所有権や質権とか譲渡担保とかだね。動産というのは、不動産以外の全部のこと。

そんな動産は、目的物となっている動産を相手に引き渡さないと、物権が移動したということにはならず、第三者に対抗することができないということになっているんだ。

第七十九条 混同

第七十九条 同一物について所有権及び他の物権が同一人に帰属したときは、当該他の物権は、消滅する。ただし、その物又は当該他の物権が第三者の権利の目的であるときは、この限りでない。

2 所有権以外の物権及びこれを目的とする他の権利が同一人に帰属したときは、当該他の権利は、消滅する。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

3 前二項の規定は、占有権については、適用しない。

同じ物について所有権や他の物権が同じ人に帰属した時は、その他の物権は、消滅する。ただし、その物やその他の物権が第三者の権利の目的である時は、その限りではない。

所有権以外の物権と物を目的とする他の権利が同じ人に帰属した時は、その他の権利は、消滅する。この場合においては、前項の但し書きの規定を準用する。

本条第1項と第2項の規定は、占有権については、適用しない。

他の物権と比べた時に、所有権というのは、その適応範囲がかなり広いんだ。

例えば、Aさんがもっている土地甲に抵当権を設定していたBさんがいたとして、その後、AさんからBさんが甲を買い取ったとするよね。

最初の時点では、Aさんが甲の所有権をもっていて、Bさんが抵当権をもっている。でも、その後はBさんが所有権も抵当権も持っているということになるんだ。

そんなときには、抵当権は消滅して、Bさんの所有権だけが残るということになるんだ。

でも、その抵当権自体を第3者の抵当権として設定していたら、抵当権は消滅しないんだ。

ただし、その他の物権として占有権が出てきている時は例外とされるんだ。

第二章 占有権

第二章 占有権

第一節 占有権の取得（第一百八十条 第一百八十七条）

第二節 占有権の効力（第一百八十八条 第二百二条）

第三節 占有権の消滅（第二百三条・第二百四條）

第四節 準占有（第二百五条）

ここからは、占有権についてみて行くよ。

物権を大きく二つに分けるとすると、この占有権と他の物権と言った感じに分けることができるんだ。

そして、その場合は、占有権を仮の権利、他の物権、例えば所有権とか地上権とかは本権と言ったりするね。

そんな占有権について、どうやったら取得できるのか、どうしたら効力が発生するのか、どうして消滅するかなどを見て行くよ。

第一百八十条 占有権の取得

第一百八十条 占有権は、自己のためにする意思をもって物を所持することによって取得する。

占有権は、自分の利益の為にするという意思をもって物を所持することによって取得する。

占有権というのは、自分が事実上持っているという状態で物を保有していて、なおかつそれが自分の利益になるということである時に取得するんだ。

しかも、この占有権は、自分の為にその物をもっているならば成立するから、窃盗犯や賃借人にも認められているんだ。

ただ、その物を自身の為に持っているというのが条件だからね。だから、他人の為に持っているのであれば、他主占有ということになって、話は別になるんだ。

第八十一条 代理占有

第八十一条 占有権は、代理人によって取得することができる。

占有権は、代理人でも取得することができる。

占有権の取得は、占有代理人であっても取得することができるんだ。その時は、代理占有ということになるんだけど、例えば、Aさんが持っているマンションがあってBさんがそこを借りて住んだとするよね。

その時は、Aさんだけじゃなく、Bさんも占有権を取得するということになるんだ。この時に、Aさんの代理占有をBさんがしているというんだ。

第八十二条 現実の引渡し及び簡易の引渡し

第八十二条 占有権の譲渡は、占有物の引渡しによつてする。

2 譲受人又はその代理人が現に占有物を所持する場合には、占有権の譲渡は、当事者の意思表示のみによつてすることができる。

占有権の譲渡は、占有物を引き渡すことによつて成立する。

譲り受け人やその代理人が今時点で占有物を所持する場合には、占有権の譲渡は、当事者の意思表示によつて行うことができる。

占有権を譲渡したい時には、占有権の目的物である占有物がどうなつているかによつて、ちよつと違うことになるんだ。

普通は、自分から相手に渡すことによつて占有権を譲ることになるんだけど、相手や代理人がすでに占有物を持っている時には、互い
の意思表示だけで十分になるんだ。

第八十三條 占有改定

第八十三條 代理人が自己の占有物を以後本人のために占有する意思を表示したときは、本人は、これによって占有権を取得する。

代理人が自分が持っている占有物を今からは本人の為に占有する
という意思を表示した時は、本人が、代理人の意思表示によって占有権を取得する。

この条文はちよつとややこしいかな？

例えば、AさんがノートをBさんに売ったとするよね。そして、ノートの引き渡しは1週間後にするということにした時、そのノートの所有権は、すでにBさんに移ったということになるといふことなんだ。

第百八十四条 指図による占有移転

第百八十四条 代理人によつて占有をする場合において、本人がその代理人に対して以後第三者のためにその物を占有することを命じ、その第三者がこれを承諾したときは、その第三者は、占有権を取得する。

代理人によつて占有をする場合で、本人が代理人に対して今から後は第三者の為にその物を占有することを命じ、その第三者がそのことを承諾した時は、その第三者が、占有権を取得する。

例えば、AさんがBさんにノートを売つたんだけど、Aさんからノートを受け取る前にCさんへ転売したとするよ。

その時に、BさんがAさんに、Cさんに買ったノートを転売したから次会つた時でも渡してくれと命じて、BさんがCさんに、Aさんから直接受け取ってくれということ承諾した時は、Aさんが持っているノートは、BさんではなくてCさんが占有権を持つことになるんだ。

第八百八十五条 占有の性質の変更

第八百八十五条 権原の性質上占有者に所有の意思がないものとされる場合には、その占有者が、自己に占有をさせた者に対して所有の意思があることを表示し、又は新たな権原により更に所有の意思をもって占有を始めるのでなければ、占有の性質は、変わらない。

権原けんげんの性質上占有者に所有する意思が無いと判断ができる場合には、その占有者が、自分に占有をさせた者に対して所有する意思があることを表示するか、新しい権原によって新しく所有する意思を持って占有をはじめるのでなければ、占有の性質は、変わらない。

権原というのは、法律行為や事実行為を正当化するために必要な法律上の原因のこと。

例えば、土地を持っている人なら物権の中でも所有権、お金を貸している人なら債権の中の消費貸借と言った感じだね。

で、この条文の場合は、例えば、リース商品があるとするよね。

リース商品というのは、一定期間相手に貸し出すというタイプの商品なんだけど、それは法律上、自分には所有権がないんだ。占有権ならあるんだけどね。

でも、そのリース商品を貸し出しているほうに、これから所有しますという意思を表示するか、買い取ったりして新しい権原によって所有する意思を持って占有を始めない限りは、他主占有という形態は変わらないということなんだ。

第八十六条 占有の態様等に関する推定

第八十六条 占有者は、所有の意思をもって、善意で、平穩にかつ、公然と占有をするものと推定する。

2 前後の両時点において占有をした証拠があるときは、占有は、その間継続したものと推定する。

占有者は、所有を行つ意思をもつて、善意であり、平穩であり、なおかつ公然と占有をするものと推定する。

ある期間の前後の両時点において占有をした証拠がある時は、占有は、その間は継続したものと推定する。

占有者が占有をしているのは、占有物を所有したいという意思があり、善意無過失であるという推定しているんだ。

そして、1か月だか1年だかという、ある期間があり、その期間の起算点と終点において、占有していたという証拠があれば、その期間はずっと占有をしていたと推定するんだ。

第八十七條 占有の承継

第八十七條 占有者の承継人は、その選択に従い、自己の占有のみを主張し、又は自己の占有に前の占有者の占有を併せて主張することができる。

2 前の占有者の占有を併せて主張する場合には、その瑕疵をも承継する。

占有者の承継人は、その選択にしたがって、自分の占有のみを主張するか、自分の占有に前の占有者の占有を合わせて主張することができる。

前の占有者の占有と一緒に主張する場合には、その瑕疵も承継する。

占有者の承継人というのは、売買によって占有権を受け継いだり、相続によって受け継いだりした人のことだね。

占有者の承継人になった人は、その占有権の争っている相手に対して、自分が占有し始めた時から占有権を主張するか、それとも、前に占有権を持っている人の分も一緒に占有権の期間に算入して主張することを選ぶことができるんだ。

ただし、前の占有者を算入して主張をする時には、瑕疵も一緒に承継してしまうんだ。

例えば、大学生2年生のAさんと、その後輩で高校3年生のBさんがいて、さらにBさんの後輩になる高校1年生のCさんがいるとするよ。

最初にAさんがBさんに高校時代に使っていた教科書を買ったとするよ。そして、さらにBさんが使わなくなったからCさんに教科書を買ったとするよね。

この時、Cさんは占有権を主張する時に、AさんとBさんが持っていた時の占有権も主張できるし、CさんがBさんから買った時点からの占有権を主張することができるんだ。

ただし、CさんがAさんやBさんの時の占有権を主張した時は、その時の瑕疵についても責任を負う必要があるんだ。

第百八十八条 占有物について行使する権利の適法の推定

第百八十八条 占有者が占有物について行使する権利は、適法に有するものと推定する。

占有者が占有物に対して行使する権利は、合法的に持っているものと推定する。

占有者が、占有物に対して行使する、物権や債権といった諸権利は、合法的に持っているものだと推定されるんだ。

ただ、ここでいう物権は、基本的に所有権のことだと思ったらいいよ。

例えば、服を買ったAさんとその服を借りたまま盗ったBさんがいるとするよね。

この時に、Aさんは、この条文のおかげで、所有権はAさんが持っているということになるんだ。

Bさんが所有権などを持っているということを証明しない限りは、Aさんに分があるということだね。

第八十九条 善意の占有者による果実の取得等

第八十九条 善意の占有者は、占有物から生ずる果実を取得する。

2 善意の占有者が本権の訴えにおいて敗訴したときは、その訴えの提起の時から悪意の占有者とみなす。

善意の占有者は、占有物から発生する果実を取得する。

善意の占有者が本権の訴えにおいて敗訴した場合は、その訴えの提起の時点から悪意の占有者とみなす。

本権の訴えというのは、占有権の裏付けとなる所有権や地上権について訴訟を起こすということだね。

もしも、善意の占有者だったら、その人が持っている占有物から生まれる果実は、善意の占有者の者になるんだ。

でも、本権の訴えにおいて、善意の占有者が負けた時は、時間をさかのぼって、本権の訴えがあった時点から、悪意の占有者としてみなされるんだ。

第九十条 悪意の占有者による果実の返還等

第九十条 悪意の占有者は、果実を返還し、かつ、既に消費し、過失によつて損傷し、又は収取を怠つた果実の代価を償還する義務を負う。

2 前項の規定は、暴行若しくは強迫又は隠匿によつて占有をしている者について準用する。

悪意の占有者は、果実を返還し、なおかつ、すでに消費し、過失によつて損傷し、もしくは収取を怠つた果実の代価を償還する義務を負う。

前項の規定は、暴行や脅迫や隠匿によつて占有をしているものについても準用する。

これは前条と対になっている条文なんだ。

例えば、善意の占有者であるAと本権の訴えを起こしたBがいるとするよね。そして、この2人の中には、争いの元となっているリンゴ農園の甲がある。

Aが善意の占有者である間は、甲で収穫したリンゴを好きなようにできるんだ。でも、Bが勝訴した途端に、Aは悪意の占有者として訴えられた時からの果実の代価をBに支払うことになるんだ。

仮に、Bから暴力や脅迫などで無理やり甲の占有権をとつたり、占有をしているのも秘密にしているような状態であっても、悪意の占有者と同じように扱われるんだ。

第九十一条 占有者による損害賠償

第九十一条 占有物が占有者の責めに帰すべき事由によって滅失し、又は損傷したときは、その回復者に対し、悪意の占有者はその損害の全部の賠償をする義務を負い、善意の占有者はその滅失又は損傷によって現に利益を受けている限度において賠償をする義務を負う。ただし、所有の意思のない占有者は、善意であるときであっても、全部の賠償をしなければならない。

占有物が占有者の責任であるという事由によって滅失したり、損傷した時は、その回復者に対し、悪意の占有者はその損害の全部を賠償を行う義務を負い、善意の占有者はその滅失か損傷によって現に利益を受けている限度において賠償をする義務を負う。ただし、所有の意思のない占有者は、善意である時であっても、全部の賠償をしなければならない。

占有者の責任の事由は、故意とか過失を問わずに、例えば家の中にいれておくべきものを外に放置していたとか、どう考えてもとられるだろと思われるような状況で放置していたとかっていうパターンだね。

そんな時で、損害を受けた場合は占有物を返還する権利を持っている回復者に対して、悪意の占有者だったら、損害の全額を賠償しなければならぬし、善意の占有者は、現に利益を受けている限度において賠償をする義務があるんだ。

ただし、占有物を所有する意思がない占有者の場合は特例で、善意であったとしても全額賠償ということになるんだ。

第九十二条 即時取得

第九十二条 取引行為によつて、平穩に、かつ、公然と動産の占有を始めた者は、善意であり、かつ、過失がないときは、即時にその動産について行使する権利を取得する。

取引行為によつて、平穩かつ公然と動産の占有を始めた者は、善意かつ過失が無い時には、即時にその動産について行使する権利を取得する。

取引行為によつて、動産の占有を平穩かつ公然とし始めたもので、なおかつ善意無過失だったら、取引行為があつた時点からその動産の本権などを取得することができるんだ。

第九十三條 盜品又は遺失物の回復

第九十三條 前条の場合において、占有物が盗品又は遺失物であるときは、被害者又は遺失者は、盗難又は遺失の時から二年間、占有者に対してその物の回復を請求することができる。

第九十二條の場合で、占有物が盗品や遺失物である時は、被害者や遺失者は、盗難か遺失の時から二年間は、占有者に対してその物の回復を請求することができる。

例えば、AさんからPCを買ったBさんがいたとするね。でも、Aさんが売ったPCは実はCさんから盗んだものだった。

その時は、二年間はCさんはBさんに対して補償なしにPCの返還請求ができるんだ。

第九十四條

第九十四條 占有者が、盗品又は遺失物を、競売若しくは公の市場において、又はその物と同種の物を販売する商人から、善意で買い受けたときは、被害者又は遺失者は、占有者が支払った代償を弁償しなければ、その物を回復することができない。

占有者が、盗品や遺失物を、競売や公の市場において、もしくはその物と同種の物を販売する商人から、善意で買い受けた時は、被害者や遺失者は、占有者が支払った代償を弁償しなければ、その物を回復することができない。

盗品や遺失物を、そうとは知らずに買った善意の人に対して、被害者や遺失者は、その人に対して取り返そうとすると、支払った代償を弁償しないといけないんだ。

例えば、盗品商人のAさんからPCを買った善意無過失なBさんについて、その元々の占有者だったCさんが取り返そうとしたら、AさんにBさんが支払った代償分を補償しないと、BさんからPCをとり返すことはできないということだね。

第九十五条 動物の占有による権利の取得

第九十五条 家畜以外の動物で他人が飼育していたものを占有する者は、その占有の開始の時に善意であり、かつ、その動物が飼主の占有を離れた時から一箇月以内に飼主から回復の請求を受けなかったときは、その動物について行使する権利を取得する。

家畜以外の動物で他人が飼育していた者を占有する者は、占有が始まった時点で善意であり、なおかつ、その動物が飼主の占有を離れた時から1か月以内に飼主から回復の請求が無かった時は、その動物について行使する権利を取得する。

家畜以外の動物というのは、野生動物だと考えたらいよいよ。

家畜以外の動物で他人が飼育していた者を占有する者は、その占有開始時に善意であり、さらに飼主の占有を離れた時から1か月以内に、飼主から返すような旨の連絡がなかったら、その動物についての権利を取得することになるんだ。

第九十六條 占有者による費用の償還請求

第九十六條 占有者が占有物を返還する場合には、その物の保存のために支出した金額その他の必要費を回復者から償還させることができる。ただし、占有者が果実を取得したときは、通常必要費は、占有者の負担に帰する。

2 占有者が占有物の改良のために支出した金額その他の有益費については、その価格の増加が現存する場合に限り、回復者の選択に従い、その支出した金額又は増価額を償還させることができる。ただし、悪意の占有者に対しては、裁判所は、回復者の請求により、その償還について相当の期限を許与することができる。

占有者が占有物を返還する時には、その物の保存のために支出した金額やその他の必要費用を回復者からもらうことができる。ただし、占有者が果実を取得した時は、通常必要費用は、占有者の負担とする。

占有者が占有物の改良の為に支出した金額やその他の有益費については、その価格の増加が現存する場合に限って、回復者の選択に従い、その支出した金額が増加額をもらうことができる。ただし、悪意の占有者に対しては、裁判所は、回復者の請求によって、その償還の期間について、相当の期限を許与することができる。

必要費というのは、目的物を保存したり、維持したり、管理するのに必要な費用なんだ。

一方の有益費というのは、目的物の価値を増やすために必要な経費のことになるんだ。

いいかえると、必要費というのは維持費とか必要経費のことで、有益費というのは改良費のことだよ。

第2項の支出した金額が増加額というのは、実際に占有者が支払ったそのままの金額か、増えた後の価値から元々の価値を引いた増加した価値のどちらかということだよ。

さて、この条文では必要費の時は、占有者が果実を取得した時を除いて、かかった必要費を回復者に請求することができるんだ。

もともと、この必要費は占有者ではなく、本来に持つべきだった回復者が負担するはずだったものだからね。

でも、有益費は、価値を増やしたいかどうかは、回復者にしか分からない。だから、もらう得るかどうかは、回復者に一部はゆだねられているんだ。

価値を増やすことは、誰でもうれしいということが前提になっているけどね。

ただし、悪意の占有者に対しては、回復者が請求したら、支払期間を引き延ばすことができるんだ。

第九十七條 占有の訴え

第九十七條 占有者は、次條から第二百二條までの規定に従い、占有の訴えを提起することができる。他人のために占有をする者も、同様とする。

占有者は第198條から第202條の規定に従つて、占有の訴えを提起することができる。他人の為に占有をしているものも、第198條から第202條の規定によつて、占有の訴えを提起できる。

占有の訴えというのは、正当な占有者以外の人が占有物を妨害したり奪つたりした時に、相手に対して返せという訴えのことだよ。詳しくは、これからみて行く第202條までに書いてあるから。

第九十八條 占有保持の訴え

第九十八條 占有者がその占有を妨害されたときは、占有保持の訴えにより、その妨害の停止及び損害の賠償を請求することができる。

占有者がその占有を妨害された場合は、占有保持の訴えにより、その妨害をやめさせることとそれによつて被つた損害の賠償を請求することができる。

この条文は、占有保持の訴えと言われる条文だよ。

これは、妨害排除請求権という、物権的請求権の一つだと思つて解釈をしていけば、分かりやすいかもしれないね。

例えば、物件甲の占有者であるAさんがいて、Aさんを無理に甲から放り出したBさんがいるとするよ。

Aさんは当然に甲を取り返したいけど、それを行うために必要な条文がこれなんだ。裁判所に訴えて、Aさんが占有権を行使したい甲に対して妨害をしているBさんを、妨害の停止とその妨害を受けた影響でAさんが被つた損害を賠償する権利が生まれるんだ。

第百九十九条 占有保全の訴え

第百九十九条 占有者がその占有を妨害されるおそれがあるときは、占有保全の訴えにより、その妨害の予防又は損害賠償の担保を請求することができる。

占有者がその占有を妨害されるという恐れがある時は、占有保全の訴えによって、その妨害の予防が損害賠償の担保を請求することができる。

占有者が、誰か別の人に占有物の占有を妨害されるのではないかという場合があったら、その相手に妨害の予防が損害賠償の担保のどちらかを請求することができるんだ。

そのことを、占有保全の訴えと言うんだ。

例えば、崖の下に土地甲を占有しているAさんと、崖上にある土地乙を持っているBさんがいるとするよ。ちなみに崖の占有者はBさんね。

あるとき、大雨が降って、崖が崩れそうになった。Aさんは甲を守ろうとして、Bさんに対して、乙の保全を頼むよね。そのことはこの条文においては、妨害の予防ということになっているね。

ただし、妨害の予防の請求をする時は、損害賠償の担保の請求はできないという決まりになっているんだ。これは、乙が崩れた時にAさんに支払う賠償の担保をAさんは要求することができるということになっているんだ。

第二百条 占有回収の訴え

第二百条 占有者がその占有を奪われたときは、占有回収の訴えにより、その物の返還及び損害の賠償を請求することができる。

2 占有回収の訴えは、占有を侵奪した者の特定承継人に対して提起することができない。ただし、その承継人が侵奪の事実を知っていたときは、この限りでない。

占有者がその占有を奪われた時は、占有回収の訴えによって、占有物の返還と損害の賠償を請求することができる。

占有回収の訴えは、占有を侵奪した者の特定承継人たいして提起することはできない。ただし、侵奪した者の承継人が侵奪の事実を知っていた時は、占有回収の訴えを提起することができる。

特定承継人は、この条文では侵奪した占有物をもらったり買ったりした人のこと。

占有者が、占有物の占有を奪われた時には、その相手に、占有物を返すことと損害の賠償の請求をすることができるんだ。このことを、占有回収の訴えという。

ただし、すでに相手の手元に侵奪した占有物が無かった場合は、別の人に対して提起ができるのかというと、それは基本的にはできないんだ。それが第2項の前段の意味合いだね。

但し書きに書いてあるのは、そんな特定承継人が、その受け取った者が侵奪されたものだということを知っていた時に限って、占有者が特定承継人に対して、占有回収の訴えができるということだという意味だね。

例えば、占有者たるAさんが持っていたパソコン甲が、Bさんによって奪われ、それをCさんが買ったとするよ。

もしもBさんが甲をまだ持っていたとするなら、AさんはBさんに対して占有回収の訴えができる。

でも、BさんがCさんに甲を渡していたら、2パターン考えられるんだ、1つ目のパターンは、Cさんが侵奪を知らなかった場合。これは、AさんはCさんに対して占有回収の訴えができないんだ。

もう1つのパターンは、CさんがBさんは甲を奪ったことを知っていた場合。この場合は、AさんはCさんに対して、占有回収の訴えができるんだ。

第二百一条 占有の訴えの提起期間

第二百一条 占有保持の訴えは、妨害の存する間又はその消滅した後一年以内に提起しなければならない。ただし、工事により占有物に損害を生じた場合において、その工事に着手した時から一年を経過し、又はその工事が完成したときは、これを提起することができない。

2 占有保全の訴えは、妨害の危険の存する間は、提起することができる。この場合において、工事により占有物に損害を生ずるおそれがあるときは、前項ただし書の規定を準用する。

3 占有回収の訴えは、占有を奪われた時から一年以内に提起しなければならない。

占有保持の訴えは、妨害が存在している間か妨害が消滅した後1年以内に提起しなければならない。ただし、工事によって占有物に損害が発生した場合は、その工事に着手した時から1年を経過した時か、その工事が完成した時には、提起することができない。

占有保全の訴えは、妨害の危険が存在している間は、提起することができる。この場合は、工事によって占有物に損害が生まれる恐れがある時は、前項但し書きの規定を準用する。

占有回収の訴えは、占有を奪われた時から1年以内に提起しなければならない。

この条文は、さっきまで見てきたそれぞれの訴えの形式、それを占有訴権というんだけど、占有訴権の時効について定めた条文が、これになるんだ。

まず、占有保持の訴えについては、妨害が存在している間か、妨害

が消滅してから1年がたつ間に提起することになっているんだ。これは、妨害が消えてから1年以内に訴訟を起こすということだね。ただし、工事によって損害が発生した場合は、工事が始まってから1年以内じゃないと訴訟を起こせないという意味になるよ。

例えば、占有者であるAさんとAさんが持っている土地甲、Aさんの甲の占有権を妨害しているBさんがいるとするよね。Aさんが占有保持の訴えをする場合は、Bさんが妨害をしている間か、妨害をやめてから1年以内ということになるんだ。ただし、Bさんが工事によって甲に損害を与えた場合は、工事を始めてから1年以内か工事が終わってから1年以内じゃないと訴訟は起こせないんだ。

次に、占有保全の訴えについては、危険がある時はいつでも提起できるんだ。

例えば、占有者であるAさんとAさんが持っている土地甲、Aさんの隣に住んでいるBさんとBさんが持っている甲に隣接している土地乙があるとするよ。乙には大きな木があるんだけど、それが立ち枯れてしまって、いつ甲に倒れてくるかわからない状況になってしまった。そんな時にAさんはBさんがその木を撤去したりして甲に影響が無い状況にしない限りは、占有保全の訴えができるんだ。乙で工事があって、それが甲に影響を及ぼすような場合は、工事が始まってから1年以内に訴えを提起するという決まりになっているよ。

最後に、占有回収の訴えは、1年以内に提起をしないとダメということだね。

例えば、AさんとAさんが持っているパソコン甲があって、甲が常々欲しいと思っていたBさんは、あるとき、Aさんから甲を強奪した。この場合、Aさんは1年以内にBさんに甲を返すように訴えをしないと、占有回収の訴えはできないんだ。

第二百二条 本権の訴えとの関係

第二百二条 占有の訴えは本権の訴えを妨げず、また、本権の訴えは占有の訴えを妨げない。

2 占有の訴えについては、本権に関する理由に基づいて裁判をすることができない。

占有の訴えをすることと本権の訴えは関係なく、また、本権の訴えをしたことにより占有の訴えができなくなることはない。

占有の訴えについては、本権を理由にして裁判をすることはできない。

第1項は、占有の訴えと本権の訴えはそれぞれ別物だということを言っているんだ。

例えば、Aさんが最初は本権の訴えをしていたけど、そのあと占有の訴えをすることは、Aさんが占有者である限りは当然に可能だし、その逆もできるということだね。

第2項は、占有の訴えをする時に、本権があるから占有の訴えができるかと言えば、それはないということなんだ。

例えば、Aさんが本権の訴えをしているけど、Aさんが占有権をもつてなかったら、Aさんがどんなに頑張ろうと占有の訴えはできないということなんだ。

第二百三条 占有権の消滅事由

第二百三条 占有権は、占有者が占有の意思を放棄し、又は占有物の所持を失うことによつて消滅する。ただし、占有者が占有回収の訴えを提起したときは、この限りでない。

占有権は、占有者が占有の意思がなくなつたり、占有物を持たなくなつたことによつて消滅する。ただし、占有者が占有回収の訴えを起した時は、この限りでない。

占有権はどうやって無くなるかというのを決めた条文だね。

占有者が占有の意思がなくなつた時、それとも占有物を手放した時は、自動的に占有権は消えるんだ。

でも、占有者が誰かに奪われたということ、占有回収の訴えを起した時は、占有権は消えないよ。

第二百四条 代理占有権の消滅事由

第二百四条 代理人によつて占有をする場合には、占有権は、次に掲げる事由によつて消滅する。

- 一 本人が代理人に占有をさせる意思を放棄したこと。
- 二 代理人が本人に対して以後自己又は第三者のために占有物を所持する意思を表示したこと。
- 三 代理人が占有物の所持を失つたこと。
- 2 占有権は、代理権の消滅のみによつては、消滅しない。

代理人によつて占有をする場合は、占有権は次のそれぞれの事由によつて消滅する。

- 一 本人が代理人に占有をさせる意思がなくなった時。
 - 二 代理人が本人に対して、これからは代理人本人か第三者のために占有物を所持する意思を表示した時。
 - 三 代理人が占有物を手放した時。
- 占有権は、代理権の消失のみによつては、消滅しない。

前条は、直接占有者が占有している時のことを定めていたけど、この条文は、代理人による占有権について書かれているんだ。

代理人が占有者に代わつて占有をしている時に、代理人の占有権が亡くなる理由が列挙されているんだよ。

第1項1号は、本人が直接占有をすることにしたり、別の人を代理人にするといった感じだね。

2号は、代理人が自分のために占有すると言つたり、第三者が新しい占有者ということとなり、その人の為に占有物を持つという意思を示した時なんだ。本人から別の人に占有権が移るから、いったん、代理契約が無くなるという形だと分かるかな。

3号は、代理人が占有物を手放した時だね。占有権というのは、占有物を持っている人に発生するものだから、占有物が自身の手から離れると、占有権も相手に移ることになるんだ。ただし、占有回収の訴えの時は例外だよ。

ただし、占有権は、代理権が消えたからと言って、当然に消えることではないんだ。本人が占有するという意思がある限りは、占有権は本人に帰属するからね。

第二百五条

第二百五条 この章の規定は、自己のためにする意思をもって財産権の行使をする場合について準用する。

民法第2編第2章に規定されている占有権の規定は、自分の為に行う意思をもって財産権の行使をする時にも使う。

地役権、債権、特許権などが今回の財産権の中身になるんだけど、それらを自分の利益になるように使う時は、この章に書かれていたことをそのまま使うことになるんだ。

その時には、占有権と書かれているところは、それぞれの状況に合わせて読み替える必要があるけどね。

閑話 4

「なんか、物権と知的財産権って似てるような気がするんだけど…」
ふと、彼女が言い出した。

「いいところに気付いたね。そう、物権と知的財産権は、法体系が似通っているんだ」

「じゃあ、なんで分けちゃったの？」

「民法を作った明治の人たちは、知的財産権のことを考慮するのを忘れてしまっていたらしいんだ。だから、民法における物権は、第2編に書かれているものになるし、他の法律に書かれているものは、『物権とみなす』という一言が入っていることになるんだ」

「作者注：採石法第4条3項『採石権は、物権とし、地上権に関する規定（民法（明治29年法律第89号）第269条の2（地下又は空間を目的とする地上権）の規定を除く。）を準用する。』、鉱業法第12条『鉱業権は、物権とみなし、この法律に別段の定めがある場合を除く外、不動産に関する規定を準用する。』、漁業法第23条『漁業権は、物権とみなし、土地に関する規定を準用する。』
など」

「じゃあ、そんな文言が入っていたら、知的財産権についても、物権が使えるように鳴るの」

「そういうことだね」

「いでなんで、知的財産権についても教えることにした。」

「知的財産権というのは、どんな種類があるか分かる？」

「えっと…」

彼女は数秒考えてから、答えた。

「著作権とか、特許権とか…？」

「そう、正解。著作権については『著作権法』に種々の規定が、特許権については『特許法』の第68条『特許権者は、業として特許

発明の実施をする権利を専有する』という規定があるよ」

俺は著作権法のページを見せながら言った。

「ちなみに、『知的財産基本法』という法律があつて、そこに知的財産権についての規定があるんだ。それは、第2条2項に『特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利』とされているね」

「作者注：知的財産とは、知的財産基本法第2条1項において『発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの（発見又は解明がされた自然の法則又は現象であつて、産業上の利用可能性があるものを含む。）、商標、商号その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報』と規定されています。」

「実用新案権つて特許権に似てるやつでしょ。意匠権、商標権も。でも、育成者権つて？」

彼女が聞いてきたから、俺は六法をめくり、とあるページを見せた。「育成者権というのは、『種苗法』に規定されている権利の一つ。

第19条に『育成者権は、品種登録により発生』ということになつていて、その存続期間は、『品種登録の日から二十五年（第四条第2項に規定する品種にあつては、三十年）』とされるんだ」「へー」

「ついでに、ここに書いてあるやつは一通りしておこうか」

俺はそれぞれの法律のページを開いた。

「特許権は、さっき言ったからパス。商標権は、商標法という規定があつて、その第25条には『商標権者は、指定商品又は指定役務について登録商標の使用をする権利を専有する』と規定されているんだ。これがいわゆる商標権。実用新案権は実用新案法という法律の第16条に『実用新案権者は、業として登録実用新案の実施をする権利を専有する』とされているんだ。業としてというのは、営利

目的の仕事ということだね。意匠権は、『意匠法』の第23条に『意匠権者は、業として登録意匠及びこれに類似する意匠の実施をする権利を専有する』という規定があるよ」

うんうんとうなづく彼女を見ながら、俺は続ける。

「それで、この中で一番ややこしそうなのは、著作権なんだ」

そこで、彼女が聞いてきた。

「著作権って、著作者が持つ権利じゃないの？」

俺は笑いながら、著作権法を再び開けた。

「著作権という名前の権利は、実は法律上はないんだ。ただし、総称としてはあるけどな」

「どういうこと？ないけどある？」

「一つずつ見ていこうか。まず、著作権法上の著作権。第17条には『第二十一条から第二十八条までに規定する権利』を著作権と言うと書かれているんだ。同じ条文には『次条一（第18条）第一項、第十九条第一項及び第二十条第一項に規定する権利』のことを著作人格権と言って、著作権とは厳密に別の権利として見るという規定もある」

「作者注：直前の「」において、（）内は作者が付け足したものです」

「じゃあ、著作権というのは大雑把に、著作権という名前の権利と著作人格権という名前の権利の二つあるということ？」

「そう。じゃあ、それぞれの権利を見て行こうか」

「作者注：以下、条数を記載する場合は明示が無い限り著作権法の条数です」

「著作人格権というのは、第18条に『著作物でまだ公表されていないもの（その同意を得ないで公表された著作物を含む。以下この条において同じ。）を公衆に提供し、又は提示する権利』という公表権、第19条に『著作物の原作品に、又はその著作物の公衆への

提供若しくは提示に際し、その実名若しくは変名を著作者名として表示し、又は著作者名を表示しないこととする権利』としての氏名表示権、第20条に『著作物及びその題号の同一性を保持する権利』の権利としての同一性保持権があるんだ」

「変名？」

「ペンネームのことだよ。第14条に『雅号、筆名、略称その他実名に代えて用いられるもの』を変名という規定されているんだ。

実名として『氏名若しくは名称』を使うこともできるよ。この実名や変名を使うことによって『著作物の著作者と推定』されるんだ」

「じゃあ、私も変名って使えるんだ」

「著作物を公開する時には、もちろんね」

俺はそこまで話してから、本筋へ戻った。

「さて、著作権については、著作者が専有している権利のことだね。第21条の『著作物を複製する権利』としての複製権、第22条の『著作物を、公衆に直接見せ又は聞かせることを目的として（以下「公に」という。）上演し、又は演奏する権利』としての上演権及び演奏権、第22条の2の『著作物を公に上映する権利』としての上映権、第23条の『著作物について、公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。）を行う権利』及び同条2項の『公衆送信されるその著作物を受信装置を用いて公に伝達する権利』としての公衆送信権等、第24条の『その言語の著作物を公に口述する権利』としての口述権、第25条の『美術の著作物又はまだ発行されていない写真の著作物をこれらの原作品により公に展示する権利』としての展示権、第26条の『映画の著作物をその複製物により頒布する権利』及び同条2項の『映画の著作物において複製されているその著作物を当該映画の複製物の複製物により頒布する権利』としての頒布権、第26条の2の『著作物（映画の著作物を除く。以下この条において同じ。）をその原作品又は複製物（映画の著作物において複製されている著作物にあつては、当該映画の

著作物の複製物を除く。以下この条において同じ。）の譲渡により公衆に提供する権利』としての譲渡権、第26条の3の『著作物（映画の著作物を除く。）をその複製物（映画の著作物において複製されている著作物にあつては、当該映画の著作物の複製物を除く。）の貸与により公衆に提供する権利』としての貸与権、第27条の『著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案する権利』としての翻訳権、翻案権等。それに第28条の『二次的著作物の原著物の著作者は、当該二次的著作物の利用に関し、この款に規定する権利で当該二次的著作物の著作者が有するものと同一の種類の権利』の二次的著作物の利用に関する原著作者の権利があるよ」

「え……っと、いっぱいあるんだね」

「一言で片づけるとね」

俺はそう言つて、いったん六法を閉じた。

国際法の辞典をもつてきて、ついでに教えようとしたことを、彼女に言った。

「知的財産権については、いろんな国際条約があつて、1883年にパリで結ばれた『工業所有権の保護に関するパリ条約』や『世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書1c』たる『知的所有権の貿易関連の側面に関する協定』などがあるね。他にも著作権について定めた1886年作成の『文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約』や1952年採択の『万国著作権条約』などがあるよ。それら、知的財産権を保護するために設けられた国際組織が、『世界的所有権機関』なんだ。詳しくは、国際法の先生に聞いて」

「分かった」

彼女がそう言つてから、俺はコップ一杯のお茶を飲み干し、注いでから民法の続きを始めた。

第三章 所有権

第三章 所有権

第一節 所有権の限界

第一款 所有権の内容及び範囲（第二百六条 第二百八条）

第二款 相隣関係（第二百九条 第二百三十八条）

第二節 所有権の取得（第二百三十九条 第二百四十八条）

第三節 共有（第二百四十九条 第二百六十四条）

ここからは占有権から離れ、本権と言われているものを順々に見て行くよ。

最初は所有権。

例えば、ここにパソコンがあるとするよ。そのパソコンは、俺が持っていることになるんだけど、その時に法律的には、俺にパソコンの所有権がある、というんだ。

所有権というのは、有体物を完全に占有する権利という感じなんだけど、法令によって一時的な制限をかけられることがあるんだ。でも、その制限がなくなれば、また完全に占有することができる。これを、所有権の弾力性というんだ。さらに、所有権には消滅時効が無く、これを、所有権の恒久性という。

そんな所有権とは、法的にどんな権利なのか、どんなことで取得できるのか、共有所有はどのようなものがあるのかを見て行くよ。

第二百六条 所有権の内容

第二百六条 所有者は、法令の制限内において、自由にその所有物の使用、収益及び処分をする権利を有する。

所有者は、法律や命令の制限の中で、自由にその所有物の使用、収益や処分をする権利を持つ。

法律や命令という制限はかかるが、その範囲内においては、所有者が所有物を自由に、使ったり、利益を得たり、処分をしたりする権利があるんだ。

例えば、銃刀法によって、銃や刀を持つことができなかつたり、都市計画法などによって持っている土地をとられたりするんだ。

第二百七条 土地所有権の範囲

第二百七条 土地の所有権は、法令の制限内において、その土地の上下に及ぶ。

土地の所有権は、法律や命令の制限内で、その土地の地下や上空に及ぶ。

地下や上空と言っても、地下鉄や水道管が通っているようなクラス
の地下までは、所有権は及ばないし、ジェット機が通常運行してい
るような上空にも、所有権はないよ。

ただ、普通に暮らしているうえで、普通に家を建てるだろうクラス
のところだと、ほとんど無条件で所有権が認められるね。

第二百九条 隣地の使用請求

第二百九条 土地の所有者は、境界又はその付近において障壁又は建物を築造し又は修繕するため必要な範囲内で、隣地の使用を請求することができる。ただし、隣人の承諾がなければ、その住家に立ち入ることはできない。

2 前項の場合において、隣人が損害を受けたときは、その償金を請求することができる。

土地の所有者は、境界や境界付近に壁を作ったり、それか建物を作ったり、それか直したりするために必要な範囲内で、隣の土地の使用を請求することができる。ただし、隣人の承諾が無ければ、その家に立ち入ることはできない。

前項の場合は、隣の住人が損害を受けた時は、その償金を請求することができる。

土地と別の土地の間には、なにか線が無いと分からないよね。その線を作る時に、壁とか建物とかを作って、それを直したりする時には、相手の土地の所有者の承諾を得たうえで、行うことができるんだ。

作ったり直して相手の土地に入った時に、何らかの損害を受けたら、その分の償金を請求することができるんだ。

例えば、土地甲と隣接している土地乙があつて、甲の持ち主であるAさんは、甲乙の間に垣根を作りたかつた。で、乙の持ち主であるBさんの承諾を得て、Aさんが甲乙の間に垣根を作つたんだ。

この時に、Bさんが作っていた花壇を踏んでしまったとしたら、その分の損害をAさんに請求することができるんだよ。

第二百十条 公道に至るための他の土地の通行権

第二百十条 他の土地に囲まれて公道に通じない土地の所有者は、公道に至るため、その土地を囲んでいる他の土地を通行することができる。

2 池沼、河川、水路若しくは海を通らなければ公道に至ることができないとき、又は崖があつて土地と公道とに著しい高低差があるときも、前項と同様とする。

他の土地に囲まれて公道に出ることができない土地の所有者は、その土地から公道へ出るために、その土地を囲んでいる他の土地を通行することができる。

池や沼、川、水路や海を通らなければ公道に出ることができない時、それか崖があつて土地と公道に著しい高低差がある時も、前項と同じとする。

他の土地に囲まれて公道に通じない土地というのは、さいまわり 囲繞地さいまわりとして、この条文からしばらくは、そんな囲繞地通行権についての話が続くよ。

まずこの条文は、他人の土地、池、沼、川、水路や海と言った、通常なら通ることができないであろう場所によって、公道に出ることができないような土地の所有者は、周りの土地を通って公道に出ることができるとだ。

第二百十一条

第二百十一条 前条の場合には、通行の場所及び方法は、同条の規定による通行権を有する者のために必要であり、かつ、他の土地のために損害が最も少ないものを選ばなければならない。

2 前条の規定による通行権を有する者は、必要があるときは、通路を開設することができる。

第210条の場合は、通行の場所と通行するための方法は、第210条の規定による通行権を持っている人の為に必要であり、なおかつ他の土地を通るために与える損害が最も少ない方法と場所を選ばなければならない。

第210条の規定による通行権を持っている人は、必要がある時は、通路を作ることができる。

例えば、周りを別の人の土地に囲まれた土地を持っているとするよね。

この場合、公道へ出るために一番手っ取り早くて、安くて、他の人の迷惑にならないようにしないとイケないんだ。

そして、必要であるならば、その人は、通路を作るための各種の整地をすることができるんだ。

第二百十二条

第二百十二条 第二百十条の規定による通行権を有する者は、その通行する他の土地の損害に対して償金を支払わなければならない。ただし、通路の開設のために生じた損害に対するものを除き、一年ごとにその償金を支払うことができる。

第210条の規定による通行権を持っている人は、通行する他の人の土地の損害に対して償金を支払わないといけない。ただし、通路の開設のために生じた損害に対するものを除いて、1年ごとに償金を支払うことができる。

第210条の規定によって通行権を持っている人は、もしも通行するときには、他の人の土地を使わせてもらうわけだから、そのための通行料を支払わないといけないんだ。それが償金として、この条文に書かれているんだ。

その償金は、通路を作るために発生した損害を除いて1年ごとに支払うことになっているんだ。

第二百十三條

第二百十三條 分割によつて公道に通じない土地が生じたときは、その土地の所有者は、公道に至るため、他の分割者の所有地のみを通行することができる。この場合においては、償金を支払うことを要しない。

2 前項の規定は、土地の所有者がその土地の一部を譲り渡した場合について準用する。

土地を分割したことによつて公道に面さない土地が生まれた時は、その土地の所有者、公道に出るために、他の分割者の所有地のみを通ることができる。この場合は、償金を支払わなくてもいい。

前項の規定は、土地の所有者がその土地の一部を移譲した時も適用する。

例えば、大きな土地甲と甲の持ち主のAさん、その息子たちのBさんとCさんがいたとするよ。甲をBさんの土地乙とCさんの土地丙に分割したとして、乙が公道に面さなくなつたとする。この場合、Bさんが公道に出ようとすると、丙以外を通ることはできないんだ。このときは、償金をはらう必要はない。

さらに、Aさんが、BさんとCさんに甲の一部をあげた時も、同じように考えるんだ。

第二百十四条 自然水流に対する妨害の禁止

第二百十四条 土地の所有者は、隣地から水が自然に流れて来るのを妨げてはならない。

土地の所有者は、隣の土地から自然に流れてくる水を妨げてはいけない。

例えば、隣が空き地で、何にも人の手が加えられていない状態であった場合、大雨とかが降って自分の土地へ水が流れてくることがあるよね。その時は、その水を来ないように遮ることができないということなんだ。

だから、隣の土地に樋とかを作って、こちら側に流れてくるように人為的にしていたなら、相手にそれを止めさせるように請求することができるとだ。

第二百十五條 水流の障害の除去

第二百十五條 水流が天災その他避けることのできない事変により低地において閉塞したときは、高地の所有者は、自己の費用で、水流の障害を除去するため必要な工事を行うことができる。

水流が天災やその他避けることができない事変によつて低地の部分が詰まつた時は、高地の所有者は、自分の費用で、水流の障害を除去するために必要な工事を行うことができる。

この条文の事変というのは、地震や台風や突然の陥没といった、自分の力ではどうしようもない事態のことをいうよ。

事変が起こつたことによつて、低地の部分がふさがれて水流が流れなくなつた時には、高地の所有者は、自分自身の費用でその生涯部分を除去するために必要な工事ができるんだ。

例えば、高地である甲と甲の低地に当たる乙、甲の所有者のAさんがいるとするよ。甲乙はたがいに隣接していて川が流れている。

あるとき、地下に溜まっていた天然ガスが爆発を起こし、乙の部分に流れている川が詰まつてしまった。

このとき、Aさんは甲に被害が来ないように、Aさんが出費したうえで川が詰まつた部分を除去することができるんだ。

第二百十六条 水流に関する工作物の修繕等

第二百十六条 他の土地に貯水、排水又は引水のために設けられた工作物の破壊又は閉塞により、自己の土地に損害が及び、又は及ぶおそれがある場合には、その土地の所有者は、当該他の土地の所有者に、工作物の修繕若しくは障害の除去をさせ、又は必要があるときは予防工事をさせることができる。

他の土地に、水を貯めたり、出したり、別のところに引くために作られた工作物を壊したり詰まらせたことよって、自分の土地に損害がきたり、くるかもしれない時には、その土地の所有者は、工作物がある土地の所有者に、工作物の修繕や障害の除去をさせて、必要ならば予防工事をさせることができる。

例えば、隣接している土地甲乙があつて、甲の所有者であるAさんと乙の所有者であるBさんがいるとする。

この時、乙の中に池があつたとして、その池の囲いが、台風で吹き飛ばかもしれない。その結果、甲に乙の池の水が押し寄せてくることになるならば、AさんはBさんに池の囲いの補修工事をさせることができるんだ。

第二百十七条 費用の負担についての慣習

第二百十七条 前二条の場合において、費用の負担について別段の慣習があるときは、その慣習に従う。

第215条と第216条の場合に、費用の負担についてこの法律の規定と別の慣習があつた時は、その慣習に従う。

例えば、請求できると条文に書いてあつたとしても、慣習でできないとされていたら、請求することができないということになるんだ。この慣習というのは、その地域独自のもので、何百年も昔から続いてきたものとか、長年積み重ねられてきたものなんだ。そのようなものを尊重するということなんだよ。

第二百十八条 雨水を隣地に注ぐ工作物の設置の禁止

第二百十八条 土地の所有者は、直接に雨水を隣地に注ぐ構造の屋根その他の工作物を設けてはならない。

土地の所有者は、雨水を直に隣の土地に注ぐような構造の屋根や他の工作物を作ってはできない。

例えば、土地に柵みたいなのを作って、そこから雨水を横の土地の直接流しこむ構造にしていたとすると、隣の土地の所有者は、撤去するように請求することができるとだ。

この場合、柵だけじゃなくて、樋とか、ビニールシートとか、とにかく横の土地に直に流せれるものなら大体いけるよ。

第二百十九条 水流の変更

第二百十九条 溝、堀その他の水流地の所有者は、対岸の土地が他人の所有に属するときは、その水路又は幅員を変更してはならない。

2 両岸の土地が水流地の所有者に属するときは、その所有者は、水路及び幅員を変更することができる。ただし、水流が隣地と交わる地点において、自然の水路に戻さなければならぬ。

3 前二項の規定と異なる慣習があるときは、その慣習に従う。

溝や堀などの水流地の所有者は、対岸の土地が他の人の所有である場合は、その水路または幅の長さを変更してはいけぬ。

両岸の土地が水流地の所有者のものである時は、その所有者は、水路や幅員を変更することができる。ただし、水流が別の所有者の土地に差し掛かる地点で、自然の水路に戻さなければならぬ。

第1項、2項の規定と違う慣習があるならば、その慣習に従う。

このように隣の土地とかとの関係のことを、そつりんかんけい相隣関係についていうんだ。この条文は、例えば水を流すための溝を土地の境目に作っていた場合は、その溝について変更してはいけぬということなんだ。

ただし、自分の土地の中に水を流すための溝を作っていた場合は、土地の所有者が変わる境界の部分を変更しなければ、好きなように変えることができるんだ。

それでも、慣習が違ふのであれば、慣習を優先することになるんだけどね。

第二百二十条 排水のための低地の通水

第二百二十条 高地の所有者は、その高地が浸水した場合にこれを乾かすため、又は自家用若しくは農工業用の余水を排出するため、公の水流又は下水道に至るまで、低地に水を通過させることができる。この場合においては、低地のために損害が最も少ない場所及び方法を選ばなければならない。

高地の所有者は、その高地が浸水した時に乾かそうとして、それが自家用か農工業用の余った水を出すために、公の水流か下水道に出るまで、低地に水を通過させることができる。この場合、低地の損害がもっとも少なくなるようにしなければならない。

例えば、平地であること、乙からみて標高が高く隣接している甲があるとするよ。ある日、甲が大洪水で水浸しになったんだ。この時、乙にもっとも損害がないような形、例えば、水道管を置くとか、溝を掘るとかっていう感じを行うことができるんだ。ただし、下水道や公の水流が甲と隣接をしている場合は、乙を通ることができないということになるよ。

第二百二十一条 通水用工作物の使用

第二百二十一条 土地の所有者は、その所有地の水を通過させるため、高地又は低地の所有者が設けた工作物を使用することができる。

2 前項の場合には、他人の工作物を使用する者は、その利益を受ける割合に応じて、工作物の設置及び保存の費用を分担しなければならない。

土地の所有者は、その土地の水を通過させるために、高地か低地の所有者が作った工作物を使用することができる。

前項の時は、他人の工作物を使う者は、その利益を受ける割合に従って、工作物を設置するためにかかった費用と保存するための費用を分担しなければならない。

例えば、高地甲と低地乙、甲の所有者Aさんと乙の所有者Bさんがいるとするよ。そして、甲には湧水があつて、乙を通さないと流すことができない。

こんな時は、その湧水を通すために、AさんはBさんが乙に作った溝を通すことができるんだ。でも、Aさんは、本当ならAさんが作らなきゃならないから、Bさんの溝を使わせてもらう代わりに、費用を払えっていうことだね。

第二百二十二条 堰の設置及び使用

第二百二十二条 水流地の所有者は、堰を設ける必要がある場合には、対岸の土地が他人の所有に属するときであっても、その堰を対岸に付着させて設けることができる。ただし、これによって生じた損害に対して償金を支払わなければならない。

2 対岸の土地の所有者は、水流地の一部がその所有に属するときは、前項の堰を使用することができる。

3 前条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

水流地の所有者は、堰止めが必要である場合は、対岸の土地が他人の所有であつたとしても、その堰を対岸まで伸ばして設置することができる。ただし、堰を作つたために発生した損害に対して償金を払わなければならない。

対岸の土地の所有者は、水流地の一部を所有している時は、前項の堰を使用することができる。

第221条2項の規定は、本条第2項の場合についても準用する。

この条文の堰というのは、ダムみたいな水をせき止めるための構造物のこと。

で、川や滝と言つたところの所有者は、堰が必要だと判断したら、堰を作ることができるんだ。ただし、向こう岸が他人の所有だったら、その分の補償金を支払うことになるんだ。

でも、対岸の土地の所有者が、川や滝の部分所有者であつた場合は、堰を作つた人に対して、その分の費用を支払い、堰を使うことができるんだ。

第二百二十三条 境界標の設置

第二百二十三条 土地の所有者は、隣地の所有者と共同の費用で、境界標を設けることができる。

土地の所有者は、隣の土地の所有者と一緒にお金を出しあって、境界標を設置することができる。

例えば、土地甲乙があったとして、その境目がとても曖昧だった。それだと、いろいろ困ったことになるんだ。資産税とか、庭の手入れとかね。そこで、甲乙の所有者が、互いにお金を出して、甲乙の境界を決めたうえで塀を作ることにした。その時に、この条文が出てくるんだ。

境界標というのは、塀を作る時に、甲乙の境界にあらかじめ埋め込んでおく杭だと思えばいいよ。

第二百二十四条 境界標の設置及び保存の費用

第二百二十四条 境界標の設置及び保存の費用は、相隣者が等しい割合で負担する。ただし、測量の費用は、その土地の広狭に応じて分担する。

境界標の設置と保存にかかる費用は、相隣者が等しい割合で負担をする。ただし、測量をする時の費用は、所有している土地の広さによって分担する。

境界標を設置して保存するのは、双方に利益になるから互いに等しい負担になるんだ。

でも、土地の境界を決める時の測量は、持っている土地によって負担する金額が変わるんだ。

例えば、土地甲の面積が1、土地乙の面積が2だとすると、このほうが金額が増えるんだ。この場合だと、1：2の割合になるね。

第二百二十五条 囲障の設置

第二百二十五条 二棟の建物がその所有者を異にし、かつ、その間に空地があるときは、各所有者は、他の所有者と共同の費用で、その境界に囲障を設けることができる。

2 当事者間に協議が調わないときは、前項の囲障は、板塀又は竹垣その他これらに類する材料のものであって、かつ、高さ二メートルのものでなければならぬ。

二棟の建物が別々の所有者のもので、なおかつ、その間に空き地がある時は、各所有者は、他の所有者と共同の費用で、境界に囲障^{いしやう}を設置することができる。

当事者同士で協議を行っても決裂した場合は、前項の囲障は、板でできた塀か竹垣か、それに類する材料のものであり、なおかつ、高さ二メートルのものでなければならぬ。

例えば、甲乙という別々の所有者のものである土地があるとするよね。そして、それぞれの土地に建物が立っている。その建物の間が空いているならば、どこに境界線があるかわからないから、庭とか作る時に困るんだ。

そんな時には、互いの所有者は話し合ったうえで、お金を出し合っ
て境界部分に壁を作ることができるんだ。

でも、その話し合いが決裂した時は、板か竹かそんな感じの材料で作られた塀で、2mで作らないといけないんだ。

第二百二十六条 囲障の設置及び保存の費用

第二百二十六条 前条の囲障の設置及び保存の費用は、相隣者が等しい割合で負担する。

第225条の囲障を設置したり保存したりするときの費用は、相隣者が等しい割合で負担する。

例えば、甲乙で境界線が構成されている時には、甲乙のそれぞれの所有者が分割して費用をもつんだ。この場合だったら2分の1ということだね。

でも、甲乙丙とあった場合は、3分の1、甲乙丙丁とあれば4分の1といったふうに、費用負担の割合を考えるとということだよ。

第二百二十七条 相隣者の一人による囲障の設置

第二百二十七条 相隣者の一人は、第二百二十五条第二項に規定する材料より良好なものを用い、又は同項に規定する高さを増して囲障を設けることができる。ただし、これによって生ずる費用の増加額を負担しなければならない。

相隣者の一人は、第225条2項に規定している材料よりもいいモノを使ったり、もしくは同項に規定している高さ以上に囲障を作ることができる。ただし、そのために生じた費用はその者が負担しなければならない。

例えば囲障を作る時に、板や竹じゃなくてコンクリートを使ったとか、2mではなく3mの高さにしたとかの場合に、その分の費用は作った人が負担することになるんだ。

第二百二十八条 囲障の設置等に関する慣習

第二百二十八条 前三条の規定と異なる慣習があるときは、その慣習に従う。

第225条～第227条に書かれている規定と違う慣習がある時は、その慣習に従う。

囲障を設置すること、囲障を設置して保存をするために関する費用のこと、相隣者1人による囲障の設置に関することといった、第225条から第227条の各条に書かれていることと、その地域によって違ってくる慣習の間で、もしも違いがあるならば、その時は慣習のほうを優先するということだよ。

第二百二十九条 境界標等の共有の推定

第二百二十九条 境界線上に設けた境界標、
困障、障壁、溝及び堀は、相隣者の共有に属するものと推定する。

境界線上に設置されている境界標、
困障、障壁、溝や堀は、相隣者の共有財産と推定する。

この条文は、今まで見てきた困障とか境界標と言った、それぞれの土地を隔てている壁や溝などは、相隣者が共有して所有していると推定することとするという条文なんだ。

だから、片方だけが所有しているという証拠があれば、この条文は当然に適応されないよ。

第二百三十条

第二百三十条 一棟の建物の一部を構成する境界線上の障壁については、前条の規定は、適用しない。

2 高さの異なる二棟の隣接する建物を隔てる障壁の高さが、低い建物の高さを超えるときは、その障壁のうち低い建物を超える部分についても、前項と同様とする。ただし、防火障壁については、この限りでない。

一棟の建物の一部分を構成している境界線上の障壁については、第229条の規定は、適用しない。

高さが違う二棟が隣接している建物を隔てる障壁の高さが、低い建物の高さを超える時は、その障壁のうち低い建物を超える部分についても、第1項と同じとする。ただし、防火障壁については、この限りではない。

第229条の規定は、困障が何も証拠がない限り、相隣者の共有であるということだったね。

でも、マンションの壁がそのまま境界線の障壁になっているといったパターンだと、マンション側が所有しているというのはみてすぐに分かるだろ？

つまりそういうことなんだ。

で、もしも高さが違う建物が隣接している時には、低い建物の高さ以上の障壁については、高い建物の所有だと考えるんだ。でも、防火障壁については、共有と推定することになるけどね。

防火障壁というのは、耐火性能がある障壁のこと。

第二百三十一条 共有の障壁の高さを増す工事

第二百三十一条 相隣者の一人は、共有の障壁の高さを増すことができる。ただし、その障壁がその工事に耐えないときは、自己の費用で、必要な工作を加え、又はその障壁を改築しなければならぬ。

2 前項の規定により障壁の高さを増したときは、その高さを増した部分は、その工事をした者の単独の所有に属する。

相隣者の一人は、共有の障壁の高さを増やすことができる。ただし、その障壁が工事に耐えられないようなときは、その者の費用で、必要な工作を行うか、その障壁を改築しなければならぬ。

第1項の規定によつて障壁の高さを増やした時は、その高さの部分は、その工事をした者の単独の所有物とする。

障壁を高くしようとすると、工事が必要になるよね。その時、その障壁が工事に耐えられないようなボロイものだったら、工事をしようとしている人がお金を出して、耐えられるように改築したり、必要だと思われる工事をすることになるんだ。

でも、その障壁を高くした結果、高くなつた部分のところは、その工事をした人が単独で所有することができるんだ。

第二百三十二条

第二百三十二条 前条の場合において、隣人が損害を受けたときは、その償金を請求することができる。

第231条の場合で、隣人が損害を受けた時には、その償金を工事を行った者に請求することができる。

例えば、工事をすることで木が切り倒されたとか、屋根が壊れたとか、花壇が荒らされたといった感じの場合に、隣人がその工事を行った者に、償金を請求することができるんだ。

だから、請求したければいいし、したくなければしないということもできるよ。

第二百三十三条 竹木の枝の切除及び根の切取り

第二百三十三条 隣地の竹木の枝が境界線を越えるときは、その竹木の所有者に、その枝を切除させることができる。

2 隣地の竹木の根が境界線を越えるときは、その根を切り取ることができる。

隣地の竹木の枝が境界線を越えた時は、その竹木の所有者に、越えた部分の枝を切除することができる。

隣地の竹木の根が境界線を越えた時には、その根を切り取ることができる。

枝が境界線を越えて自分のところに入ってきたときには、お隣さんに言って切り取ることができるんだ。

でも、根ならばお隣さんに言わなくても、自分で切り取ることができるんだ。

これは、所有権が枝とか地上部分なら生えている部分の人に、地下部分ならその土地の所有者に帰属するということだよ。

第二百三十四条 境界線付近の建築の制限

第二百三十四条 建物を築造するには、境界線から五十センチメートル以上の距離を保たなければならない。

2 前項の規定に違反して建築をしようとする者があるときは、隣地の所有者は、その建築を中止させ、又は変更させることができる。ただし、建築に着手した時から一年を経過し、又はその建物が完成した後は、損害賠償の請求のみをすることができる。

建物を造るときには、境界線から50cm以上の距離がないと建てることができない。

第1項の規定に違反して建築をしようとする者がいたならば、隣地の所有者は、その建築を中止させ、もしくは変更させることができる。ただし、建築に着手した時から1年を経過しているか、建物が完成した後であるならば、損害賠償の請求のみしかできない。

境界線から50cm以上の隙間が必要だという規定は、別の法律の規定によって変わることもあるよ。

例えば、建築基準法第65条によれば、『防火地域又は準防火地域内にある建築物で、外壁が耐火構造のものについては、その外壁を隣地境界線に接して設けることができる』とされているよ。

こんなふうに、何らかの制限がかかっている場合は変わることがあるんだけど、一般的には50cm以上境界線から離して作れっていうことになるんだ。

さて、もしも50cm以上離して作っていない場合は、隣の土地の人はその建築をやめさせたり、変更させることができるんだ。でも、建築を始めた時から1年以上経っていたり、建物が出来上がった後

なら、損害賠償の請求だけしかできないという規定だよ。

第二百三十五条

第二百三十五条 境界線から一メートル未満の距離において他人の宅地を見通すことのできる窓又は縁側（ベランダを含む。次項において同じ。）を設ける者は、目隠しを付けなければならない。

2 前項の距離は、窓又は縁側の最も隣地に近い点から垂直線によって境界線に至るまでを測定して算出する。

境界線から1m未満の距離で他人の家を見通すことができる窓かベランダや縁側を作る人は、目隠しを付けなければならない。

第1項の距離は、窓かベランダか縁側の一番隣の土地に近い点から垂直線によって境界線までの距離を測定して算出する。

この条文における目隠しというのは、向こうが見えないようにするという感じの意味なんだ。だから、嵌め殺しの窓だったらすりガラスや不透明のシールを張るといった対応が考えられるね。開閉式だと、障壁を作って見えなくすることになるよ。

そんな目隠しは、境界線から1m未満の距離で、他の家を見ることができるよう窓やベランダや縁側を作る人は、それぞれのところにつけなければならないんだ。

この距離を測るときは、一番隣の土地に近い点の距離を測定するということになるんだ。

この窓などは、元々隣の土地に向いていないところは適応外となるよ。

第二百三十六條 境界線付近の建築に関する慣習

第二百三十六條 前二條の規定と異なる慣習があるときは、その慣習に従う。

第234条と第235条の規定と違う慣習があるときには、その慣習に従う。

これまでみてきた、第234条の境界線から50cmは建築禁止という規定と、第235条の境界線から1m未満の窓、ベランダや縁側があるならば、目隠しを作らなければならないという規定で、何かしらの慣習があるならば、そちらの慣習を、それぞれの条文の規定よりも、優先して適応させるということだよ。

第二百三十七条 境界線付近の掘削の制限

第二百三十七条 井戸、用水だめ、下水だめ又は肥料だめを掘るには境界線から二メートル以上、池、穴蔵又はし尿だめを掘るには境界線から一メートル以上の距離を保たなければならない。

2 導水管を埋め、又は溝若しくは堀を掘るには、境界線からその深さの二分の一以上の距離を保たなければならない。ただし、一メートルを超えることを要しない。

井戸、用水だめ、下水だめや肥料だめを掘るためには境界線から2 m以上、池、穴蔵やし尿だめを掘るには境界線から1 m以上の距離を必要とする。

導水管を埋めたり、または溝もしくは堀を掘るためには、境界線から掘る深さの2分の1以上の距離を必要とする。ただし、1 m超離す必要はない。

用水だめは用水池、下水だめは下水溜、肥料だめは肥料置き場、し尿だめはし尿溜という感じだよ。

穴蔵は地下室だね。

井戸、用水池、下水溜や肥料置き場を作るときには、境界線から2 m以上離して作らなければならない。池、地下室やし尿溜を作るときには、境界線から1 m以上離して作らな駄ればならないということだね。

導水管を埋設したり、溝や堀を掘ったりするためには、境界線から深さの半分以上の距離が必要になるんだ。これは2 mの深さに設置する時には1 m離すということだね。でも、1 m以上境界線から離す必要はないんだ。

第二百三十八条 境界線付近の掘削に関する注意義務

第二百三十八条 境界線の付近において前条の工事をするときは、土砂の崩壊又は水若しくは汚液の漏出を防ぐため必要な注意をしなければならぬ。

境界線の近くで第237条の工事をする時には、土砂の崩壊または水や汚水が漏れだすを防ぐために必要な注意をしなければならぬ。

第237条の工事をする時には、土砂が崩れたり、水や汚水が漏れだすことを防ぐために必要な措置を取りながら工事をするということだ。

例えば、土留めをしたり、帯水層を避けるようにするといった感じだ。

第二百三十九条 無主物の帰属

第二百三十九条 所有者のない動産は、所有の意思をもって占有することによって、その所有権を取得する。

2 所有者のない不動産は、国庫に帰属する。

所有者がいない動産については、所有する意思によって占有することにより、所有権を取得する。

所有者のない不動産は、国庫に帰属する。

例えば、捨てられている自転車があるとするよね。これは、所有者がいない動産ということになるんだけど、その自転車が欲しいと思いい、自分のものだとして占有をすると、その時点で所有権を取得できるんだ。

でも、土地や家といった不動産で所有者がいなくなれば、国のものになるんだ。

第二百四十条 遺失物の拾得

第二百四十条 遺失物は、遺失物法（平成十八年法律第七十三号）の定めるところに従い公告をした後三箇月以内にその所有者が判明しないときは、これを拾得した者がその所有権を取得する。

遺失物は、遺失物法に決められている通りに公告をしてから3カ月以内に所有者が判明しない時には、拾得した者がその所有権を取得する。

遺失物というのは、うっかり落としてしまったり、忘れてたりして失くした物のことだね。

遺失物法には、遺失物だけでなく、他人の物と知らずにずっと持っていたり逃げ出した家畜などのことをいう『準遺失物』という言葉もあるよ。

そして、拾った物のことを『拾得物』、拾った人を『拾得者』などの規定が書かれているよ。

詳しくは、遺失物法を調べておいて。

遺失物は、遺失物法に書かれているとおり、警察署長が、公告を行って、そのうえで3カ月以内に引き取りに来なければ、拾得者が所有権を取得することになるんだ。

第二百四十一条 埋蔵物の発見

第二百四十一条 埋蔵物は、遺失物法の定めるところに従い公告をした後六箇月以内にその所有者が判明しないときは、これを発見した者がその所有権を取得する。ただし、他人の所有する物の中から発見された埋蔵物については、これを発見した者及びその他人が等しい割合でその所有権を取得する。

埋蔵物は、遺失物法で規定がある通りに公告をしてから6カ月以内に所有者が分からない場合は、埋蔵物を発見した人がその所有権を取得する。ただし、他人の所有物の中から発見された埋蔵物については、発見者とその他人とで等分し所有権を取得する。

埋蔵物というのは、土地とかに埋まっている物のことだね。ここでは特に、誰のものであるかわからない物をいうよ。
埋蔵金とか、そんな感じだね。

埋蔵物は、遺失物法通りに公告をしてから6カ月、つまり半年以内に所有者が引き取らない時に、発見者が所有権を取得するんだ。
でも、所有者と埋蔵物が埋まっていた土地が別の所有者に属する時には、それぞれの人等しい割合で所有権を取得するんだ。

第二百四十二条 不動産の付合

第二百四十二条 不動産の所有者は、その不動産に従として付合した物の所有権を取得する。ただし、権原によってその物を附属させた他人の権利を妨げない。

不動産の所有者は、不動産と一緒になった物の所有権を取得する。ただし、権原によってその物を附属させた他人の権利を妨げない。

付合した物というのは、別々の物が一緒になって離れなくなった物のことだよ。これには、主物と従物というのがあって、今回の場合、主物というのは不動産、従物というのは、例えば土地に植えた木みたいなき感じだね。

でも、植えた人の所有権を妨げることはできないんだ。

第二百四十三条 動産の付合

第二百四十二条 所有者を異にする数個の動産が、付合により、損傷しなければ分離することができなくなったときは、その合成物の所有権は、主たる動産の所有者に帰属する。分離するのに過分の費用を要するときも、同様とする。

所有者が違ふ数個の動産が、付合によつて、傷つけないと分離することができない状態になつた時は、合成物の所有権は、主たる動産の所有者に帰属する。分離する時に過分の費用が必要である時も、同様とする。

第242条と合わせて、付合ということについての条文だ。
さっきのが不動産で、今度は動産について。

例えば、車のエンジンがあるよね。エンジンをどこかの人から持ってきてもらい、車に付けたとする。この時、車は主たる動産となり、エンジンは付合によつて車の持ち主の所有に属することになるんだ。

第二百四十四条

第二百四十四条 付合した動産について主従の区別をすることができないときは、各動産の所有者は、その付合の時における価格の割合に応じてその合成物を共有する。

符合した動産について、主従の区別ができない時は、各動産の所有者は、その付合の時の価格に応じて合成物を共有する。

例えば、何枚かのベニヤ板を持ち寄ってきて、机を作ったとする。この机は、合成物として扱われるんだけど、どれが主でどれが従か分からない。こんな時は、ベニヤ板の値段によってそれぞれの持ち分を決めるんだ。

第二百四十五条 混和

第二百四十五条 前二条の規定は、所有者を異にする物が混和して識別することができなくなった場合について準用する。

第243条と第244条の規定は、所有者が違う物が混和して識別ができなくなったときでも適応する。

混和というのは、物と物が不可逆的に混ざり合っている状態のことをいうんだ。

例えば、Aという液体とBという液体を混ぜるっていう感じだね。

主従がはっきりしている時には、第243条の規定、はっきりしていない時には第244条の規定を使うんだ。

第二百四十六条 加工

第二百四十六条 他人の動産に工作を加えた者（以下この条において「加工者」という。）があるときは、その加工物の所有権は、材料の所有者に帰属する。ただし、工作によって生じた価格が材料の価格を著しく超えるときは、加工者がその加工物の所有権を取得する。

2 前項に規定する場合において、加工者が材料の一部を供したときは、その価格に工作によって生じた価格を加えたものが他人の材料の価格を超えるときに限り、加工者がその加工物の所有権を取得する。

他人の動産に手を加えた者（この条では加工者と呼ぶ）がいる時は、その加工物の所有権は、材料の所有者に帰属する。ただし、工作によって発生した価格が材料の価格を大きく超える時には、加工者がその加工物の所有権を取得する。

第1項の規定で、加工者が材料の一部を提供した時は、その価格に対して工作によって発生した価格を加えた者が他人の材料の価格を超える時に限り、加工者がその加工物の所有権を取得する。

加工者が加工したとはいえ、材料を提供したのは材料の所有者ということになるから、加工者が作っても材料の所有権となるんだ。ただし、加工者によって創られた価値が提供された材料よりも著しく高いと、加工者が所有権を取得することになるんだ。

加工者が材料の一部を提供した時に加工者が加工物の所有権を取るためには、提供した材料の価格に加工者によって作られた価値を足したものが、材料の価格を超える時だけになるんだ。

例えば、地金を加工して指輪を作ったとする。

地金の価格より、指輪の価値が高ければ、加工者の所有物。指輪より地金のほうが価値が高ければ材料を提供した人の所有物となるんだ。

でも、指輪の装飾品として銀を加工者が付け足したとすると、その銀の価格と指輪の価値を足したものが地金よりも高くないと、加工者の所有物とはならないんだ。

第二百四十七条 付合、混和又は加工の効果

第二百四十七条 第二百四十二条から前条までの規定により物の所有権が消滅したときは、その物について存する他の権利も、消滅する。

2 前項に規定する場合において、物の所有者が、合成物、混和物又は加工物（以下この項において「合成物等」という。）の単独所有者となったときは、その物について存する他の権利は以後その合成物等について存し、物の所有者が合成物等の共有者となったときは、その物について存する他の権利は以後その持分について存する。

第242条から第246条までの規定によって物の所有権が消滅した時は、その物について存在する他の諸権利も、消滅する。

第1項に規定する場合において、物の所有者が、合成物、混和物または加工物（本項において「合成物等」という）の単独所有者となった時は、その物について存在する諸権利は以後その合成物等に存在し、物の所有者が合成物等の共有者となった時は、その物について存在する諸権利は以後その持分について存在する。

諸権利と言ったのは、質権や留置権といった物権や権利のこと。

付合、混和及び加工によって所有権が無くなると同時に、質権なども同時に消滅するんだ。

この場合、合成物等の単独所有となったら、質権などは合成物等に移り、共有者になれば持ち分によって質権などが残ることになるんだ。

第二百四十八条 付合、混和又は加工に伴う償金の請求

第二百四十八条 第二百四十二条から前条までの規定の適用によつて損失を受けた者は、第七百三条及び第七百四条の規定に従い、その償金を請求することができる。

第242条から第247条までの規定を適用されることによつて損失を受けた者は、第703条と第704条の規定によつて、償金を請求することができる。

民法第703条と第704条は、不当利得についての話だね。

つまり、第242条から第247条までの規定によつて損失が生じた者は、相手が不当に利得を得たとみなして、損失分を請求するということだね。

閑話 5

「付合、混和、加工ってなんかややこしいね…」

「もうちよつと説明しておこうか」

彼女がそう言ったので、俺は別の本を取り出して教え始めた。

大学に通っていた頃の教科書で、『有斐閣アルマ』が出版している

『民法2物権（第2版補訂版）』だ。

ここからの話は、この本を参考にしている。

「まずは復習。付合、混和、加工の差は」

俺は彼女に聞いた。

「えっと、付合は固形物がひつついて一緒になる。混和は液体が混ざり合って一緒になる。加工はあらかじめ用意されている材料を別のものへと変化させること…だよな」

「まあ、そんな感じ。それら3つを一緒に言うと添付という法律行為になるんだ」

俺はそれから判例集を持ってきて、彼女に見せた。

「主な判例には、大判大正5年11月29日民録22輯233号3頁と大連判大正6年6月13日刑録23輯637頁があるな。前は付合の、後ろのは加工についての判例だ。詳しくは調べておいてもらうとして、大雑把に言えば、完全に分離が不可能な付合ならば、所有権は留保されないというのと、加工業者へ依頼をするときに、契約があればそちらを優先するということだね」

「作者注：以上」内の説明は Wikipedia 添付（<http://ja.wikipedia.org/wiki/%E6%B7%BB%E4%BB%98>）を参考しました」

「なるほどね」

「他の重要判例としては、最判昭44年7月25日民集23巻8号1627頁や最判昭54年1月25日民集33巻1号26頁があるね。前者は、借家人が行った家の増築部分について、建物からの独

立性がないと、借家人の物にならないという判例。後者は、1つの建物の工事で、別の請負人が材料を提供し、建物が出来上がった時には動産の符号ではなく、加工の規定を使うこととしたものなんだ」「へー」

俺は本を閉じて、言った。

「まあ、このあたりはややこしい分野でもあるからね。しっかりしとかないと後々わからなくなるから気をつけるように」

「はい」

俺はその返事を聞いて、いささか不安に思ったが、気にしないことにして、続きを始めた。

第二百四十九条 共有物の使用

第二百四十九条 各共有者は、共有物の全部について、その持分に応じた使用をすることができる。

それぞれの共有者は、全ての共有物について、持ち分に応じて使うことができる。

共有者というのは、対象となる共有物について、出資や材料などの基準を設けて、その基準によって持ち分が設定されるんだ。

その持ち分は、そのまま共有物の財産権にもなっていて、その持ち分に応じて共有物の使用をすることができるんだ。

例えば、コーヒーマーカーをA、B、Cの3人がお金を出し合って買ったとすると、そのお金を基準として使う時間を制限するといった感じだね。

第二百五十条 共有持分の割合の推定

第二百五十条 各共有者の持分は、相等しいものと推定する。

それぞれの共有者の持ちは、それぞれ等しいものと推定する。

これは、前条で持ち分が分からなかった時に使う条文だね。

もしも、しっかりとそれぞれの共有者の持ち分が分かっているのであれば、第249条の規定に従って、持ち分ごとに財産権が発生するから、その財産権の範囲内で共有物の使用ができるんだ。

そんなことが分からない場合、持ちは、それぞれ平等に分けられていると推定するっていうことだね。

第二百五十一条 共有物の変更

第二百五十一条 各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、共有物に変更を加えることができない。

それぞれの共有者は、他の共有者の同意がない状態で、共有物に変更を加えることはできない。

共有物は、それぞれの共有者の共有財産であるということになっているんだ。

だから、いくら持ち分が一番大きくても、他の共有者が同意しなければ、変更することはできないということになるんだね。

ただし、いろいろと例外規定もあるから、それを気をつけないといけない。

第二百五十二条 共有物の管理

第二百五十二条 共有物の管理に関する事項は、前条の場合を除き、各共有者の持分の価格に従い、その過半数で決する。ただし、保存行為は、各共有者がすることができる。

共有物の管理に関する事柄は、第251条の場合を除いて、それぞれの共有者の持ち分の価格のうち、過半数で決定する。ただし、保存行為は、それぞれの共有者が行うことができる。

例えば、コーヒーマーカーをA、B、Cの3人が共同して買ったとする。この時、A、B、Cはそれぞれ3分の1ずつお金を出したとするよ。

この時、誰かにコーヒーマーカーを貸したり、返してもらったり、質としたりする時には、A、B、Cのうち、過半数の持ち分で賛成するなら、行うことができる。この場合だと2人の賛成でできるということだね。

一方で、コーヒーマーカーが壊れたから修理をするという感じを行うならば、一人でも行うことができるんだ。

第二百五十三條 共有物に関する負担

第二百五十三條 各共有者は、その持分に応じ、管理の費用を支払い、その他共有物に関する負担を負う。

2 共有者が一年以内に前項の義務を履行しないときは、他の共有者は、相当の償金を支払ってその者の持分を取得することができる。

それぞれの共有者は、持ち分に応じて、管理の為の費用を支払い、それ以外の共有物に関する負担を負う。

共有者が1年以内に第1項の義務を履行しない時には、他の共有者は、その共有者の持ち分相当の償金を支払ってその者の持ち分を取得することができる。

共有物に関しての管理費用や他に必要な負担は、それぞれの共有者の持ち分の割合に応じて負担をするんだ。

でも、その負担を1年以内に支払わない時には、持ち分に合わせた償金を支払って、持ち分を買い取ることになるんだ。そして、その後に残った共有者で持ち分を分配するということになるよ。

第二百五十四条 共有物についての債権

第二百五十四条 共有者の一人が共有物について他の共有者に対して有する債権は、その特定承継人に対しても行使することができる。

共有者のうち一人が共有物について他の共有者に対して持っている債権については、その特定承継人に対しても行使することができる。

特定承継人というのは、今回の場合は、共有物の持ち分を引き取った人のことだね。

例えば、別の人が払うべき管理費用を立て替えて支払ったような感じの時が、この条文の債権の意味だね。

つまり、元々支払うべき人は債務を負ったということになるんだ。その債務は特定承継人に注がれるということを、この条文は書いているんだ。

第二百五十五条 持分の放棄及び共有者の死亡

第二百五十五条 共有者の一人が、その持分を放棄したとき、又は死亡して相続人がないときは、その持分は、他の共有者に帰属する。

共有者のうち一人が、その者が持っている持ち分を放棄した時か、死亡して相続人がいない時には、その者の持ち分は、他の共有者のものになる。

これは、共有者が持分を放棄したり、相続人がいない状態で死亡したりすると、他の共有者に、その持分が移ることになるんだ。例えば、A、B、Cの三人の持分がそれぞれ4割、3割、3割とするよ。そこで、Bさんが持分を放棄したとする。

この場合、A、Cの持分は、Bの3割をそれぞれに分配するんだ。AとCは4:3だから、Bの3割も4:3に分けて足すことになる。ということ、AとCの新しい持分は、Aはもとの4割 + 3 × 7分の4になるから7分の12 + 4割。Cは、もとの3割に3 × 7分の3になるから7分の9 + 3割になるんだ。

第二百五十六条 共有物の分割請求

第二百五十六条 各共有者は、いつでも共有物の分割を請求することができる。ただし、五年を超えない期間内は分割をしない旨の契約をすることを妨げない。

2 前項ただし書の契約は、更新することができる。ただし、その期間は、更新の時から五年を超えることができない。

それぞれの共有者は、いつでも共有物の分割を請求することができる。ただし、5年以内の期間を定めて分割をしない内容の契約をすることができる。

第1項ただし書きの契約は、更新することができる。ただし、その期間は更新から5年超にすることが出来ない。

共有物の分割というのは、自分の持ち分を他の共有者に譲ったり、自分の持ち分にしたがって共有物を譲るように請求することだね。この請求によって分割するということには、お金で払ったり、共有物自体を分けたりして行うんだ。

例えば、土地とかがあったら、持ち分の割合で土地を分けることができるけど、コピーメーカーだとそのものを分けることが出来ない。そんなときには、コピーメーカーを売って持ち分の割合に従って支払うか、それぞれが納得する金額で、お金を支払うかのどちらかになるね。

最初に言った方法を現物分割、共有物を売ってそのお金を分け合うのが代金分割、最後に行った方法なら価格賠償という方法になるよ。

ただし、最初に共有すると決めてあるわけだから、契約によって5年以内は分割を請求しないようにすることもできるし、さらに5年

を限度にその期間を延長することも出来るんだ。

第二百五十七条

第二百五十七条 前条の規定は、第二百二十九条に規定する共有物については、適用しない。

第256条の規定は、第229条に規定されている共有物については、適用しない。

第229条の規定は、境界標等の共有の推定だったね。簡単に復習しておくよ、境界標等は相隣者の共有に属すると推定するという内容だね。

さて、このように土地を区切るために設けられた境界標等については、第256条の規定である分割請求に関する規定は適用しないことにされているんだ。

第二百五十八条 裁判による共有物の分割

第二百五十八条 共有物の分割について共有者間に協議が調わな
いときは、その分割を裁判所に請求することができる。

2 前項の場合において、共有物の現物を分割することができな
いとき、又は分割によってその価格を著しく減少させるおそれがあ
るときは、裁判所は、その競売を命ずることができる。

共有物の分割について共有者間で協議がうまくいかない時には、分
割について裁判所に請求することができる。

第1項の場合では、共有物そのものを分割することが出来ないとき
や、分割によって価値が著しく減少するおそれがある時には、裁判
所は、その競売を命令することができる。

第257条の分割請求を受けて、どうするかというのを共有者同士
で話し合うんだ。でも、それでうまくいかない時がある。その時に
は、この条文を根拠にして、訴訟を起こすことができるんだ。
ただし、裁判所の決定が一度出されたら、それに従うことになるけ
どね。

共有物そのものを分けることができないうちや価値が下がるような時
には、競売を命令して、その競売によってできたお金を分割するよ
うにすることもできるんだ。

第二百五十九条 共有に関する債権の弁済

第二百五十九条 共有者の一人が他の共有者に対して共有に関する債権を有するときは、分割に際し、債務者に帰属すべき共有物の部分をもって、その弁済に充てることができる。

2 債権者は、前項の弁済を受けるため債務者に帰属すべき共有物の部分売却する必要があるときは、その売却を請求することができる。

共有者の一人が他の共有者に対して共有に関する債権を持っている時は、分割の時に、債務者に帰属すべき共有物の部分で、弁済とすることができる。

債権者は、第1項の弁済を受けるために債務者に共有物の部分売却する必要がある時は、その売却を請求することができる。

第254条の規定を思い出しただけ、あの債権は、持ち分がそのまま特定承継人に引き継がれたりすると、承継人に請求することができたでしょ。

あれと同じような考えで、分割をする時に、債務者の持ち分の共有物を弁済として引き取ることができるし、売る必要があれば、売るように請求することもできるんだ。

第二百六十条 共有物の分割への参加

第二百六十条 共有物について権利を有する者及び各共有者の債権者は、自己の費用で、分割に参加することができる。

2 前項の規定による参加の請求があつたにもかかわらず、その請求をした者を参加させないで分割をしたときは、その分割は、その請求をした者に対抗することができない。

共有物について権利を持っている者とそれぞれの共有者の債権者は、自分の費用で、分割に参加することができる。

第1項の規定による参加の請求があつたにもかかわらず、請求者を参加させないで分割した時は、その分割は、請求者に対抗することができない。

共有物の持ち分を持っている人と債権者は、分割に参加をして、持ち分の再分配を受けることができるんだ。

この条文の債権者は、共有者に対する債権全般を有している者ということだね。

でも、請求があつてから、その請求者を除いて分割を進めた時には、除かれた請求者に対して、その分割は対抗することができないんだ。

第二百六十一条 分割における共有者の担保責任

第二百六十一条 各共有者は、他の共有者が分割によって取得した物について、売主と同じく、その持分に応じて担保の責任を負う。

それぞれの共有者は、他の共有者が分割することによって取得した共有物について、売主と同じ内容で、その持分に応じて担保の責任を負う。

売主の担保の責任については、第566条や第570条の担保責任の条項で詳しくするよ。

簡単に説明をすれば、売った物に何かあった時の為に担保を用意しとくようにという内容だよ。

この条文では、それぞれの共有者は持ち分に応じて担保責任を負うようにすると書いているんだ。

第二百六十二条 共有物に関する証書

第二百六十二条 分割が完了したときは、各分割者は、その取得した物に関する証書を保存しなければならない。

2 共有者の全員又はそのうちの数人に分割した物に関する証書は、その物の最大の部分を取得した者が保存しなければならない。

3 前項の場合において、最大の部分を取得した者がいないときは、分割者間の協議で証書の保存者を定める。協議が調わないときは、裁判所が、これを指定する。

4 証書の保存者は、他の分割者の請求に応じて、その証書を使用させなければならない。

分割が完了した時は、それぞれの分割者は、取得物に関する証書を保存しなければならない。

共有者の全員かそのうちの数人に分割した物に関する証書は、その物の最大部分を取得した者が保存しなければならない。

第2項の場合で、最大の部分を取得した者がいない時は、分割者間の協議で証書の保存者を決定する。協議が決裂した時は、裁判所が、保存者を指定する。

証書の保存者は、他の分割者の請求に応じて、証書を使用させなければならない。

ここに出てくる証書というのは、共有物に関する納税記録とか、登記書類などのことだね。

分割完了時で、分割者は、何かあった時の為に証書を保存する義務があるんだ。

さらに、全員か数人の共有者に分割した物の証書については、最大部分を取得した者が保存し、その者がいない、つまり等分で分割さ

れた時には、協議によって決定されるんだ。

その協議うまくいかなかった時には裁判所が指名するけどね。

以上の規定によって保存されている証書は、要求があれば使用させる義務があるんだ。

第二百六十三条 共有の性質を有する入会権

第二百六十三条 共有の性質を有する入会権については、各地方の慣習に従うほか、この節の規定を適用する。

共有の性質がある入会権については、それぞれの地方ごとの慣習に従うほか、この節の規定を適用する。

入会権いりあいかんというのは、入会集団いりあいしゅうだんと呼ばれる地域住民の集団が、入会地いりあいちと呼ばれる入会集団により共同で支配されている土地を、入会権者いりあいかんじやと呼ばれる入会集団の構成員が農業生産や生活の為に使ったり収益をする権利のことだね。

「作者注：有斐閣アルマより出版されている「民法2 物権」のP. 129に詳しく載っております。そちらをご参考ください」
詳しくは、また後で出てくるけど、簡単にいえばそんな感じ。

このような入会権については、各地方によって変わることが多いにありうるんだ。だから、この条文のように、その地の慣習に従うとしているわけ。

第二百六十四条 準共有

第二百六十四条 この節の規定は、数人で所有権以外の財産権を有する場合について準用する。ただし、法令に特別の定めがあるときは、この限りでない。

この節の規定は、数人で所有権以外の財産権を持つ場合について準用する。ただし、法令に特別の規定があるときは、この限りではない。

この節でこれまでみてきた共有については、基本的に所有権についてなんだ。でも、財産権というくくりで見ると、所有権以外にもいろいろあるよね。例えば、留置権とか地上権などのことだね。これらを共同して持っている時には、準共有ということだ、この条文が適用されるんだ。

第四章 地上権

第四章 地上権（第二百六十五条 第二百六十九条の二）

ここでは、地上権という物権についてみていくよ。

地上権というのは、名前のままで、土地の地上部分に設定される諸権利のことだね。

ただし、借地借家に関する地上権を設定するときには、借地借家法という別の法律が適用されることも考えられるから、注意が必要だね。

この章では、どのようなものが地上権として設定できるか、いつまで地上権が続くのか、地下や空についてはどうなるのかなどを見ていくよ。

第二百六十五条 地上権の内容

第二百六十五条 地上権者は、他人の土地において工作物又は竹木を所有するため、その土地を使用する権利を有する。

地上権を持っている者は、地上権が設定されている他の人の土地で工作物や竹木を所有するために、その土地を使用する権利を持つ。

この条文は、地上権の定義だね。

地上権というのは、用益物権と言われる物権で、部分的に相手の所有権を侵害することになるんだ。だから、部分的支配権とも言われ
たりするよ。

地上権では、例えば土地の上に建っている建物を所有することができるんだけど、それに賃貸権を設定し、借地借家権とすることのほ
うが多いね。

第二百六十六条 地代

第二百六十六条 第二百七十四条から第二百七十六条までの規定は、地上権者が土地の所有者に定期の地代を支払わなければならない場合について準用する。

2 地代については、前項に規定するもののほか、その性質に反しない限り、賃貸借に関する規定を準用する。

第274条から第276条までの規定は、地上権者が土地の所有者に定期的に地代を支払う義務がある時について準用する。

地代については、第1項に規定するもの以外に、その性質に反しない限り、賃貸借に関する規定を準用する。

地代というのは、使用料みたいなもの。地上権者が使わせてもらっているから、その土地の使用料として支払うものだね。

第274条から第276条の規定は、小作料について減免、永小作権の放棄や消滅請求についての規定だね。これらについては、後でまたするから、その時に詳しく教えるよ。

その規定は、地上権を持つている人が、使われている土地の所有者に定期的に地代を支払う義務がある時について、準用されるんだ。

さらに、不定期に地代を支払うとしても、性質に反しない限りは賃貸借の規定を準用することになるんだ。

第二百六十七条 相隣関係の規定の準用

第二百六十七条 前章第一節第二款（相隣関係）の規定は、地上権者又は地上権者と土地の所有者との間について準用する。ただし、第二百二十九条の規定は、境界線上の工作物が地上権の設定後に設けられた場合に限り、地上権者について準用する。

第2編第3章第1節第2款の相隣関係についての規定は、地上権者の間か地上権者と土地の所有者との間について準用する。ただし、第229条の規定は、境界線上の工作物が地上権を設定した後に作られた時に限り、地上権者について準用する。

第2編第3章第1節第2款、つまり前章の第1節第2款の第209条から第238条は相隣関係についての規定だけど、その中でも第229条は、境界標は相隣者の共有だと推定するという内容だね。前章第1節第2款は、地上権者同士か地上権者と土地所有者の間のいずれかに準用される。でも、第229条は、地上権が設定された後に創られた境界標ならば地上権者について準用され、設定前ならば準用されないんだ。

第二百六十八条 地上権の存続期間

第二百六十八条 設定行為で地上権の存続期間を定めなかった場合において、別段の慣習がないときは、地上権者は、いつでもその権利を放棄することができる。ただし、地代を支払うべきときは、一年前に予告をし、又は期限の到来していない一年分の地代を支払わなければならない。

2 地上権者が前項の規定によりその権利を放棄しないときは、裁判所は、当事者の請求により、二十年以上五十年以下の範囲内において、工作物又は竹木の種類及び状況その他地上権の設定当時の事情を考慮して、その存続期間を定める。

地上権を設定する際に存続期間を決めなかった場合は、別段の慣習がない時は、地上権者は、いつでも地上権を放棄することができる。ただし、地代を支払う義務がある時は、一年前に予告し、もしくは期限の到来していない一年分の地代を支払わなければならない。地上権者が第1項の規定によって権利を放棄しない時は、裁判所は、当事者の請求によって、20年以上50年以下の範囲を定め、工作物や竹木の種類と状況その他地上権を設定した当時の事情を考慮して、その存続期間を決める。

地上権の存続期間についての話だよ。

地上権というのは、その土地に対して設定する権利だけど、所有権とは違い、持っている限り永遠に設定できるというわけではないんだ。もちろん、そのような設定したら別だけどね。

もしも期間を決めずに地上権を設定したら、慣習がなければ、地上権者がいつでも地上権を放棄することができるんだ。でも、地代を支払う義務があれば、1年前までに放棄することの予告をし、支払

うことになるんだ。

でも、第1項の規定によって地上権を放棄しない時には、裁判所で20年から50年の範囲内で設定当時の事情を考慮し、存続期間を決定するんだ。

第二百六十九条 工作物等の収去等

第二百六十九条 地上権者は、その権利が消滅した時に、土地を原状に復してその工作物及び竹木を収去することができる。ただし、土地の所有者が時価相当額を提供してこれを買収する旨を通知したときは、地上権者は、正当な理由がなければ、これを拒むことができない。

2 前項の規定と異なる慣習があるときは、その慣習に従う。

地上権者は、その権利が消滅した時点で、土地を元の状態に戻し工作物や竹木を取り除くことができる。ただし、土地の所有者が時価相当の価格で買い取れることを地上権者に通知した時は、地上権者は、正当な理由がない場合には、買い取れることを拒むことができない。

第1項の規定と異なる慣習がある時は、その慣習に従う。

地上権が無くなった時点で、地上権者は、地上権を設定する前の状態に、土地を戻すことができる。でも、土地の所有者が時価に相当する金額を提示し、買い取れることを地上権者に話すと、なにか理由がない限り売らなければならぬ。でも、その土地の慣習が、その規定と違っている時には、慣習を優先して適用することになるよ。

第二百六十九条の二 地下又は空間を目的とする地上権

第二百六十九条の二 地下又は空間は、工作物を所有するため、上下の範囲を定めて地上権の目的とすることができる。この場合において、設定行為で、地上権の行使のためにその土地の使用に制限を加えることができる。

2 前項の地上権は、第三者がその土地の使用又は収益をする権利を有する場合においても、その権利又はこれを目的とする権利を有するすべての者の承諾があるときは、設定することができる。この場合において、土地の使用又は収益をする権利を有する者は、その地上権の行使を妨げることができない。

土地の地下か上空は、工作物を所有するために、上下の範囲を決めて地上権の目的とすることができる。この場合では、設定行為で、地上権を使う為にその土地を使うことに制限をすることができる。第1項の地上権は、第3者がその土地を使ったり収益を得るための権利を持っている場合でも、その権利やそれを目的とする権利を持っている全員が承諾した時は、第1項の地上権を、設定することができる。この場合では、土地を使ったり収益を得たりする権利を持つものは、その地上権の行使を妨げることが出来ない。

通常であれば地上権という文字通り、土地の地上側にだけ設定することになるんだけど、この条文によって、土地の地下や上空についても地上権を設定することができるんだ。

この場合、地上権と言わず、地下ならば地下権、空中なら空中権ということもあるよ。

それらを合わせて区分地上権ともいうね。

さて、区分地上権は、土地の使用に制限をかけることができるんだ。これは地上権であっても出来たことだね。

区分地上権は、別の誰かが地上権等を持っていたとしても、その別の誰かが全員設定することに承諾すれば、区分地上権を設定できるんだ。逆を言えば、誰か一人でも反対ならば設定できないということだね。

これらと地上権が違ふところは、こっちは工作物にしか適用されないということ。例えば、地下街とか地下鉄とかのことだね。

第五章 永小作権

第五章 永小作権（第二百七十条 第二百七十九条）

この章では永小作権^{えいこさくけん}について説明するところだよ。

永小作権というのは第270条に定義がされているんだ。

この章ではその永小作権について、どうしたら他の人に譲ることができるか、小作料についてどうなるのか、永小作権はどのようにしたら放棄したり消滅したと請求することができるのか、永小作権はいつまで存続をするのか、永小作権によって設置した工作物についてどうなるのかを見ていくよ。

第二百七十条 永小作権の内容

第二百七十条 永小作人は、小作料を支払って他人の土地において耕作又は牧畜をする権利を有する。

永小作人は、小作料を支払って他人の土地で耕作や牧畜を行う権利を持つ。

永小作権の定義についての条文だね。

永小作権とは、小作料というお金を支払ったうえで、他人の土地で畑や田んぼで耕作をおこなったり、それが牧場や放牧をしたりする権利のことになるね。

そして、永小作権を持っている人のことを永小作人というんだ。これは、この章で一番重要なところだから、覚えておくように。

第二百七十一条 永小作人による土地の変更の制限

第二百七十一条 永小作人は、土地に対して、回復することのできない損害を生ずべき変更を加えることができない。

永小作人は、永小作権を設定している土地に対して、元に復元することが不可能な損害が発生するような変更を加えることができない。

永小作人は、土地に対して所有権を持っているわけじゃないから、永小作権が設定されている土地にいろいろと手を加えて、元に戻せないようなことにすることはできないんだ。

もちろん、永小作権の範囲内での変更はできるよ。

第二百七十二条 永小作権の譲渡又は土地の賃貸

第二百七十二条 永小作人は、その権利を他人に譲り渡し、又はその権利の存続期間内において耕作若しくは牧畜のため土地を賃貸することができる。ただし、設定行為で禁じたときは、この限りでない。

永小作人は、永小作権を他の人に譲つたり、永小作権の存続期間内で工作や牧畜のために土地を貸し出すことができる。ただし、設定行為でこれらを禁止したときは、することが出来ない。

永小作権を設定した土地を別の人に貸したり、永小作権自体を譲ることもできるんだ。でも、永小作権を設定するときに、それらを禁止したときには、貸すことも、譲ることも出来ないんだ。

第二百七十三条 賃貸借に関する規定の準用

第二百七十三条 永小作人の義務については、この章の規定及び設定行為で定めるもののほか、その性質に反しない限り、賃貸借に関する規定を準用する。

永小作人の義務については、第2編第5章の規定と設定行為で決められているもの以外は、その性質に反しない限りは、賃貸借に関する規定を準用する。

賃貸借の規定というのは、民法の第601条から先の規定だね。ここは、第3編債権の第2章第7節にあたるところだよ。

これから、永小作権は契約の一種であるとも考えることができるね。

その賃貸借に関する規定は、いまみている第2編第5章の規定と設定行為時に決めたもの以外で、賃貸借の性質に反しない限り、準用されるんだ。

第二百七十四条 小作料の減免

第二百七十四条 永小作人は、不可抗力により収益について損失を受けたときであっても、小作料の免除又は減額を請求することができない。

永小作人は、不可抗力によって収益が減った時でも、小作料の免除や減額を請求することが出来ない。

ここでいう不可抗力というのは、台風や地震といった天災や、重過失のない失火だね。

そのような状況であっても、永小作人は、小作料の免除や減額を請求することが出来ないんだ。

ただし、農地については、農地法第20条の規定で減免を申請することはできるよ。

第二百七十五条 永小作権の放棄

第二百七十五条 永小作人は、不可抗力によって、引き続き三年以上全く収益を得ず、又は五年以上小作料より少ない収益を得たときは、その権利を放棄することができる。

永小作人は、不可抗力によって、三年以上連続して全く収益が得られず、それか5年以上小作料より少ない収益であるならば、永小作権を放棄することができる。

永小作権を設定した土地で、永小作人が3年以上収益を得られなかったり、土地の所有者に払う小作料よりも収益が少ないというどちらかの条件をクリアしたときには、永小作権を放棄することができるんだ。

第二百七十六条 永小作権の消滅請求

第二百七十六条 永小作人が引き続き二年以上小作料の支払を怠ったときは、土地の所有者は、永小作権の消滅を請求することができる。

永小作人が、引き続き2年以上小作料の支払いをしなかったときは、土地の所有者は、永小作権の消滅を請求することができる。

永小作人が、引続き2年以上の間、小作料の支払いを土地の所有者に対してしなかったときには、土地の所有者が、永小作権が消滅したということを請求することができるんだ。

第二百七十七条 永小作権に関する慣習

第二百七十七条 第二百七十一条から前条までの規定と異なる慣習があるときは、その慣習に従う。

第271条から第276条までの規定と異なる慣習があるときには、その慣習を優先する。

これまでみてきた、永小作権の規定については、地方ごとにある慣習を優先することになるんだ。

つまり、土地の変更、永小作権の譲渡や土地の賃貸、小作料の減免、永小作権の放棄や消滅請求についてだね。

これらの事柄については、各条文に書かれている内容と慣習が違ったときには、慣習を優先して適用するんだ。

第二百七十八条 永小作権の存続期間

第二百七十八条 永小作権の存続期間は、二十年以上五十年以下とする。設定行為で五十年より長い期間を定めたときであっても、その期間は、五十年とする。

2 永小作権の設定は、更新することができる。ただし、その存続期間は、更新の時から五十年を超えることができない。

3 設定行為で永小作権の存続期間を定めなかったときは、その期間は、別段の慣習がある場合を除き、三十年とする。

永小作権の存続期間は、20年以上から50年以下とする。設定行為で50年超の期間を定めた場合でも、存続期間は、50年とする。永小作権の設定は、更新することができる。ただし、永小作権の更新後の存続期間は、更新時点より50年を超すことができない。設定行為で永小作権の存続期間を決めなかった時は、その期間は、慣習がある場合を除き、30年とする。

永小作権の存続期間についてだね。

永小作権は、20年から50年の間で設定するんだ。もしも、50年を超す期間で永小作権を設定したとしても、50年とされるんだ。そして、永小作権を更新する時には、50年以内で期間を決めて行うこと。

もしも、永小作権の設定時点で存続期間を決めなかった時は、30年と自動的にされるんだ。ただし、慣習があれば、そちらを優先することになる。

第二百七十九条 工作物等の収去等

第二百七十九条 第二百六十九条の規定は、永小作権について準用する。

第269条の規定は、永小作権について準用する。

民法の第269条の規定は、地上権について、地上権が消えた後、土地を元に戻して工作物及び竹木を取り除くことができるんだ。でも、土地所有者が時価に相当する金額で買い取る通知をした時は、正当な理由がない時には拒めないという内容だったね。

ここでは、地上権ではなくて、永小作権について、その内容を準用するということだよ。

第六章 地役権

第六章 地役権（第二百八十条 第二百九十四条）

ここからは地役権^{ちえきけん}についてだね。

地役権というのは、第280条によって、設定行為で定めた目的に従い、他人の土地を自己の土地の便益に供する権利とされているね。詳しくは該当する条文で見るとして、この章ではそのような地役権について決められているんだ。

この章では、地役権について、土地の所有権が変わった時どうなるのか、共有されていた時にはどうなるのか、どうすれば時効取得できるのか、水が不足していた時にはどうなるのかなどについて見て行くよ。

第二百八十条 地役権の内容

第二百八十条 地役権者は、設定行為で定められた目的に従い、他人の土地を自己の土地の便益に供する権利を有する。ただし、第三章第一節（所有権の限界）の規定（公の秩序に関するものに限る。）に違反しないものでなければならない。

地役権者は、地役権の設定時に決めた目的に従って、他の人の土地を自分の土地の便益に使うことができる権利を持つ。ただし、第2編第3章第1節の規定に違反しないものでなければならない。

第2編第3章第1節は、所有権の限界についての項目だよ。第206条から第238条にかけての条文がこれらに該当するね。ただし、これらの公の秩序に関するものに限って適応されるんだけどね。

地役権者は、地役権の設定時の目的に従い、他人の土地であっても、自分の土地の利益の為に使うことができるようになるんだ。ただし、その設定をする時に、第206条から第238条のうち、公の秩序に関する規定に反しないように設定しないといけないんだ。

第二百八十一条 地役権の付従性

第二百八十一条 地役権は、要役地（地役権者の土地であつて、他人の土地から便益を受けるものをいう。以下同じ。）の所有権に従たるものとして、その所有権とともに移転し、又は要役地について存する他の権利の目的となるものとする。ただし、設定行為に別段の定めがあるときは、この限りでない。

2 地役権は、要役地から分離して譲り渡し、又は他の権利の目的とすることができない。

地役権は、地役権者の土地であり、他人の土地から便益を受ける要役地の所有権に従い、所有権と一緒に移転をし、または要役地について存在をする他の権利の目的となるものとする。ただし、設定行為でこの規定と別に決めた場合は、この限りでない。

地役権は、要役地から分けて譲渡し、または他の権利の目的として設定することができない。

要役地というのは、地役権によって利益を受ける方の土地のことをいうんだ。

地役権は、要役地の所有権と一緒に移転をして、他の権利の目的とすることができるんだ。ただし、設定行為で移転しないように決めることも可能だよ。

でも、要役地から地役権のみを分離して譲渡し、他の権利の目的として地役権を設定することはできないんだ。

第二百八十二条 地役権の不可分性

第二百八十二条 土地の共有者の一人は、その持分につき、その土地のために又はその土地について存する地役権を消滅させることができない。

2 土地の分割又はその一部の譲渡の場合には、地役権は、その各部のために又はその各部について存する。ただし、地役権がその性質により土地の一部のみに関するときは、この限りでない。

土地の共有者の一人は、土地の持分について、その土地の為やその土地について存在している地役権を消滅させることができない。土地の分割や一部分の譲渡の場合は、地役権は、分割や譲渡後のそれぞれ土地のためや、その土地について存在する。ただし、地役権が性質によって土地の一部にのみ存在するようなときには、この限りではない。

共有者が持ち分に従って、地役権を消滅させようとしても、行うことができないんだ。

地役権というのは、一定範囲の土地全体について設定されるものなんだ。だから、一人が持ち分について消滅させようとしても、できないんだ。

だから、土地の一部を分割したり譲渡したりしても、地役権はその後の土地に残り続けるんだ。でも、性質上、土地の一部分にのみ地役権が存在するような場合は、例外とされるよ。

第二百八十三条 地役権の時効取得

第二百八十三条 地役権は、継続的に行使され、かつ、外形上認識することができるものに限り、時効によって取得することができる。

地役権は、継続的に使われ続け、なおかつ、見た目で認識することができる者に限って、時効によって取得することができる。

地役権というのは、ずっと使われ続けたうえで、見た目で地役権が行使されていると判断できるものは、時効によって地役権を取得することができるんだ。

例えば、車を通らせるように、塗装をした土地とかね。

第二百八十四条

第二百八十四条 土地の共有者の一人が時効によって地役権を取得したときは、他の共有者も、これを取得する。

2 共有者に対する時効の中断は、地役権を行使する各共有者に対してしなければ、その効力を生じない。

3 地役権を行使する共有者が数人ある場合には、その一人について時効の停止の原因があっても、時効は、各共有者のために進行する。

土地の共有者の一人が時効により地役権を取得した時には、他の共有者も、地役権を取得する。

共有者に対する時効の中断は、地役権を行使するそれぞれの共有者に対してしなければ、その効力を発生しない。

地役権を行使する共有者が複数いる時には、その一人について時効の停止の原因があつたとしても、時効は、それぞれの共有者の為に進行する。

もしも土地の共有者がいた時に、地役権の時効取得はどうなるのかという話だね。

土地を共有している人が、誰か1人でも事項により地役権を取得すれば、他の共有者もその地役権を取得することになるんだ。

さらに、時効の中断の効果は、地役権を行使することができる共有者に対して行わなければ、その効力は生じないし、共有者の1人が時効の停止の原因が発生したとしても、それぞれの共有者の利益の為に、時効は停止することなく進行するんだ。

第二百八十五条 用水地役権

第二百八十五条 用水地役権の承役地（地役権者以外の者の土地であつて、要役地の便益に供されるものをいう。以下同じ。）において、水が要役地及び承役地の需要に比して不足するときは、その各土地の需要に応じて、まずこれを生活用に供し、その残余を他の用途に供するものとする。ただし、設定行為に別段の定めがあるときは、この限りでない。

2 同一の承役地について数個の用水地役権を設定したときは、後の地役権者は、前の地役権者の水の使用を妨げてはならない。

用水地役権の承役地では、水が要役地と承役地の需要と比べ不足する時は、そのそれぞれの土地の需要に応じて、まず生活用に供給し、その残りを他の用途とするものとする。ただし、設定行為で別段の決定をした時は、この限りではない。

同じ承役地でいくつかの用水地役権を設定した時は、後で設定した地役権者は、先に設定した地役権者の水の使用を妨げてはならない。承役地というのは、要役地によつて利益を与えられる地役権者以外の者の土地のことをいうんだ。

用水地役権というのは、水を使うようにした地役権ということだね。ここの条文だと、用水地役権の承役地で、要役地の水が不足している時には、生活用を優先として水を供給することになるんだ。ただし、地役権を設定した時点で別の取り決めをした時には、その取り決めを優先することになる。

それに、同じ承役地で複数の用水地役権が設定された時には、先に設定された地役権者の水の使用が優先されるんだ。

第二百八十六条 承役地の所有者の工作物の設置義務等

第二百八十六条 設定行為又は設定後の契約により、承役地の所有者が自己の費用で地役権の行使のために工作物を設け、又はその修繕をする義務を負担したときは、承役地の所有者の特定承継人も、その義務を負担する。

設定行為や設定後の契約によって、承役地の所有者が自分の費用で地役権の行使をするために工作物を設置したり、もしくは修繕をする義務を負担した時は、承役地の所有者の特定承継人も、その義務を負担する。

地役権を設定した時や、それ以後に新しい契約を結んだ時に、承役地の所有者が、自分から費用を出して地役権を行使するために工作物を設置したり、その工作物を直したりする義務を負担するような内容にしたら、特定承継人も、その義務を契約が切れるまで負担することになるんだ。

第二百八十七条

第二百八十七条 承役地の所有者は、いつでも、地役権に必要な土地の部分の所有権を放棄して地役権者に移転し、これにより前条の義務を免れることができる。

承役地の所有者は、どんな時であっても、地役権に必要な土地の部分の所有権を放棄し地役権者に移転して、第286条の義務を免れることができる。

第286条の規定である、特定承継人の義務について、承役地として使われている土地を、地役権者に移転したりすることにより所有権を放棄すると、その義務から解放されるんだ。

第二百八十八条 承役地の所有者の工作物の使用

第二百八十八条 承役地の所有者は、地役権の行使を妨げない範囲内において、その行使のために承役地の上に設けられた工作物を使用することができる。

2 前項の場合には、承役地の所有者は、その利益を受ける割合に応じて、工作物の設置及び保存の費用を分担しなければならない。

承役地の所有者は、地役権の行使を邪魔しない範囲で、地役権の行使の為に承役地上にある工作物を使用することができる。

第1項の場合、承役地の所有者は、その利益を受ける割合に応じて、工作物の設置費用と保存費用を分担しなければならない。

承役地の所有者は、承役地上にある工作物を、地役権の行使を邪魔しない程度に使うことができるんだ。ただし、使うからには、それを設置した時の費用と保存するために必要な費用を、使用割合に応じて支払う義務が出てくるんだ。

第二百八十九条 承役地の時効取得による地役権の消滅

第二百八十九条 承役地の占有者が取得時効に必要な要件を具備する占有をしたときは、地役権は、これによって消滅する

承役地の占有者が取得時効に必要な要件を満たすような占有をした時は、地役権は、時効により消滅する。

具備というのは、完全に満たすとか、全て備わっているとかがそういう意味。

承役地の占有者が、その承役地の取得時効に必要な要件を完全に満たしている占有をしている時、例えば、20年間使い続けているとかいう感じだね。この場合は、承役地に設定されている地役権が、消滅するんだ。

ただし、占有者が、地役権にかかわる義務を認知していると認められる時には、時効は停止するとされるね。

第二百九十条

第二百九十条 前条の規定による地役権の消滅時効は、地役権者がその権利を行使することによって中断する。

第289条の規定による地役権の消滅時効は、地役権者が地役権を行使することにより中断する。

第289条の時効取得による地役権の消滅の中断する要件についての条文だね。

地役権者が、地役権を行使したということは、地役権に関わる契約をしていると認識しているというふうに扱われるんだ。それによって、地役権の消滅時効は中断することになる。

第二百九十一条 地役権の消滅時効

第二百九十一条 第六十七条第二項に規定する消滅時効の期間は、継続的でない行使される地役権については最後の行使の時から起算し、継続的に行使される地役権についてはその行使を妨げる事実が生じた時から起算する。

第167条第2項に規定する消滅時効の期間は、連続して行使されない地役権については最後の行使の時から起算し、連続して行使される地役権についてはその行使を妨げる事実が発生した時から起算する。

消滅時効の期間についての条文だよ。

ここで言われている連続しているとかしていないというのは、例えば井戸を使い、水を汲み上げるような感じ。恒常的にその井戸水を使っているときは連続している、月に1回だけ汲み上げると行った感じだと連続していないと言っただ。

連続的に使っていない地役権ならば、最後に地役権を行使した、さっきの例だと最後に水を汲み上げた時から起算をすることになるんだ。

一方で、ずっと水を汲み上げているようなときには、連続して行使される地役権とされ、その行使を妨げる事実が発生したときに、起算が始まるということになるよ。

第二百九十二条

第二百九十二条 要役地が数人の共有に属する場合において、その一人のために時効の中断又は停止があるときは、その中断又は停止は、他の共有者のためにも、その効力を生ずる。

要役地が複数名の共有のものの場合において、そのうちの一人のために時効の中断が停止があるときは、その中断が停止は、他の共有者のためにも、中断や停止の効力が発生する。

もしも要役地が共有財産だったときのための条文だよ。

共有者の中の1人でも時効の中断や停止があつたときには、他の共有者の利益のために、全員に対しての、時効の中断や停止の効力とされるんだ。

第二百九十三条

第二百九十三条 地役権者がその権利の一部を行使しないときは、その部分のみが時効によって消滅する。

地役権者が地役権の一部を行使しない時は、その部分のみが時効によって消滅する。

地役権というのは、これまで見てきたように時効により消滅はするけれど、それは、地役権全部に関することなんだ。

この条文では、それ以外にも、地役権の一部分が行使をされない時であっても、時効によって消滅をするということを規定しているんだ。

第二百九十四条 共有の性質を有しない入会権

第二百九十四条 共有の性質を有しない入会権については、各地方の慣習に従うほか、この章の規定を準用する。

共有の性質が無い入会権については、各地方の慣習に従うほか、第2編第6章の規定を準用する。

入会権いりあいきんは重要な物権の一つ。なんだけど、民法に書かれている入会権はほぼなくて、第263条に共有の性質がある場合の入会権について書かれているぐらいなんだ。

もしも共有の性質がないような入会権の場合は、地役権の規定を準用するんだ。

第七章 留置権

第七章 留置権 (第二百九十五条 第三百二条)

ここからは留置権^{りゅうちけん}という物権についてみていくよ。

留置というのは、手元に置いて行くという意味なんだ。この留置権というのは、借金の抵当って感じだね。

この章では、その留置権とは何か、留置権は不可分となるのか、留置物の保管についてどうなるのか、留置物にかかる必要経費についてはどちらが払うのか、留置物によって債権の時効はどうなるのかなど、という感じの内容をみていくよ。

第二百九十五条 留置権の内容

第二百九十五条 他人の物の占有者は、その物に関して生じた債権を有するときは、その債権の弁済を受けるまで、その物を留置することができる。ただし、その債権が弁済期にないときは、この限りでない。

2 前項の規定は、占有が不法行為によって始まった場合には、適用しない。

他人の物の占有者は、その物について発生した債権を持っているときは、その債権の弁済を受ける時まで、その物を留置することが出来る。ただし、その債権が弁済期に無いときであれば、この限りではない。

第1項の規定は、占有が不法行為によって始まった場合には、適用しない。

占有については前やったから簡単に。占有というのはその物を持っているということから発生する権利のことだったね。
詳しくは第2編第2章を見ること。

他人の物を持っている占有者が、そのものによって発生した債権を、そのものの本当の持ち主に請求しても、その代金を支払ってくれなかったときは、手元に置き続けることができるんだ。ただし、不法行為によって占有が始まったときは、適用しないよ。

例えば、Aさんから車を借りたBさんがいるとするよね。この時、Bさんが車の車検のためにその費用を支払ったとする。そうしたら、AさんがBさんに車の車検代を支払うまでは、Bさんが車を使い続

けることが出来るんだ。

ただし、Aさんから無断借用していたり、路肩駐車していたのを奪ったりしたりして、不法行為により車を占有し始めたときには、Aさんは車検代を支払う必要はないんだ。

第二百九十六条 留置権の不可分性

第二百九十六条 留置権者は、債権の全部の弁済を受けるまでは、留置物の全部についてその権利を行使することができる。

留置権者は、全ての債権の弁済を受けるまでは、留置物の全てについて権利を行使することができる。

この条文は、留置権を持っている人がすべての債権の弁済を受けるまで、留置物を元の持ち主に返すことはしなくてもいいということなんだ。

例えば、留置物についての債権が10万円あったとして、そのうち9万9千円を弁済されたとしても、残り1千円のために留置権を行使して、物を元の持ち主に返す必要はないということなんだ。

第二百九十七条 留置権者による果実の収取

第二百九十七条 留置権者は、留置物から生ずる果実を収取し、他の債権者に先立って、これを自己の債権の弁済に充当することができる。

2 前項の果実は、まず債権の利息に充当し、なお残余があるときは元本に充当しなければならない。

留置権者は、留置物から生まれる果実を取り、他の債権者より優先して、果実を自らの弁済とすることができる。

第1項の果実は、まず債権の利息とし、さらに余りがある時には、元本の弁済としなければならない。

留置物から発生する利益がある時には、留置権者が債権を持っていないときについて、その利益を利息を先に、元本の弁済を後という順番で受け取ることができるんだ。

第二百九十八条 留置権者による留置物の保管等

第二百九十八条 留置権者は、善良な管理者の注意をもって、留置物を占有しなければならぬ。

2 留置権者は、債務者の承諾を得なければ、留置物を使用し、賃貸し、又は担保に供することができない。ただし、その物の保存に必要な使用をすることは、この限りでない。

3 留置権者が前二項の規定に違反したときは、債務者は、留置権の消滅を請求することができる。

留置権者は、善良な管理者が注意しながら、留置物を占有しなければならぬ。

留置権者は、債務者の許可がなければ、留置物を使ったり、貸したり借りたり、さらに担保とすることが出来ない。ただし、留置物の保存に必要な使用をすることは、この限りではない。

留置権者が第1項と第2項の規定に反したときは、債務者は、留置権の消滅を請求することができる。

留置権者は、占有権を持っており、善良な管理者のもとで注意しながら占有することになるんだ。

ただし、占有権を持っているとは言っても所有権を持っているわけじゃないから、賃貸をしたり、担保の目的とすることができないんだ。でも、保存するのに必要な行為をする時は使うことができるんだ。

それであっても、債務者が留置権者の行為は第1項と第2項の規定違反だとすれば、留置権の消滅請求をすることができるようになるんだ。

第二百九十九条 留置権者による費用の償還請求

第二百九十九条 留置権者は、留置物について必要費を支出したときは、所有者にその償還をさせることができる。

2 留置権者は、留置物について有益費を支出したときは、これによる価格の増加が現存する場合に限り、所有者の選択に従い、その支出した金額又は増価額を償還させることができる。ただし、裁判所は、所有者の請求により、その償還について相当の期限を許与することができる。

留置権者は、留置物について必要経費を支払った時は、所有者にその経費を請求することができる。

留置権者は、留置物について有益費を支払った時は、有益費によって留置物の価格の増加が現存する場合に限って、所有者の選択に従って、支出した金額が増加した価格を支払うように請求することができる。ただし、裁判所は、所有者の請求によって、支払について相当の期限を許与することができる。

許与というのは、許可するっていうことだよ。

留置権者が必要経費を所有者に代わって支払った時はその分の、留置物の価値を上げるように費用を出した時にはその価格分が支出した金額のどちらかを、留置権者は所有者に支払うように請求することができるんだ。

ただし後者については、所有者の請求によって、支払について相当の期限を裁判所が許可することができるようになってきているんだ。

第三百条 留置権の行使と債権の消滅時効

第三百条 留置権の行使は、債権の消滅時効の進行を妨げない。

留置権を行使することによって、債権の消滅時効の進行は停止しない。

留置権によって、債権の消滅時効の進行は止まらないんだ。

例えば、お金を貸しているBさんが借りているAさんから担保としてノートパソコンを受け取ったとするんだ。これはノートパソコンをBさんが留置していると言えるんだ。

でも、そんな状態であっても、債権の消滅時効は刻一刻と進行しているんだ。

第三百一条 担保の供与による留置権の消滅

第三百一条 債務者は、相当の担保を供して、留置権の消滅を請求することができる。

債務者は、留置物の代わりとなるような相当の担保を供して、留置権の消滅を請求することができる。

留置物と担保の価格が釣り合わないような状態であれば、新しい担保を渡し、留置物を返してもらおうということの方が有効なんだ。

例えば、5万円の債務のために、20万円のノートパソコンを担保として渡したとする。この場合は、ノートパソコンが留置物になるんだ。そして、ノートパソコンの代わりに5万円相当の腕時計を渡すと、ノートパソコンの留置権は消滅するんだ。

その代わりに、腕時計に留置権が発生するけどね。

第三百二条 占有の喪失による留置権の消滅

第三百二条 留置権は、留置権者が留置物の占有を失うことによつて、消滅する。ただし、第二百九十八条第二項の規定により留置物を賃貸し、又は質権の目的としたときは、この限りでない。

留置権は、留置権者が留置物の占有を失いことにより、消滅する。ただし、第298条第2項の規定によつて留置物を賃貸し、それが質権の目的とした時には、この限りではない。

留置物は留置権者が占有しているんだ。でも、その占有が失われた時には、同時に留置権は消滅するということになつてるんだよ。ただし、留置物を貸したり、質権の目的とした時には、留置権は消滅しないよ。

例えば、留置物が空き巣によつて盗まれたようなときには、留置権は消滅するんだ。

一方で、留置物を誰かに貸すようなことがあれば、留置権は消滅しないんだ。

閑話 6

「ねえ、一つ聞いてもいい？」

彼女は、六法に指を滑らせながら俺に聞いてきた。

「どうしたんだ」

俺は説明する手を休め、口を閉じ、彼女の話に耳を傾けた。

「入会権って、重要な権利なんですよ。でも、なんでたった2つの条文しかないの」

「それは書いた人が考えたことさ。まあ、書いていないわけじゃないから、そこから考えて行こうか」

俺はそう言って、六法のページをちょっと戻し、条文を見せた。

「まず第263条は『共有の性質を有する入会権については、各地方の慣習に従うほか、この節の規定を適用する』とされているんだ。そして、第294条に『共有の性質を有しない入会権については、各地方の慣習に従うほか、この章の規定を準用する』っていうことなんだ。第263条は第3章第3節、第294条は第6章の規定を適用したり準用したりするんだ」

「入会権って、どんな時に使うの」

「例えば、川に釣りに行ったとするよね。その時に川まで来ると、ここで釣りをする時には、所定の料金をお支払くださいと書かれている。これが入会権だよ。もしもこの川が共有の財産であれば、第263条の方が。個人所有の財産であれば第294条が適用されるけどね」

「どうしてー？」

「第263条は初めに『共有の性質を有する』という前提があるんだ。一方の第294条は『共有の性質を有しない』とある。ここで出てくる共有の性質というのは、さっきの例でいえば、川がある村の人たちが川を所有しているっていうパターンだね。この場合、村民が共有しているため、共有の性質を持っている入会権の規定であ

る第263条が適用されるんだ」

「じゃあ、その川が個人の所有物だとしたら、共有の性質を有しない入会権の規定である第294条が適用されるっていうことね」

彼女の呑み込みはとても早い。

だから、俺も結構助かっていた。

「そういうこと」

「入会権って、山とか川とかに入る時は、その土地の慣習に従えって言うことなの…?」

「まあ、平たく言えばそんな感じになるね。だから、山とか川とかだけじゃなくて、漁業についてとか、温泉の引き込み管についてとかといったものにも入会権と似たような概念が使われることもあるね。ああ、漁業については漁業権、温泉については温泉権を参照してね。これでいいかな」

「うん、大丈夫。あ、でもちょっと待っててね」

彼女はそう言って立ち上がると、パタパタと歩いてトイレの方向へ向かった。

俺は、彼女が帰って来てから、説明の続きを始めた。

第八章 先取特権

第八章 先取特権

第一節 総則（第三百三条 第三百五条）

第二節 先取特権の種類

第一款 一般の先取特権（第三百六条 第三百十条）

第二款 動産の先取特権（第三百十一条 第三百二十四条）

第三款 不動産の先取特権（第三百二十五条 第三百二十八条）

第三節 先取特権の順位（第三百二十九条 第三百三十二条）

第四節 先取特権の効力（第三百三十三条 第三百四十一条）

ここからは、先取特権^{さきとりとっけん}という権利について見ていくよ。

先取特権というのは、ある一定の条件であれば他の誰よりも早く債権の弁済を受けることができるという権利のことだよ。

先取特権には、動産、不動産と一般的なものの3種類に大別されて、さらにそれぞれが細かく分かれているんだ。

この章では、一般、動産及び不動産の先取特権の種類、同一種類内や相互の先取特権における順位、先取特権の効力などについて説明するよ。

第三百三条 先取特権の内容

第三百三条 先取特権者は、この法律その他の法律の規定に従い、その債務者の財産について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

先取特権を持っている者は、民法やその他の法律の規定に従って、その債務者の財産について、他の債権者より先に自分の債権の弁済を受ける権利を有する。

先取特権を持っている人は、民法などの法律の規定によって、他の債権者より先に、債務者からの弁済を受けることができるんだ。

第三百四条 物上代位

第三百四条 先取特権は、その目的物の売却、賃貸、滅失又は損傷によつて債務者が受けるべき金銭その他の物に対しても、行使することができる。ただし、先取特権者は、その払渡し又は引渡しの前に差押えをしなければならない。

2 債務者が先取特権の目的物につき設定した物権の対価についても、前項と同様とする。

先取特権は、その目的物の売却、賃貸、滅失または損傷によつて債務者が受けるべきである金銭等に対しても、行使することができる。ただし、先取特権者は、その払い渡しまたは引き渡しの前に差し押さえをしなければならない。

債務者が先取特権の目的物について設定した物権の対価についても、第1項と同じものとする。

先取特権というのは、債務者が受けるべきたいていの金銭について行使することが可能なんだ。でも、差し押さえが前提となるよ。それに、債務者が目的物について設定した物権の対価についても、同じなんだ。

第三百五条 先取特権の不可分性

第三百五条 第二百九十六条の規定は、先取特権について準用する。

第296条の規定は、先取特権について準用する。

民法第296条の規定は、留置権の不可分性についてだったね。つまり、この条文によって、先取特権についても、留置権と同じように不可分性を持っているということになるんだ。

ちなみに、先取特権は被担保債権を全て返すまで、目的物全てに継続するんだ。でも、この条文は”しなければならぬ”という義務ではないため、任意規定だとされているね。

第三百六条 一般の先取特権

第三百六条 次に掲げる原因によって生じた債権を有する者は、債務者の総財産について先取特権を有する。

- 一 共益の費用
- 二 雇用関係
- 三 葬式の費用
- 四 日用品の供給

次に書かれている原因によって発生した債権を持つ者は、債務者の全ての財産について先取特権を有する。

一、共益の費用。二、雇用関係。三、葬式の費用。四、日用品の供給。

共益の費用というのは、他の債権者の為に支出した費用のことで、強制執行の費用とかがこれに当たるよ。

共益の費用、雇用関係を起因とする債権、葬式の費用、日用品を購入することによる費用についての債権を持つ者は、全ての財産について先取特権を持つことになるんだ。

第三百七条 共益費用の先取特権

第三百七条 共益の費用の先取特権は、各債権者の共同の利益のためにされた債務者の財産の保存、清算又は配当に関する費用について存在する。

2 前項の費用のうちすべての債権者に有益でなかったものについては、先取特権は、その費用によって利益を受けた債権者に対してのみ存在する。

共益の費用の先取特権は、それぞれの債権者の共同の利益の為にされた債務者の財産の保存、清算または配当に関する費用について保存する。

第1項の費用について全ての債権者に対して有益でなかったものについては、先取特権は、その費用によって利益を受けた債権者に対してのみ存在する。

共益の費用に関する先取特権というのは、共同の利益の為に債務者の財産を保存するため、清算するためか配当に関しての費用について適応されるんだ。

ただし、それらの費用は、全債務者について当然に発生する共益の費用とは限らない。債務者と言っても、いろんな人がいるからね。だから、その時の為の規定として、第2項に、共益の費用についてが有益ではない人がいた場合、その人を除いた人たちについてのみ、先取特権が存在するとしたんだ。

第三百八条 雇用関係の先取特権

第三百八条 雇用関係の先取特権は、給料その他債務者と使用人との間の雇用関係に基づいて生じた債権について存在する。

雇用関係の先取特権は、給料やその他債務者と使用人との間で交わされた雇用関係に基づいて発生した債権について存在する。

使用人というのは、働いている人、つまり労働者のことだね。正確に言えば、誰かに雇われて働いている人のことだよ。

ここでいう債務者というのは、雇用主のkと尾だと考えたら、簡単かもね。

雇用関係の先取特権というのは、債務者と使用人との間の雇用関係によって発生した債権について存在することになっているんだ。

例えば、給料の未払いや、雇用関係に基づいた会社の経費の建て替えみたいなものだね。それらは、内容や期間に関わらず、先取特権の対象と扱われるんだ。

第三百九条 葬式費用の先取特権

第三百九条 葬式の費用の先取特権は、債務者のためにされた葬式の費用のうち相当な額について存在する。

2 前項の先取特権は、債務者がその扶養すべき親族のためにした葬式の費用のうち相当な額についても存在する。

葬式の費用についての先取特権は、債務者の為に行われた葬式の費用のうち相当額について存在する。

第1項の先取特権は、債務者がその養うべき神族の為にした葬式の費用のうち相当額についても存在する。

ここでいう相当額と言うのは、一般的な金額ということだね。

葬式費用についての先取特権は、債務者や債務者の扶養親族の為に
行われた葬式の相当額について存在するんだ。だから、一般的な金
額以上の葬式だったとしても、先取特権が及ぶ範囲は一般的な金額
と修正されることになるよ。

第三百十条 日用品供給の先取特権

第三百十条 日用品の供給の先取特権は、債務者又はその扶養すべき同居の親族及びその家事使用人の生活に必要な最後の六箇月間の飲食料品、燃料及び電気の供給について存在する。

日用品についての先取特権は、債務者または債務者が養うべき同居の親族およびその家事使用人の生活に必要な最後の6ヶ月間の飲食料品、燃料および電気の供給について存在する。

家事使用人というのは、お手伝いさんのことだね。

日用品について設定される先取特権は、債務者や同居している債務者一家、それに債務者の家事使用人の生活に必要な食べ物や飲み物や電気、ガス、水道と言ったライフラインの供給について、最後の6ヶ月の間存在するんだ。

第三百十一条 動産の先取特権

第三百十一条 次に掲げる原因によつて生じた債権を有する者は、債務者の特定の動産について先取特権を有する。

- 一 不動産の賃貸借
- 二 旅館の宿泊
- 三 旅客又は荷物の運輸
- 四 動産の保存
- 五 動産の売買
- 六 種苗又は肥料（蚕種又は蚕の飼養に供した桑葉を含む。以下同じ。）の供給
- 七 農業の労務
- 八 工業の労務

次に掲げている原因によつて発生した債権を持っている人は、債務者の特定の動産について先取特権を有する。

- 一 不動産の賃貸借、二 旅館の宿泊、三 旅客や荷物の運輸、四 動産の保存、五 動産の売買、六 種苗や蚕を含む肥料の供給、七 農業の労務、八 工業の労務。

本条各号による先取特権は、詳しくは次の条からみていくことになるよ。

各号を理由とする債権があるならば、債務者の特定の動産についての先取特権が発生するんだ。

第三百十二条 不動産賃貸の先取特権

第三百十二条 不動産の賃貸の先取特権は、その不動産の賃料その他の賃貸借関係から生じた賃借人の債務に関し、賃借人の動産について存在する。

不動産の賃貸の先取特権は、その対象となる不動産の賃料その他の賃貸借の関係から発生した賃借人の債務に関して、賃借人の動産について存在する。

不動産の賃貸によって発生する先取特権は、その不動産を貸したことによって得られる賃料や、賃貸借の関係によって発生する賃借人の債務によって、発生するんだ。

なお、先取特権の対象になるのは、賃借人の動産になるよ。

第三百十三条 不動産賃貸の先取特権の目的物の範囲

第三百十三条 土地の賃貸人の先取特権は、その土地又はその利用のための建物に備え付けられた動産、その土地の利用に供された動産及び賃借人が占有するその土地の果実について存在する。

2 建物の賃貸人の先取特権は、賃借人がその建物に備え付けた動産について存在する。

土地の賃貸人の先取特権は、その土地または土地の利用をするための建物に備え付けられた動産、その土地の利用に使用される動産および賃借人が占有している土地の果実について存在する。

建物の賃貸人の先取特権は、賃借人がその建物に備え付けた動産について存在する。

土地を借している人に対する先取特権は、その土地、その土地の利用をするために作られた建物に備え付けられた動産、その土地の為に使われる動産および賃借人が占有している土地の果実についてあるんだ。

建物を貸している場合は、建物に備え付けられた動産について存在しているんだ。

第三百十四條

第三百十四條 賃借権の譲渡又は転貸の場合には、賃貸人の先取特権は、譲受人又は転借人の動産にも及ぶ。譲渡人又は転貸人が受けるべき金銭についても、同様とする。

賃借権の譲渡または転貸の場合には、賃貸人の先取特権は、譲り受けた人または転借りした人の動産にも及ぶ。譲渡し人または転貸し人が受けるべきである金銭についても、同様とする。

賃借り権を誰かに譲ったり、又貸ししたりするときの先取特権は、譲り受けた人や又貸しされたりした人が持っている動産にも及ぶこととなるんだ。それぞれの人たちが受けるべきである金銭についても、同様とされるんだ。

第三百十五條 不動産賃貸の先取特権の被担保債権の範囲

第三百十五條 賃借人の財産のすべてを清算する場合には、賃貸人の先取特権は、前期、当期及び次期の賃料その他の債務並びに前期及び当期に生じた損害の賠償債務についてのみ存在する。

賃借り人の財産の全てを清算する場合には、貸していた側の人の先取特権は、前期、当期および次期の賃料その他の債務並びに前期および当期に発生した損害の賠償債務についてのみ存在する。

ここで出てくる当期というのは清算をした期間のことだね。債務の返済をするのが1カ月単位なら、その月を当期として、前月を前期、来月を次期とするんだ。

賃借り人が破産などをして、財産を清算する場合には、先取特権には、前期、当期、次期の間の賃料やその他の債務、それに前期と当期の間に発生した損害の賠償債務だけに限られるんだ。

第三百十六條

第三百十六條 賃貸人は、敷金を受け取っている場合には、その敷金で弁済を受けない債権の部分についてのみ先取特権を有する。

賃貸し人は、敷金を受け取っている場合には、その敷金で弁済を受けない債権の部分についてだけ先取特権がある。

敷金を受け取って、他人に貸している人は、敷金を受け取っていた場合は、まず、敷金を弁済として受け取るんだ。それから、敷金分の金額を除いた債権の部分に、先取特権が発生することになるんだ。

第三百十七条 旅館宿泊の先取特権

第三百十七条 旅館の宿泊の先取特権は、宿泊客が負担すべき宿泊料及び飲食料に関し、その旅館に在るその宿泊客の手荷物について存在する。

旅館の宿泊についての先取特権は、宿泊客が負担をするべきである宿泊料および飲食料に関して、その旅館にあるその宿泊客の手荷物について存在する。

旅館やホテルや民宿といった宿泊施設について適用されるんだ。手荷物と書いてあるけど、旅行に必要なである動産であれば、大概範囲内だよ。

旅館の宿泊料や飲食料で宿泊客が支払うべきものについて、旅館にある宿泊客の手荷物について、旅館の先取特権があるんだ。

第三百十八条 運輸の先取特権

第三百十八条 運輸の先取特権は、旅客又は荷物の運送賃及び付随の費用に関し、運送人の占有する荷物について存在する。

運輸の先取特権は、旅客または荷物の運送賃および運送に付随する費用に関して、運送人が占有している荷物について存在する。

旅客については、高速バスとか鉄道とかタクシーなどみたいなそんな感じで、荷物の運送というのは、宅急便とか宅配便などみたいな感じ。

運送に付随する費用って言うのは、例えば荷造り賃だね。そんな感じで、運送するために必要な別料金のやつのことだよ。

それらの運送賃と運送に付随している費用についての先取特権は、運送人が占有している荷物について存在しているんだ。

第三百十九条 即時取得の規定の準用

第三百十九条 第九十二條から第九十五條までの規定は、第三百十二條から前條までの規定による先取特権について準用する。

民法の第192條から第195條までの規定については、第312條から第318條までの規定による先取特権について準用する。

第192條は即時取得について、第193條と第194條は盗品又は遺失物の回復について、第195條は動物の占有による権利の取得についての条文だね。

それらの規定は、第312條から第318條までの規定についても準用されるんだ。

第三百二十条 動産保存の先取特権

第三百二十条 動産の保存の先取特権は、動産の保存のために要した費用又は動産に関する権利の保存、承認若しくは実行のために要した費用に関し、その動産について存在する。

動産の保存の先取特権は、動産の保存の為に使った費用または動産に関する権利の保存、承認もしくは実行をするために要した費用に關して、その動産について存在する。

動産の権利の保存というのは、時効などによって強制的に権利が消滅するのを防ぐこと。

動産の権利の承認というのは、第三者などに債務であると承認させること。

動産の権利の実行というのは、第三者などが持っている債務を債務者に返還させること。

といった感じだね。

さて、それぞれにかかった費用の先取特権は、その対象になった動産に対して存在するんだ。

第三百二十一条 動産売買の先取特権

第三百二十一条 動産の売買の先取特権は、動産の代価及びその利息に関し、その動産について存在する。

動産を売買した時の先取特権は、動産の代価およびその利息に関して、その動産について存在する。

動産を売買した時に発生する先取特権については、動産を売買した時の代金と代金に発生する利息に関して、売買の対象物となった動産について発生するんだ。

さっきの条文が権利の保存などを対象していたけど、これは、売買による先取特権を規定しているんだよ。

第三百二十二条 種苗又は肥料の供給の先取特権

第三百二十二条 種苗又は肥料の供給の先取特権は、種苗又は肥料の代価及びその利息に関し、その種苗又は肥料を用いた後一年以内にこれを用いた土地から生じた果実（蚕種又は蚕の飼養に供した桑葉の使用によつて生じた物を含む。）について存在する。

種、苗または肥料の供給の先取特権は、種苗または肥料の代金および代金の利息に関して、その種苗または肥料を使った後の1年以内にそれらを使った土地からできた果実（蚕の卵または蚕の飼育などに使つた桑の葉の使用によつて出来た物も含む。）について存在する。

種苗や肥料の供給の先取特権は、それを買つた時の代金や利息、1年以内に使つた土地からできた果実に存在するんだ。

ここで出てくる果実には、蚕から取れる絹も含まれるよ。

第三百二十三条 農業労務の先取特権

第三百二十三条 農業の労務の先取特権は、その労務に従事する者の最後の一年間の賃金に関して、その労務によって生じた果実について存在する。

農業の労務による先取特権は、その労務に従事する者の最後の一年間の賃金に関して、労務をすることによって生じた果実について存在する。

農業の労務による先取特権は、労務をした最後の1年間に支給される賃金に対して、労務を提供することによって、作ることができた、果実について存在するんだ。

第三百二十四条 工業労務の先取特権

第三百二十四条 工業の労務の先取特権は、その労務に従事する者の最後の三箇月間の賃金に関し、その労務によって生じた製作物について存在する。

工業の労務についての先取特権は、その労務に従事する者が働いた最後の3ヶ月間の賃金に関して、その労務によって作られた製作物について存在する。

労務に従事する者というのは、労働者のことだね。

工業の労務についての先取特権については、労働者が最後に働いた3ヶ月間の賃金に関して、労働をしたことによって製造された製作物についてあるんだ。

第三百二十五条 不動産の先取特権

第三百二十五条 次に掲げる原因によって生じた債権を有する者は、債務者の特定の不動産について先取特権を有する。

- 一 不動産の保存
- 二 不動産の工事
- 三 不動産の売買

次にある原因によって発生した債権を持っている者は、債務者の特定の不動産について先取特権を持つ。

- 一 不動産の保存、
- 二 不動産の工事、
- 三 不動産の売買。

不動産を保存したり、工事したり、売買したりすることによって発生した債権を持っている人は、特定の不動産について、先取特権があるんだ。

詳しくは、これから見ていくよ。

第三百二十六条 不動産保存の先取特権

第三百二十六条 不動産の保存の先取特権は、不動産の保存のために要した費用又は不動産に関する権利の保存、承認若しくは実行のために要した費用に関し、その不動産について存在する。

不動産を保存することによる先取特権は、不動産の保存の為に使った費用または不動産に関する権利の保存、承認もしくは実行の為に使った費用に関して、その不動産について存在する。

不動産の保存の為に、例えば雨漏りの補修費用などや、不動産に関する権利の保存、承認、実行するために使った費用に関して、それらの対象となつた不動産について先取特権があるんだ。

第三百二十七条 不動産工事の先取特権

第三百二十七条 不動産の工事の先取特権は、工事の設計、施工又は監理をする者が債務者の不動産に関してした工事の費用に関し、その不動産について存在する。

2 前項の先取特権は、工事によって生じた不動産の価格の増加が現存する場合に限り、その増価額についてのみ存在する。

不動産の工事による先取特権は、工事の設計、施工または監理する者が債務者の不動産に関して行った工事の費用に関して、その不動産について存在する。

第1項の先取特権は、工事によって発生した不動産の価格の増加が現に存在する場合に限って、その増加額についてのみ存在する。

不動産の工事を設計し、実際に工事を行って、さらにその工事を監督する者が債務者の不動産に行った工事費用に関して、その工事を行った不動産について存在するんだ。ただし、工事によって不動産価格が増加した、その価格部分についてのみ存在するよ。

第三百二十八条 不動産売買の先取特権

第三百二十八条 不動産の売買の先取特権は、不動産の代価及びその利息に関し、その不動産について存在する。

不動産の売買の先取特権は、不動産の代金および代金の利息に関して、売買された不動産について存在する。

不動産を売買することによるお金のやり取りについて、代金とその利息に関して、その不動産について先取特権があるんだ。

例えば、AさんがBさんに家を売ったとする。その家の代金をBさんが払わなかった時に、債権者であるAさんは、その家の先取特権によって、その家の代金を誰よりも先に回収することができるんだ。

第三百二十九条 一般の先取特権の順位

第三百二十九条 一般の先取特権が互いに競合する場合には、その優先権の順位は、第三百六条各号に掲げる順序に従う。

2 一般の先取特権と特別の先取特権とが競合する場合には、特別の先取特権は、一般の先取特権に優先する。ただし、共益の費用の先取特権は、その利益を受けたすべての債権者に対して優先する効力を有する。

一般の先取特権が互いに競合する場合には、先取特権別の優先権の順位は、第306条各号に掲げている順序とする。

一般の先取特権と特別の先取特権が競合する場合には、特別の先取特権は、一般の先取特権より優先される。ただし、共益の費用の先取特権は、その先取特権によって利益を受けたすべての債権者に対して優先する効力がある。

一般の先取特権というのは、共益の費用、雇用関係、葬式の費用、日用品の供給の4種類のことだね。他の先取特権は特別の先取特権とされるよ。

一般の先取特権が互いに競合している場合には、第306条に書いてある順番で優劣が決められるんだ。

さらに、一般と特別の先取特権が競合する時には、特別の方を優先されることになっているんだ。ただし、共益の費用に関しては、その利益を受けた全債権者に対して優先する効力があるよ。

第三百三十条 動産の先取特権の順位

第三百三十条 同一の動産について特別の先取特権が互いに競合する場合には、その優先権の順位は、次に掲げる順序に従う。この場合において、第二号に掲げる動産の保存の先取特権について数人の保存者があるときは、後の保存者が前の保存者に優先する。

- 一 不動産の賃貸、旅館の宿泊及び運輸の先取特権
- 二 動産の保存の先取特権
- 三 動産の売買、種苗又は肥料の供給、農業の労務及び工業の労務の先取特権

2 前項の場合において、第一順位の先取特権者は、その債権取得の時に於いて第二順位又は第三順位の先取特権者があることを知っていたときは、これらの者に対して優先権を行使することができない。第一順位の先取特権者のために物を保存した者に対しても、同様とする。

3 果実に関しては、第一の順位は農業の労務に従事する者に、第二の順位は種苗又は肥料の供給者に、第三の順位は土地の賃貸人に属する。

同じ動産について特別の先取特権が競合する場合には、その優先の順位は、次に掲げる順番とする。この場合において、第2号に書かれている規定の動産の保存の先取特権について複数の人がいる場合は、後の保存者が前の保存者に優先する。

- 一 不動産の賃貸、旅館の宿泊および運輸の先取特権、二 動産の保存の先取特権、三 動産の売買、種苗または肥料の供給、農業の労務及び工業の労務の先取特権。

第1項の場合において、第1順位の先取特権者は、その債権取得をした時点において第2順位または第3順位の先取特権者がいること

を知っていた時は、これらの者に対して優先することはできない。
第1順位の先取特権者の為に物を保存した者に対しても、同様とする。

果実については、第1順位は農業の労務に従事する者に、第2順位は、種苗または肥料の供給者に、第3順位は土地の賃貸人に属する。

まず第1項から。

同じ動産に特別の先取特権が複数あった場合は、不動産の賃貸、旅館の宿泊および運輸の先取特権を第1順位、動産の保存の先取特権を第2順位に、動産の売買、種苗または肥料の供給、農業および工業の労務の先取特権が第3順位とされるんだ。この場合、動産の保存の先取特権については、後で設定された人が先に設定された人より優先されることになるよ。

第2項は、第1項の場合に、第1順位とされている先取特権者が、第2や第3順位の先取特権者がいることを知っていて設定をした場合は、それらの者より優先して先取特権を受けることはできないんだ。第1順位の先取特権者の為に動産の保存を行った者も、同様とされるよ。

第3項は、農作物の果実についての順位だね。これは、見ての通りだから説明は略するよ。

第三百三十一条 不動産の先取特権の順位

第三百三十一条 同一の不動産について特別の先取特権が互いに競合する場合には、その優先権の順位は、第三百二十五条各号に掲げる順序に従う。

2 同一の不動産について売買が順次された場合には、売主相互間における不動産売買の先取特権の優先権の順位は、売買の前後による。

同じ不動産について特別の先取特権が競合する場合には、その順位は、第325条各号に書かれている順番とする。

同じ不動産について売買が順次された場合には、互いの売主間における不動産売買の先取特権の順番は、売買の順番とする。

同じ不動産について、特別の先取特権同士が競合をする場合、不動産の保存、工事、売買の順番とされるんだ。

そして、同じ不動産について、売買が次々と行われた場合には、先に売った方が後に売った方より優先されることになるよ。

第三百三十二条 同一順位の先取特権

第三百三十二条 同一の目的物について同一順位の先取特権者が数人あるときは、各先取特権者は、その債権額の割合に応じて弁済を受ける。

同じ目的物について同じ順位の先取特権者が複数いる時は、それぞれの先取特権者は、その債権額の割合によって弁済を受ける。

この節でみてきた先取特権の順位で、もしも同じ順位の人が何人もいた場合は、それぞれが持っている先取特権による債権の額の割合によって、弁済を受けることになるんだ。

第三百三十三条 先取特権と第三取得者

第三百三十三条 先取特権は、債務者がその目的である動産をその第三取得者に引き渡した後は、その動産について行使することができない。

先取特権は、債務者が目的物である動産を取得した第三者に引き渡した後は、その動産について行使することができない。

先取特権というのは、債権者と債務者の間に成立するものなんだ。だから、目的物として設定されている動産を、関係ない第三者へ引き渡した後であれば、先取特権は当然に消滅するんだ。

第三百三十四条 先取特権と動産質権との競合

第三百三十四条 先取特権と動産質権とが競合する場合には、動産質権者は、第三百三十条の規定による第一順位の先取特権者と同じの権利を有する。

先取特権と動産の質権が競合する場合には、動産の質権を持っていない者は、第330条の規定による第1順位の先取特権者と同じ権利を持つ。

先取特権と質権は別物なんだけど、それぞれがその物を引き取るこ
とができるという点では共通しているんだ。だから、先取特権と動
産の質権が競合している場合には、第330条の規定の第1順位と
して質権を取り扱うものとするんだ。

第三百三十五条 一般の先取特権の効力

第三百三十五条 一般の先取特権者は、まず不動産以外の財産から弁済を受け、なお不足があるのでなければ、不動産から弁済を受けることができない。

2 一般の先取特権者は、不動産については、まず特別担保の目的とされていないものから弁済を受けなければならない。

3 一般の先取特権者は、前二項の規定に従って配当に加入することを怠ったときは、その配当加入をしたならば弁済を受けることができた額については、登記をした第三者に対してその先取特権を行使することができない。

4 前三項の規定は、不動産以外の財産の代価に先立って不動産の代価を配当し、又は他の不動産の代価に先立って特別担保の目的である不動産の代価を配当する場合には、適用しない。

一般の先取特権者は、まず不動産以外の財産から弁済を受けて、さらに不足がある場合でなければ、不動産から弁済を受けることができない。

一般の先取特権者は、不動産については、まず特別な担保の目的とされていない者から弁済を受けなければならない。

一般の先取特権者は、第1項と第2項の規定に従って配当に加入することを怠った時は、その配当加入をしたならば弁済を受けることができた金額については、登記をした第三者に対して、その先取特権を行使することができない。

第1項から第3項までの規定は、不動産以外の財産の代価に先立って不動産の代価を配当し、または他の不動産の代価に先立って特別な担保の目的である不動産の代価を配当する場合には、適用しない。

特別担保というのは、債務者が持っているある財産がある債権の目的物として担保物権の目的物とされていることを言うよ。

一般の先取特権者は、最初は不動産以外の財産からの弁済を受けて、さらに債務が残っている場合に限って、不動産から弁済を受けることができるんだ。さらに、特別な担保とされている物はさらにその後なんだよ。

一般の先取特権者は、第1項と第2項の規定によって競売をされた後の弁済分の配当の申し込みをしなかった時には、配当加入をしていたら受け取れたであろう金額分を、登記した第3者に対して行使することができないんだ。

これらの規定は、不動産以外の財産より先に不動産の配当をしたり、他の不動産の代価より先に特別な担保の目的物の不動産の代価を配当する場合には、適用外とされるんだ。

第三百三十六條 一般の先取特権の対抗力

第三百三十六條 一般の先取特権は、不動産について登記をしなくても、特別担保を有しない債権者に対抗することができる。ただし、登記をした第三者に対しては、この限りでない。

一般の先取特権は、不動産について登記をしなくても、特別な担保を持たない債権者に対抗することができる。ただし、登記をした第三者に対しては、この限りではない。

一般の先取特権は、登記をしなくても、特別な担保を持っていない債権者に対抗することができる。でも、登記をした第三者に対しては、対抗することができるんだ。

第三百三十七条 不動産保存の先取特権の登記

第三百三十七条 不動産の保存の先取特権の効力を保存するためには、保存行為が完了した後直ちに登記をしなければならない。

不動産の保存の先取特権の効力を保存するためには、保存行為が完了してからすぐに登記をしなければならない。

不動産の保存の先取特権を行使したとしても、その効力を保存をするためには、保存行為が完了してからすぐに登記をすることになるんだ。そうじゃないと、先取特権の効力は保存されることはないっていうことだね。

第三百三十八条 不動産工事の先取特権の登記

第三百三十八条 不動産の工事の先取特権の効力を保存するためには、工事を始める前にその費用の予算額を登記しなければならない。この場合において、工事の費用が予算額を超えるときは、先取特権は、その超過額については存在しない。

2 工事によって生じた不動産の増価額は、配当加入の時に、裁判所が選任した鑑定人に評価させなければならない。

不動産の工事の先取特権の効力を保存するためには、工事を始める前に工事の費用の予算額を登記しなければならない。この場合において、工事の費用が予算額を超える時は、先取特権は、その超過額については存在しない。

工事によって発生した不動産の増加額は、配当に加入する時に、裁判所が選任した鑑定人に評価させなければならない。

不動産の工事に関する先取特権の効力を保存するためには、工事前に予算額を登記する義務があるんだ。その場合には、登記した予算額を超える時には、その超過分については先取特権は存在しないことになるんだ。

そして、工事によって生まれた不動産の増加額については、弁済の配当を行う時に、裁判所により選任された鑑定人が評価額を決定するんだ。

第三百三十九条 登記をした不動産保存又は不動産工事の先取特権

第三百三十九条 前二条の規定に従って登記をした先取特権は、
抵当権に先立って行使することができる。

第337条と第338条の規定に従って登記した先取特権は、抵当
権より優先して行使することができる。

第337条で規定されている不動産の保存の先取特権と、第338
条で規定されている不動産の工事の先取特権は、それぞれの規定に
従って登記をすると、それらの先取特権については抵当権より先に
行使することが可能になるんだ。

第三百四十条 不動産売買の先取特権の登記

第三百四十条 不動産の売買の先取特権の効力を保存するためには、売買契約と同時に、不動産の代価又はその利息の弁済がされていない旨を登記しなければならない。

不動産の売買の先取特権の効力を保存するためには、売買契約をすると同時に、不動産の代価またはその利息の弁済がまだされていない内容を登記しなければならない。

不動産の売買の先取特権の効力が有効に保存されるためには、売買契約を交わすと同時に、不動産の代価か利息のどちらかの弁済がまだされていないという内容の登記をしなければならないんだ。

第三百四十一条 抵当権に関する規定の準用

第三百四十一条 先取特権の効力については、この節に定めるもののほか、その性質に反しない限り、抵当権に関する規定を準用する。

先取特権の効力については、この第4節にさだめられているもののほか、その性質に反しない限り、抵当権に関する規定を準用する。

先取特権の効力については、この節に列挙されている第333条から第340条までの条文以外にも、先取特権の性質に反しない限りは、抵当権に関する規定を準用するんだ。

第九章 質権

第九章 質権

第一節 総則（第三百四十二条 第三百五十一条）

第二節 動産質（第三百五十二条 第三百五十五条）

第三節 不動産質（第三百五十六条 第三百六十一条）

第四節 権利質（第三百六十二条 第三百六十八条）

ここからは質権についてみていくよ。

質権というのは、抵当権と似たようなものだけど、占有が必要ということで、区別されるよ。

さて、質権について大まかに説明をすると、債権者が債務者の財産である動産や不動産または両方を担保として占有し、債務の弁済を優先的に得られることができる権利のことだよ。

この章では、そんな質権について、どんな内容なのか、動産質について、不動産質について、質権の對抗要件についてや権利質とは何なのかなどについて、見ていくことになるよ。

第三百四十二条 質権の内容

第三百四十二条 質権者は、その債権の担保として債務者又は第三者から受け取った物を占有し、かつ、その物について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

質権者は、その債権の担保として債務者または第三者から受け取った物を占有し、なおかつ、その他について他の債権者より優先して質権者自身の債権の弁済を受ける権利を持つ。

質権者は、質権を設定すると、債権の担保として目的物を占有し、さらに、他の債権者より優先して弁済を受ける権利があるんだ。
目的物の内容については、第2節以降で主に見ていくよ。

第三百四十三条 質権の目的

第三百四十三条 質権は、譲り渡すことができない物をその目的とすることができない。

質権は、質権者に譲り渡すことができない物を、質権の目的とすることができない。

質権は、占有をすることが必要となるんだ。だから、質権者に譲り渡すことができない物を、質権の目的物として設定することはできないんだ。

例えば、殺傷能力がある銃とかだね。主に法律によって規制されている禁制品が、譲り渡すことができない物と、されることが多いね。

第三百四十四条 質権の設定

第三百四十四条 質権の設定は、債権者にその目的物を引き渡すことによって、その効力を生ずる。

質権の設定は、債権者に質権の目的物を引き渡すことによって、質権の効力が発生する。

質権を設定するためには、質権者へ債権者が動産、不動産、権利質といった目的物を引き渡すことによって、自動的に質権の効力が発生するんだ。

例えば、債権者が質権として車を質権者へ引き渡すと、車が質権の目的物となるんだ。これによって、自動的に質権が発生することになる。

第三百四十五条 質権設定者による代理占有の禁止

第三百四十五条 質権者は、質権設定者に、自己に代わって質物の占有をさせることができない。

質権者は、質権設定者に、質権者に代わって質物の占有をさせることができない。

質権設定者というのが債権者のことで、質物というのが質権の目的物のことだよ。

さて、質権者は、債権者に対して、質権者に代わり質権の目的物となる動産、不動産、権利質となる目的物を占有させることができないんだ。

占有については、占有の章があつたでしょ。そこを復習すること。

第三百四十六条 質権の被担保債権の範囲

第三百四十六条 質権は、元本、利息、違約金、質権の実行の費用、質物の保存の費用及び債務の不履行又は質物の隠れた瑕疵によつて生じた損害の賠償を担保する。ただし、設定行為に別段の定めがあるときは、この限りでない。

質権は、元本、利息、違約金、質権を実行するための費用、質権を保存するための費用および債務の不履行または質物の隠れた瑕疵によつて発生した損害の賠償を担保する。ただし、設定行為に別段の定めがある時は、この限りではない。

質権は元本、利息、違約金、質権を実行したり保存するための費用、債務の不履行、質物の隠れた瑕疵によつて発生した損害の賠償額のための担保とされるんだ。ただし、質権の設定行為時に別段の定めを決めた場合は、そちらの定めに従うんだ。

第三百四十七条 質物の留置

第三百四十七条 質権者は、前条に規定する債権の弁済を受けるまでは、質物を留置することができる。ただし、この権利は、自己に対して優先権を有する債権者に対抗することができない。

質権者は、第346条に規定されている債権の弁済を受けるまでは、質物を留置することができる。ただし、この留置する権利は、質権者自身よりも優先権がある債権者に対抗することができない。

第346条に規定されている質権の範囲による債権の弁済を受けるまでは、質権者は質物として債務者から差し出された物を自分の手元に置いておくことができるんだ。でも、自身よりも優先される質権者や抵当権者には対抗できないことになるよ。

第三百四十八条 転質

第三百四十八条 質権者は、その権利の存続期間内において、自己の責任で、質物について、転質をすることができる。この場合において、転質をしたことによつて生じた損失については、不可抗力によるものであつても、その責任を負う。

質権者は、その権利が存在している期間内において、質権者の責任において、質物について、転質することができる。この場合において、転質をしたことによつて質物が受けた損失については、不可抗力によるものであつても、その責任を負う。

質権者が、質権の設定されている期間内であれば、別の人にさらに質として差し出すことができるんだ。ただし、この場合ならば、質権者が質物についての全責任を負うことになるんだ。

質権者が債務者に許可を得ないで転質をした場合は、この条文に従つよ。

第三百四十九条 契約による質物の処分の禁止

第三百四十九条 質権設定者は、設定行為又は債務の弁済期前の契約において、質権者に弁済として質物の所有権を取得させ、その他法律に定める方法によらないで質物を処分させることを約することができない。

質権設定者は、設定行為または債務の弁済時期の前の契約において、質権者に弁済として質物の所有権を取得させ、その他法律に決められている方法によらないで質物を処分させることを約束することができない。

質権設定者というのは債務者のこと。

設定行為や弁済前の契約によって、質として差し出した物をそのまま質権者に譲ったり、法律以外の方法によって処分するように質権者と契約をすることはできないんだ。

逆を言うと、債務の弁済時期が到来したうえで質権者に譲るような契約はできるといふことだよ。

第三百五十条 留置権及び先取特権の規定の準用

第三百五十条 第二百九十六条から第三百条まで及び第三百四条の規定は、質権について準用する。

第296条から第300条までおよび第304条の規定は、質権について準用する。

第296条～第300条と第304条の規定は、留置権の不可分性、留置権者による果実の収取、留置権者による留置物の保管等、留置権者による費用の償還請求、留置権の行使と債権の消滅時効と物的代位についての規定だね。これらの規定は、質権の規定としても準用されるんだ。

第三百五十一条 物上保証人の求償権

第三百五十一条 他人の債務を担保するため質権を設定した者は、その債務を弁済し、又は質権の実行によって質物の所有権を失ったときは、保証債務に関する規定に従い、債務者に対して求償権を有する。

他人の債務を担保するために質権を設定した者は、その債務を弁済し、または質権の実行されることによって質物の所有権を失った時は、保証債務に関する規定に従って、債務者に対して求償権を持つ。

自分自身の債務の為にではなくて、例えば親友や友人などの自分以外の人のために質権を設定した人は、質物の所有権を失った時点で、保証債務に関する規定によって、債務者に対して、その分の弁済を要求することができるんだ。

「ねえ、やっぱり先取特権について、もう少し教えてほしいんだけど……」

「先取特権についてか、分かった。じゃあ、もうちょっと詳しく教えようか」

俺は、彼女の為に辞書を引っ張ってきた。

「まず、先取特権の定義から。先取特権とは、「この法律その他の法律の規定に従い、その債務者の財産について、他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利」のことだね」

「作者注：民法（以下、条文のみの場合は、民法のことを指します）第303条より抜粋」

「つまり、法律の規定によって、他の債権者より先に弁済を受けられるっていうことだよ」

彼女が俺に、簡単に要約してきた。

「その通り、さて、この先取特権は、重要な二つの性質がある。第304条と第305条に書かれている物上代位と不可分性だね。どいうものか、分かる？」

「えっと、物上代位って言うのは、担保物権の目的物に代わる物や金銭等にも、担保物権の効力がそれらに及ぶことができるっていうことで、不可分性っていうのは、全ての弁済が終わるまでは、債権全てに対して担保物権としての効力が及ぶっていうことだよ」

「そうだね。つまり、物上代位というのは、担保の代わりの物にも担保として適用されるっていうことで、不可分性というのは債務と債権は分けて考えることができないっていうことになるね」

分かったような分からないような感じで、彼女が俺を見てくる。

「例えば、建物に抵当権を設定していたとするよね。抵当権を設定するということは、なにかしらの債権があるはず。それが前提だね。さて、しかし債務を回収する前に建物が火災により全焼してしまっ

た。これは困ったことになった。債務を回収したいのに、抵当権の目的物であった建物が全焼してしまい、通常であれば抵当権は消滅する。でも、債務は回収したい。そんなときに、物上代位という考えが出てくるんだ」

「つまり、抵当権の目的物の代わりを果たす何かについてということ？」
彼女が俺に聞いてくる。

「そういうこと。物上代位というのは、そんな時の、さっきの例でいえば建物が全焼したことに伴って支給される保険金のことなんだけど、それを建物の所有者が受領する前に、抵当権を設定した人が債権を回収する目的で、受け取るということになるんだ」

「じゃあ、不可分性って？」

「抵当権と債務は分けることができないということ」

「どうということ」

彼女は分からないようだ。

「例えば、100万円を借りているAさんが、貸してくれたBさんにバッグを質として渡したんだ。それからしばらくしてAさんがBさんに90万円を返済した。でも、Bさんからバッグを返してもらうことはできないんだ」

「分かった、まだ返済が全額済んでないから、BさんはAさんに返さないんだ」

「そういうこと。それが、不可分性ということだよ」

「なるほどー」

彼女は、なんとか分かったようだ。

「じゃあ、続きをしよう」

俺は、元のページへ六法を動かした。

第三百五十二条 動産質の對抗要件

第三百五十二条 動産質権者は、継続して質物を占有しなければ、その質権をもって第三者に対抗することができない。

動産を質権として占有している者は、継続して質物を占有しなければ、その質権を持って第三者に対抗することができない。

動産を質権の目的物として占有をしている者は、途中で質物の占有が途切れれば、質権を持っているという主張を、第三者に対して行うことができないんだ。

逆を言えば、質権を設定して以来ずっと質物を持っている場合は、第三者に主張することができるんだ。

第三百五十三条 質物の占有の回復

第三百五十二条 動産質権者は、質物の占有を奪われたときは、占有回収の訴えによつてのみ、その質物を回復することができる。

動産の質権者は、質物の占有を奪われた時は、占有回収の訴えによつてのみ、その質物を回復することができる。

動産の質権者は、質物の占有が誰かに奪われた時は、第200条に規定されている占有回収の訴えによつてのみ、質物の占有を回復することができるんだ。

だから、自分で無理やり取り返しに行くことは、ダメだっていうことだね。

第三百五十四条 動産質権の実行

第三百五十四条 動産質権者は、その債権の弁済を受けないときは、正当な理由がある場合に限り、鑑定人の評価に従い質物をもって直ちに弁済に充てることを裁判所に請求することができる。この場合において、動産質権者は、あらかじめ、その請求をする旨を債務者に通知しなければならない。

動産の質権者は、その債権の弁済を受けない時は、正当な理由がある場合に限って、鑑定人の評価に従って質物をただちに弁済に充てることを裁判所に請求することができる。この場合において、動産の質権者は、あらかじめ、その請求をする旨を債務者に通知する義務がある。

動産の質権者は、例えば質物の価値が下がってしまったといったような正当な理由がある場合に限り、弁済を受けない時には、鑑定人が鑑定した鑑定額に従って質物を弁済として受け取ることができるんだ。この時には、そのことを裁判所に請求して認めてもらう必要があるよ。ただし、この場合は、あらかじめ動産の質権者が、質物を弁済の一部として引き取る請求をしたという通知を、債務者に通知する義務が生じるんだ。

第三百五十五条 動産質権の順位

第三百五十五条 同一の動産について数個の質権が設定されたときは、その質権の順位は、設定の前後による。

同じ動産についていくつかの質権が設定された時は、その質権の順位は、設定した時期に従う。

同じ動産に、いくつかの質権が設定されていた時には、競合をしないように順番を決めておかないといけないんだ。今まで見てきた先取特権とかにもでてきたことだけだね。

今回の質権については、設定された順番が、質権の順番とされるんだ。弁済とかもこの順番に従って行われることになるよ。

第三百五十六条 不動産質権者による使用及び収益

第三百五十六条 不動産質権者は、質権の目的である不動産の用法に従い、その使用及び収益をすることができる。

不動産の質権者は、質権の目的物となっている不動産の用法に従って、その使用および収益を行うことができる。

不動産の用法というのは、それぞれの不動産の性質によった使用ということだね。動産と比べて不動産の方が一般的には高いから、もったまま使わないというのは、かなり不利益となるんだ。そのために、不動産については、用法に従って使用をしたり、収益を得たりすることができるんだ。

第三百五十七条 不動産質権者による管理の費用等の負担

第三百五十七条 不動産質権者は、管理の費用を支払い、その他不動産に関する負担を負う。

不動産の質権者は、不動産の管理の費用を支払い、その他不動産に関する負担を負う。

不動産の質権者というのは、不動産を現に占有している人のことを言うんだ。そのために、管理するために必要なもろもろの費用に、その他に不動産について必要な負担を負うことになるんだ。例えば、雨漏りの修繕費用とか、登記をするために必要な費用とかなどだね。

第三百五十八条 不動産質権者による利息の請求の禁止

第三百五十八条 不動産質権者は、その債権の利息を請求することができない。

不動産の質権者は、その債権の利息を請求することができない。

不動産の質権者は、質権の設定の原因となった債権についての利息を請求できないんだ。

それは、第356条の規定である、収益を得ることができから。利息の分を、その不動産からの収益によって得ることができると考えられているからなんだ。だから、債権の利息として、別に得ることとは禁止されているんだよ。

第三百五十九条 設定行為に別段の定めがある場合等

第三百五十九条 前三条の規定は、設定行為に別段の定めがあるとき、又は担保不動産収益執行（民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第八十条第二号 に規定する担保不動産収益執行をいう。以下同じ。）の開始があつたときは、適用しない。

第356条、第357条、第358条の規定は、設定行為で別に決めている時、または担保不動産収益執行（民事執行法第180条第2号に規定している担保不動産収益執行のこと。以下同じ。）の開始があつた時は、適用しない。

民事執行法第180条第2号を抜粋すると、「不動産から生ずる収益を被担保債権の弁済に充てる方法による不動産担保権の実行」のことを言うんだ。平たく言うと、不動産からの収益は不動産担保権の実行として弁済として受け取ることができるということだね。これが設定行為で決めているかのどちらかの開始が始まった時には、第356条から第358条の規定は適用されないんだ。

第三百六十条 不動産質権の存続期間

第三百六十条 不動産質権の存続期間は、十年を超えることができない。設定行為でこれより長い期間を定めたときであっても、その期間は、十年とする。

2 不動産質権の設定は、更新することができる。ただし、その存続期間は、更新の時から十年を超えることができない。

不動産の質権の存続期間は、10年を超えることができない。設定行為でこれより長い期間を決めたとしても、その期間は、10年とする。

不動産質権の設定は、更新することができる。ただし、その存続期間は、更新時から10年を超えることができない。

不動産に設定できる質権の存続期間は、設定行為で決めたとしても、上限は10年なんだ。更新しても、さらに10年以内としないといけないんだ。つまり、最長でも20年ということだね。

第三百六十一条 抵当権の規定の準用

第三百六十一条 不動産質権については、この節に定めるもののほか、その性質に反しない限り、次章（抵当権）の規定を準用する。

不動産の質権については、この第9章第3節に決められている規定以外にも、その性質に反しない限り、第10章の抵当権の規定を準用する。

不動産の質権については、この節に決められているもろもろの規定以外にも、第369条からある抵当権の規定についても、性質に反しない限り、準用することができるんだ。

第三百六十二条 権利質の目的等

第三百六十二条 質権は、財産権をその目的とすることができる。

2 前項の質権については、この節に定めるもののほか、その性質に反しない限り、前三節（総則、動産質及び不動産質）の規定を準用する。

質権は、財産権を目的とすることができる。

第1項の質権については、この第4節に規定されているもののほか、その性質に反しない限り、第1節から第3節の総則、動産質および不動産質の規定を準用する。

ここでいう財産権は、特許権や著作権と言った知的財産権、株券、地上権や債権などのことだね。そんな感じな財産権は、質権の目的物とすることができるんだ。そんな質権についてを、権利質と言っ
んだ。

権利質は、この節以外にも、第1節から第3節の規定も準用するんだ。

第三百六十三條 債権質の設定

第三百六十三條 債権であつてこれを譲り渡すにはその証書を交付することを要するものを質権の目的とするときは、質権の設定は、その証書を交付することによつて、その効力を生ずる。

債権であり譲り渡すためには証書を交付することが必要である物を質権の目的とする時は、質権の設定は、その証書を交付することによつて、質権としての効力が発生する。

譲渡に証書を交付することが占有の要件とされている債権を質権の目的物とする場合は、証書を交付すると、占有されたとされて、質権として効力が発生するんだ。

第三百六十四条 指名債権を目的とする質権の対抗要件

第三百六十四条 指名債権を質権の目的としたときは、第四百六十七条の規定に従い、第三債務者に質権の設定を通知し、又は第三債務者がこれを承諾しなければ、これをもって第三債務者その他の第三者に対抗することができない。

指名債権を質権の目的とした時は、第467条の規定に従って、第三債務者に質権の設定を通知し、または第三債務者が設定を承諾しなければ、これをもって第三債務者やその他の第三者に対抗することができない。

第3債務者は、債務者の債務者のことだね。

第467条は指名債権の譲渡の対抗要件についての規定だよ。指名債権は、名前が特定されている債権のことで、一般的な債権のことだね。対義語として指図債権というのがあるよ。

指名債権を目的物とする場合は、第467条の規定に従って、第3債務者に通知し、承諾しなければ、第3者に対抗できないんだ。

第三百六十五条 指図債権を目的とする質権の對抗要件

第三百六十五条 指図債権を質権の目的としたときは、その証書に質権の設定の裏書をしなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

指図債権を質権の目的物とした時は、その証書に質権の設定の裏書をしなければ、第3者に対抗することができない。

指図債権というのは、例えば手形とか、小切手とかの、誰にでも譲ることができるような感じの債権のことだね。これがあれば、支払いを受けることができるんだ。それで、指図をする債権ということなんだ。

裏書というのは、そのまま債権の紙の裏に、誰誰に譲ると言った内容を書く欄があるんだ。そこに書くことを言うよ。

指図債権を債権の目的物とした時は、裏書きをしないと、第3者に対抗することができないんだ。

第三百六十六条 質権者による債権の取立て等

第三百六十六条 質権者は、質権の目的である債権を直接に取り立てることができる。

2 債権の目的物が金銭であるときは、質権者は、自己の債権額に対応する部分に限り、これを取り立てることができる。

3 前項の債権の弁済期が質権者の債権の弁済期前に到来したときは、質権者は、第三債務者にその弁済をすべき金額を供託させることができる。この場合において、質権は、その供託金について存在する。

4 債権の目的物が金銭でないときは、質権者は、弁済として受けた物について質権を有する。

質権者は、質権の目的である債権を自分で取り立てることができる。債権の目的物が金銭である時は、質権者は、質権者自身の債権額に対応する部分に限り、債権を取り立てることができる。

第2項の債権の弁済期間が質権者の債権の弁済期日の前に到来した時は、質権者は、第3債務者にその弁済をすべき金額を供託させることができる。この場合においては、質権は、その供託金について存在する。

債権の目的物が金銭でない時は、質権者は、弁済として債務者から受け取った物について質権を有する。

質権者は、債権を自分で取り立てることができるんだ。ただし、債権の目的物が金銭である時には、債権額のみを取り立てることになるよ。

そして、金銭ではない時には、弁済として債務者側から引き渡された物について質権があるんだ。

第十章 抵当権

第十章 抵当権

第一節 総則（第三百六十九条 第三百七十二條）

第二節 抵当権の効力（第三百七十三條 第三百九十五條）

第三節 抵当権の消滅（第三百九十六條 第三百九十八條）

第四節 根抵当（第三百九十八條の二 第三百九十八條の二十二）

ここからは、抵当権についてみていくよ。

抵当権というのは、占有がない質権みたいなものだと思えば、多分簡単だと思うね。

抵当権は、ある物について債権の担保として設定される担保物権の一つで、登記が必要な物もあるよ。詳しくは、中の方で見ていくことにするね。

この章では、抵当権とは何か、抵当権はどのようにして効力を生むか、抵当権が競合した時はどうなるのか、抵当権が消滅した時はどうなるのか、根抵当権とは何かなどについてみていくよ。

第三百六十九条 抵当権の内容

第三百六十九条 抵当権者は、債務者又は第三者が占有を移転しないで債務の担保に供した不動産について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

2 地上権及び永小作権も、抵当権の目的とすることができる。この場合においては、この章の規定を準用する。

抵当権者は、債務者または第三者が占有を移転しないで債務の担保として差し出した不動産について、他の債権者より先に自分の債権の弁済を受ける権利がある。

地上権および永小作権も、抵当権の目的として設定することができる。この場合においては、この章の規定を準用する。

抵当権者は、債務者が第三者が占有を移転しないで担保として差し出した不動産について、先に弁済を受ける権利があるんだ。これは、質権と似ているけど、占有移転をなさずに行われる点が一番違う点なんだ。

抵当権は、不動産だけじゃなくて、地上権や永小作権についても設定することができるんだ。

第三百七十条 抵当権の効力の及ぶ範囲

第三百七十条 抵当権は、抵当地の上に存する建物を除き、その目的である不動産（以下「**抵当不動産**」という。）に付加して一体となつてゐる物に及ぶ。ただし、設定行為に別段の定めがある場合及び第四百二十四条の規定により債権者が債務者の行為を取り消すことができる場合は、この限りでない。

抵当権は、抵当権を設定された土地の上に存在する建物を除いて、その目的である不動産である**抵当不動産**に付加して一体となつてゐる物に及ぶ。ただし、設定行為に別に決めていた場合および第424条の規定によつて債権者が債務者の行為を取り消すことができる場合は、この限りではない。

第424条は、詐害行為取消権という権利を定めた条文なんだ。後々出てくる奴だから、その時に詳しく言うよ。

抵当権は、**抵当権**を設定された土地と**抵当不動産**と一緒になつてゐる物にも及ぶんだ。ただし、設定行為時に別にきまりをつくつていた場合や、第424条の規定ができようである場合は、この限りではないよ。

第三百七十一条

第三百七十一条 抵当権は、その担保する債権について不履行があつたときは、その後^に生じた^た抵当不動産の果実^に及ぶ。

抵当権は、その担保する債権について不履行があつた時には、その後^に発生した^た抵当不動産の果実^にも及ぶ。

抵当権は、原則として^は抵当の目的とされている^る不動産の果実^には及ばない^{んだ}。でも、債権の不履行があれば、^は抵当不動産から発生する^る果実^に、自動的に^に抵当権の効力^が発生して、^は抵当権が設定されている^{のと}同じように^に扱^うことができる^{んだ}。

第三百七十二條 留置權等の規定の準用

第三百七十二條 第二百九十六條、第三百四條及び第三百五十一條の規定は、抵当權について準用する。

民法の第296條、第304條および第351條の規定は、抵当權について準用する。

第296條は留置權の不可分性について、第304條は物上代位について、第351條は物上保証人の求償權についてだね。

この条文によつて、3つの条文に規定されている不可分性、物上代位、求償權についてが、抵当權についても準用されるということが決められているんだ。

第三百七十三條 抵當權の順位

第三百七十三條 同一の不動産について数個の抵當權が設定されたときは、その抵當權の順位は、登記の前後による。

同一の不動産について複数の抵當權が設定された時には、その抵當權の順位は、当期の順番とする。

同じ不動産に複数の抵當權が設定されている時に、抵當權を實際に発動させる場合には、前後關係が問題になるんだ。この条文によって、登記された順番とされるんだ。

ちなみに、民法177条によって、抵當權について登記をしないと第3者には対抗できないとされているよ。だから、普通であれば、登記をするだろうっていうことになっているんだね。

第三百七十四条 抵当権の順位の変更

第三百七十四条 抵当権の順位は、各抵当権者の合意によって変更することができる。ただし、利害関係を有する者がいるときは、その承諾を得なければならない。

2 前項の規定による順位の変更は、その登記をしなければ、その効力を生じない。

抵当権の順位は、各抵当権者の合意によって変更することができる。ただし、利害関係がある者がいる時は、その者の承諾を得なければならない。

第1項の規定による順位の変更は、その投棄をしなければ、その効力が発生しない。

第373条による抵当権の順位は原則であって、各抵当権者が合意に達すれば、抵当権の順位を入れ替えることができるんだ。さらに登記をしなければ、その入れ替えた順位の効力は発生しないということになっているんだ。

第1項但し書きについては、例えば、Aさん、Bさん、Cさん、Dさんの4人がA B C Dの順番で登記をしていたとすると、普通であればA B C Dの順番となるんだけど、A C D Bということにすることもできるんだけど、この時には、Aさん以外の順番が変わった人たち全員の承諾がいるっていうことだね。

第三百七十五条 抵当権の被担保債権の範囲

第三百七十五条 抵当権者は、利息その他の定期金を請求する権利を有するときは、その満期となった最後の二年分についてのみ、その抵当権を行使することができる。ただし、それ以前の定期金についても、満期後に特別の登記をしたときは、その登記の時からその抵当権を行使することを妨げない。

2 前項の規定は、抵当権者が債務の不履行によって生じた損害の賠償を請求する権利を有する場合におけるその最後の二年分についても適用する。ただし、利息その他の定期金と通算して二年分を超えることができない。

抵当権者は、利息やその他の定期金を請求する権利がある場合には、その満期となった最後の2年分についてのみ、その抵当権を行使することができる。ただし、それ以前の定期金についても、満期後に特別の登記をした時には、登記した時点から抵当権を行使することを妨げない。

第1項の規定は、抵当権者が債務不履行によって発生した損害の賠償を請求する権利を持っている場合におけるその最後の2年分についても適用する。ただし、利息やその他の定期金と通算して2年分を超過することはできない。

抵当権者は、利息や定期金と言ったものを請求する権利がある場合には、満期後の2年分についてのみ、行使をすることができるんだ。でも、それ以前についても、満期後に登記をした時に限って、登記時から抵当権を行使することもできるようになるんだ。

これらの規定は、債務不履行によって発生した損害賠償請求権を持っている場合にも、最後の2年分について適用されるんだ。でも、

利息や定期金のと通算して2年以内にしないといけないんだ。
ちなみに、ここでいう定期金には、地代や家賃は含まれないという
ことと解されているよ。

第三百七十六条 抵当権の処分

第三百七十六条 抵当権者は、その抵当権を他の債権の担保とし、又は同一の債務者に対する他の債権者の利益のためにその抵当権若しくはその順位を譲渡し、若しくは放棄することができる。

2 前項の場合において、抵当権者が数人のためにその抵当権の処分をしたときは、その処分の利益を受ける者の権利の順位は、抵当権の登記にした付記の前後による。

抵当権者は、その抵当権を他の債権の担保としてさしだしたり、または同じ債務者に対する他の債権者の利益の為にその抵当権もしくは抵当権の順位を譲渡し、もしくは放棄することができる。

第1項の場合において、抵当権者が複数の人の為にその抵当権の処分をした時は、その処分の利益を受ける者の権利の順位は、抵当権の登記の時にした付記登記の時期の前後による。

付記登記というのは、主登記とは別に付けられる登記のこと。ここでは、抵当権を設定する時に定めた抵当権登記が主登記、そのものに順位を譲渡する際に新たに設定し直す時の登記を付記登記として定めているんだ。ちなみに、付記登記はとくに、法律に書いてなければ、登記することができないから。

抵当権者は、自身が設定した抵当権を債権の担保として差し出したリ、他の債権者のために抵当権そのものや順位を譲ったり放棄したりすることもできるんだ。この時の、利益を受ける者の権利の順位は、付記登記をした順番がそのまま適用されるんだ。

第三百七十七条 抵当権の処分の対抗要件

第三百七十七条 前条の場合には、第四百六十七条の規定に従い、主たる債務者に抵当権の処分を通知し、又は主たる債務者がこれを承諾しなければ、これをもって主たる債務者、保証人、抵当権設定者及びこれらの者の承継人に対抗することができない。

2 主たる債務者が前項の規定により通知を受け、又は承諾をしたときは、抵当権の処分の利益を受ける者の承諾を得ないでした弁済は、その受益者に対抗することができない。

第376条の場合には、第467条の規定に従って、主たる債務者に対して抵当権の処分を通知して、または主たる債務者が通知内容を承諾しなければ、これをもって主たる債務者、保証人抵当権を設定した者及びこれらの者の承継人に対抗することができない。
主たる債務者が、第1項の規定によって通知を受け、または承諾をした時は、抵当権の処分の利益を受ける者の承諾を得ないでした弁済は、その受益者に対抗することができない。

第467条は、指名債権の譲渡に関する規定だね。ここでは、抵当権を指名債権として扱って、同条の規定に従うということになっているんだ。主に関係しているのは第2項の方だから、後で見ておくように。

第376条によって順位を譲渡したり放棄したりする場合は、債務者にそのことを通知するか承諾する必要があるんだ。しなければ、債務者、保証人、抵当権設定者やそれらの者の承継人に対抗できないことになるんだ。また、通知を受けたり承諾をした時には、利益を受ける者の章句を得ずに弁済をした場合は、受益者に対抗することができないということになってるよ。

第三百七十八条 代価弁済

第三百七十八条 抵当不動産について所有権又は地上権を買い受けた第三者が、抵当権者の請求に応じてその抵当権者にその代価を弁済したときは、抵当権は、その第三者のために消滅する。

抵当不動産について所有権または地上権を買った第三者が、抵当権者の請求に応じて抵当権者に代価を弁済した時は、抵当権は、その第三者の為に消滅する。

抵当不動産の所有権や地上権を買った第三者が、抵当権者の請求に対して、その分の代価を支払った場合、抵当権は消滅するんだ。

例えば、抵当不動産甲の所有者Aさんと甲を売りたいBさんと抵当権者のCさんがいるとするよ。AさんがBさんに甲を売ったとしても、甲に設定された抵当権は消えないんだ。それから、CさんがBさんへ抵当権に相当する代価を弁済することを代価弁済と言うんだ。ここで規定されているのは、このことだよ。ちなみに、ここででてくるBさんのことを第3取得者というよ。

第三百七十九条 抵当権消滅請求

第三百七十九条 抵当不動産の第二取得者は、第三百八十三条の定めるところにより、抵当権消滅請求をすることができる。

抵当不動産の第三取得者は、第383条の規定に従って、抵当権消滅請求をすることができる。

第383条は、抵当権消滅請求の手順を定めた条文なんだ。その規定に従って、抵当不動産の第三取得者は、抵当権者に対して、抵当権消滅請求を行うことができるんだ。これは、第378条とは逆のパターンと考えたらいいよ。

第三百八十条

第三百八十条 主たる債務者、保証人及びこれらの者の承継人は、
抵当権消滅請求をすることができない。

主たる債務者、保証人およびこれらの者の承継人は、抵当権消滅請求をすることができない。

債務者や保証人、それにこれらの者の承継人は、第379条や第383条の抵当権消滅請求については請求することができないんだ。債務者も保証人も、債務を負っているということになるんだ。だから、抵当権が消滅するように請求することは認められないということになるんだ。

第三百八十一条

第三百八十一条 抵当不動産の停止条件付第三取得者は、その停止条件の成否が未定である間は、抵当権消滅請求をすることができない。

抵当不動産の停止条件付第三取得者は、停止条件の成否がまだ確定していない間は、抵当権消滅請求をすることができない。

停止条件付契約は、ずいぶん前に説明したね。詳しくは第127条のところをみておいて。単純に言えば、就職できたら家を買ってあげるって感じの契約だね。

第三取得者がそんな感じの契約を結んだ場合、停止条件が確定するかどうか分かるまでの間、抵当権消滅請求はできないんだ。

第三百八十二条 抵当権消滅請求の時期

第三百八十二条 抵当不動産の第三取得者は、抵当権の実行としての競売による差押えの効力が発生する前に、抵当権消滅請求をしなければならぬ。

抵当不動産の第三取得者は、抵当権の実行としての競売による差押えの効力が発生するより前に、抵当権消滅請求をしなければならぬ。

第三取得者は、抵当権者が競売を裁判所に申し立てることができるんだ。抵当権を理由とする不動産競売になるんだけど、それが行われると、差し押さえが行われるんだ。

第三取得者は、その差し押さえの効力が発生する以前に、抵当権消滅請求をしないと、買った不動産が差し押さえられるんだ。

第三百八十三条 抵当権消滅請求の手續

第三百八十三条 抵当不動産の第三取得者は、抵当権消滅請求をするときは、登記をした各債権者に対し、次に掲げる書面を送付しなければならない。

一 取得の原因及び年月日、譲渡人及び取得者の氏名及び住所並びに抵当不動産の性質、所在及び代価その他取得者の負担を記載した書面

二 抵当不動産に関する登記事項証明書（現に効力を有する登記事項のすべてを証明したものに限る。）

三 債権者が二箇月以内に抵当権を実行して競売の申立てをしなるときは、抵当不動産の第三取得者が第一号に規定する代価又は特に指定した金額を債権の順位に従って弁済し又は供託すべき旨を記載した書面

抵当不動産の第三取得者は、抵当権消滅請求をする時は、登記をしたそれぞれの債権者に対し、次の書面を送付しなければならない。

一 取得の原因および取得した年月日、譲渡人および取得者の指名および住所ならびに抵当不動産の性質、所在および代価その他取得者の負担を記載した書面。

二 現に効力がある登記事項の全てを証明した、抵当不動産に関する登記事項証明書。

三 債権者が2か月以内に抵当権を実行して競売の申し立てをしないうちには、抵当不動産の第三取得者が第一号に規定されている代価または特に指定した金額を債権の順位に従って弁済しまたは供託すべき旨を記載した書面。

抵当不動産を持っている第三取得者は、抵当権消滅請求をする時に

は、登記をした債権者に書面を送る必要があるんだ。その書面は各号に掲げているそれぞれなんだよ。

ちなみに、2号のはいわゆる登記簿謄本のことになるね。

第三百八十四条 債権者のみなし承諾

第三百八十四条 次に掲げる場合には、前条各号に掲げる書面の送付を受けた債権者は、抵当不動産の第三取得者が同条第三号に掲げる書面に記載したところにより提供した同号の代価又は金額を承諾したものとみなす。

- 一 その債権者が前条各号に掲げる書面の送付を受けた後二箇月以内に抵当権を実行して競売の申立てをしないとき。
- 二 その債権者が前号の申立てを取り下げたとき。
- 三 第一号の申立てを却下する旨の決定が確定したとき。
- 四 第一号の申立てに基づく競売の手続を取り消す旨の決定（民事執行法第百八十八条において準用する同法第六十三条第三項若しくは第六十八条の三第三項の規定又は同法第百八十三条第一項第五号の謄本が提出された場合における同条第二項の規定による決定を除く。）が確定したとき。

次に掲げる場合には、第383条各号の書類送付を受けた債権者は、抵当不動産の第3者が第383条第3号に掲げる書面に記載し提供した代価または金額を承諾したものとみなす。

- 一 その債権者が第383条各号に掲げる書面の送付を受けた後の2か月以内に抵当権を実行して競売の申し立てをしない時。
- 二 債権者が第1号の申し立てを取り下げた時。
- 三 第1号の申し立てを却下する旨の決定が確定した時。
- 四 第1号の申し立てに基づく競売の手続を取り消す旨の決定が確定した時。ただし、民事執行法第188条において準用する民事執行法第63条第3項もしくは第68条の3第3項の規定または民事執行法第183条第1項第5号の謄本が提出された場合における民事執行法第183条第2項の規定による決定を除く。

民事執行法第188条、第63条第3項、第68条の3第3項、第183条第1項第5号、第183条第2項については、自分で調べといてね。

第383条第3号に基づく書面を送付したうえで、第1号から第4号のいずれかに該当する場合ならば、第383条第3号の代価または金額を承諾したとみなされるんだ。

第三百八十五条 競売の申立ての通知

第三百八十五条 第三百八十三条各号に掲げる書面の送付を受けた債権者は、前条第一号の申立てをするときは、同号の期間内に、債務者及び抵当不動産の譲渡人にその旨を通知しなければならない。

第383条各号に掲げている書面の送付を受けた債権者は、第384条第1号の申し立てをする時には、同号の期間内に、債務者および抵当不動産の譲渡人にそのことを通知しなければならない。

第383条各号の書面を債権者に送り届けると、第384条第1号の期間内に申し立てした時に、債務者および抵当不動産の譲渡人に対して、その書面の内容を通知する義務があるんだ。

第三百八十六条 抵当権消滅請求の効果

第三百八十六条 登記をしたすべての債権者が抵当不動産の第三取得者の提供した代価又は金額を承諾し、かつ、抵当不動産の第三取得者がその承諾を得た代価又は金額を払い渡し又は供託したときは、抵当権は、消滅する。

登記をした全ての債権者が抵当不動産の第3取得者の提供した代価または金額を承諾し、なおかつ抵当不動産の第3取得者がその承諾を得た代価または金額を払い渡しまたは供託をした時は、抵当権は、消滅する。

抵当権登記をした全債権者が、第3取得者が提供した代価が提示した金額を承諾して、さらには払い渡しや供託を受け取れば、抵当権は消滅するんだ。

第三百八十七条 抵当権者の同意の登記がある場合の賃貸借の対抗力

第三百八十七条 登記をした賃貸借は、その登記前に登記をした抵当権を有するすべての者が同意をし、かつ、その同意の登記があるときは、その同意をした抵当権者に対抗することができる。

2 抵当権者が前項の同意をするには、その抵当権を目的とする権利を有する者その他抵当権者の同意によって不利益を受けるべき者の承諾を得なければならない。

登記をした賃貸借は、登記前に登記をした抵当権を持っている全員が同意をし、なおかつ同意の登記がある時は、その同意をした抵当権者に対抗することができる。

抵当権者が第1項の同意をするには、抵当権を目的とする権利を持っている者その他抵当権者の同意によって不利益を受けるべき者の承諾を得なければならない。

抵当不動産として登記をした不動産を賃貸借をした場合は、賃貸借の登記をする前に抵当権登記をした人ら全員が同意し、なおかつその同意をしたという登記をしていたら、同意している抵当権者に対抗できるんだ。

その同意をする時には、同意をすることによって不利益を受ける者の承諾を得る必要がある。

第三百八十八条 法定地上権

第三百八十八条 土地及びその上に存する建物が同一の所有者に属する場合において、その土地又は建物につき抵当権が設定され、その実行により所有者を異にするに至ったときは、その建物について、地上権が設定されたものとみなす。この場合において、地代は、当事者の請求により、裁判所が定める。

土地およびその上に存在する建物が同じ所有者に属している場合において、その土地または建物を目的物とする抵当権が設定され、抵当権が実行されたことにより所有者が違つたことになつた時は、その建物について、地上権が設定されたものとみなす。この場合、地代は、当事者の請求によつて、裁判所が定める。

土地と建物が最初は同じ人が所有していたけど、抵当権の実行によつて別々の人の所有になつてしまつた場合は、地上権が設定されたものとみなして、建物はそのまま存続するということになるんだ。この場合、地上権設定によつて発生する地代は、当事者の請求によつて、裁判所が決定することになるんだ。

第三百八十九条 抵当地の上の建物の競売

第三百八十九条 抵当権の設定後に抵当地に建物が築造されたときは、抵当権者は、土地とともにその建物を競売することができる。ただし、その優先権は、土地の代価についてのみ行使することができる。

2 前項の規定は、その建物の所有者が抵当地を占有するについて抵当権者に対抗することができる権利を有する場合には、適用しない。

抵当権の設定後に抵当権の目的物である土地に建物が建てられた時は、抵当権者は、土地とともにその建物を競売することができる。ただし、その優先権は、土地の代価についてのみ行使することができる。

第1項の規定は、その建物の所有者が抵当地を占有することについて抵当権者に対抗することができる権利を持っている場合には、適用しない。

抵当権を設定してから土地の上に建物ができたら、土地と建物を一緒に競売にかけることができるんだ。ただし、競売後に優先的に金額を受け取る権利は、土地を売った分の代金からだけなんだ。これらの規定は占有者が抵当権者に対抗ができる場合は、適用しないことになってるよ。

第三百九十条 抵当不動産の第三取得者による買受け

第三百九十条 抵当不動産の第三取得者は、その競売において買受人となることができる。

抵当不動産の第三取得者は、その競売において買受人となることができる。

買受人は、競売において、まず最高額で落札をして、裁判所から許可認定を受けた人のことを言うよ。簡単な話、競売の目的物を買った人のことだね。

抵当不動産の第三取得者は、第三取得者が買った抵当不動産が、不動産の競売にかけられた時には、買受人になることができるんだ。

第三百九十一条 抵当不動産の第三取得者による費用の償還請求

第三百九十一条 抵当不動産の第三取得者は、抵当不動産について必要費又は有益費を支出したときは、第九十六条の区別に従い、抵当不動産の代価から、他の債権者より先にその償還を受けることができる。

抵当不動産の第三取得者は、抵当不動産について必要費または有益費を支出した時は、第九十六条の区別に従って、抵当不動産の代価から、他の債権者より先にその償還を受けることができる。

第三取得者は、抵当不動産について何らかの必要費か有益費を支出した時には、占有者の費用償還請求と同じように、抵当不動産の代価から、その支出分の償還を、他の誰よりも優先して受けることができるんだ。

第三百九十二条 共同抵当における代価の配当

第三百九十二条 債権者が同一の債権の担保として数個の不動産につき抵当権を有する場合において、同時にその代価を配当すべきときは、その各不動産の価額に応じて、その債権の負担を按分する。

2 債権者が同一の債権の担保として数個の不動産につき抵当権を有する場合において、ある不動産の代価のみを配当すべきときは、抵当権者は、その代価から債権の全部の弁済を受けることができる。この場合において、次順位の抵当権者は、その弁済を受ける抵当権者が前項の規定に従い他の不動産の代価から弁済を受けるべき金額を限度として、その抵当権者に代位して抵当権を行使することができる。

債権者が同じ債権の担保として複数の不動産について抵当権を持っている場合には、同時にその代価を配当することになった時には、それぞれの不動産の価額に応じて、債権負担を按分^{あんぶん}する。

債権者が同じ債権の担保として複数の不動産について抵当権を持っている場合は、ある不動産の代価のみを配当することになった時は、抵当権者は、その代価から債権の全部の弁済を受けることができる。この場合においては、次の順位の抵当権者は、その弁済を受ける抵当権者が第1項の規定に従って他の不動産の代価から弁済を受けるべき金額を限度額として、抵当権者に代位して抵当権を行使することができる。

按分というのは、一定の物を、それぞれの割合に応じて分けるっていうことだね。

この条文に書いてある抵当の形式を、共同抵当って言ったりするよ。つまり、一つの債権の為に、複数の抵当権の設定をしているってい

うことになるね。

例えば、AさんとBさんが共同してCさんに二人合わせて5000万円を貸したとする。そして、その抵当として、土地甲、乙、丙に抵当権設定をしたとする。甲が4000万、乙が3000万、丙が3000万の価値があるとするよ。

この場合、甲乙丙を競売にかけ、価値通りに落札された時には、甲から2000万、乙から1500万、丙から1500万を回収するということになるんだ。

一方で、Aさんが2000万貸していたとすると、甲を売った金額そのままですべて弁済が受けられるよね。そうしたらBさんが残るけど、Bさんは、残りの3000万円を、Aさんの代わりに乙丙を競売して、その弁済を受けることができるんだ。

第三百九十三条 共同抵当における代位の付記登記

第三百九十三条 前条第二項後段の規定により代位によって抵当権を行使する者は、その抵当権の登記にその代位を付記することができる。

第392条第2項後段の規定により代位によって抵当権を行使する者は、その抵当権の登記に代位を付記することができる。

前条は、いわゆる共同代位についての規定だったね。この規定で抵当権を行使することができる人は、抵当権登記のところに、代位をするというこの付記登記を行うことができるんだ。

第三百九十四条 抵当不動産以外の財産からの弁済

第三百九十四条 抵当権者は、抵当不動産の代価から弁済を受けない債権の部分についてのみ、他の財産から弁済を受けることができる。

2 前項の規定は、抵当不動産の代価に先立って他の財産の代価を配当すべき場合には、適用しない。この場合において、他の各債権者は、抵当権者に同項の規定による弁済を受けさせるため、抵当権者に配当すべき金額の供託を請求することができる。

抵当権者は、抵当不動産の代価から弁済を受けない債権の部分についてだけは、他の財産からの弁済を受けることができる。

第1項の規定は、抵当不動産の代価より先に他の財産の代価を配当すべき場合には、適用しない。この場合において、他のそれぞれの債権者は、抵当権者に第1項の規定による弁済を受けさせるため、抵当権者に配当すべき金額の供託を請求することができる。

抵当権者は、抵当不動産を競売にかけてもまだ債権が残っている時だけは、他の財産を使って支払わせることができるんだ。この時に他の財産の代価を抵当不動産より先に支払うことになっていた時には適用外となるんだ。その時には、他の債権者は抵当権者に弁済を受けさせるために、抵当権者に配当金額の供託を請求できるんだ。

第三百九十五条 抵当建物使用者の引渡しの猶予

第三百九十五条 抵当権者に対抗することができない賃貸借により抵当権の目的である建物の使用又は収益をする者であつて次に掲げるもの（次項において「抵当建物使用者」という。）は、その建物の競売における買受人の買受けの時から六箇月を経過するまでは、その建物を買受人に引き渡すことを要しない。

一 競売手続の開始前から使用又は収益をする者

二 強制管理又は担保不動産収益執行の管理人が競売手続の開始後にした賃貸借により使用又は収益をする者

2 前項の規定は、買受人の買受けの時より後に同項の建物の使用をしたことの対価について、買受人が抵当建物使用者に対し相当の期間を定めてその一箇月分以上の支払の催告をし、その相当の期間内に履行がない場合には、適用しない。

抵当権者に対抗することができない賃貸借により抵当権の目的物の建物の使用または収益を得ている者であつて第2項で抵当建物使用者とすべき次の各号に掲げている者は、その建物の競売における買受人の買受時から6カ月を経過するまでは、その建物を買受人に引き渡さなくてもいい。

一 競売手続きの開始前から使用または収益をしている者。

二 強制管理または担保不動産収益執行の管理人が競売の手続きの開始の後にした賃貸借によつて使用または収益を得ている者。

第1項の規定は、買受人の買受時より後に第1項の建物の使用をしたことについての対価について、買受人が抵当建物使用者に対して相当の期間を決めてその1カ月分以上の支払いの催告をした上で、その相当の期間内に履行が無い場合には、適用しない。

競売手続きの開始前から抵当建物を使っていたり、それによって収益を得ている者、もしくは強制監理または担保不動産収益執行の管理人が競売手続きの開始をしてから賃貸借によって使用や収益を得ている者のことを抵当建物使用者というんだ。

抵当建物使用者は、競売の買受人が買い受けてから6カ月を経過するまでの間は、引き渡さなくてもいいんだ。ただし、対価について、一定の期間を買受人が決めて、1カ月分以上の支払いの催告をしてから、その期間内に支払が無かった場合は、適用されないんだ。

第三百九十六条 抵当権の消滅時効

第三百九十六条 抵当権は、債務者及び抵当権設定者に対しては、その担保する債権と同時になければ、時効によって消滅しない。

抵当権は、債務者および抵当権の設定者に対しては、その担保する債権と同時になければ、時効によって消滅しない。

抵当権が時効によって消滅するためには、債務者と抵当権の設定者の関係においては、抵当権が担保する債権が時効によって消滅するの同時でなければ、抵当権の時効消滅はないんだ。だから、抵当権はそういう特別な理由が無い限り、時効消滅はないっていうことも言えるね。

第三百九十七条 抵当不動産の時効取得による抵当権の消滅

第三百九十七条 債務者又は抵当権設定者でない者が抵当不動産について取得時効に必要な要件を具備する占有をしたときは、抵当権は、これによって消滅する。

債務者または抵当権の設定者ではない第3者が抵当不動産について取得時効に必要な要件が備わっている占有をした時には、抵当権は、これによって消滅する。

債務者や抵当権設定者以外の人が、抵当不動産に対して取得時効に必要な要件がその人に備わるような占有をしている時には、抵当権は取得時効するとともに消滅するんだ。

第三百九十八条 抵当権の目的である地上権等の放棄

第三百九十八条 地上権又は永小作権を抵当権の目的とした地上権者又は永小作人は、その権利を放棄しても、これをもって抵当権者に対抗することができない。

地上権または永小作権を抵当権の目的物とした地上権者または永小作人は、その地上権や永小作権を放棄しても、これをもって抵当権者に対抗することができない。

地上権者や永小作人が持つているそれぞれの権利を抵当権の目的物とした場合、それぞれの権利を放棄したとしても、抵当権自体が消えるわけじゃないから、抵当権者に対抗できないんだ。

第三百九十八条の二 根抵当権

第三百九十八条の二 抵当権は、設定行為で定めるところにより、一定の範囲に属する不特定の債権を極度額の限度において担保するために設定することができる。

2 前項の規定による抵当権（以下「根抵当権」という。）の担保すべき不特定の債権の範囲は、債務者との特定の継続的取引契約によって生ずるものその他債務者との一定の種類の取引によって生ずるものに限定して、定めなければならない。

3 特定の原因に基づいて債務者との間に継続して生ずる債権又は手形上若しくは小切手上的請求権は、前項の規定にかかわらず、根抵当権の担保すべき債権とすることができる。

抵当権は、設定行為で定めている通りに、一定の範囲に属している不特定の債権を極度額の限度において担保するためにも設定することができる。

第1項の規定の抵当権を根抵当権ねていとうけんといい、これの担保すべき不特定の債権の範囲は、債務者との特定の継続している取引契約によって発生するものその他債務者との一定の種類の取引によって発生するものに限定して、定めなければならない。
特定の原因に基づいて債務者との間に継続して発生している債権または手形上もしくは小切手上的請求権は、第2項の規定にかかわらず、根抵当権の担保すべき債権とすることができる。

抵当権の章最後は、根抵当権についてだね。

設定行為によって、一定の範囲の不特定債権を極度額を限度に担保する抵当権のことを根抵当権というんだ。

根抵当権がカバーしてくれるのは、継続取引によって発生する債務

ということになるね。

例えば、AさんがBさんに変動して融資を続けているとするよ。この時、普通なら金額はすでに確定してるから、その価格に見合った抵当をすることになるんだけど、変動しているからその手は使えない。その時に、その融資の上限額を極度額ということを設定して、根抵当権を設定するんだ。

第三百九十八条の三 根抵当権の被担保債権の範囲

第三百九十八条の三 根抵当権者は、確定した元本並びに利息その他の定期金及び債務の不履行によつて生じた損害の賠償の全部について、極度額を限度として、その根抵当権を行使することができる。

2 債務者との取引によらないで取得する手形上又は小切手上の請求権を根抵当権の担保すべき債権とした場合において、次に掲げる事由があつたときは、その前に取得したものについてのみ、その根抵当権を行使することができる。ただし、その後に取得したものであつても、その事由を知らずに取得したものについては、これを行使することを妨げない。

- 一 債務者の支払の停止
- 二 債務者についての破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始の申立て
- 三 抵当不動産に対する競売の申立て又は滞納処分による差押え

根抵当権者は、確定した元本ならびに利息その他の定期金および債務不履行によつて発生した損害の賠償の全部について、極度額を限度として、根抵当権を行使することができる。

債務者との取引によらずに取得する手形上または小切手上の請求権を根抵当権の担保すべき債権とした場合において、次の各号の事由があつた時は、その前に取得したものについてのみ、根抵当権を行使することができる。ただし、その後に取得したものであつても、その自由を知らずに取得した者については、行使することを妨げない。

- 一 債務者の債務の弁済の支払いの停止。
- 二 債務者についての破産手続きの開始、再生手続きの開始、更生

手続きの開始または特別清算の開始の申し立て。

三 抵当不動産に対する競売の申し立てまたは滞納処分による差し押さえ。

根抵当権者が根抵当権を行使できるのは、性つていされている極度額までの、確定した利息や元本、それに定期金と債務不履行による損害賠償に対してすることができるんだ。

さらに、債務者が支払いできなくなった時、債務者が破産、再生、更生もしくは特別清算のそれぞれの開始の申し立てをした時、抵当不動産が競売または滞納処分の差し押さえを受けたり申し立てられたりした時のいずれかであれば、手形や小切手の請求権を根抵当権の担保すべき債権とあらかじめ設定された根抵当権を行使することができるんだ。

第三百九十八条の四 根抵当権の被担保債権の範囲及び債務者の変更

第三百九十八条の四 元本の確定前においては、根抵当権の担保すべき債権の範囲の変更をすることができる。債務者の変更についても、同様とする。

2 前項の変更をするには、後順位の抵当権者その他の第三者の承諾を得ることを要しない。

3 第一項の変更について元本の確定前に登記をしなかったときは、その変更をしなかったものとみなす。

元本の確定する前においては、根抵当権の担保すべき債権の範囲の変更をすることができる。債務者の変更についても、同様とする。

第1項の変更をするには、後の順位の抵当権者その他の第3者の承諾を得ることを必要としない。

第1項の変更について元本の確定前に登記をしなかった時は、その変更をしなかったとみなす。

元本が確定する前ならば、根抵当権の担保の範囲や債務者の変更ができるんだ。これらの変更は、根抵当権者の後の順位の抵当権者や、第3者の承諾をすることなくできるんだ。ただし、登記をしなれば、変更はなかったことにされるから、ここは注意だね。

第三百九十八条の五 根抵当権の極度額の変更

第三百九十八条の五 根抵当権の極度額の変更は、利害関係を有する者の承諾を得なければ、することができない。

根抵当権の極度額を変更するためには、利害関係がある人たちの承諾を得なければ、することができない。

もし仮に、根抵当権を設定した後に、根抵当権の極度額の設定額を変更することになったとしたら、利害関係がある人たち全員の承諾を得てからじゃないと、根抵当権で設定されている極度額の変更はすることができないんだ。

第三百九十八条の六 根抵当権の元本確定期日の定め

第三百九十八条の六 根抵当権の担保すべき元本については、その確定すべき期日を定め又は変更することができる。

2 第三百九十八条の四第二項の規定は、前項の場合について準用する。

3 第一項の期日は、これを定め又は変更した日から五年以内でなければならぬ。

4 第一項の期日の変更についてその変更前の期日より前に登記をしなかつたときは、担保すべき元本は、その変更前の期日に確定する。

根抵当権の担保すべき元本については、元本の確定すべき期日を定めまたは変更することができる。

第398条の4第2項の規定は、第1項の場合について準用する。

第1項の期日は、期日を定めまたは変更した日から5年以内でなければならぬ。

第1項の期日の変更についてその変更前の期日より前に登記をしなかつたときは、担保すべき元本は、その変更前の期日に確定する。

根抵当権が担保している元本については、確定期日を定めたり、その日を変えたりすることができるんだ。ただし、これは5年以内にしなないといけないんだ。それに、変更前の期日より前に変更したという登記をしない時は、元本は変更前の期日で確定という扱いを受けることになるよ。ちなみに、この期日変更には、後の順位の抵当権者や第3者の承諾を得ずに行うことができるんだ。

元本額が確定すると、普通の抵当権のと同じような感じで扱うことができるんだよ。

第三百九十八条の七 根抵当権の被担保債権の譲渡等

第三百九十八条の七 元本の確定前に根抵当権者から債権を取得した者は、その債権について根抵当権を行使することができない。

元本の確定前に債務者のために又は債務者に代わって弁済をした者も、同様とする。

2 元本の確定前に債務の引受けがあったときは、根抵当権者は、引受人の債務について、その根抵当権を行使することができない。

3 元本の確定前に債権者又は債務者の交替による更改があったときは、その当事者は、第五百十八条の規定にかかわらず、根抵当権を更改後の債務に移すことができない。

元本の確定前に根抵当権者から債権を取得した者は、その債権について根抵当権を行使することができない。元本の確定前に債務者のためか、または債務者に代わって弁済をした者も同様とする。

元本の確定前に債務の引き受けがあった時には、根抵当権者は、引受人の債務について、その根抵当権を行使することができない。

元本の確定前に債権者または債務者が後退したことによる更改（こじか）があった時には、その当事者は、第518条の規定に関わらず、根抵当権を更改後の債務に移すことはできない。

第518条の規定は、更改の当事者は、更改前の債務の限度において、更改後の債務へ担保を移すことができるという規定なんだ。この規定にかかわらず、元本確定前で債権者が債務者が変わったことによる更改があったときは、根抵当権を更改後の債務として扱うことができないということだね。

元本確定前に根抵当権者から債権を取得した人は、その債権について根抵当権を行使できないんだ。これは、元本確定前に、債務者の

代わりとして弁済をした者や目的物となっている債務の引き受け人の債務に対しても根抵当権者とも、同じだよ。

第三百九十八条の八 根抵当権者又は債務者の相続

第三百九十八条の八 元本の確定前に根抵当権者について相続が開始したときは、根抵当権は、相続開始の時に存する債権のほか、相続人と根抵当権設定者との合意により定めた相続人が相続の開始後に取得する債権を担保する。

2 元本の確定前にその債務者について相続が開始したときは、根抵当権は、相続開始の時に存する債務のほか、根抵当権者と根抵当権設定者との合意により定めた相続人が相続の開始後に負担する債務を担保する。

3 第三百九十八条の四第二項の規定は、前二項の合意をする場合について準用する。

4 第一項及び第二項の合意について相続の開始後六箇月以内に登記をしないときは、担保すべき元本は、相続開始の時に確定したものとみなす。

元本の確定より前に根抵当権者について相続が開始した時には、根抵当権者は、相続開始の時に存在している債権のほか、相続人と根抵当権設定者との合意によって定めた相続人が相続開始後に取得する債権を担保する。

元本確定前にその債務者について相続が開始した時は、根抵当権者は、相続開始の時に存在している債務以外にも、根抵当権者と根抵当権設定者の合意によって定めた相続人が相続開始後に負担する債務を担保する。

第398条の4第2項の規定は、第1項と第2項の合意をする場合について準用する。

第1項と第2項の合意について相続が始まってから6カ月以内に登記をしない時には、担保すべき元本は、相続開始時で確定したもの

とみなす。

ここは根抵当権の当事者が死亡した時の話だよ。

元本確定前に根抵当権者が亡くなり、相続がされた時には、相続時の債権以外にも相続人と根抵当権設定者の合意の債権も担保するんだ。

債務者について元本確定前に相続がされた時には、相続時の債務以外にも根抵当権者と根抵当権設定者の合意によって債務を担保するんだ。

また、これらの規定は、6カ月以内に登記しなければ、元本は、相続開始で確定したものとみなされ、ここに書かれている人以外の利害関係者の承諾はいらぬんだ。

第三百九十八条の九 根抵当権者又は債務者の合併

第三百九十八条の九 元本の確定前に根抵当権者について合併があつたときは、根抵当権は、合併の時に存する債権のほか、合併後存続する法人又は合併によつて設立された法人が合併後に取得する債権を担保する。

2 元本の確定前にその債務者について合併があつたときは、根抵当権は、合併の時に存する債務のほか、合併後存続する法人又は合併によつて設立された法人が合併後に負担する債務を担保する。

3 前二項の場合には、根抵当権設定者は、担保すべき元本の確定を請求することができる。ただし、前項の場合において、その債務者が根抵当権設定者であるときは、この限りでない。

4 前項の規定による請求があつたときは、担保すべき元本は、合併の時に確定したものとみなす。

5 第三項の規定による請求は、根抵当権設定者が合併のあつたことを知つた日から二週間を経過したときは、することができない。合併の日から一箇月を経過したときも、同様とする。

元本確定の前に根抵当権者について合併があつた時には、根抵当権は、合併の時に存在している債権のほか、合併後存続する法人または合併によつて設立された法人が合併後に取得する債権を担保する。元本の確定前に債務者について合併があつた時には、根抵当権は、合併時に存在している債務以外に、合併後存続する法人または合併後設立された法人が合併後に負担する債務を担保する。

第1項と第2項の場合には、根抵当権設定者は、担保すべき元本の確定を請求できる。ただし、第2項の場合において、その債務者が根抵当権設定者である時は、この限りではない。

第3項の規定による請求があつた時は、担保すべき元本は、合併時

に確定したとみなす。

第3項の規定による請求は、根抵当権設定者が合併のあったことを知った日から2週間を経過した時は、することができない。合併の日から1カ月を経過した時も、同様とする。

根抵当権者や債務者が法人だった時には、合併とかをすることがあるんだ。ここは、そのための規定だよ。

債務者や根抵当権者が、元本が確定するより前に合併した時には、根抵当権は合併時に存在している債権以外にも、合併後の債権も担保するんだ。

また、この時には、根抵当権設定者は、元本確定を根抵当権者や債務者に請求することができるとも、債務者が根抵当権設定者だったら、自分で自分に請求するという形になってしまつので、できないことになってるよ。

この規定は、根抵当権設定者が合併を知った日から2週間を過ぎてからは、できないんだ。これは、合併の日から1カ月を経過した時も同じだよ。

第三百九十八条の十 根抵当権者又は債務者の会社分割

第三百九十八条の十 元本の確定前に根抵当権者を分割をする会社とする分割があつたときは、根抵当権は、分割の時に存する債権のほか、分割をした会社及び分割により設立された会社又は当該分割をした会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を当該会社から承継した会社が分割後に取得する債権を担保する。

2 元本の確定前にその債務者を分割をする会社とする分割があつたときは、根抵当権は、分割の時に存する債務のほか、分割をした会社及び分割により設立された会社又は当該分割をした会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を当該会社から承継した会社が分割後に負担する債務を担保する。

3 前条第三項から第五項までの規定は、前二項の場合について準用する。

元本確定前に根抵当権者の会社を分割するようなときには、根抵当権は、分割の時に存在する債権以外に、分割をした会社および分割によって設立された会社または当該分割をした会社がその事業に関して持つている権利義務の全部または一部分を当該会社から継承した階差が分割後に取得する債権を担保する。

元本確定前にその債務者の会社を分割するようなときには、根抵当権は、分割時に存在している債務以外にも、分割をした会社および分割によって設立された会社または当該分割をした会社がその事業に関して持つている権利義務の全部または一部を当該会社から承継した会社が分割後に負担する債務を担保する。

第398条の9第3項から第5項までの規定は、本条第1項と第2項の場合について準用する。

さっきは合併だったけど、今度は分割する時の話だね。

根抵当権者や債務者の会社を、元本確定より前に分割をすることになった時は、根抵当権は、分割時の債務以外にも、分割後の会社が事業に関して持っている権利義務の全部または一部を分割前の会社から承継した会社が、分割後に負担する債権の担保をするんだ。

ちなみに、第398条の9第3項から第5項の規定は、この規定に準用されるよ。

第三百九十八条の十一 根抵当権の処分

第三百九十八条の十一 元本の確定前においては、根抵当権者は、第三百七十六条第一項の規定による根抵当権の処分をすることができない。ただし、その根抵当権を他の債権の担保とすることを妨げない。

2 第三百七十七条第二項の規定は、前項ただし書の場合において元本の確定前にした弁済については、適用しない。

元本確定前においては、根抵当権者は、第376条第1項の規定による根抵当権の処分ができない。ただし、根抵当権を他の債権の担保の目的とすることを妨げない。

第377条第2項の規定は、本条第1項但し書きの場合において元本確定前にした弁済については、適用しない。

元本が確定する前の時では、根抵当権者は、根抵当権を誰かに譲渡したり、放棄するということできないんだ。でも、別の債権の担保の目的とすることはできるんだ。

それに、第377条第2項の規定は、別の債権の担保の目的とする時に元本が確定する前にすでに弁済した者については適用しないんだ。

第三百九十八条の十二 根抵当権の譲渡

第三百九十八条の十二 元本の確定前においては、根抵当権者は、根抵当権設定者の承諾を得て、その根抵当権を譲り渡すことができる。

2 根抵当権者は、その根抵当権を二個の根抵当権に分割して、その一方を前項の規定により譲り渡すことができる。この場合において、その根抵当権を目的とする権利は、譲り渡した根抵当権について消滅する。

3 前項の規定による譲渡をするには、その根抵当権を目的とする権利を有する者の承諾を得なければならない。

元本の確定前においては、根抵当権は、根抵当権設定者の承諾を得てから、その根抵当権を譲り渡すことができる。

根抵当権者は、根抵当権を二つに分割して、一方を第1項の規定によって譲り渡すことができる。この場合において、根抵当権を目的とする権利は、譲り渡した根抵当権について消滅する。

第2項の規定による譲渡をするためには、その根抵当権を目的とする権利を持っている者の承諾を得なければならない。

元本が確定する前には、根抵当権を譲り渡すためには、根抵当権設定者の承諾が必要なんだ。

さらに根抵当権を二つに分割して片方を譲り渡すことができるんだ。この場合は、根抵当権を目的とする権利を持っている者の承諾が必須なんだ。

第三百九十八条の十三 根抵当権の一部譲渡

第三百九十八条の十三 元本の確定前においては、根抵当権者は、根抵当権設定者の承諾を得て、その根抵当権の一部譲渡（譲渡人が譲受人と根抵当権を共有するため、これを分割しないで譲り渡すことをいう。以下この節において同じ。）をすることができる。

元本の確定前においては、根抵当権者は、根抵当権設定者の承諾を得てから、根抵当権の一部譲渡をすることができる。

一部譲渡というのは、譲渡人が譲り受け人と根抵当権を共有するために、分割せずに譲り渡すことをいうんだ。この節でこれから何度か出てくるけど、同じ意味で使うことになるからね。

元本確定前では、根抵当権者は設定者の承諾を得てから一部譲渡をすることができるんだ。

第三百九十八条の十四 根抵当権の共有

第三百九十八条の十四 根抵当権の共有者は、それぞれその債権額の割合に応じて弁済を受ける。ただし、元本の確定前に、これと異なる割合を定め、又はある者が他の者に先立って弁済を受けるべきことを定めたときは、その定めに従う。

2 根抵当権の共有者は、他の共有者の同意を得て、第三百九十八条の十二第一項の規定によりその権利を譲り渡すことができる。

根抵当権の共有者は、それぞれの債権額の割合に応じて弁済を受ける。ただし、元本が確定するより前に、債権額の割合以外の弁済割合を定め、またはある者が他の者より先に弁済を受けるべきことを定めた時は、その定めに従う。

根抵当権の共有者は、他の共有者の同意を得てから、第398条の12第1項の規定によってその権利を譲り渡すことができる。

根抵当権の共有者は、弁済割合を別に定めてたり、誰が先に弁済を受けるかの順位を設定することもできるけど、原則として、債権額割合に応じて弁済を受けることができるんだ。それに、第398条の12第1項の規定に従って、他の共有者の同意を得てから、根抵当権を誰かに譲ることもできるんだ。

第三百九十八条の十五 抵当権の順位の譲渡又は放棄と根抵当権の譲渡又は一部

第三百九十八条の十五 抵当権の順位の譲渡又は放棄を受けた根抵当権者が、その根抵当権の譲渡又は一部譲渡をしたときは、譲受人は、その順位の譲渡又は放棄の利益を受ける。

抵当権の順位の譲渡または放棄を受けた根抵当権者が、その根抵当権の譲渡または一部譲渡をした時には、譲り受け人は、その順位の譲渡または放棄の利益を受ける。

根抵当権の順位を誰かに譲り渡したり、放棄をされた根抵当権者が、根抵当権を第3者に譲渡や一部譲渡をした時には、譲り受け人は、その根抵当権の利益を受けることができるんだ。

第三百九十八条の十六 共同根抵当

第三百九十八条の十六 第三百九十二条及び第三百九十三条の規定は、根抵当権については、その設定と同時に同一の債権の担保として数個の不動産につき根抵当権が設定された旨の登記をした場合に限り、適用する。

第392条および第393条の規定は、根抵当権については、根抵当権の設定と同時に同じ債権の担保として複数の不動産について、根抵当権が設定された内容の登記をした場合に限り、適用する。

第392条は共同抵当における代価の配当、それで第393条は共同抵当における代位の付記登記だね。これらの規定は、根抵当権については、根抵当権を設定すると同時に複数の不動産に対して同一債権の抵当として設定する内容の登記をした場合に限り適用されるんだ。

第三百九十八条の十七 共同根抵当の変更等

第三百九十八条の十七 前条の登記がされている根抵当権の担保すべき債権の範囲、債務者若しくは極度額の変更又はその譲渡若しくは一部譲渡は、その根抵当権が設定されているすべての不動産について登記をしなければ、その効力を生じない。

2 前条の登記がされている根抵当権の担保すべき元本は、一個の不動産についてのみ確定すべき事由が生じた場合においても、確定する。

第398条の16の登記がされている根抵当権の担保すべき債権の範囲、債務者若しくは極度額の変更または根抵当権の譲渡若しくは一部譲渡は、その根抵当権が設定されている全ての不動産について登記をしなければ、その効力は発生しない。

第398条の16の登記がされている根抵当権の担保すべき元本は、1つの不動産についてのみ確定すべき事由が発生した時も、確定する。

さっきの条文の登記がされている根抵当刀剣が担保すべき債権の範囲、債務者、極度額の変更、根抵当権の譲渡、根抵当権の一部譲渡のいずれかをする時には、全ての不動産に対してそれをしたという登記をしないと、効力を発生しないんだ。

さらに、その登記をしたどれか一つの不動産で、元本が確定するよ
うな事由が発生すると、全部の根抵当権についても元本が確定する
んだ。

第三百九十八条の十八 累積根抵当

第三百九十八条の十八 数個の不動産につき根抵当権を有する者は、第三百九十八条の十六の場合を除き、各不動産の代価について、各極度額に至るまで優先権を行使することができる。

複数の不動産について根抵当権を持っている者は、第398条の16の場合を除いて、それぞれの不動産の代価について、それぞれの極度額に達するまでの間は優先権を行使することができる。

複数の不動産について単独で根抵当権を持っている者については、第398条の16の場合以外で、根抵当権の目的物となっている不動産の代価については、極度額に達するまでは、根抵当権の優先権を行使することができるんだ。

第三百九十八条の十九 根抵当権の元本の確定請求

第三百九十八条の十九 根抵当権設定者は、根抵当権の設定の時から三年を経過したときは、担保すべき元本の確定を請求することができる。この場合において、担保すべき元本は、その請求の時から二週間を経過することによって確定する。

2 根抵当権者は、いつでも、担保すべき元本の確定を請求することができる。この場合において、担保すべき元本は、その請求の時に確定する。

3 前二項の規定は、担保すべき元本の確定すべき期日の定めがあるときは、適用しない。

根抵当権設定者は、根抵当権の設定をした時から3年を経過した時は、担保すべき元本の確定を請求することができる。この場合において、担保すべき元本は、請求してから2週間を経過することによって確定する。

根抵当権者は、いつでも、担保すべき元本の確定を請求することができる。この場合は、担保すべき元本の金額は、確定請求の時に確定する。

第1項と第2項の規定は、担保すべき元本の確定すべき期日の定めが設定行為によって決められている時は、適用しない。

根抵当権設定者は、設定行為から3年を経過してから元本の確定請求ができるんだ。この場合では、元本は請求後2週間経過してから確定するんだ。

でも、根抵当権者は、いつでも元本確定請求ができるんだ。それに、元本は請求時に確定されるんだ。

ただし、これらの規定は、確定すべき日が決めてある時には、そち

らが優先されるんだ。

第三百九十八条の二十 根抵当権の元本の確定事由

第三百九十八条の二十 次に掲げる場合には、根抵当権の担保すべき元本は、確定する。

一 根抵当権者が抵当不動産について競売若しくは担保不動産収益執行又は第三百七十二条において準用する第三百四条の規定による差押えを申し立てたとき。ただし、競売手続若しくは担保不動産収益執行手続の開始又は差押えがあつたときに限る。

二 根抵当権者が抵当不動産に対して滞納処分による差押えをしたとき。

三 根抵当権者が抵当不動産に対する競売手続の開始又は滞納処分による差押えがあつたことを知つた時から二週間を経過したとき。

四 債務者又は根抵当権設定者が破産手続開始の決定を受けたとき。

2 前項第三号の競売手続の開始若しくは差押え又は同項第四号の破産手続開始の決定の効力が消滅したときは、担保すべき元本は、確定しなかつたものとみなす。ただし、元本が確定したものであるとしてその根抵当権又はこれを目的とする権利を取得した者があるときは、この限りでない。

次に掲げている場合には、根抵当権の担保すべき元本は、確定する。

一 根抵当権者が競売手続若しくは担保不動産収益執行の手続きの開始または差し押さえがあつた時に限り、抵当不動産について競売もしくは担保不動産収益執行または第372条のいいて準用する第304条の規定による差し押さえを申し立てた時。

二 根抵当権者が抵当不動産に対して滞納処分による差し押さえをした時。

三 寝て知乙権者が抵当不動産に対して行う競売手続きの開始また

は滞納処分による差し押さえがあつたことを知つた時から2週間を経過した時。

四 債務者または根抵当権設定者が破産手続きの開始の決定を受けた時。

第1項第3号の競売手続きの開始もしくは差し押さえまたは第1項第4号の破産手続き開始の決定の効力が消滅した時は、担保すべき元本は、確定しなかつたとみなす。ただし、元本が確定したものとしてその根抵当権または根抵当権を目的とする権利を取得した者がある時は、この限りではない。

第1項の各号の規定のいずれかに該当する時には、根抵当権の担保すべき元本は自動的に確定するんだ。でも、競売手続き、差し押さえ、破産手続きのそれぞれの開始の決定の効力が消滅した時には、元本確定後に根抵当権やそれを目的とする権利を取得したものを除いて、元本は確定しなかつたとみなされるんだ。

第三百九十八条の二十一 根抵当権の極度額の減額請求

第三百九十八条の二十一 元本の確定後においては、根抵当権設定者は、その根抵当権の極度額を、現に存する債務の額と以後二年間に生ずべき利息その他の定期金及び債務の不履行による損害賠償の額とを加えた額に減額することを請求することができる。

2 第三百九十八条の十六の登記がされている根抵当権の極度額の減額については、前項の規定による請求は、そのうちの一個の不動産についてすれば足りる。

元本が確定してからは、根抵当権設定者は、その根抵当権の極度額を、今の時点で存在する債務の額とこれから2年間に発生する利息その他の定期金および債務の不履行による損害賠償額を加えた額に減額することを請求できる。

第398条の16の登記がされている根抵当権の極度額の減額については、第1項の規定による請求は、そのうちの1つの不動産についてすれば足りる。

元本額手以後に、根抵当権設定者は、極度額を、現在の債務額＋債務の利息＋その他定期金＋債務不履行の損害賠償額の金額に減額することを請求できるんだ。この請求は、第397条の16の登記がされているものであれば、そのうちの一つの不動産に対して行えばいいんだ。

第三百九十八条の二十二 根抵当権の消滅請求

第三百九十八条の二十二 元本の確定後において現に存する債務の額が根抵当権の極度額を超えるときは、他人の債務を担保するためその根抵当権を設定した者又は抵当不動産について所有権、地上権、永小作権若しくは第三者に対抗することができる賃借権を取得した第三者は、その極度額に相当する金額を払い渡し又は供託して、その根抵当権の消滅請求をすることができる。この場合において、その払渡し又は供託は、弁済の効力を有する。

2 第三百九十八条の十六の登記がされている根抵当権は、一個の不動産について前項の消滅請求があつたときは、消滅する。

3 第三百八十条及び第三百八十一条の規定は、第一項の消滅請求について準用する。

元本が確定してから今時点で存在している債務額が根抵当権の極度額を超える時は、他人の債務を担保するためその根抵当権を設定した者または抵当不動産について所有権、地上権、永小作権もしくは第三者に対抗することができる賃借権を取得した第三者は、その極度額に相当する金額を払い渡しまたは供託して、その根抵当権の消滅請求をすることができる。この場合において、その払い渡しまたは供託は弁済の効力を有する。

第398条の16の登記がされている登記がされている根抵当権は、1つの不動産について第1項の消滅請求があつた時は、消滅する。

第380条および第381条の規定は、第1項の消滅請求について準用する。

元本確定後、現時点での債務額が根抵当権の極度額を超えているよ
うなときには、別の人の債務担保の為の根抵当権を設定した人か抵

当不動産について所有権、地上権、永小作権が第三者に対抗できる賃借権のいずれかを取得した第三者は、極度額相当の金額を払い渡すか供託をして、弁済として、根抵当権の諸滅請求をすることができるんだ。この消滅請求があつた時には、1つの不動産に対して行えば、第398条の16の登記は消滅することができるんだ。なお、第380条と第381条の規定は、第1項の消滅請求について準用されるよ。

「結局、根抵当権ってなんなの？」

「通り終わってから、彼女は俺に聞いてきた。」

「じゃあ、普通の抵当権と比べてみよう。この、普通の抵当権のことを通常抵当権ということもあるよ。これは、根抵当権と比べての話だけだね」

再び六法を開き、その横には辞書も用意する。

「そもそも、抵当権というのは第369条によって『債務者又は第三者が占有を移転しないで債務の担保に供した不動産』に対して設定することができるようになってるんだ。この権利を設定することによって別の債権者よりも先に弁済を受けるようにできるんだ。」

根抵当権は抵当権の一種だけど、第398条の2によって『一定の範囲に属する不特定の債権を極度額の限度において担保するため』の抵当権のことを指すと定義されているね」

彼女は、うなづきながら俺の話を聞いている。

「で、抵当権というのは、設定行為によって決められた債権のみを担保するんだ。でも、これでは都合なこともある」

「どういうこと、債権ってそう変わらないでしょ。だから、抵当権だけでいいんじゃないの？」

「そうでもないんだ。例えば、大規模な商社と銀行を思い浮かべてみよう。大規模になれば、当然扱う金額も増えるよね、でも、手持ちの資金が足りない時には、銀行から融資を受ける。その融資は、受けては返し、返しては受けるの繰り返しなんだ。こんなふうに、日常的に債権がかわっていくと、膨大な担保が必要となってしまう。その取引ごとに設定することになるからね」

なんとなく彼女の顔が、分かったような表情を浮かべている。

「つまり、債権債務の関係がいつも変動をしているから、その都度に抵当を設定していると、面倒だということだね」

「そういうこと。そこで出てきたのが根抵当権なんだ。これは、極度額という、ここまでなら担保の目的物の範囲とする金額を設定しておけば、根抵当権の元本が確定してから普通抵当権と同一のものとして扱うことができるんだ。元本が確定するまでは、根抵当権はそのままの効力を維持するんだ」

「ということは、根抵当権は、元本が確定できたら抵当権にかわるとのことね。じゃあ、いつになったら元本が確定するの？」

「期日を決める場合は、5年以内に設定する必要があるんだ。でも、期日を決めていなくても、根抵当権設定者なら3年後、根抵当権者ならいつでも、元本を確定させるための確定請求ができるんだ」

「そういえば、そう言ってたわね」

あっさりと忘れていたように、彼女は俺に言った。

「おいおい忘れるなよな。まあ、根抵当権というのは、あまり詳しくは教えない範囲だから、あまり授業では気にする必要はないと思うね。まあ、そんなところかな」

「うん分かった。ありがとう」

彼女はそう言った。

第二編まとめ

俺は六法を閉じて、彼女に向いた。

「さて、これで第二編物権もおしまい」

「長かったような、短かったような」

彼女がそう言っているが、俺的にはけっこう長いところだと思っている。

条文としては、第175条から第398条の22までの間となる。

250条前後の条数になるだろう。

「ま、どんなことが物権となるのかっていうことは、分かった？」

「物権は法律に書かれていないと成立しないとか、物権は同じ物に対して同じ物権を設定することができないとか、物権と債権だと、一般的には物権が優先されるとか。いろいろね」

「何か心配だけど、授業とかで先生とかに聞いていいたら、大丈夫だから。今教えているのは必要最低限って言うことも、覚えておくように」

「はい」

彼女はそう返事をした。

その時、インターホンが鳴って、誰かが来たことを知らせてくれた。

ドアを開けると、彼女の母親が立っていた。

「ねえ、あの子来てる」

「岩子のことなら、ちょうど家に帰そうとしてたところだ。まあ、あがっていくか？」

俺は中に招き入れるように一歩引いた。

「また今度ね。岩子、帰るわよ」

「わかった、じゃあまた明日かな」

「そうだな。いつごろがいい。明日なら、午前中からでもいいけるぞ」

「じゃあ、午前10時ぐらいからがいいかも」

「なら、10時に。ここでいい？」

「せっかくだから、うちに来れば？」

彼女の母親は、あっさりといった。

「あ、だけど、私の夫がいるけど」

「構わないさ」

俺は家庭教師とかいう理由であがらせてもらっことになった。

第三編 債権

第三編 債権

第一章 総則

第一節 債権の目的（第三百九十九条 第四百十一条）

第二節 債権の効力

第一款 債務不履行の責任等（第四百十二条 第四百二十二条）

第二款 債権者代位権及び詐害行為取消権（第四百二十三条 第四百二十六条）

第三節 多数当事者の債権及び債務

第一款 総則（第四百二十七条）

第二款 不可分債権及び不可分債務（第四百二十八条 第四百三十一条）

第三款 連帯債務（第四百三十二条 第四百四十五条）

第四款 保証債務

第一目 総則（第四百四十六条 第四百六十五条）

第二目 貸金等根保証契約（第四百六十五条の二 第四百六十五条の五）

第四節 債権の譲渡（第四百六十六条 第四百七十二条）

第五節 債権の消滅

第一款 弁済

第一目 総則（第四百七十四条 第四百九十三条）

第二目 弁済の目的物の供託（第四百九十四条 第四百九十八条）

第三目 弁済による代位（第四百九十九条 第五百四条）

第二款 相殺（第五百五条 第五百十二条）

第三款 更改（第五百十三条 第五百十八条）

第四款 免除（第五百十九条）

第五款 混同（第五百二十条）

第二章 契約

第一節 総則

第一款 契約の成立（第五百二十一条 第五百三十二条）

第二款 契約の効力（第五百三十三条 第五百三十九条）

第三款 契約の解除（第五百四十条 第五百四十八条）

第二節 贈与（第五百四十九条 第五百五十四条）

第三節 売買

第一款 総則（第五百五十五条 第五百五十九条）

第二款 売買の効力（第五百六十条 第五百七十八条）

第三款 買戻し（第五百七十九条 第五百八十五条）

第四節 交換（第五百八十六条）

第五節 消費貸借（第五百八十七条 第五百九十二条）

第六節 使用貸借（第五百九十三条 第六百条）

第七節 賃貸借

第一款 総則（第六百一条 第六百四条）

第二款 賃貸借の効力（第六百五条 第六百十六条）

第三款 賃貸借の終了（第六百十七条 第六百二十二条）

第八節 雇用（第六百二十三条 第六百三十一条）

第九節 請負（第六百三十二条 第六百四十二条）

第十節 委任（第六百四十三条 第六百五十六条）

第十一節 寄託（第六百五十七条 第六百六十六条）

第十二節 組合（第六百六十七条 第六百八十八条）

第十三節 終身定期金（第六百八十九条 第六百九十四条）

第十四節 和解（第六百九十五条・第六百九十六条）

第三章 事務管理（第六百九十七条 第七百二条）

第四章 不当利得（第七百三条 第七百八条）

第五章 不法行為（第七百九条 第七百二十四条）

翌日午前10時ぴつたり、彼女の家に行った。

「こんにちは」

「こんにちは」

彼女が出迎えてくれるが、他の二人は見当たらない。

「あれ、他の人たちは？」

「寝てる。あと1時間ぐらいたら起こそうかと思ってるから、気にしなくてもいいよ」

「そう、ならいいや」

俺はそう言っ、別に気にするでもなく、彼女と一緒に彼女の部屋に行った。

「さて、今日からは債権についてだよ」

六法を開きながら、彼女に教える。

「債権って、債務と債権って感じでセットなんだよね」

「債務あつて債権あり、債権なつて債務ありつて言う感じかな。ほぼ不可分のものだからね」

「でも、債権って、なんか難しそう……」

「じゃあ、基礎からやってみようか」

辞書を片手に、六法を見せながら、俺は最初の説明を始めた。

「まず、債権というのは、債権者が債務者に対して給付をするように要求する権利のことだよ。昔は”人に対してする権利”ということとで、人権と言われていたこともあつたね。もつとも、債権の意味での人権という用語を使うことはもうないけど。さて、今の民法では、これから話す第3編に書かれているんだ。主に契約、事務管理、不当利得、不法行為の4つについて債権が発生するということになる。これらは、後の知詳しく語るから、その時話すことにしよう。このように、債権というのは、誰かに支払ってもらつたための権利と読み替えることができるね」

俺はずつと彼女に説明をした。

「つまり、人に何かを支払ってもらったための権利だね。なるほどなるほど」
「良く分かってないとは思いますが、とりあえず、先に進むことにしました。」

第一章 総則

第一章 総則

第一節 債権の目的（第三百九十九条 第四百十一条）

第二節 債権の効力

第一款 債務不履行の責任等（第四百十二条 第四百二十二条）

第二款 債権者代位権及び詐害行為取消権（第四百二十三条

第四百二十六条）

第三節 多数当事者の債権及び債務

第一款 総則（第四百二十七条）

第二款 不可分債権及び不可分債務（第四百二十八条 第四百

三十一条）

第三款 連帯債務（第四百三十二条 第四百四十五条）

第四款 保証債務

第一目 総則（第四百四十六条 第四百六十五条）

第二目 貸金等根保証契約（第四百六十五条の二 第四百六

十五条の五）

第四節 債権の譲渡（第四百六十六条 第四百七十三条）

第五節 債権の消滅

第一款 弁済

第一目 総則（第四百七十四条 第四百九十三条）

第二目 弁済の目的物の供託（第四百九十四条 第四百九十

八条）

第三目 弁済による代位（第四百九十九条 第五百四条）

第二款 相殺（第五百五条 第五百十二条）

第三款 更改（第五百十三条 第五百十八条）

第四款 免除（第五百十九条）

第五款 混同（第五百二十条）

第3編は債権についてだね。その第1章は総則として債権全体に関する事項を規定してあるんだ。どの様なものが債権になるのか、債権はどんな効力を持つのか、複数名の当事者に関わる債権はどう取り扱うのか、債権はどうやったら譲渡したり消滅するのかといった時効が規定されているんだ。じゃあ、詳しく見ていこう。

第三百九十九条 債権の目的

第三百九十九条 債権は、金銭に見積もることができないものであっても、その目的とすることができる。

債権は、金銭価値がわからないものであったとしても、債権の目的とすることができる。

債権の目的物というのは、原則としては金銭価値があるものなんだ。債権は前にやった抵当と似たようなもので、一定の価値を算定したうえで、債権として差し出すのがいいんだけど、どうしても金銭の換算ができない物もあるよね。それであったとしても、債権の目的物として設定することができるんだ。

第四百条 特定物の引渡しの場合の注意義務

第四百条 債権の目的が特定物の引渡しであるときは、債務者は、その引渡しをするまで、善良な管理者の注意をもって、その物を保存しなければならぬ。

債権の目的が特定物の引き渡しである場合は、債務者は、特定物の引き渡し完了するまで、善良な管理者の注意をもって、特定物を保存しなければならない。

善良な管理者の注意というのは、略して善管注意っていうこともあるよ。善管注意は、その人からみて、一般的な水準の注意を行うようにする義務を負うということだね。

債権の目的が、特定物の引き渡しの際には、引き渡すまでの間、善管注意義務を負うということを決めた条文だよ。

第四百一条 種類債権

第四百一条 債権の目的物を種類のみで指定した場合において、法律行為の性質又は当事者の意思によってその品質を定めることができないときは、債務者は、中等の品質を有する物を給付しなければならぬ。

2 前項の場合において、債務者が物の給付をするのに必要な行為を完了し、又は債権者の同意を得てその給付すべき物を指定したときは、以後その物を債権の目的物とする。

債権の目的物を種類だけで指定した場合において、法律行為の性質または当事者の意思によって目的物の品質を決定できない場合は、債務者は、目的物の種類のうち中等の品質を有する物を給付しなければならぬ。

第1項の場合において、債務者が物の給付をするのに必要な行為を完了し、または債権者の同意を得て給付すべきものを指定した時は、指定以後その物を債権の目的物とする。

例えば、メロンが債権の目的物だとするよ。このメロンは、どのメロンかということが決められていないんだ。これが種類だけで指定した場合ということだね。

でも、債権の目的物は指定されている必要があるんだ。だから、ここでは、中程度の品質であるメロンを債権の目的物として給付しなければならぬということになるんだ。

あ、中程度と言っても、科級品がダメって言うだけであって、上等なものなら別にかまわないんだ。

でも、給付を行った後や、指定した時には、その物を債権の目的物として取り扱うことになるよ。

第四百二条 金銭債権

第四百二条 債権の目的物が金銭であるときは、債務者は、その選択に従い、各種の通貨で弁済をすることができる。ただし、特定の種類の通貨の給付を債権の目的としたときは、この限りでない。

2 債権の目的物である特定の種類の通貨が弁済期に強制通用の効力を失っているときは、債務者は、他の通貨で弁済をしなければならぬ。

3 前二項の規定は、外国の通貨の給付を債権の目的とした場合について準用する。

債権の目的物が金銭である時は、債務者は、選択に従って、それぞれの通貨で弁済をすることができる。ただし、特定の種類の通貨の給付を債権の目的とした時には、この限りではない。

債権の目的物である特定の種類の通貨が弁済期に強制通用の効力を失っている時には、債務者は、それ以外の通貨で弁済をしなければならぬ。

第1項と第2項の規定は、外国の通貨の給付を債権の目的とした場合について準用する。

債権の目的物がおかねだった時の条文だね。

例えば、1000万円を借りたとすると、返す時には、1000万円相当の米ドルで支払うということもできるんだ。ただし、円で借りたんだから円で返せと言った感じで、弁済の通貨を指定していた時には、1000万円ですることになるよ。

でも、強制通用の効力を失ってしまった通貨で弁済をするように指定されていた時には、それ以外の通貨で弁済をする必要があるんだ。これらの規定は、外国通貨で給付債権の目的とした時に準用される



第四百三条

第四百三条 外国の通貨で債権額を指定したときは、債務者は、履行地における為替相場により、日本の通貨で弁済をすることができる。

外国の通貨で債権額を指定した時は、債務者は、債務の弁済を行う地における為替相場により、日本の通貨で弁済を行うことができる。

外国通貨で債権額を指定しても、債務者は、弁済の履行地で日本通貨で為替相場に従って支払うことができるんだ。

例えば、100万ドルで弁済をするようにということになっても、履行地の為替相場でドルを円に直して、円で弁済できるんだ。

第四百四条 法定利率

第四百四条 利息を生ずべき債権について別段の意思表示がないときは、その利率は、年五分とする。

利息が発生すべき債権について別段の意思表示がない時には、利息の利率は、1年間に5パーセントとする。

債権で、利息が発生するような種類の債権だった時には、1年間の利率を定めておく必要があるんだけど、その利率を設定行為時に規定していなかった場合、この条文によって、1年間に5パーセントとするという風に決められるんだ。

但し、商行為では商法第504条によって、1年間で6パーセントという風に決められているけどね。

第四百五条 利息の元本への組入れ

第四百五条 利息の支払が一年以上延滞した場合において、債権者が催告をしても、債務者がその利息を支払わないときは、債権者は、これを元本に組み入れることができる。

利息の支払いが一年以上延滞をした場合において、債権者が支払うように催告をしても、債務者が延滞分の利息を支払わない時は、債権者は、支払われていない利息分を元本に組み入れることができる。

利息が1年分以上延滞をしていて、催告をしたのに支払ってくれなかった場合は、債権者は、貸は割れていない利息を元本として扱うことができるんだ。こうなると、利息は複利と同じ感じで増えていくんだ。

ただし、元本に組み入れるだけで、これから先支払えば、元本はこれ以上増えないよ。

第四百六条 選択債権における選択権の帰属

第四百六条 債権の目的が数個の給付の中から選択によって定めるときは、その選択権は、債務者に属する。

債権の目的が複数の給付の中から選択することによって決定される時は、その選択権は債務者に属する。

債権の目的が、いくつかある選択肢の中から一つを選んで債権者に対して給付を行うという場合では、債務者が、どれを債権者へと給付するかというのを、すきに決めてもいいということになるんだ。例えば、5つあるメロンのうち、どれを債権者に給付するかというのを決めるのは、債務者の一存でいいということだね。

第四百七条 選択権の行使

第四百七条 前条の選択権は、相手方に対する意思表示によって行使する。

2 前項の意思表示は、相手方の承諾を得なければ、撤回することができない。

第406条の選択権は、相手方に対する意思表示によって行使する。第1項の意思表示は、相手方の承諾がなければ、撤回することができない。

第406条によって、複数の中から給付する物を決定した時点で、相手に伝えなければ、決定されていないとされるんだ。さらに、この意思表示は、相手方が承諾しなければ、変えることができないんだ。

第四百八条 選択権の移転

第四百八条 債権が弁済期にある場合において、相手方から相当の期間を定めて催告をしても、選択権を有する当事者がその期間内に選択をしないときは、その選択権は、相手方に移転する。

債権が弁済期にある場合において、相手方から一定の期間を決めて催告をしても、選択権を持っている当事者がその期間内に選択をしない時は、選択権は、相手方に移転する。

債権が弁済期をする場合で、相手方から、選択をするために必要な期間を定めて催告をしたとしても、なかなか選択をしてくれないこともありうる。そんな時には、その期間が過ぎてから選択権が相手方に移転をすることになるんだ。

第四百九条 第三者の選択権

第四百九条 第三者が選択をすべき場合には、その選択は、債権者又は債務者に対する意思表示によつてする。

2 前項に規定する場合において、第三者が選択をすることができず、又は選択をする意思を有しないときは、選択権は、債務者に移転する。

第三者が選択をするべき場合には、その選択は、債権者か債務者に対する意思表示によつて行われる。

第1項に規定している場合において、第三者が選択することができず、または選択をする意思がない時には、選択権は、債務者に移転する。

債権者や債務者以外の第三者が、債務の目的を選択する場合には、債権者か債務者に対する意思表示として、選択が行われるんだ。これによつて、もう一方の当事者に対しても有効であるとされるよ。ただし、選択ができない状態または選択したくない時には、債務者に選択権が移転するんだ。

第四百十条 不能による選択債権の特定

第四百十条 債権の目的である給付の中に、初めから不能であるもの又は後に至って不能となったものがあるときは、債権は、その残存するものについて存在する。

2 選択権を有しない当事者の過失によって給付が不能となったときは、前項の規定は、適用しない。

債権の目的である給付の中に、最初から不能であるものまたは後になつて不能となったものがあるときは、債権は、不能であるものを除いて残存するものについて存在する。

選択権を持たない当事者の過失によつて給付が不能となつた時は、第1項の規定は、適用しない。

債権の目的として給付を行う場合、元々給付ができない状態の物や設定行為後に給付ができないものとなつた場合は、それらを除いて残つたものが債権の目的になるんだ。

ただし、選択権を持たない当事者の過失によつて給付が不可能になつた時は、適用されないけどね。

第四百十一条 選択の効力

第四百十一条 選択は、債権の発生時にさかのぼってその効力を生ずる。ただし、第三者の権利を害することはできない。

選択は、債権の発生時にさかのぼって効力が発生する。ただし、第三者の権利を害することはできない。

債権の目的の選択をした時には、債権が発生した時、つまり設定行為の時にまでさかのぼって、効力が発生するようになるんだ。そんなときでも、選択したことによって第三者の権利を害するようなことはできないんだ。

第四百十二条 履行期と履行遅滞

第四百十二条 債務の履行について確定期限があるときは、債務者は、その期限の到来した時から遅滞の責任を負う。

2 債務の履行について不確定期限があるときは、債務者は、その期限の到来したことを知った時から遅滞の責任を負う。

3 債務の履行について期限を定めなかったときは、債務者は、履行の請求を受けた時から遅滞の責任を負う。

債務の履行について確定されている期限がある時は、債務者は、その期限が到来した時点から遅滞の責任を負う。

債務の履行について不確定な期限がある時は、債務者は、その期限の到来したことを知った時から遅滞の責任を負う。

債務の履行について期限がなければ、債務者は、履行の請求を受けた時から遅滞の責任を負う。

設定行為の時に、債務履行の期限を設けることがあるんだ。この時、5月31日に期限が設定されていた時には、それ以降は、全部遅滞扱いになるんだ。これは、債務者が期限が到来したことを知らなくても、遅滞の責任を負うことになるんだよ。

でも、例えば停止条件が付されている債務とかの場合は、いつ期限が到来するか分からないよね。この場合は、第2項によって、債務者が停止条件が成就したことを知った時点から、遅滞の責任を負うんだ。

そもそも期限を定めない場合は、債務者が債権者から履行の請求を受けた時点から遅滞の責任を負うことになるんだ。

第四百十三條 受領遅滞

第四百十三條 債権者が債務の履行を受けることを拒み、又は受けることができないときは、その債権者は、履行の提供があつた時から遅滞の責任を負う。

債権者が債務の履行を受けることを拒み、または履行を受けることができない時は、その債権者は、履行の提供があつた時から遅滞の責任を負う。

この条文は、前の第412条とは逆に、債権者が債務の受け取りを拒んだり、受け取れなかつた時の為の条文だよ。これを、受領遅滞と言ふんだ。

受領遅滞の時は、債権者が、債務者からの債務の履行の提供があつた時から遅滞の責任を負うんだ。

第四百十四条 履行の強制

第四百十四条 債務者が任意に債務の履行をしないときは、債権者は、その強制履行を裁判所に請求することができる。ただし、債務の性質がこれを許さないときは、この限りでない。

2 債務の性質が強制履行を許さない場合において、その債務が作為を目的とするときは、債権者は、債務者の費用で第三者にこれをさせることを裁判所に請求することができる。ただし、法律行為を目的とする債務については、裁判をもって債務者の意思表示に代えることができる。

3 不作為を目的とする債務については、債務者の費用で、債務者がした行為の結果を除去し、又は将来のため適当な処分をすることを裁判所に請求することができる。

4 前三項の規定は、損害賠償の請求を妨げない。

債務者が任意に債務の履行をしない時は、債権者は、債務の強制履行を裁判所に請求することができる。ただし、債務の性質が強制履行を許さない場合は、この限りではない。

債務の性質が強制履行を許さない場合において、その債務が作為を目的とする時は、債権者は、債務者の費用で第三者に強制履行を行わせることを裁判所に請求することができる。ただし、法律行為を目的とする債務については、裁判をもって債務者の意思表示に代えることができる。

不作為を目的とする債務については、債務者の費用で、債務者が行った行為の結果を除去し、または将来の為に適当な処分をすることを裁判所に請求することができる。

第1項から第3項までの規定は、損害賠償の請求を妨げない。

債務者が、債務の履行ができるのにしない場合は、債務の性質が許す限り、強制履行ができるんだ。この強制履行は裁判所に請求することによって、実行してもらえる。

もしも作為目的の債務ならば、第3者に債務者の費用で強制履行を行わせるように請求することもできるんだ。この時に、法律行為を目的とする債務ならば、裁判で債務者の意思表示に代えることもできるんだ。

一方で不作為目的の債務では、債務者の費用で、作為の結果を除去したり、適当な処分を行うように裁判所に請求できるんだ。

これらの規定は、損害賠償請求を妨げないよ。

第四百十五条 債務不履行による損害賠償

第四百十五条 債務者がその債務の本旨に従った履行をしないときは、債権者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。債務者の責めに帰すべき事由によって履行をすることができなくなったときも、同様とする。

債務者がその債務の本旨に従った履行をしない時には、債権者は、従わずに行われた履行によって発生した損害の賠償を請求することができる。債務者の責めに帰すべき事由によって履行ができなくなった時も、同様とする。

債務者が、債務の本旨に従って履行を行わないならば、そのために発生した損害の賠償請求を行うことができるんだ。

これは、債務者の責任で履行が不能になった時にも適用されるよ。

第四百十六條 損害賠償の範囲

第四百十六條 債務の不履行に対する損害賠償の請求は、これによつて通常生ずべき損害の賠償をさせることをその目的とする。

2 特別の事情によつて生じた損害であつても、当事者がその事情を予見し、又は予見することができたときは、債権者は、その賠償を請求することができる。

債務の不履行に対する損害賠償の請求は、不履行によつて通常発生する損害の賠償をさせることを目的とする。

特別の事情によつて発生した損害だとしても、当事者がその事情を予見し、または予見することができた時は、債権者は、その賠償を請求することができる。

債務不履行によつて通常生じるであろう損害の賠償の請求を、債権者は債務不履行になれば行うことができるんだ。

特別な事情によつて生じた損害だとしても、当事者があらかじめ予想できた場合は、債権者は、その分の賠償も第1項に沿って行うことができるんだ。

第四百十七条 損害賠償の方法

第四百十七条 損害賠償は、別段の意思表示がないときは、金銭をもってその額を定める。

損害賠償は、別段の意思表示がない時には、金銭をもってその額を決定する。

これまで見てきた損害賠償について、それにこれから出てくるであろう損害賠償についてもだけど、当事者間で何らかの意思表示がない限りは、お金にその損害を換算して、賠償請求を行うことになるんだ。

ただし、当然だけど、あらかじめ物で損害賠償を行うという感じで設定行為をしていれば、そちらが優先されるよ。

第四百十八条 過失相殺

第四百十八条 債務の不履行に関して債権者に過失があったときは、裁判所は、これを考慮して、損害賠償の責任及びその額を定める。

債務の不履行に関して債権者に過失があった時は、裁判所は、債権者の過失を考慮して、損害賠償の責任や損害賠償の額を定める。

債務不履行で損害賠償を求める時に、債権者側の過失によって、債務者が債務不履行に陥ったということであれば、裁判所は、その債権者の過失を考慮に入れて、損害賠償の責任や損害賠償額を決定するんだ。

第四百十九条 金銭債務の特則

第四百十九条 金銭の給付を目的とする債務の不履行については、その損害賠償の額は、法定利率によって定める。ただし、約定利率が法定利率を超えるときは、約定利率による。

2 前項の損害賠償については、債権者は、損害の証明をすることを要しない。

3 第一項の損害賠償については、債務者は、不可抗力をもって抗弁とすることができない。

金銭の給付を目的とする債務の不履行については、その損害賠償の金額は、法定利率によって定める。ただし、約定利率が法定利率を超える時は、約定利率による。

第一項の損害賠償については、債権者は、損害の証明を行うことを必要としない。

第一項の損害賠償については、債務者は、不可抗力をもって抗弁とすることができない。

約定利率と言うのは、法定利率とは別に、法律行為時に決めた利率のことを言うよ。

金銭給付を目的とする債務の不履行によって損害賠償の請求を行う時に、債務の利息も一緒に請求に盛り込むんだ。この時、約定利率が法定利率である5パーセント以下ならば法定利率に、5パーセントを超えるようだったら約定利率で計算を行うんだ。もちろん、他の法律に抵触をしない限度で、利率は前後できるよ。

この債務不履行によって受けた損害の証明については、この条文の第一項によって損害賠償請求を行う時には債権者は、しなくてもいいんだ。それに、債務者は、不可抗力によって債務不履行になつた

という抗弁を行うことができないんだよ。

第四百二十条 賠償額の予定

第四百二十条 当事者は、債務の不履行について損害賠償の額を予定することができる。この場合において、裁判所は、その額を増減することができない。

- 2 賠償額の予定は、履行の請求又は解除権の行使を妨げない。
- 3 違約金は、賠償額の予定と推定する。

当事者は、債務の不履行について損害賠償の金額をあらかじめ決めておくことができる。この場合において、裁判所は、その金額を増減することができない。

賠償額を予定することは、履行の請求または解除権の行使を妨げない。

違約金は、賠償額の予定と推定する。

債権者や債務者は、債務不履行によって行う損害賠償請求の金額を、決めておくことができるんだ。これによって、裁判所が金額を増減することはできないんだ。

違約金を設定する時には、賠償額の予定をしたことだと推定されるんだよ。

これらの賠償額の予定を行うことによって、履行の請求や解除権の行使が妨げられるということはないんだ。

第四百二十一条

第四百二十一条 前条の規定は、当事者が金銭でないものを損害の賠償に充てるべき旨を予定した場合について準用する。

第420条の規定は、当事者が金銭でないものを損害の賠償とする内容の予定をしていた場合についても準用する。

第420条は、損害賠償の金額の予定はお金だけを想定しているんだ。でも、この条文によって、金銭以外を損害賠償の予定として、当事者が合意に至っていた場合であれば、金銭でなかったとしても、予定通りに行うことができるんだ。

第四百二十二条 損害賠償による代位

第四百二十二条 債権者が、損害賠償として、その債権の目的である物又は権利の価額の全部の支払を受けたときは、債務者は、その物又は権利について当然に債権者に代位する。

債権者が、損害賠償として、債権の目的物または権利の価額の全部の支払いを受けた時は、債務者は、それらについて当然に債権者に代位する。

例えば、Aさんが保管をしているBさんのパソコンを、Cさんに盗られたとする。この時、善管注意義務違反によって、AさんはBさんにパソコンの全価額による損害賠償を行う。これによって、Bさんが所有権をもっているパソコンは、Aさんが所有権をもつようになるんだ。これが代位。

このように、債権の目的物や債権分の全価額の支払いを受けた時には、目的物の所有権が移るんだ。

第四百二十三条 債権者代位権

第四百二十三条 債権者は、自己の債権を保全するため、債務者に属する権利を行使することができる。ただし、債務者の一身に専属する権利は、この限りでない。

2 債権者は、その債権の期限が到来しない間は、裁判上の代位によらなければ、前項の権利を行使することができない。ただし、保存行為は、この限りでない。

債権者は、自身が有している債権を保全するため、債務者に属する権利を行使することができる。ただし、債務者に一身専属する権利は、行使することができない。

債権者は、その債権の期限が到来しない間は、裁判上の代位以外で、第1項の権利を行使することができない。ただし、保存行為は、この限りでない。

一身専属の権利と言うのは、その人以外に行使したり効果の享有ができない権利のこと。行使する権利のことを、行使上の一身専属権、効果の享有できる権利のことを、帰属上の一身専属権というよ。

例えば、Aさんが大学受験をして合格するとする。この時に、Aさんの友人のBさんが合格していないにもかかわらず、その大学へAさんの代わりに通学することはできないよね。この時は、Aさんに一身専属権が発生したということになるんだ。

このような一身専属権以外のものであれば、自分自身の債権保全のために、債務者に属している権利を行使することができるんだ。その時には、期限到来前であれば、裁判上の代位であることが必要なんだけど、保存行為だけは例外でできるんだ。雨漏りとかしている時に、決定を待つてられないからね。

第四百二十四条 詐害行為取消権

第四百二十四条 債権者は、債務者が債権者を害することを知ってした法律行為の取消しを裁判所に請求することができる。ただし、その行為によつて利益を受けた者又は転得者がその行為又は転得の時に於いて債権者を害すべき事実を知らなかつたときは、この限りでない。

2 前項の規定は、財産権を目的としない法律行為については、適用しない。

債権者は、債務者が債権者に対して被害を及ぼすことを知つて行つた法律行為の取り消しを裁判所に請求することができる。ただし、その行為によつて利益を受けた者または転得者がその行為または転得の時に於いて債権者に被害が及ぶという事実を知らなかつた時は、この限りではない。

第1項の規定は、財産権を目的としない法律行為については、適用しない。

転得者^{てんとくしゃ}といふのは、例えば債務者からパソコンを買つた人から買つた人のこと。つまり、債務者からみて第3者に当たる関係者のことだね。

財産権を目的としない法律行為といふのは、例えば相続放棄や結婚といったかんじのものだね。これらについては、そもそも本条の適用外とされるんだ。

さて、債務者が債権者に何らかの被害が及ぶことを知つて法律行為を行つたならば、債権者に被害が及ぶことを知らなかつた転得者や利益を受けた者がいた時を除いて、裁判所に法律行為の取り消しの請求を行うことができるんだ。

第四百二十五条 詐害行為の取消しの効果

第四百二十五条 前条の規定による取消しは、すべての債権者の利益のためにその効力を生ずる。

第424条の規定によって、債務者の法律行為を取り消す時には、全ての債権者の利益の為にその効力が発生する。

第424条の規定によって、1人の債権者が債務者の法律行為を取り消すための請求を行い、認められた場合には、その請求を行った債権者以外に債権者がいたとするならば、その請求した債権者以外の債権者にも、それぞれの利益の為に、請求の効力が生じるんだ。

第四百二十六条 詐害行為取消権の期間の制限

第四百二十六条 第四百二十四条の規定による取消権は、債権者が取消しの原因を知った時から二年間行使しないときは、時効によつて消滅する。行為の時から二十年を経過したときも、同様とする。

第424条の規定による取り消し権は、債権者が取り消しの原因を知った時から2年行使しない時には、時効によつて消滅する。法律行為を行つた時点から20年を経過した時も、同様とする。

第424条による法律行為の取り消し権は、その法律行為を知つた時から2年か、法律行為が行われてから20年をたつと、時効によつて、消滅してしまうんだ。

第四百二十七条 分割債権及び分割債務

第四百二十七条 数人の債権者又は債務者がある場合において、別段の意思表示がないときは、各債権者又は各債務者は、それぞれ等しい割合で権利を有し、又は義務を負う。

複数の債権者または債務者がいる場合に、別段の意思表示がない時は、それぞれの債権者またはそれぞれの債務者は、それぞれ等しい割合で権利を持ち、または義務を負っている。

複数の債権者や複数の債務者が、別に意思表示がなかったときは、それぞれの債権者や債務者の人数で、権利や義務を分けるんだ。このことを頭割の原則と言ったりするよ。

第四百二十八条 不可分債権

第四百二十八条 債権の目的がその性質上又は当事者の意思表示によつて不可分である場合において、数人の債権者があるときは、各債権者はすべての債権者のために履行を請求し、債務者はすべての債権者のために各債権者に対して履行をすることができる。

債権の目的がその性質上または当事者の意思表示によつて分けることができない場合において、複数の債権者がいる時には、それぞれの債権者は他の全ての債権者の為に履行を請求し、債務者は他のすべての債務者の為にそれぞれの債権者に対して履行を行うことができる。

不可分債権と言うのは、家を複数の人で買ったようなことだね。

そのような時には、当事者の意思表示によつて、家を分割するつていうことはできないんだ。ここでいう分割については、ケーキを切り分けるような感じの分割をイメージすればいいよ。

さて、複数の債権者がいる場合、一人の債権者が債務履行を請求するのは、全債権者が債務履行を請求するのと同等の意味合いがあつて、一人の債務者が債務履行を行うのは、全債務者が債務履行を行うのと同じだつてということが書いてあるんだ。

第四百二十九条 不可分債権者の一人について生じた事由等の効力

第四百二十九条 不可分債権者の一人と債務者との間に更改又は免除があつた場合においても、他の不可分債権者は、債務の全部の履行を請求することができる。この場合においては、その一人の不可分債権者がその権利を失わなければ分与される利益を債務者に償還しなければならない。

2 前項に規定する場合のほか、不可分債権者の一人の行為又は一人について生じた事由は、他の不可分債権者に対してその効力を生じない。

不可分債権者の一人と債務者との間に更改または免除があつた場合においても、他の不可分債権者は、債務の全履行を請求することができる。この場合においては、その一人の不可分債権者がその権利を失わなければ受け取ることができる利益を債務者に償還しなければならない。

第1項に規定する場合以外に、不可分債権者の一人の行為または一人について発生した事由は、他の不可分債権者に対してその効力を生じない。

複数いる不可分債権者のうちの一人と、債務者との間で、債務の更改や免除があつた場合であっても、他の債権者は、債務の履行を請求できるんだ。この時には、更改や免除をした分を債務者に召喚しなければならんだ。それ以外であっても、不可分債権者の一人が行つた行為や事由については、他の不可分債権者に対して効力をもたないんだよ。

第四百三十条 不可分債務

第四百三十条 前条の規定及び次款（連帯債務）の規定（第四百三十四条から第四百四十条までの規定を除く。）は、数人が不可分債務を負担する場合について準用する。

第429条の規定および連帯債務に関する次款の規定、但し434条から440条までの規定は除く、については、複数が不可分債務を負担する場合について準用する。

前条である第429条の規定と言うのは不可分債権者の一人について生じた事由等の効力についてだね。この規定は、民法第3編第1章第3節第3款のうち、第434条から第440条を除いた規定について、副数人が不可分債務を負担する場合でも準用されるんだ。

第四百三十一条 可分債権又は可分債務への変更

第四百三十一条 不可分債権が可分債権となったときは、各債権者は自己が権利を有する部分についてのみ履行を請求することができるが、不可分債務が可分債務となったときは、各債務者はその負担部分についてのみ履行の責任を負う。

不可分債権が可分債権となった時は、それぞれの債権者は自分が権利をもっている部分についてのみ履行を請求することができ、不可分債務が可分債務となった時には、それぞれの債務者はその負担部分についてのみ履行責任を負う。

例えば、AさんがBさんとCさんに対して、パソコンを与えて、代金はBさんCさんの二人がそれぞれAさんに支払うという内容の契約をしていたとすると、パソコンは不可分債権に当たるんだ。そして、Bさん、Cさんが債務者で、Aさんが債権者だね。

でも、Aさんが引き渡すはずのパソコンを引き渡せなくなってしまった上で、すでにBさんCさんから代金をもらっていたとすると、BさんはBさん分の代金を限度として、CさんはCさんが支払った限度で、Aさんから返還請求をすることができるんだ。

こうなると、代金と言ってお金だから、可分債権となるんだよ。

第四百三十二条 履行の請求

第四百三十二条 数人が連帯債務を負担するときは、債権者は、その連帯債務者の一人に対し、又は同時に若しくは順次にすべての連帯債務者に対し、全部又は一部の履行を請求することができる。

複数の人で連帯債務を負担する時は、債権者は、その連帯債務者の一人に対して、または同時にもしくは順番に全ての連帯債務者に対して、全部または一部分の履行を請求することができる。

数人で連帯債務を負担する時には、その一人か全員に対して、債権者は、履行の請求ができるんだ。

第四百三十三條 連帯債務者の一人についての法律行為の無効等

第四百三十三條 連帯債務者の一人について法律行為の無効又は取消しの原因があつても、他の連帯債務者の債務は、その効力を妨げられない。

連帯債務者の一人について法律行為の無効または取り消しの原因があつたとしても、他の連帯債務者の債務は、その効力を妨げられない。

連帯債務者ということ、複数の債務者がいた時で、そのうちの一人が、その債務について、無効や取り消しができたとしても、他の人の債務が消えるというわけじゃないという条文だよ。

第四百三十四条 連帯債務者の一人に対する履行の請求

第四百三十四条 連帯債務者の一人に対する履行の請求は、他の連帯債務者に対しても、その効力を生ずる。

連帯債務者の一人に対する履行請求については、他の連帯債務者に対しても、請求の効力が発生する。

連帯債務を負っている人のうち、誰か一人に対して、その債務を履行するように請求をした場合は、その効力は、その請求を直接行った連帯債務者だけでなく、連帯債務を負っている全員に対して、その履行請求の効力が発生するということなんだ。

第四百三十五条 連帯債務者の一人との間の更改

第四百三十五条 連帯債務者の一人と債権者との間に更改があったときは、債権は、すべての連帯債務者の利益のために消滅する。

連帯債務者の一人と債権者との間に債務の更改があった時は、債権は、全ての連帯債務者の利益の為に消滅する。

連帯債務者の一人との間に、債権者が債務を更改した時、債権は、更改をしたことよって、消滅するんだ。この時に更改をしなかった他の全連帯債務者の為に、更改前の元々の債権は消滅するんだ。

第四百三十六条 連帯債務者の一人による相殺等

第四百三十六条 連帯債務者の一人が債権者に対して債権を有する場合において、その連帯債務者が相殺を援用したときは、債権は、すべての連帯債務者の利益のために消滅する。

2 前項の債権を有する連帯債務者が相殺を援用しない間は、その連帯債務者の負担部分についてのみ他の連帯債務者が相殺を援用することができる。

連帯債務者の一人が債権者に対して債権をもっているような場合は、その連帯債務者が相殺を援用した時は、債権は、全ての連帯債務者の利益の為に消滅する。

第1項の債権をもっている連帯債務者が相殺を援用しない間は、その連帯債務者の負担部分についてのみ他の連帯債務者が相殺を援用することができる。

連帯債務者のうち誰か一人が、債権者に対して、債務とは関係ない債権をもっていれば、相殺を援用することができるんだ。このような時は、債権は、他の連帯債務者のために消滅するんだ。

その債権をもっている人が援用をしない時には、別の人が、その債権をもっている連帯債務者の部分の相殺を行うことができるんだ。

例えば、AさんがBさん、Cさん、Dさんに90万円を連帯債務でかしていたとするよ。この時、Bさん、Cさん、Dさんの誰かがAさんに30万円の債権をもっていたんだ。そうすると、90万円の連帯債務のうち30万円分の債務が相殺できて、残り60万円を支払えばいいっていうことになるんだ。

第四百三十七条 連帯債務者の一人に対する免除

第四百三十七条 連帯債務者の一人に対してした債務の免除は、その連帯債務者の負担部分についてのみ、他の連帯債務者の利益のために、その効力を生ずる。

連帯債務者の一人に対して行った債務の免除は、その連帯債務者の負担部分についてのみ、他の連帯債務者の利益の為に、免除の効力が発生する。

連帯債務者のうち、誰か一人に対して債務免除を行った時には、その人が本当なら払うべき金額は、免除によって差し引かれるんだ。例えば、Aさん、Bさん、Cさんが90万円の連帯債務者だとすると、そのうちBさんの分が30万円となるんだ。この時、Bさんが債務免除を受けた時、残り60万円をAさんとCさんで支払えばいいっていうことになるって話だね。

第四百三十八条 連帯債務者の一人との間の混同

第四百三十八条 連帯債務者の一人と債権者との間に混同があったときは、その連帯債務者は、弁済をしたものとみなす。

連帯債務者の一人と債権者の間に混同があった時は、その連帯債務者は、弁済をしたものとみなす。

混同と言うのは、物権の時にも出てきたけど、債権分野で使う時は、民法520条を主に参考するといいよ。簡単に説明すると、債務者と債権者が同じ人になった状態って言うことだね。

ここでは、連帯債務者の誰か一人と債権者が同じ人になった場合は、その連帯債務者は、弁済をしたとみなされるっていうことが書かれているんだ。

第四百三十九条 連帯債務者の一人についての時効の完成

第四百三十九条 連帯債務者の一人のために時効が完成したときは、その連帯債務者の負担部分については、他の連帯債務者も、その義務を免れる。

連帯債務者の一人の為に債務の時効が完成した時は、その連帯債務者の負担部分については、他の連帯債務者も、その義務を免れる。

連帯債務者の誰か一人に対して債務の時効が完成した時には、その時効が成立した部分の債務については、弁済する必要はないんだ。つまり、普通の債務の時効と同じだと思えばいいな。

第四百四十条 相対的効力の原則

第四百四十条 第四百三十四条から前条までに規定する場合を除き、連帯債務者の一人について生じた事由は、他の連帯債務者に対してその効力を生じない。

第434条から第439条までに規定されている場合を除いて、連帯債務者の誰か一人に対して発生した事由は、他の連帯債務者に対して効力が発生しない。

この条文は、絶対的効力と相対的効力について定めてある条文なんだ。

絶対的効力と言うのは、強行規定で、第434条から第439条までの規定のこと。つまり、連帯債務者の一人について発生した事由によって、全ての連帯債務者にその効力が発生することだね。一方の相対的効力は、連帯し編む者の一人についての事由は、他の人に効力が及ばないという内容のことなんだ。第434条から第439条までの事由以外は、全て相対的効力だよ。

第四百四十一条 連帯債務者についての破産手続の開始

第四百四十一条 連帯債務者の全員又はそのうちの数人が破産手続開始の決定を受けたときは、債権者は、その債権の全額について各破産財団の配当に加入することができる。

連帯債務者の全員または連帯債務者の複数の人が破産手続を開始の決定を受けた時には、債権者は、その債権の全額についてそれぞれの破産財団の配当に加入することができる。

破産財団と言うのは、破産法第2条14号に規定されているもので、「破産者の財産又は相続財産若しくは信託財産であつて、破産手続において破産管財人にその管理及び処分をする権利が専属する」とをいうんだ。

例えば、Aさんに対して、Bさん、Cさん、Dさんが90万円の連帯債務を負っていたとする。

この時、Bさんが破産手続を開始した時には、90万円の債権を請求することができるんだ。

もしも、3人とも破産手続を開始した時には、それぞれに90万円を請求するということも可能だよ。

ただし、受け取れるのは3人の総額で90万円ということになるけどね。

第四百四十二条 連帯債務者間の求償権

第四百四十二条 連帯債務者の一人が弁済をし、その他自己の財産をもって共同の免責を得たときは、その連帯債務者は、他の連帯債務者に対し、各自の負担部分について求償権を有する。

2 前項の規定による求償は、弁済その他免責があつた日以後の法定利息及び避けることができなかった費用その他の損害の賠償を包含する。

連帯債務の一人が弁済をして、自分の財産によつて共同の免責を得た時には、その連帯債務者は、他の連帯債務者に対して、それぞれの負担部分についての求償権を持つ。

第1項の規定による求償は、弁済その他免責があつた日から後の法定利息および避けることができなかった費用その他の損害の賠償を含む。

連帯債務を負っている人の一人が債権者に全額または一部分を弁済し、共同の免責を得た時には、他の連帯債務者に対して、それぞれの負担をすべきだった金額を、賠償する権利が発生するんだ。

この求償権は、面積や弁済があつた日以後の費用や利息や損害の賠償も、まとめて支払ってもらふことができるんだ。

第四百四十三条 通知を怠った連帯債務者の求償の制限

第四百四十二条 連帯債務者の一人が債権者から履行の請求を受けたことを他の連帯債務者に通知しないで弁済をし、その他自己の財産をもって共同の免責を得た場合において、他の連帯債務者は、債権者に対抗することができる事由を有していたときは、その負担部分について、その事由をもってその免責を得た連帯債務者に対抗することができる。この場合において、相殺をもってその免責を得た連帯債務者に対抗したときは、過失のある連帯債務者は、債権者に対し、相殺によって消滅すべきであった債務の履行を請求することができる。

2 連帯債務者の一人が弁済をし、その他自己の財産をもって共同の免責を得たことを他の連帯債務者に通知することを怠ったため、他の連帯債務者が善意で弁済をし、その他有償の行為をもって免責を得たときは、その免責を得た連帯債務者は、自己の弁済その他免責のためにした行為を有効であったものとみなすことができる。

連帯債務者の一人が債権者から履行請求を受けたことを他の連帯債務者に通知をしないで弁済を行い、その他自らの財産をもって共同の弁済を得た時には、他の連帯債務者は、債権者に対抗できる事由をもっていた時には、その負担部分について、その事由をもってその免責を得た連帯債務者に対抗することができる。この場合において、相殺をもって免責を得た連帯債務者に対抗した時は、過失のある連帯債務者は、債権者に対して、総裁によって消滅すべきであった債務の履行を請求できる。

連帯債務者の一人が弁済を行い、その他自己の財産をもって共同の免責を得たことを他の連帯債務者に通知することを怠ったため、他の連帯債務者が善意で弁済をし、その他有償の行為をもって免責を

得た時は、その免責を得た連帯債務者は、自己の弁済その他免責の為にした行為を有効だったとみなすことができる。

連帯債務者が弁済したりすると、第442条によって、求償権が発生するけど、通知をしないで弁済したりすると、債権者に対抗できるような自由があった場合は、負担分については、求償権に対抗できるんだ。

第四百四十四条 償還をする資力のない者の負担部分の分担

第四百四十四条 連帯債務者の中に償還をする資力のない者があるときは、その償還をすることができない部分は、求償者及び他の資力のある者の中で、各自の負担部分に応じて分割して負担する。ただし、求償者に過失があるときは、他の連帯債務者に対して分担を請求することができない。

連帯債務者中で償還するための資金力がないものがある時には、その償還をすることができない部分は、求償者およびその他の資力のある者の中で、それぞれの負担部分に応じて分割して負担する。ただし、求償者に過失がある時には、他の連帯債務者に対して分担を請求することができない。

連帯債務者中で、償還をするための資力がない者がいる時には、その者の負担部分について、他の人たちが分割して負担することになるんだ。でも、求償者に過失があれば、求償者だけに分担の請求をすることになるんだ。

第四百四十五条 連帯の免除と弁済をする資力のない者の負担部分の分担

第四百四十五条 連帯債務者の一人が連帯の免除を得た場合において、他の連帯債務者の中に弁済をする資力のない者があるときは、債権者は、その資力のない者が弁済をすることができない部分のうち連帯の免除を得た者が負担すべき部分を負担する。

連帯債務者の一人が連帯の免除を得た時には、他の連帯債務者の中に弁済をする資力がない者がいるならば、債権者は、資力がない者が弁済できない部分のうち連帯の免除を得た者が負担すべき部分を負担する。

連帯債務者の誰かが、連帯だけを免除された時に適用されるのがこの条文。

例えば、Aさん、Bさん、Cさんの3人が連帯債務90万円を負っていたとして、そのうちAさんが連帯の免除を受けたとすると、Aさんが負担すべき30万円だけをAさんが支払えばいいということになるんだ。

閑話 9

「ねえ、聞いてもいい？」

彼女が、俺の説明を遮って聞いてきた。

「どうしたんだい」

「さっきの利息のところの話だけど、テレビとかでは20パーセントとか、18パーセントとか、いろいろ言っていたけど。あれってどういうことになるの」

「ああ、法定利息とそれ以外の利息ということだよ」

すこし六法のページを戻し、第404条の法定利息のところへと立ちかえる。

「ここに書かれているのは、あくまでも利息が本当ならば発生するのにもかかわらず、その規定をしなかつた債権についての規定なんだ。だから、規定があれば、そっちを湯煎して適用されることになるんだよ。でも、それでも一定の上限が決められているんだ」

「上限が、さっきの20パーセントとかになるのね」

「そういうことだね。このような利息の上限のことを制限利息と言うんだ。法律としては、利息制限法や出資法による規定があるね。」

利息制限法第1条各号によって、元本が10万円未満なら20パーセント、10万円以上100万円未満なら18パーセント、100万円以上なら15パーセントという上限が定められているんだ。出資法なら、年109.5パーセントが上限になるね」

「作者注：利息制限法のパーセントは全て年率。出資法はうるう年ならば、年109.8パーセントになります。なお、出資法の正式名は、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」となります。」

「そうなんだ」。でも、出資法と利息制限法の適用ってどう違うの」「出資法は、出資を行う時について、利息制限法は消費貸借による金銭貸与の利息という場面で適用されるんだ。だから、ちょっと違

うね

「そうなんだ」

それから、彼女はトイレに行くと言って、部屋から出た。

戻ってくると、一緒に持ってきてくれた麦茶を飲みつつ、さっそく続きを始めた。

第四百四十六条 保証人の責任等

第四百四十六条 保証人は、主たる債務者がその債務を履行しないときに、その履行をする責任を負う。

2 保証契約は、書面でしなければ、その効力を生じない。

3 保証契約がその内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）によつてされたときは、その保証契約は、書面によつてされたものとみなして、前項の規定を適用する。

保証人は、主たる債務者がその債務を履行しない時に、主たる債務者の代わりに債務の履行をする責任を負う。

保証契約は、書面でしなければ、効力が発生しない。

保証契約がその内容を記録した電磁的記録によつて行われた時は、その保証契約は、書面によつてなされたものとみなして、第2項の規定を適用する。

電磁的記録と言うのは、パソコンで作つた記録だと思えばいいよ。

例えば、AさんがBさんに100万円を貸したんだけど、Bさんがちゃんと返済してくれるか心配だから、Cさんに保証人になつてもらつたんだ。この時、Bさんが主たる債務者となり、Cさんが保証人となるんだ。このような保証契約は書面にしていないと、効力が無いんだ。

ちなみに、Cさんのことを従たる債務者と呼んだりするよ。

第四百四十七条 保証債務の範囲

第四百四十七条 保証債務は、主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に従たるすべてのものを包含する。

2 保証人は、その保証債務についてのみ、違約金又は損害賠償の額を約定することができる。

保証債務は、主債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に従たる全てのものを含む。

保証人は、その保証債務についてのみ、違約金または損害賠償額を契約によって決定することができる。

保証債務というのは、どれほどの範囲で設定されるかということについての条文だね。

これによれば、主債務に関する従債務全てが保証債務とすることになると言うことなんだ。

でも、その保証債務についてのみ、違約金や損害賠償額が発生した時に備えて、額をあらかじめ決めると言うことは可能なんだよ。

第四百四十八条 保証人の負担が主たる債務より重い場合

第四百四十八条 保証人の負担が債務の目的又は態様において主たる債務より重いときは、これを主たる債務の限度に減縮する。

保証人の負担が債務の目的又は態様において主債務と比べて重い時には、負担を主債務の限度に減らす。

保証人が負担することになる保証債務と、債務の目的や状態と照らして、主債務と比べて、保証人の負担の方が重くなるような状態であれば、保証人の負担を、主債務と同じ額まで減らすことになるんだ。これは、保証債務が主債務があつて初めて成立すると言ふことになるから、それよりも重たい負担をするということはおかしいと考えたからなんだよ。

こつという保証債務を、内容による附従性と呼んだりするよ。

第四百四十九条 取り消すことができる債務の保証

第四百四十九条 行為能力の制限によって取り消すことができる債務を保証した者は、保証契約の時にあってその取消しの原因を知っていたときは、主たる債務の不履行の場合又はその債務の取消しの場合においてこれと同一の目的を有する独立の債務を負担したものと推定する。

行為能力の制限によって取り消すことが可能である債務を保証した者は、保証契約の時点でその取り消しの原因を知っていた時には、主債務の不履行の場合またはその債務の取り消し時においてこれと同一の目的がある独立した債務を負担した者と推定する。

行為能力制限者が主債務者となった場合に適用される条文だよ。行為能力制限者の保証人となった者は、もしも主債務者が行為能力制限者であるということを知っていて保証人となったのであれば、主債務が不履行になったり取り消された時には、保証人自身が、主債務とまったく同じ債務を負担していたとされるんだ。

第四百五十条 保証人の要件

第四百五十条 債務者が保証人を立てる義務を負う場合には、その保証人は、次に掲げる要件を具備する者でなければならない。

- 一 行為能力者であること。
- 二 弁済をする資力を有すること。
- 2 保証人が前項第二号に掲げる要件を欠くに至ったときは、債権者は、同項各号に掲げる要件を具備する者をもってこれに代えることを請求することができる。
- 3 前二項の規定は、債権者が保証人を指名した場合には、適用しない。

債務者が保証人を立てる義務を負う場合は、その保証人は、次の各号の要件を具備している者でなければならない。

- 一 行為能力者であること。
 - 二 弁済を行うだけの財産があること。
- 保証人が第1項2号に掲げる要件を欠くことになった場合は、債権者は、同項各号に掲げる要件を具備する者を代替りの人として立てることを請求することができる。

第1項と第2項の規定は、債権者が保証人を指名した場合には、適用しない。

債務者が保証人を立てる義務があれば、行為能力者であり、弁済をできるだけの財産がある者でなければならないんだ。

このうち、財産が弁済を行えないような状態になった時には、債権者は、代替りの人を立てることを債務者に請求ができるんだ。

これらの規定は、債権者が指名をした時には適用されないよ。だから、指名さえされれば、行為能力者でなくても、弁済ができない財産状況であっても保証人とできるんだ。

第四百五十一条 他の担保の供与

第四百五十一条 債務者は、前条第一項各号に掲げる要件を具備する保証人を立てることができないときは、他の担保を供してこれに代えることができる。

債務者は、第450条1項各号の要件を具備する保証人を立てられない場合は、他の担保を差し出して保証人に代えることができる。

債務者が第450条1項の各号の要件を具備する者を保証人として立てられない場合には、保証人の代わりとしての保証料として、担保を差し出すことができるんだ。

第四百五十二条 催告の抗弁

第四百五十二条 債権者が保証人に債務の履行を請求したときは、保証人は、まず主たる債務者に催告をすべき旨を請求することができる。ただし、主たる債務者が破産手続開始の決定を受けたとき、又はその行方が知れないときは、この限りでない。

債権者が保証人に債務の履行を請求した時には、保証人は、まず主債務者に催告をすべき旨を請求することができる。ただし、主債務者が破産手続開始の決定を受けた時、または行方不明となっている時は、この限りではない。

債権者が保証人に対して、債務を履行するように請求した時には、保証人は、主債務者に債権者側から債務履行の催告をするように請求ができるんだ。でも、主債務者が破産手続きをはじめていたり、どこにいるか分からなければ、催告の請求はできないよ。こつという請求を行う権利を、催告の抗弁権と言ったりするね。

第四百五十三条 検索の抗弁

第四百五十二条 債権者が前条の規定に従い主たる債務者に催告をした後であつても、保証人が主たる債務者に弁済をする資力があ
り、かつ、執行が容易であることを証明したときは、債権者は、ま
ず主たる債務者の財産について執行をしなければならぬ。

債権者が第452条の規定に従つて主債務者に催告をした後であつ
ても、保証人が主債務者に弁済をするだけの財産があつて、なおか
つ、執行が簡単であることを証明した時には、債権者は、まずは主
債務者の財産に対して執行をしなければならぬ。

債権者が催告の抗弁権を主張され主債務者に催告をした後であつた
としても、保証人が弁済をする財産が主債務者にあり、さらに執行
が簡単であることを証明した時には、債権者は、保証人ではなくて
主債務者の財産に対して執行をする義務があるんだ。

ここでいう執行と言うのは、強制執行のことだね。

この条文のように、保証人よりも主債務者の財産を優先して強制執
行するようなことを、検索の抗弁と言うよ。

第四百五十四条 連帯保証の場合の特則

第四百五十四条 保証人は、主たる債務者と連帯して債務を負担したときは、前二条の権利を有しない。

保証人は、主債務者と連帯して債務を負担した時は、第452条と第453条の権利をもたない。

保証人が連帯債務者だった時には、検索の抗弁権や催告の抗弁権は持つことができないうだ。この条文は、連帯保証の時だけに適用されるんだよ。

ちなみに、商法の保証は基本的に連帯保証になるから、この条文が適用される事例が多くなるね。

第四百五十五条 催告の抗弁及び検索の抗弁の効果

第四百五十五条 第四百五十二条又は第四百五十三条の規定により保証人の請求又は証明があつたにもかかわらず、債権者が催告又は執行をすることを怠つたために主たる債務者から全部の弁済を得られなかつたときは、保証人は、債権者が直ちに催告又は執行をすれば弁済を得ることができた限度において、その義務を免れる。

第452条や第453条の規定によつて保証人の請求または証明があつたにも関わらず、債権者が催告や執行をすることを怠つたために主債務者から全額の弁済を得られなかつた時は、保証人は、債権者がすぐに催告や執行をすれば弁済を得られた額を限度にして、その義務を免れる。

催告の抗弁権や搜索の抗弁権を主張されたにもかかわらずに、債権者が催告や執行をしなかつたために発生した損は、その時点で請求をしていたら発生しなかつたであろう額を限度として、その部分は保証人が支払わなくてもいいんだ。

第四百五十六条 数人の保証人がある場合

第四百五十六条 数人の保証人がある場合には、それらの保証人が各別の行為により債務を負担したときであっても、第四百二十七条の規定を適用する。

複数の保証人がいる場合では、それらの保証人が別々の行為によって債務を負担した時であっても、第427条の規定を適用する。

第427条は頭割の原則、つまり、人数で債務や債権を割ると言う規定だね。

ここでは、複数の保証人がいる場合で、主債務者の債務を肩代わりする必要に迫られた時、それぞれがばらばらに保証をするということとを言った時であっても、頭割の原則を適用すると言うことだね。

第四百五十七条 主たる債務者について生じた事由の効力

第四百五十七条 主たる債務者に対する履行の請求その他の事由による時効の中断は、保証人に対しても、その効力を生ずる。

2 保証人は、主たる債務者の債権による相殺をもって債権者に對抗することができる。

主債務者に対する履行請求やその他の事由による時効の中断は、保証人に対しても、その効力を生じる。

保証人は、主債務者の債権による相殺をもって債権者に對抗することができない。

主債務者に対して債権者が履行を請求したり、他に時効が中断するような理由で、実際に時効が中断した時には、保証人に対しても、時効の中断が適用されるんだ。

そして、主債務者の債権者に対する債権と、債権者の主債務者に対する債務を相殺することもできるんだ。これは、保証人が支払う債務を減らすという役割があるよ。

第四百五十八条 連帯保証人について生じた事由の効力

第四百五十八条 第四百三十四条から第四百四十条までの規定は、主たる債務者が保証人と連帯して債務を負担する場合について準用する。

第434条から第440条までの規定は、主債務者が保証人と連帯債務を負担する場合について準用する。

第434条から第439条までの規定と言うのは、連帯債務者の一人が行った行為で、他の連帯債務者に対しても影響を及ぼすという内容で、最後の第440条は、第434条から第439条以外の行為を行っても、他の連帯債務者に影響を及ぼさないという内容だね。これらの規定は、主債務者と保証人が連帯債務者となった場合でも適用されると言う規定だね。

第四百五十九条 委託を受けた保証人の求償権

第四百五十九条 保証人が主たる債務者の委託を受けて保証をした場合において、過失なく債権者に弁済をすべき旨の裁判の言渡しを受け、又は主たる債務者に代わって弁済をし、その他自己の財産をもって債務を消滅させるべき行為をしたときは、その保証人は、主たる債務者に対して求償権を有する。

2 第四百四十二条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

保証人が主債務者の委託を受けて保証をした場合で、過失なく債権者に弁済をすべき旨の裁判所からの言い渡しを受けて、または主債務者に代わって弁済を行い、その他保証人の財産をもって債務を消滅させるべき行為をした時は、その保証人は、主たる債務者の対して求償権を持つ。

第442条第2項の規定は、第1項の場合について準用する。

保証人が主債務者から保証人になってくれとか何とか言われて保証人となった場合で、保証人が主債務者の代わりに債権者に弁済をした時には、主債務者に対して、その弁済についての金額を求償する権利が発生するんだ。

そして、その求償の範囲には、諸々の利息や費用を含めることができるんだよ。

第四百六十条 委託を受けた保証人の事前の求償権

第四百六十条 保証人は、主たる債務者の委託を受けて保証をした場合において、次に掲げるときは、主たる債務者に対して、あらかじめ、求償権を行使することができる。

- 一 主たる債務者が破産手続開始の決定を受け、かつ、債権者がその破産財団の配当に加入しないとき。
- 二 債務が弁済期にあるとき。ただし、保証契約の後に債権者が主たる債務者に許与した期限は、保証人に対抗することができない。
- 三 債務の弁済期が不確定で、かつ、その最長期をも確定することができない場合において、保証契約の後十年を経過したとき。

保証人は、主債務者の委託を受けて保証をした場合において、次の各号に掲げている時には、主債務者に対して、あらかじめ、求償権を行使できる。

- 一 主債務者が破産手続開始の決定を受け、なおかつ、債権者がその破産財団の配当に加入しない時。
- 二 債務が弁済期にある時。ただし、保証契約後に債権者が主債務者に許与した期限については、保証人に対抗することができない。
- 三 債務の弁済機が不確定で、なおかつ、その期限も確定することができない場合において、保証契約を結んでから10年を経過した時。

保証人が、あらかじめ主債務者に求償権を行使できる条件を書きならべた条文だね。

まず、主債務者が破産し、なおかつ債権者がその破産財団の配当を受けない時。次に債務の弁済期が到来した時。最後に、債務の弁済期が分からない時には、保証契約後10年経過した時。

これらのいずれの場合には、あらかじめ主債務者へ対して求償権が生じるんだ。

ちなみに2番目は、保証契約を結んだあとに、債権者が主債務者が許与した期限については、保証人には適用されないんだよ。

第四百六十一条 主たる債務者が保証人に対して償還をする場合

第四百六十一条 前二条の規定により主たる債務者が保証人に対して償還をする場合において、債権者が全部の弁済を受けない間は、主たる債務者は、保証人に担保を供させ、又は保証人に対して自己に免責を得させることを請求することができる。

2 前項に規定する場合において、主たる債務者は、供託をし、担保を供し、又は保証人に免責を得させて、その償還の義務を免れることができる。

第459条と第460条の規定によつて主債務者が保証人に対して償還を行う場合において、債権者が全ての弁済を受けない間は、主債務者は、保証人に担保を差し出させ、または保証人に対して免責を得らせることを請求することができる。

第1項に規定する場合において、主債務者は、供託を行い、担保を差し出し、または保証人に免責を得させて、その償還の義務を免れることができる。

第459条は委託を受けた保証人の求償権について、第460条は委託を受けた保証人の事前の求償権についてだね。

これらの規定により、主債務者が保証人に対して償還を行うことになった時点で、債権者へ弁済を完了していなければ、保証人が代わりに担保を差し出したり、主債務者が支払うことがないことを保証人から確認を得るように保証人に請求することができるんだ。

主債務者は、保証人に対して供託や担保や免責によつて、債務の償還義務からまぬがれることができるんだ。

第四百六十二条 委託を受けない保証人の求償権

第四百六十二条 主たる債務者の委託を受けないで保証をした者が弁済をし、その他自己の財産をもって主たる債務者にその債務を免れさせたときは、主たる債務者は、その当時利益を受けた限度において償還をしなければならない。

2 主たる債務者の意思に反して保証をした者は、主たる債務者が現に利益を受けている限度においてのみ求償権を有する。この場合において、主たる債務者が求償の日以前に相殺の原因を有していたことを主張するときは、保証人は、債権者に対し、その相殺によって消滅すべきであった債務の履行を請求することができる。

主債務者の委託を受けずに保証をした者が弁済し、その他保証人の財産によって主債務者にその債務を免れさせた時は、主債務者は、その時点で利益を受けた限度において償還をしなければならない。主債務者の意思に反して保証をした者は、主債務者が現に利益を受けている限度においてのみ求償権が発生する。この場合において、主債務者が求償日以前に相殺の原因があったと主張する時には、保証人は、債権者に対して、その相殺によって消滅すべきだった債務履行を請求できる。

主債務者が委託せずに保証人とした場合の規定だね。

主債務者の委託なしに保証人になったとして、その保証人が債権者に主債務者が債務免除を受けるようにした時には、主債務者は、保証人にその債務免除の金額分を限度として召喚する義務が発生するんだ。

もしも主債務者の意思に反して保証人になれば、現に利益を得ている分のみ求償権が発生することになるんだ。

第四百六十三条 通知を怠った保証人の求償の制限

第四百六十二条 第四百四十三条の規定は、保証人について準用する。

2 保証人が主たる債務者の委託を受けて保証をした場合において、善意で弁済をし、その他自己の財産をもって債務を消滅させるべき行為をしたときは、第四百四十三条の規定は、主たる債務者についても準用する。

第四百四十三条の規定は、保証人について準用する。

保証人が主たる債務者の委託を受けて保証をした場合で、善意で弁済をし、その他保証人の財産をもって債務を消滅させるような行為をした時は、第四百四十三条の規定は、主債務者についても準用する。

第四百四十三条の規定は、通知を怠った連帯債務者の求償の制限についての規定だから、これを保証人についても準用するということだね。さらに、主債務者からの委託によって保証人をしている人が、善意で弁済をし、その他、保証人の財産を使って債務を消滅させたら、第四百四十三条の規定は保証人だけでなく主債務者に対しても適用されるんだ。

第四百六十四条 連帯債務又は不可分債務の保証人の求償権

第四百六十四条 連帯債務者又は不可分債務者の一人のために保証をした者は、他の債務者に対し、その負担部分のみについて求償権を有する。

連帯債務者または不可分債務者の一人の為に保証をした者については、他の債務者に対して、その債務の負担部分のみについて求償権を持つ。

連帯債務者または不可分債務者の一人だけの保証人となった場合の規定だよ。

その場合では、その保証をすることになった範囲のみについて、他の債務者に対して求償権が発生するんだ。

第四百六十五条 共同保証人間の求償権

第四百六十五条 第四百四十二条から第四百四十四条までの規定は、数人の保証人がある場合において、そのうちの一人の保証人が主たる債務が不可分であるため又は各保証人が全額を弁済すべき旨の特約があるため、その全額又は自己の負担部分を超える額を弁済したときについて準用する。

2 第四百六十二条の規定は、前項に規定する場合を除き、互いに連帯しない保証人の一人が全額又は自己の負担部分を超える額を弁済したときについて準用する。

第442条から第444条までの規定は、複数の保証人がいる場合において、そのうちの一人の保証人が、主債務が不可分のため又はそれぞれの保証人が債務の全額を弁済をするようにと言う内容の特約があるために、その全額または保証人の負担額を超える金額を弁済した時についての準用する。

第462条の規定は、第1項に規定する場合を除いて、たがいに連帯しない保証人の一人が全額または保証人の負担額を超える額を弁済した時について準用する。

第442条は連帯債務者間の求償権について、第443条は通知を怠った連帯債務者の求償の制限について、第444条は償還をする資力のない者の負担部分の分担についての規定だね。

これらの規定は、全額や一部分を弁済するという保証契約の特約がある時に、複数の保証人がいた場合で、実際に保証人が本来ならば保証する範囲以上に支払った場合に準用されるんだ。

また、第462条の規定は委託を受けない保証人の求償権についての規定で、さきほどの第1項に入る保証人を除いた、保証人の負担

額を超える弁済をした人について準用されるんだよ。

第四百六十五条の二 貸金等根保証契約の保証人の責任等

第四百六十五条の二 一定の範囲に属する不特定の債務を主たる債務とする保証契約（以下「根保証契約」という。）であつてその債務の範囲に金銭の貸渡し又は手形の割引を受けることによつて負担する債務（以下「貸金等債務」という。）が含まれるもの（保証人が法人であるものを除く。以下「貸金等根保証契約」という。）の保証人は、主たる債務の元本、主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に従たるすべてのもの及びその保証債務について約定された違約金又は損害賠償の額について、その全部に係る極度額を限度として、その履行をする責任を負う。

2 貸金等根保証契約は、前項に規定する極度額を定めなければ、その効力を生じない。

3 第四百四十六条第二項及び第三項の規定は、貸金等根保証契約における第一項に規定する極度額の定めについて準用する。

根保証契約であつて、貸金等債務が含まれるものの保証人は、主債務の元本、主債務に関する利息、違約金、損害賠償その他従債務の全てのもの及びその保証債務について契約で決定された違約金または損害賠償の額について、全部に係る極度額を限度として、履行する責任を負う。

根保証契約というのは、根抵当の時と同じように、金額が確定されない主債務を保証するための契約を言うんだ。

貸金等債務は、その債務の範囲に金銭の貸渡し又は手形の割引を受けることによつて負担する債務という債務のことを指すんだ。

そして、根保証契約であり、貸金等債務が含まれる保証債務をした法人以外の保証人が結んだ契約は貸金等根保証契約と言うという意

味だね。

賃金等根保証契約を結んだ保証人は、極度額を設定したうえで、それを限度に履行責任を負うんだ。

第四百六十五条の三 貸金等根保証契約の元本確定期日

第四百六十五条の三 貸金等根保証契約において主たる債務の元本の確定すべき期日（以下「元本確定期日」という。）の定めがある場合において、その元本確定期日とその貸金等根保証契約の締結の日から五年を経過する日より後の日と定められているときは、その元本確定期日の定めは、その効力を生じない。

2 貸金等根保証契約において元本確定期日の定めがない場合（前項の規定により元本確定期日の定めがその効力を生じない場合を含む。）には、その元本確定期日は、その貸金等根保証契約の締結の日から三年を経過する日とする。

3 貸金等根保証契約における元本確定期日の変更をする場合において、変更後の元本確定期日とその変更をした日から五年を経過する日より後の日となるときは、その元本確定期日の変更は、その効力を生じない。ただし、元本確定期日の前二箇月以内に元本確定期日の変更をする場合において、変更後の元本確定期日に変更前の元本確定期日から五年以内の日となるときは、この限りでない。

4 第四百四十六条第二項及び第三項の規定は、貸金等根保証契約における元本確定期日の定め及びその変更（その貸金等根保証契約の締結の日から三年以内の日を元本確定期日とする旨の定め及び元本確定期日より前の日を変更後の元本確定期日とする変更を除く。）について準用する。

貸金等根保証契約において元本確定期日の定めがある場合で、その元本確定期日とその貸金等根保証契約の締結日から5年超とされている時は、その元本確定期日の定めは効力を発生しない。

貸金等根保証契約において第1項の規定によって元本確定期日の定めが効力を生じない場合を含んで元本確定期日の定めがない場合に

は、その元本確定期日は、その貸金等根保証契約の締結日から3年後とする。

貸金等根保証契約における元本確定期日の変更をする場合で、変更後の元本確定期日が変更日から5年超となる時には、その元本確定期日の変更は、効力が発生しない。ただし、元本確定期日の2ヶ月前以内に元本確定期日の変更をする場合において、変更後の期日が変更前の期日から5年以内になる時は、この限りではない。

第446条2項と3項の規定は、貸金等根保証契約における元本確定期日の定め及びその貸金等根保証契約の締結日から3年以内を元本確定期日とする旨の定め及び元本確定期日より前を変更後の元本確定期日とする変更を除く変更について準用する。

元本確定期日というのは、貸金等根保証契約の保証内容である主債務の元本が確定をする期日のことだね。

元本確定期日が、契約締結から5年を超える日に設定されていた場合は、全て取り消しとされるんだ。一方で契約はちゃんと締結されているから、それは守る必要があるよね。その時には第2項の規定によつて、3年目が確定期日とされるんだ。

この規定は、あらかじめ元本確定期日が設定されていなかった時にも適用されるからね。

さて、元本確定期日を変更する時には、残りが2か月より多ければ5年を限度として設定することができるんだ。でも、その場合では5年を超えるように設定することはできないよ。

第四百六十五条の四 貸金等根保証契約の元本の確定事由

第四百六十五条の四 次に掲げる場合には、貸金等根保証契約における主たる債務の元本は、確定する。

- 一 債権者が、主たる債務者又は保証人の財産について、金銭の支払を目的とする債権についての強制執行又は担保権の実行を申し立てたとき。ただし、強制執行又は担保権の実行の開始があったときに限る。
- 二 主たる債務者又は保証人が破産手続開始の決定を受けたとき。
- 三 主たる債務者又は保証人が死亡したとき。

次の各号の場合には、貸金等根保証契約の主債務の元本は、自動的に確定する。

- 一 債権者が、主債務者または保証人の財産について、金銭の支払いを目的とする債権についての強制執行または担保権実行を申し立てた時。ただし、強制執行または担保権の実行の手続き開始があった時に限る。
- 二 主債務者または保証人が破産手続開始の決定を受けた時。
- 三 主債務者または保証人が死亡した時。

貸金等根保証契約の元本確定について、これら各号のいずれかに該当する時には、その時点で確定するんだ。

つまり、主債務者が保証人の財産について金銭の支払いを目的とする債権についての強制執行が担保権実行の手続き開始があった時、主債務者または保証人が破産した時か死亡した時だね。

第四百六十五条の五 保証人が法人である貸金等債務の根保証契約の求償権

第四百六十五条の五 保証人が法人である根保証契約であつてその主たる債務の範囲に貸金等債務が含まれるものにおいて、第四百六十五条の二第一項に規定する極度額の定めがないとき、元本確定期日の定めがないとき、又は元本確定期日の定め若しくはその変更が第四百六十五条の三第一項若しくは第三項の規定を適用するとすればその効力を生じないものであるときは、その根保証契約の保証人の主たる債務者に対する求償権についての保証契約（保証人が法人であるものを除く。）は、その効力を生じない。

保証人が法人である根保証契約であつて主債務の範囲に貸金等債務が含まれるものにおいて、第465条の2第1項に規定する極度額の定めがない時、元本確定期日の定めがない時、または元本確定期日の定めもしくはその変更が第465条の3第1項もしくは第3項の規定を適用するとすれば効力が発生しないものである時は、保証人が法人であるものを除きその根保証契約の保証人の主債務者に対する求償権についての保証契約は、その効力が発生しない。

保証人が法人である根保証契約であり、主債務の範囲内に貸金等債務が含まれる場合であれば、極度額や元本確定期日の定めがない時、それが元本確定期日の定めや変更が効力を生じない場合に当てはまる時の保証契約は、保証人が法人以外に対して、その根保証契約の保証人の主債務者に対する求償権についての保証契約は、効力が発生しないとされるんだ。

第四百六十六条 債権の譲渡性

第四百六十六条 債権は、譲り渡すことができる。ただし、その性質がこれを許さないときは、この限りでない。

2 前項の規定は、当事者が反対の意思を表示した場合には、適用しない。ただし、その意思表示は、善意の第三者に対抗することができない。

債権は譲り渡すことができる。ただし、債権の性質が譲渡を譲り渡すことを許さない時は、この限りでない。

第1項の規定は、当事者が反対の意思表示をした場合には、適用しない。ただし、その意思表示は、善意の第三者に対抗することができない。

債権は、性質上譲渡できない物を除き、第三者に譲渡することができるんだ。ただし、当事者が、債権の譲渡禁止の契約などを交わしていた時には、譲渡することは契約違反となるためできないよ。

ここでいう性質上譲渡できない債権というのは、法律などで譲渡することが禁止されている債権で、例えば、扶養請求権や恩給請求権などだね。

第四百六十七条 指名債権の譲渡の對抗要件

第四百六十七条 指名債権の譲渡は、譲渡人が債務者に通知をし、又は債務者が承諾をしなければ、債務者その他の第三者に對抗することができない。

2 前項の通知又は承諾は、確定日付のある証書によつてしなれば、債務者以外の第三者に對抗することができない。

指名債権の譲渡は、譲渡人が債務者に通知をする、または債務者が承諾をしなければ、債務者その他の第三者に對抗することができない。

第1項の通知または承諾は、確定日付のある証書によつてしなれば、債務者以外の第三者に對抗することができない。

確定日付のある証書というのは、公正証書や内容証明郵便などだね。指名債権を譲渡する時には、譲渡人が債務者に通知するか債務者が承諾をするかのどちらかしない限り、債務者を含む第三者に對抗できないんだ。また、これらの承諾や通知も、確定日付月の証書でしなれば、債務者以外の第三者に對抗できないんだ。

第四百六十八条 指名債権の譲渡における債務者の抗弁

第四百六十八条 債務者が異議をとどめないで前条の承諾をしたときは、譲渡人に対抗することができた事由があつても、これをもつて譲受人に対抗することができない。この場合において、債務者がその債務を消滅させるために譲渡人に払い渡したものがあるときはこれを取り戻し、譲渡人に対して負担した債務があるときはこれを成立しないものとみなすことができる。

2 譲渡人が譲渡の通知をしたにとどまるときは、債務者は、その通知を受けるまでに譲渡人に対して生じた事由をもつて譲受人に対抗することができる。

債務者が異議をとどめずに第467条の承諾をした時には、譲渡人に対抗する事由があつても、譲受人に対抗できない。この場合において、債務者がその債務を消滅するために譲渡人に払い渡した者がある時は取り戻して、譲渡人に対して負担した債務がある時は成立しないとみなすことができる。

譲渡人が譲渡通知をしたにとどまる時には、債務者は、通知を受けるまでに譲渡人に対して発生した事由をもつて譲受人に対抗できる。債務者が無条件で第467条の承諾をした時には、新しい債権者である譲受人に対抗できないんだ。この時には、前の債権者である譲渡人に対して行った債務弁済は、なかつたこととみなすことができるんだ。

譲渡人が通知をしてから債務者に到達するまでの間、債務者は譲渡人に対してそれまでの間に発生した事由で譲受人に対抗できるんだ。

第四百六十九条 指図債権の譲渡の対抗要件

第四百六十九条 指図債権の譲渡は、その証書に譲渡の裏書をして譲受人に交付しなければ、債務者その他の第三者に対抗することができない。

指図債権の譲渡は、証書に譲渡の裏書をして譲受人に交付しなければ、債務者その他の第3者に対抗できない。

指図債権を債権者が譲受人に譲渡する時には、債権の証書に譲渡する旨の裏書をして、譲受人に対して譲渡人が交付しなければ、債務者を含むその他の第3者に対抗することができないんだ。

第四百七十条 指図債権の債務者の調査の権利等

第四百七十条 指図債権の債務者は、その証書の所持人並びにその署名及び押印の真偽を調査する権利を有するが、その義務を負わない。ただし、債務者に悪意又は重大な過失があるときは、その弁済は、無効とする。

指図債権の債務者は、その証書をもっている所持人ならびに署名および押印が本物が偽物かを調査する権利があるが、調査をしなければならぬわけではない。ただし、債務者に悪意または重大な過失があるときには、その弁済は、無効とする。

指図債権の債務者は、証書の所持人のことや、証書の裏書などに書かれている署名押印を調査することもできるんだ。だから、調査をしなくて、弁済をすることも可能なんだよ。つまり、真正ではない債権者に支払うということも可能だということになるね。

その場合、債務者側に悪意があったり、重大な過失があるような弁済であれば、無効とされるよ。

第四百七十一条 記名式所持人払債権の債務者の調査の権利等

第四百七十一条 前条の規定は、債権に関する証書に債権者を指名する記載がされているが、その証書の所持人に弁済をすべき旨が付記されている場合について準用する。

第470条の規定は、債権に関する証書に債権者を指名する記載がされているが、証書をもっている人に対して弁済を行うべき旨が書かれている場合について準用する。

第470条の規定は、指図債権の債務者の調査の権利等についてだつたね。この規定は、債権に関する証書に債権者が指名されている記載があつたとしても、証書をもっている人に対して弁済を行うようにせよといった内容の記述が書かれている場合にも準用されるんだ。

この条文のような債権のことを記名式所持人払債権というよ。

第四百七十二條 指図債権の譲渡における債務者の抗弁の制限

第四百七十二條 指図債権の債務者は、その証書に記載した事項及びその証書の性質から当然に生ずる結果を除き、その指図債権の譲渡前の債権者に対抗することができた事由をもって善意の譲受人に対抗することができない。

指図債権の債務者は、その証書に記載されている事項及びその証書の性質から当然に発生する結果を除いて、指図債権の譲渡前の債権者に対抗することができた事由によって善意の譲受人に対抗することができない。

指図債権の債務者は、譲渡人に対して債務を対抗することが可能であつたとしても、譲渡をした後に、善意の譲受人に債権が渡つた時点で、証書に記載されている事項が性質上当然に発生する結果以外の理由で対抗できないんだ。

例えば、裏書きが途中で途切れているとか、弁済の為に必要な証書を債務者に提示しないとかいったことだね。

第四百七十三條 無記名債権の譲渡における債務者の抗弁の制限

第四百七十二條 前條の規定は、無記名債権について準用する。

第四百七十二條の規定は、無記名債権についても準用する。

第四百七十二條の規定は、指図債権の譲渡における債務者の抗弁の制限についての規定だったね。第四百七十二條は、指図債権だけを対象とした規定だったんだけど、第四百七十三條のこの条文によって、指図債権だけではなくて、無記名債権について譲渡における債務の抗弁の制限を受けることになるということが書かれているんだよ。

第四百七十四条 第三者の弁済

第四百七十四条 債務の弁済は、第三者もすることができる。ただし、その債務の性質がこれを許さないとき、又は当事者が反対の意思を表示したときは、この限りでない。

2 利害関係を有しない第三者は、債務者の意思に反して弁済をすることができない。

債務の弁済は、第三者が行うこともできる。ただし、債務の性質が第三者の弁済を許さない時、または当事者が反対の意思を表示した時は、この限りではない。

利害関係を有しない第三者は、債務者の意思に反して弁済することができない。

債務弁済は第三者でもできるといふ記述がある時には、この条文を思い出すこと。

当事者が反対した場合、債務の性質上第三者が弁済できない時、利害関係がない第三者であれば、さらに債務者の意思に反した場合のいずれかでは、第三者による債務弁済はできないんだ。

第三者であっても、債務の弁済が完了した時点で、債務は消滅するよ。

第四百七十五条 弁済として引き渡した物の取戻し

第四百七十五条 弁済をした者が弁済として他人の物を引き渡したときは、その弁済をした者は、更に有効な弁済をしなければ、その物を取り戻すことができない。

弁済をした者が弁済として他の人の物を引き渡した時は、弁済をした者は、さらに有効な弁済をしない限り、その物を取り戻すことができない。

有効な弁済というのは、最初に弁済として引き渡した物以外の物を、新しい弁済として相手方に引き渡すということだね。

それをしない限り、一度弁済をした物は取り返すことができないんだ。

第四百七十六条

第四百七十六条 譲渡につき行為能力の制限を受けた所有者が弁済として物の引渡しをした場合において、その弁済を取り消したときは、その所有者は、更に有効な弁済をしなければ、その物を取り戻すことができない。

譲渡をするにあたって行為能力の制限を受けた所有者が弁済として物の引き渡しをした場合では、その弁済を取り消した時は、その所有者は、さらに有効な弁済をしなければその物を取り戻すことができない。

制限行為能力者が弁済をするために相手方に譲渡した物について、弁済を取り消した時には、その譲渡物は、さらに有効な弁済を行わない限り、取り戻せないんだ。

第四百七十七条 弁済として引き渡した物の消費又は譲渡がされた場合の弁済の

第四百七十七条 前二条の場合において、債権者が弁済として受領した物を善意で消費し、又は譲り渡したときは、その弁済は、有効とする。この場合において、債権者が第三者から賠償の請求を受けたときは、弁済をした者に対して求償をすることを妨げない。

第475条と第476条の場合で、債権者が弁済として受け取った物を善意で消費し、または譲渡した時は、その弁済は、有効とする。この場合において、債権者が第3者から賠償請求を受けた時は、弁済をした者に対して求償をすることを妨げない。

善意で弁済を受け取った時には、第475条と第476条の場合では、弁済は有効であるとされるんだ。

でも、その後、弁済は無効だったということになれば、それぞれの正当な所有者に返還しなければならいんだけど、その時の求償を弁済者に対して行うことができるということだね。

第四百七十八条 債権の準占有者に対する弁済

第四百七十八条 債権の準占有者に対してした弁済は、その弁済をした者が善意であり、かつ、過失がなかったときに限り、その効力を有する。

債権の準占有者に対して行った弁済は、その弁済者が善意であり、かつ、過失がなかった時に限って、効力が発生する。

準占有というのは、民法第205条によって『自己のためにする意思をもって財産権の行使をする場合』と規定されている占有の状態のことだよ。

簡単にいえば、パツと見て占有者に見えるけど、実は占有者じゃない状態だね。

準占有者に対して債務弁済を行った場合は、善意無過失の時に限って、弁済の効力が発生するんだ。

第四百七十九条 受領する権限のない者に対する弁済

第四百七十九条 前条の場合を除き、弁済を受領する権限を有しない者に対してした弁済は、債権者がこれによって利益を受けた限度においてのみ、その効力を有する。

第478条の場合を除いて、弁済を受ける権限を有しない物に対して行った弁済は、債権者が弁済を行うことによって利益を受けた限度においてのみ、弁済の効力が発生する。

第478条は準占有者に対する弁済だったね。準占有者以外で弁済を受ける権限がない人が弁済を受け取ったとしても、理由を問わずに債権者が利益を受けた場合、その利益を最大値として効力が発生するんだ。

第四百八十条 受取証書の持参人に対する弁済

第四百八十条 受取証書の持参人は、弁済を受領する権限があるものとみなす。ただし、弁済をした者がその権限がないことを知っていたとき、又は過失によって知らなかったときは、この限りでない。

受取証書の持参人は、弁済を受け取る権限があるものとみなす。ただし、弁済を行ったものが受け取る権限がないことを知っていた時、または過失によって知らなかった時は、この限りではない。

受取証書があれば、誰であっても弁済を受け取る権限があるものとみなされるんだ。でも、弁済をした側が、元々持参人が受け取る権限がないと知っていたり、過失によって知らなかった時には、権限は取り消されるよ。

第四百八十一条 支払の差止めを受けた第三債務者の弁済

第四百八十一条 支払の差止めを受けた第三債務者が自己の債権者に弁済をしたときは、差押債権者は、その受けた損害の限度において更に弁済をすべき旨を第三債務者に請求することができる。

2 前項の規定は、第三債務者からその債権者に対する求償権の行使を妨げない。

支払い差し止めを受けた第三債務者が自らの債権者に弁済をした時は、差押債権者は、その受けた損害の限度においてさらに弁済をするように第三債務者に請求することができる。

第1項の規定は、第三債務者から債権者に対する求償権の行使を妨げない。

差し止め命令を無視して第三債務者が債権者に弁済をした時に、受けた損害を限度にして、さらに弁済を請求することができるんだ。この時には、前に弁済した分を求償することができるんだよ。

第四百八十二条 代物弁済

第四百八十二条 債務者が、債権者の承諾を得て、その負担した給付に代えて他の給付をしたときは、その給付は、弁済と同一の効力を有する。

債務者が債権者の承諾を得て、負担した給付の代わりに別の給付を行った場合は、その給付は、弁済と同じ効力がある。

本当ならば、弁済するということで、そのものを返す必要があるんだけど、債務者と債権者の間の契約によって、代わりとなる別の給付を行うことができるんだ。その給付をもって、弁済が行われたとされるんだよ。

例えば、100万円を借りただけで、弁済として宝石を給付すると言った感じだね。

第四百八十三条 特定物の現状による引渡し

第四百八十三条 債権の目的が特定物の引渡しであるときは、弁済をする者は、その引渡しをすべき時の現状でその物を引き渡さなければならぬ。

債権の目的が特定物の引き渡しである時には、弁済を行うものは、引き渡しをすべき時点でその物を引き渡さなければならぬ。

例えば、目的として設定されたものが、財布だとすると、引き渡しの時点でその財布を準備して、債権者に対して財布を引き渡さなければならぬ。それが壊れていたとしてもね。

でも、壊れた責任が債務者の過失であれば、賠償責任が発生したりするよ。

第四百八十四条 弁済の場所

第四百八十四条 弁済をすべき場所について別段の意思表示がないときは、特定物の引渡しは債権発生の際にその物が存在した場所において、その他の弁済は債権者の現在の住所において、それぞれしなければならない。

弁済をすべき場所について意思表示がない時には、特定物の引き渡しは債権発生時点でその物が存在した場所において、他の弁済ならば債権者の現住所において、それぞれしなければならない。

弁済をするべき場所についての条文だね。特定物を引き渡す時には、債権関係が発生した時にその特定物があった場所で、それ以外の弁済ならば、債権者の住所で行うことになっているんだ。

第四百八十五条 弁済の費用

第四百八十五条 弁済の費用について別段の意思表示がないときは、その費用は、債務者の負担とする。ただし、債権者が住所の移転その他の行為によつて弁済の費用を増加させたときは、その増加額は、債権者の負担とする。

弁済費用について意思表示がない時には、その費用は、債務者の負担とする。ただし、債権者が住所移転やその他の行為によつて弁済費用を増加させた時には、その増加額は、債権者の負担とする。

弁済費用はあらかじめどちらかが払うということを決めておくんだけど、それが決まっていなかった場合に、この条文が適用されるんだ。弁済費用が発生した時には、決めていなければ債務者の負担となるんだけど、弁済費用を債権者側の責任によつて増加させた場合は、増加分は債権者負担となるんだ。

第四百八十六条 受取証書の交付請求

第四百八十六条 弁済をした者は、弁済を受領した者に対して受取証書の交付を請求することができる。

弁済を行ったものは、弁済を受け取った者に対して受け取ったことを証明する受取証書の交付請求を行うことができる。

弁済をした人は、弁済をしたということを証明する必要がある時があるなら、何らかの証明手段があるんだ。その時に、弁済受領者から弁済についてちゃんと受け取ったという証明書があれば、証明が楽だよ。そのため、受取証書の交付請求をすることができるよ。うになっているんだ。

第四百八十七条 債権証書の返還請求

第四百八十七条 債権に関する証書がある場合において、弁済をした者が全部の弁済をしたときは、その証書の返還を請求することができる。

債権に関する証書がある場合において、弁済を行ったものが全ての弁済を行った時には、その証書の返還を請求することができる。

債権に関する証書というのは、いわゆる借用証書だね。いろんな種類があるけど、それが一番分かりやすいと思うよ。

借用証書があるときには、弁済を行った者が完済した時点で返還請求することができるんだ。

第四百八十八条 弁済の充当の指定

第四百八十八条 債務者が同一の債権者に対して同種の給付を目的とする数個の債務を負担する場合において、弁済として提供した給付がすべての債務を消滅させるのに足りないときは、弁済をする者は、給付の時に、その弁済を充当すべき債務を指定することができる。

2 弁済をする者が前項の規定による指定をしないときは、弁済を受領する者は、その受領の時に、その弁済を充当すべき債務を指定することができる。ただし、弁済をする者がその充当に対して直ちに異議を述べたときは、この限りでない。

3 前二項の場合における弁済の充当の指定は、相手方に対する意思表示によつてする。

債務者が同じ債権者に対して同じ種類の給付目的の複数の債務を負担する場合において、弁済として提供した給付が全債務を消滅させるのに足りない時には、弁済を行うものは、給付を行う時に、弁済として充当すべき債務を指定することができる。

弁済を行うものが第1項の規定による指定を行わない時は、弁済を受け取るものは、受け取る時に、弁済を充当する債務を指定することができ。ただし、弁済をする者が充当に対して直ちに異議を述べた時には、この限りではない。

第1項と第2項の場合における弁済の充当の指定は、相手方に対する意思表示によつて行う。

複数の債務がある時に、弁済目的の給付がその全ての債務の弁済に足りない時には、どれの弁済とするのかということを弁済者が指定することができるんだ。でも、弁済者が指定しなければ、受領者が

指定をすることもできるんだけど、その場で異議を述べたら、指定はなかったことにできるんだ。
これらの指定は、相手方に対する意思表示で実行されるんだ。

第四百八十九条 法定充当

第四百八十九条 弁済をする者及び弁済を受領する者がいずれも前条の規定による弁済の充当の指定をしないときは、次の各号の定めるところに従い、その弁済を充当する。

- 一 債務の中に弁済期にあるものと弁済期にないものがあるときは、弁済期にあるものに先に充当する。
- 二 すべての債務が弁済期にあるとき、又は弁済期にないときは、債務者のために弁済の利益が多いものに先に充当する。
- 三 債務者のために弁済の利益が相等しいときは、弁済期が先に到来したもの又は先に到来すべきものに先に充当する。
- 四 前二号に掲げる事項が相等しい債務の弁済は、各債務の額に応じて充当する。

弁済をする者と弁済を受け取る者が両方とも第488条の規定による弁済の充当の指定を行わない時には、次の各号で規定されている通りに、弁済を充当する。

- 一 債務の中に弁済期が来ているものと来ていないものがある場合には、弁済期が来ている物を先に充当する。
- 二 全ての債務が弁済期にある時、または弁済期にない時には、債務者の利益が多いものから先に充当する。
- 三 債務者のために弁済利益が等しい時は、弁済期が先に到来したもののまたは先に到来すべきものから先に充当する。
- 四 第2号と第3号に掲げる時効が等しい債務の弁済は、それぞれの債務額に応じて充当する。

弁済の充当指定がされていない時には、1号、2号、3号、4号の順番で充当を行うことになるんだ。

第四百九十条 数個の給付をすべき場合の充当

第四百九十条 一個の債務の弁済として数個の給付をすべき場合において、弁済をする者がその債務の全部を消滅させるのに足りない給付をしたときは、前二条の規定を準用する。

1つの債務の弁済として複数の給付を行わなければならない場合において、弁済をする者がその債務の全てを消滅させるのに足りない給付を行った時には、第488条と第489条の規定を準用する。

ひとつの債務弁済に対して複数の給付を行う時に、その給付を合計して債務総額に達しない時には、第488条と第489条の規定を準用するんだ。

第四百九十一条 元本、利息及び費用を支払うべき場合の充当

第四百九十一条 債務者が一個又は数個の債務について元本のほか利息及び費用を支払うべき場合において、弁済をする者がその債務の全部を消滅させるのに足りない給付をしたときは、これを順次に費用、利息及び元本に充当しなければならない。

2 第四百八十九条の規定は、前項の場合について準用する。

債務者がひとつ又は複数の債務について元本のほか利息と費用を払うべき場合において、弁済をする者がその債務の全部を消滅させるのに足りない給付をした時は、順次、費用、利息および元本に充当しなければならない。

第489条の規定は、第1項の場合について準用する。

債務者が債務について元本以外にも、利息と費用を払うことになつていて、給付をしても完済することができなければ、費用、利息、元本の順番で給付の充当を行うんだ。

第四百九十二条 弁済の提供の効果

第四百九十二条 債務者は、弁済の提供の時から、債務の不履行によつて生ずべき一切の責任を免れる。

債務者は、弁済提供時点から、債務不履行によつて発生する一切の責任を免れる。

債務者は、弁済として債権者に対して何らかの提供を行った時点から、債権者に対して、債務者として債務不履行によつて発生する責任について、全ての責任からまぬがれることになるんだ。これは、弁済を受け取らなくても、提供を行ったという意思表示後は債務不履行になつたとしても責任を負わなくていいんだ。

第四百九十三条 弁済の提供の方法

第四百九十三条 弁済の提供は、債務の本旨に従って現実にしな
ければならない。ただし、債権者があらかじめその受領を拒み、又
は債務の履行について債権者の行為を要するときは、弁済の準備を
したことを通知してその受領の催告をすれば足りる。

弁済の提供は、債務の本旨に従って現実として行わなければならない。
い。ただし、債権者があらかじめ受領を拒んで、または債務履行に
ついて債権者の行為を必要としている時には、弁済準備をしたこと
を通知して受領の催告をすれば足りる。

弁済提供は、債務の本旨に従って、実際にお粉割られる必要がある
んだ。

でも、債権者が受領を拒否したり、履行について行為が必要であれ
ば、準備が整ったことを債権者に通知して受領催告をすればいいん
だ。

第四百九十四条 供託

第四百九十四条 債権者が弁済の受領を拒み、又はこれを受領することができないときは、弁済をすることができる者（以下この目において「弁済者」という。）は、債権者のために弁済の目的物を供託してその債務を免れることができる。弁済者が過失なく債権者を知ることができないときも、同様とする。

債権者が弁済を受け取るのを拒み、または弁済を受領できない時には、弁済者は、債権者のために弁済の目的物を供託して債務を免れることができる。弁済者が過失なく債権者を知ることができない時も、同様とする。

弁済者というのは、弁済を行うことができる者のことだね。

確知というのは、確実に知ることだね。ここでは、確実に債権者がこの人だと分かるということだね。

債権者が弁済を受け取らなかつたり、受け取れなかつたりする時には、債権者のために、弁済の目的物を供託して、弁済をしたことのできるんだ。これは、過失なく債権者を各地できない時も、同じようにできるんだ。

第四百九十五条 供託の方法

第四百九十五条 前条の規定による供託は、債務の履行地の供託所にしなければならない。

2 供託所について法令に特別の定めがない場合には、裁判所は、弁済者の請求により、供託所の指定及び供託物の保管者の選任をしなければならない。

3 前条の規定により供託をした者は、遅滞なく、債権者に供託の通知をしなければならない。

第四百九十四条の規定による供託は、債務の履行地の供託所にしなければならない。

供託所について法令に特別の定めがない場合には、裁判所は、弁済者の請求によつて、供託所の指定および供託物の保管者の選任をしなければならない。

第四百九十四条の規定によつて供託をした者は、遅滞なく、債権者に供託の通知を行わなければならない。

第四百九十四条による供託のはなしだね。原則としては、債務履行地の供託所にたいして、供託を必要があるんだ。法令に定めがなければ、裁判所が、弁済者の請求により、どこに供託するのかを決めたり、保管者を選任する義務があるんだ。

また、供託を行えば、遅滞なく供託通知を債権者に対して行わなければならないんだ。

第四百九十六条 供託物の取戻し

第四百九十六条 債権者が供託を受諾せず、又は供託を有効と宣告した判決が確定しない間は、弁済者は、供託物を取り戻すことができる。この場合においては、供託をしなかったものとみなす。

2 前項の規定は、供託によって質権又は抵当権が消滅した場合には、適用しない。

債権者が供託を受け取らず、または供託を有効と宣告した判決が確定しない間は、弁済者は、供託物を取り戻すことができる。この場合では、供託をしなかったものとみなす。

第1項の規定は、供託によって質権または抵当権が消滅した場合には、適用しない。

債権者が弁済者が供託をしたのにもかかわらず受諾をしなかったり、供託が有効だと裁判所の判決が確定しない間は、供託物を取り戻すことができるんだ。この時には、供託はなかったとみなされるんだよ。

これらの供託によって、質権や抵当権が消滅した時には、さっきの規定は適用されないんだ。

第四百九十七条 供託に適しない物等

第四百九十七条 弁済の目的物が供託に適しないとき、又はその物について滅失若しくは損傷のおそれがあるときは、弁済者は、裁判所の許可を得て、これを競売に付し、その代金を供託することができる。その物の保存について過分の費用を要するときも、同様とする。

弁済の目的物が供託に適さない時、またはその物について滅失や損傷の恐れがある時は、弁済者は、裁判所から許可を得て、目的物を競売に付して、その代金を供託することができる。目的物の保存について過分の費用が必要になる時も、同じように行う。

供託しようとして、目的物を供託しようとしても、それができない時や、滅失、損傷する恐れがある時には、裁判所からの許可を得たうえで、競売を行い、その代金を供託することができるんだ。目的物の保存をする時に、かなり費用が必要な時にも、同じようにするよ。

第四百九十八条 供託物の受領の要件

第四百九十八条 債務者が債権者の給付に対して弁済をすべき場合には、債権者は、その給付をしなければ、供託物を受け取ることができない。

債務者が債権者の給付に対して弁済を行うべき場合には、債権者は、その給付を行わなければ、供託物を受け取ることができない。

供託物と代金を引き換えにするような感じの場合だね。債務者が債権者の給付に対して弁済を行うようなときには、債権者は、債務者に対する給付を行わない限り、供託物を受け取れないんだ。

「ねえ、聞いてもいい?」

「ああ、もちろんさ。なんだい」

「供託って、なんなの?」

彼女は、六法に書かれている”供託”という言葉を指さして、俺に聞いた。

「じゃあ、供託について、説明をしておこうか」

辞書を取り出し、供託のページを開ける。

「供託というのは、金銭や有価証券といった債務の担保となるものを、法令に根拠がある場合に、国家機関たる供託所というところが預かって、一定の法律効果をもたらすことを目的とする法律行為の一つだよ」

「作者注：供託手続及び説明については法務省内の供託手続のページ (<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07.html>) を参考にしました。以下、注釈がない限りは、このページを参考にしております」

「さつき言ってた、民法第494条のような、弁済を受け取らなかつたり、受け取れなかつたような感じの場合以外にも、供託ができるようなパターンってあるの?」

彼女に聞かれて、俺は再び説明を始める。

「いくらがあるよ。さつき言ったようなものは弁済供託という名前なんだ。他には、担保保証供託、執行供託、保管供託、没取^{ほつし}供託といったものがあるんだ。供託の一般法としては、供託法というのがあるんだよ」

「作者注：供託法一（明治三十二年二月八日法律第十五号）については、<http://law.e-gov.go.jp/html/data/M32/M32HO015.html>を参考にしました。また、細則として法務省令として供託規則（昭和三十四年一月十七

日法務省令第二号) <http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S34/S34F03201000002.html>があります。」

「供託と言っても、いったいあるんだね。それぞれ、どんな感じの供託なの？」

「弁済供託は、もう説明したから、いいよね。担保保証供託というのは、何らかの担保を供託するという形で担保の代わりとするというものなんだ。執行供託は、強制執行時の目的物を供託するっていうこと。保管供託というのは、目的物を処分せずに保管をするために供託をすること。没取供託というのは、何らかの場合で目的物の所有権を国や地方公共団体へ帰属させるようにする供託のタイプのことだよ」

「作者注：担保保証供託は裁判上の保証供託、営業上の保証供託、税法上の担保供託に細分されます。なお、根拠条文としては、裁判上保証供託は民事執行法および民事保全法等。営業上保証供託は宅地建物取引業法および旅行業法等。税法上担保供託は国税通則法等。執行供託は主として民事執行法。保管供託は民事執行法および商法等。没取供託は主として公職選挙法です。以上、Wikipedia供託のページ(<http://ja.wikipedia.org/wiki/%E4%BE%9B%E8%A8%97>)を参考にしました」

「供託所って言うのは？そんな専門の機関でもあるの？」

「供託法1条によつて、『法務局若八地方法務局若八此等ノ支局又八法務大臣ノ指定スル此等ノ出張所力』供託所とされるんだ。つまり、法務局、地方法務局やそれらの支局、それか法務大臣がしている出張所が供託法上の供託所とされるんだよ。どの種類の供託を行うかによつて、供託を依頼する供託所がかわるんだ。例えば、弁済供託や執行供託ならば債務履行地にある供託所に、営業上供託なら営業所や事務所に一番近い供託所って言う感じだね。もしも分からなければ、供託所に聞けば、どこにすべきかを教えてくれるよ」

「作者注：なお、法務局等の場所については法務局ホームページ（<http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/stat/c/kankatsu/index.html>）をご確認ください」

「大体分かったかな？」

「うん、分かった」

彼女がうなづいた。

「じゃあ、休憩も終わりにして、続きをしようか」

俺は彼女に言うと、すぐに六法を開いてくれた。

第四百九十九条 任意代位

第四百九十九条 債務者のために弁済をした者は、その弁済と同時に債権者の承諾を得て、債権者に代位することができる。

2 第四百六十七条の規定は、前項の場合について準用する。

債務者の為に弁済を行った者は、弁済と同時に債権者の承諾を得て、債権者に代位することができる。

第467条の規定は、第1項の場合について準用する。

この条文は、任意代位ということの規定した条文なんだ。

債務者の代わりに債権者へ返済をした者は、債権者から債権を受け継いで、つまり債権者を代位して、新しい債権者としてその弁済分を債権として、請求を行うことができるんだ。

第467条の規定は、これらの場合について準用されるんだ。

第五百条 法定代位

第五百条 弁済をするについて正当な利益を有する者は、弁済によつて当然に債権者に代位する。

弁済を行うことについて正当な利益をもつ者は、弁済が行われることによつて当然に債権者に代位する。

弁済をするについて正当な利益を有する者というのは、例えば、保証人とか、連帯債務者などのことだね。

彼らは、債権者に対して弁済を行うと、自動的に債権者に代位して、債務者に対して債権者としての権利を行使することができるようになるんだよ。

第五百一条 弁済による代位の効果

第五百一条 前二条の規定により債権者に代位した者は、自己の権利に基づいて求償をすることができる範囲内において、債権の効力及び担保としてその債権者が有していた一切の権利を行使することができる。この場合においては、次の各号の定めるところに従わなければならない。

- 一 保証人は、あらかじめ先取特権、不動産質権又は抵当権の登記にその代位を付記しなければ、その先取特権、不動産質権又は抵当権の目的である不動産の第三取得者に対して債権者に代位することができない。
- 二 第三取得者は、保証人に対して債権者に代位しない。
- 三 第三取得者の一人は、各不動産の価格に応じて、他の第三取得者に対して債権者に代位する。
- 四 物上保証人の一人は、各財産の価格に応じて、他の物上保証人に対して債権者に代位する。
- 五 保証人と物上保証人との間においては、その数に応じて、債権者に代位する。ただし、物上保証人が数人あるときは、保証人の負担部分を除いた残額について、各財産の価格に応じて、債権者に代位する。
- 六 前号の場合において、その財産が不動産であるときは、第一号の規定を準用する。

第499条と第500条の規定により債権者に代位した者は、自らの権利に基づいて債務者に対して求償をすることができる範囲内において、債権の効力及び担保としてその債権者が有していた一切の権利を行使することができる。この場合においては、次に掲げられている各号で定められていることに従わなければならない。

- 一 保証人は、あらかじめ先取特権、不動産質権または抵当権の登記にその代位を付記しなければ、その先取特権、不動産質権または抵当権の目的である不動産の第三取得者に対して債権者に代位することができない。
 - 二 第三取得者は、保証人に対して債権者に代位しない。
 - 三 第三取得者の一人は、それぞれの不動産の価格に応じて、他の第三取得者に対して債権者に代位する。
 - 四 物上保証人の一人は、それぞれの財産の価格に応じて、他の物上保証人に対して債権者に代位する。
 - 五 保証人と物上保証人との間においては、その人数に応じて、債権者に代位する。ただし、物上保証人が数人あるときは、保証人の負担部分を除いた残額について、各財産の価格に応じて、債権者に代位する。
 - 六 第5号の場合において、その財産が不動産であるときは、第1号の規定を準用する。
- これまでの第499条と第500条によって、債権者を代位した人たちに対して、行える権利を列挙した条文だよ。
- 1号から6号まで、それぞれを読んでもらえば、どれができてどれができないのかって言うことがすぐに分かるよ。

第五百二条 一部弁済による代位

第五百二条 債権の一部について代位弁済があつたときは、代位者は、その弁済をした価額に応じて、債権者とともにその権利を行使する。

2 前項の場合において、債務の不履行による契約の解除は、債権者のみがすることができる。この場合においては、代位者に対し、その弁済をした価額及びその利息を償還しなければならない。

債権の一部について代位弁済があつた時には、代位者は、その弁済の価額に応じて、債権者とともにその権利を行使する。

第1項の場合、債務不履行による契約解除は、債権者のみができる。この場合において、代位者に対して、弁済分の価額およびその利息を償還しなければならない。

これまで見てきた代位弁済は全額支払った場合だけど、部分的に支払うということも、十分に考えられることだね。その時には、代位者は弁済分を債権者としてふるまうことができるんだ。

でも、債務不履行による契約解除については、債権者だけしかできなくて、その時には、それまでに弁済した分と利息を、代位者に召喚しなければならないんだ。

第五百三条 債権者による債権証書の交付等

第五百三条 代位弁済によつて全部の弁済を受けた債権者は、債権に関する証書及び自己の占有する担保物を代位者に交付しなければならない。

2 債権の一部について代位弁済があつた場合には、債権者は、債権に関する証書にその代位を記入し、かつ、自己の占有する担保物の保存を代位者に監督させなければならない。

代位弁済によつて全額の弁済を受けた債権者は、債権に関する証書および自らが占有する担保物を代位者に交付しなければならない。債権の一部について代位弁済があつた場合は、債権者は、債権に関する証書にその代位を記入し、なおかつ、自らが占有している担保物の保存を代位者に監督させなければならない。

代位弁済を行われた債権者は、全額か全額じゃないかによつて対応が分かれるんだ。

全額ならば、債権にかかわるすべてを代位者に引き渡す必要があるんだ。

でも、全額ではなかった場合は、債権証書には代位があつた内容の記入をして、さらに担保物の保存を代位者にさせなければならないんだ。

第五百四条 債権者による担保の喪失等

第五百四条 第五百条の規定により代位をすることができる者がある場合において、債権者が故意又は過失によってその担保を喪失し、又は減少させたときは、その代位をすることができる者は、その喪失又は減少によって償還を受けることができなくなった限度において、その責任を免れる。

第500条の規定によって代位を行うことができる者がいる場合で、債権者が故意または過失によって担保を喪失し、または減少させた時は、代位をできる者は、喪失または減少によって償還を受けることができなくなった限度において、その責任を免れる。

第500条によって代位ができる人が、債権者が故意や過失で担保をなくしたり壊したりした時には、その分を限度として、弁済しなくてもいいんだ。

第五百五条 相殺の要件等

第五百五条 二人が互いに同種の目的を有する債務を負担する場合において、双方の債務が弁済期にあるときは、各債務者は、その対当額について相殺によつてその債務を免れることができる。ただし、債務の性質がこれを許さないときは、この限りでない。

2 前項の規定は、当事者が反対の意思を表示した場合には、適用しない。ただし、その意思表示は、善意の第三者に対抗することができない。

二人がお互いに同じ種類の目的をもっている債務を負担する場合において、それぞれの債務が弁済期にある時には、それぞれの債務者は、その対当額について相殺によつてその分の債務を支払わなくてもいい。ただし、債務の性質上不可能な時は、この限りではない。第1項の規定は、当事者が反対の意思表示をした場合には、適用しない。ただし、その意思表示は、善意の第三者に対抗することができない。

同じ種類の目的の債務というのは、大概は金銭債務だね。

それぞれが同じ種類の債務があつて、弁済期であれば、その分を相殺することができるんだ。でも、当事者のいずれかが反対したら、することができないんだ。

第五百六条 相殺の方法及び効力

第五百六条 相殺は、当事者の一方から相手方に対する意思表示によつてする。この場合において、その意思表示には、条件又は期限を付することができない。

2 前項の意思表示は、双方の債務が互いに相殺に適するようになった時にさかのぼつてその効力を生ずる。

相殺は、当事者の片方から相手方に対する意思表示によつて行ふ。この場合において、その意思表示には、条件または期限をつけることができない。

第1項の意思表示は、互いの債務がそれぞれ相殺に適するようになったときにさかのぼつて効力が発生する。

相殺というのは、どちらかがもう片方の当事者に対して、総裁をするよという意思表示を行つて初めて効力が発生するんだ。この時は、何らかの形で条件とか期限を設けるといふことはできないんだ。また、意思表示は、相殺ができる時点にさかのぼつて適用されるんだよ。

第五百七条 履行地の異なる債務の相殺

第五百七条 相殺は、双方の債務の履行地が異なるときであつても、することができ。この場合において、相殺をする当事者は、相手方に対し、これによつて生じた損害を賠償しなければならない。

相殺は、互いの債務の履行地が違つていても、行うことができる。この場合において、相殺を行う当事者は、相手方に対して、相殺を行うことによつて発生した損害を賠償しなければならない。

相殺というのは、どこであっても行うことができるんだけど、それを行うことによつて、何らかの損害が発生した時には、相殺を提案したほうがその賠償責任を負うんだ。

第五百八条 時効により消滅した債権を自働債権とする相殺

第五百八条 時効によつて消滅した債権がその消滅以前に相殺に適するようになった場合には、その債権者は、相殺をすることができる。

時効によつて消滅した債権が消滅するより前に相殺することができるような状態であつた場合には、その債権者は、相殺をすることができる。

時効が到来した債権は、当然に債権関係が終了しているけども、相殺を行うときには、第507条のように遡及効が認められているんだ。だから、債権関係が終了していても、相殺ができるのであれば、意思表示さえすれば相殺を行うことができるようになるんだ。でも、時効消滅してから相殺ができるようになっても、それは無理だからね。

第五百九条 不法行為により生じた債権を受働債権とする相殺の禁止

第五百九条 債務が不法行為によって生じたときは、その債務者は、相殺をもって債権者に対抗することができない。

債務が不法行為によって発生した時は、その債務者は、相殺を持って債権者に対抗することができない。

不法行為を行ったことよって債務関係が始まったときは、相殺をすることができないんだ。相殺というのは、不法行為を行っていない、つまり適法行為よって行われた債権債務関係に限って、適用がされるということなんだよ。

第五百十条 差押禁止債権を受働債権とする相殺の禁止

第五百十条 債権が差押えを禁じたものであるときは、その債務者は、相殺をもって債権者に対抗することができない。

債権が差し押さえを禁じたものであるときは、その債務者は、相殺をもって債権者に対抗することができない。

債権自体が差し押さえができない種類の債権であれば、いくら相殺ができるような状態であったとしても、相殺を行うことができないんだ。

差し押さえができない債権というのは、基本的に一身専属的債権だね。たとえば恩給とかがこれに当たるよ。

第五百十一条 支払の差止めを受けた債権を受働債権とする相殺の禁止

第五百十一条 支払の差止めを受けた第三債務者は、その後に取り得した債権による相殺をもって差押債権者に対抗することができない。

支払いの差し止めを受けた第三債務者は、その後に取り得した債権による相殺をもって差し押さえ債権者に対抗することができない。

支払いを差し止めるように裁判所からの命令を受けた第三債務者は、差し止め命令から後に発生した債権によって、差し押さえ債権者に対して、債務の相殺を行うことはできないんだ。

第五百十二条 相殺の充当

第五百十二条 第四百八十八条から第四百九十一条までの規定は、相殺について準用する。

第488条から第491条までの規定は、相殺について準用する。

第488条から第491条の規定は、弁済の充当の指定、法定充当、数個の給付をすべき場合の充当、元本、利息及び費用を支払うべき場合の充当についての規定だね。つまり、弁済充当の規定は、相殺が行われたときについても、それらの規定に沿って適用ができるよ
うな状態であれば、適用することができるということだよ。

第五百十三条 更改

第五百十三条 当事者が債務の要素を変更する契約をしたときは、その債務は、更改によって消滅する。

2 条件付債務を無条件債務としたとき、無条件債務に条件を付したとき、又は債務の条件を変更したときは、いずれも債務の要素を変更したものとみなす。

当事者が債務要素を変更する内容の契約をしたときは、変更する前の債務は、更改^{こうかい}によって消滅する。

条件付債務を無条件債務としたとき、無条件債務を条件付債務としたとき、または債務条件を変更したときは、いずれも債務要素を変更したものとみなす。

当事者が、債務の中身を変えようという契約を結んだときには、債務を更改したつて言うんだ。

債務の更改があると、それ以前に結んでいた債務は消滅して、更改後の債務が新規に結ばれたつて言う形をとるんだよ。

また、条件付債務を無条件債務に、無条件債務に条件をつけたとき、それが債務条件を変えたときにも、債務要素が変更されたというふうにみなされるんだ。

第五百十四条 債務者の交替による更改

第五百十四条 債務者の交替による更改は、債権者と更改後に債務者となる者との契約によってすることができる。ただし、更改前の債務者の意思に反するときは、この限りでない。

債務者が交替することによる更改は、債権者と更改後の債務者の契約によって行うことができる。ただし、更改前の債務者の意思に反しているときは、この限りではない。

債務者が変わることによって更改が行われるときには、債権者と更改後の債務者との間の契約を結ぶことによって可能となるんだ。でも、更改前債務者の意思に反して更改を行うことはできないんだ。

第五百十五條 債権者の交替による更改

第五百十五條 債権者の交替による更改は、確定日付のある証書によつてしななければ、第三者に対抗することができない。

債権者の交替による更改は、確定日付のある証書によつて行わなければ、第三者に対抗することができない。

債権者の交替によつて、債務を更改するときには、確定日付が入っている証書によつて行わない限りは、第三者に対して対抗することができないんだ。

当然、確定日付が入っていない証書によつても債務更改をすることは可能だよ。でも、そのときには第三者に対抗できないんだ。

第五百十六條

第五百十六條 第四百六十八條第一項の規定は、債権者の交替による更改について準用する。

第468条第1項の規定は、債権者交替による更改について準用する。

第468条第1項の規定は、指名債権の譲渡について、第3者へ対抗をするために承諾をしたときには、譲渡人に対抗をするような事由があつたとしても、もう対抗することができないって言う内容の条文だね。これらの規定は、債権者の交替によって行われる更改についても、準用されるんだ。

第五百十七条 更改前の債務が消滅しない場合

第五百十七条 更改によって生じた債務が、不法な原因のため又は当事者の知らない事由によって成立せず又は取り消されたときは、更改前の債務は、消滅しない。

更改によって発生した債務が、不法な原因のため又は当事者の知らない事由によって成立せず又は取り消しを受けた場合には、更改前の債務は、消滅しない。

更改によって発生した債務が、不法行為によつたものとか、当事者の知らない事由によって成立しなかつたり、取り消されたりした場合は、更改前の債務は消滅しないんだ。このときには、更改後の債務は無効として扱われるんだ。

第五百十八条 更改後の債務への担保の移転

第五百十八条 更改の当事者は、更改前の債務の目的の限度において、その債務の担保として設定された質権又は抵当権を更改後の債務に移すことができる。ただし、第三者がこれを設定した場合には、その承諾を得なければならない。

更改の当事者は、更改前の債務の目的の限度において、その債務の担保として設定された質権または抵当権を更改後の債務に移すことができる。ただし、第三者が質権または抵当権を設定した場合には、その承諾を得なければならない。

更改の当事者は、更改前債務の目的を限度として、担保の質権や抵当権を更改後の債務の担保とすることができるんだ。でも、第三者がそれぞれの権利を設定していた場合には、更改するときに承諾を必要とするんだ。

第五百十九條

第五百十九條 債権者が債務者に対して債務を免除する意思を表示したときは、その債権は、消滅する。

債権者が債務者に対して債務を免除する意思表示をしたときには、その意思表示の対象となった債権は、消滅する。

当たり前のように思うかもしれないけど、法治国家というのは法律がないと権利が発生しないという仕組みになっているんだ。だからこの条文がなければ、たとえば、AさんがBさんに100万円を貸していたんだけど、Aさんがもう返さなくて良いよといえれば、この条文によって、Bさんの債務は消滅するんだ。

第五百二十条

第五百二十条 債権及び債務が同一人に帰属したときは、その債権は、消滅する。ただし、その債権が第三者の権利の目的であるときは、この限りでない。

債権と債務が同じ人に帰属した時は、その債権は、消滅する。ただし、その債権が第三者の権利の目的である時は、この限りではない。

同一の目的の債権と債務が同じ人に帰属することを、混同というんだ。混同がなされたときには、自分の債務を自分に返すということになるんだ。これはおかしいということになるから、こういう混同の状態になった債権は消滅するということになるんだよ。

でも、第三者の権利が目的となっている債権ならば、消滅することはないんだよ。

第二章 契約

第二章 契約

第一節 総則

- 第一款 契約の成立（第五百二十一条 第五百三十二条）
- 第二款 契約の効力（第五百三十三条 第五百三十九条）
- 第三款 契約の解除（第五百四十条 第五百四十八条）
- 第二節 贈与（第五百四十九条 第五百五十四条）
- 第三節 売買
 - 第一款 総則（第五百五十五条 第五百五十九条）
 - 第二款 売買の効力（第五百六十条 第五百七十八条）
 - 第三款 買戻し（第五百七十九条 第五百八十五条）
- 第四節 交換（第五百八十六条）
- 第五節 消費貸借（第五百八十七条 第五百九十二条）
- 第六節 使用貸借（第五百九十三条 第六百条）
- 第七節 賃貸借
 - 第一款 総則（第六百一条 第六百四条）
 - 第二款 賃貸借の効力（第六百五条 第六百十六条）
 - 第三款 賃貸借の終了（第六百十七条 第六百二十二条）
 - 第八節 雇用（第六百二十三条 第六百三十一条）
 - 第九節 請負（第六百三十二条 第六百四十二条）
 - 第十節 委任（第六百四十三条 第六百五十六条）
 - 第十一節 寄託（第六百五十七条 第六百六十六条）
 - 第十二節 組合（第六百六十七条 第六百八十八条）
 - 第十三節 終身定期金（第六百八十九条 第六百九十四条）
 - 第十四節 和解（第六百九十五条・第六百九十六条）

これから見えていくのは、契約についてだね。

契約には典型契約といわれる、民法に書かれた契約類型と、書かれていない無名契約というのがあった。

典型契約は、贈与、売買、交換、消費貸借、使用貸借、賃貸借、雇用、請負、委任、寄託、組合、終身定期金、和解の13が規定されているんだ。これらは、狭義の典型契約と言ったりするね。

これらは後々でじっくり見ていくよ。重要な奴らばかりだから、絶対におぼえるように。

さらに言えば、民法で規定されている以外にも、商法によって規定されている契約についても、典型契約ということがあるよ。こちらを含めるときには、広義の典型契約と言ったりするね。

「作者注：商法における典型契約としては、商法第2編に規定されている売買、交互計算、匿名組合、仲立営業、問屋営業、運送取扱営業、運送営業、寄託があります。なお、民法上の典型契約と同一の名称がありますが、商法上の典型契約では、商人間もしくは商人と非商人間を適用範囲としています。民法では非商人と非商人間を主として適用範囲としています。」

一方で、無名契約というのは、ここに書かれていない契約全般を指していると思ってくれたいよ。

ついでに言えば、無名契約と対義語として有名契約ということを行うときもあるけど、この場合は、典型契約と同じ意味だと思ってくれたいよ。

この章では、どうやったら契約が成立するか、消滅するか、典型契約はどのようなものなのか、について主に見ていくよ。

第五百二十一条 承諾の期間の定めのある申込み

第五百二十一条 承諾の期間を定めてした契約の申込みは、撤回することができない。

2 申込者が前項の申込みに対して同項の期間内に承諾の通知を受けなかったときは、その申込みは、その効力を失う。

承諾の期間を定めて行った契約の申し込みは、撤回することができない。

申込者が第1項の申し込みに対して第1項の期間内に承諾の通知を受けなかった時は、その申し込みは、効力を失う。

契約の申し込みをした時点で、一定の期間以内に承諾をするようにという契約をした時には、その承諾期間中に承諾をしない限り、その契約は取り消されるんだ。

第五百二十二条 承諾の通知の延着

第五百二十二条 前条第一項の申込みに対する承諾の通知が同項の期間の経過後に到達した場合であっても、通常の場合にはその期間内に到達すべき時に発送したものであることを知ることができるときは、申込者は、遅滞なく、相手方に対してその延着の通知を発しなければならない。ただし、その到達前に遅延の通知を発したときは、この限りでない。

2 申込者が前項本文の延着の通知を怠ったときは、承諾の通知は、前条第一項の期間内に到達したものとみなす。

第521条第1項の申し込みに対する承諾の通知が第521条第1項の期間が過ぎた後に到達した場合であっても、通常の場合にはその期間内に到達すべき時に発送したものだということが知ることができる時は、申込者は、遅滞なく、相手方に対してその延着の通知を発しなければならない。ただし、到達前に遅延の通知を発している時は、この限りでない。

申込者が本条第1項の本文の延着の通知を怠った時は、承諾の通知は、第521条第1項の期間内に到達したものとみなす。

承諾の通知が、例えば車が事故に遭って延着したようなときに、消印などから、普通ならばついたであろう場合には、期間外に通知があったとしても、期間内にあったものとして扱われるんだ。この時には、申込者はすぐに延着したことを知らせる必要があるんだ。もしも、それをしなかった時には、期間内に到達したことにされるんだよ。

第五百二十三条 遅延した承諾の効力

第五百二十三条 申込者は、遅延した承諾を新たな申込みとみなすことができる。

申込者は、遅延した承諾を新しい申し込みとしてみなすことができる。

申込者は、遅れてきた契約の申し込みについての承諾を、それと全く同じ内容の契約の、新しい申し込みとして取り扱うことができるんだ。これに対して、双方が承諾をすることによって、本当に申し込みんだ方の契約はなかったことにされて、新しい契約を結んだという法的効果を生むことができるんだ。

第五百二十四条 承諾の期間の定めのない申込み

第五百二十四条 承諾の期間を定めないで隔地者に対してした申込みは、申込者が承諾の通知を受けるのに相当な期間を経過するまでは、撤回することができない。

承諾の期間を決めずに隔地者に対して行った申し込みは、申込者が承諾の通知を受けるのに相当な期間を経過するまでは、撤回できない。

かくちしゃ 隔地者というのは、意思の疎通を図るためには、かなり離れている場所にいる人のことを言うんだ。

今じゃメールとか電話とかがあるけど、この条文が作られた明治の時点では、そんな便利な者はなくて、手紙でやり取りをしていたんだ。そのため、1カ月ほどかかったりするということもあったんだよ。

そのため、承諾期間を決めずに隔地者間で行った申し込み契約については、その申し込みを受け取るのに十分な時間が経過しないと、撤回することができないんだ。

ちなみに、今の日本においては、電話やインターネット環境がない離島とかが該当するよ。

第五百二十五条 申込者の死亡又は行為能力の喪失

第五百二十五条 第九十七条第二項の規定は、申込者が反対の意思を表示した場合又はその相手方が申込者の死亡若しくは行為能力の喪失の事実を知っていた場合には、適用しない。

第97条第2項の規定は、申込者が反対の意思表示をした場合またはその相手方が申込者の死亡もしくは行為能力を喪失した事実を知っていた場合には、適用しない。

第97条は隔地者に対する意思表示についてで、第2項については、意思表示が、表示後の原因によって妨げられることはないということだね。

本条では、申込者が反対したとか、死んだとか、制限行為能力者になつて居るということを知っていた時には、第97条第2項の規定は適用されないということなんだよ。

第五百二十六条 隔地者間の契約の成立時期

第五百二十六条 隔地者間の契約は、承諾の通知を發した時に成立する。

2 申込者の意思表示又は取引上の慣習により承諾の通知を必要としない場合には、契約は、承諾の意思表示と認めべき事実があつた時に成立する。

隔地者間の契約は、承諾通知を發した時に成立する。

申込者の意思表示または取引上の慣習によつて承諾通知を必要としない場合には、契約は、承諾の意思表示を行つたと認めべき事実があつた時に成立する。

隔地者間で交わされる契約は、承諾通知を發した時に成立するんだ。

このように、發した時に契約が成立するのを、発信主義というんだ。日本ではこれは例外的なものとして規定されているんだ。この逆の、手紙が到達した時に契約が成立するのを到達主義というよ。

さて、もい仕込者の意思表示や慣習によつて通知が不要である場合には、承諾したと第3者がみて認められるような事実が行われた時に、契約が成立するんだ。

第五百二十七条 申込みの撤回の通知の延着

第五百二十七条 申込みの撤回の通知が承諾の通知を発した後に到達した場合であつても、通常の場合にはその前に到達すべき時に発送したものであることを知ることができるときは、承諾者は、遅滞なく、申込者に対してその延着の通知を発しなければならない。

2 承諾者が前項の延着の通知を怠つたときは、契約は、成立しなかつたものとみなす。

申し込みの撤回通知が承諾通知を発した後に到達した場合であつても、普通であれば発する前に到達するように発送されたものであることを知ることができる時は、承諾者は、遅滞なく、申込者に対してその延着通知を発しなければならない。

承諾者が第1項の延着通知を発しなかつた時は、契約は、成立しなかつたものとみなす。

申し込みの撤回通知が承諾通知後に到達した時であつたとしても、普通を送られていれば先に撤回通知が到達したような状態を知ることができれば、承諾者は、すぐにでも申込者に対して、撤回通知が延着したということを送らなければならないだ。
もしもこのことを怠つた時には、契約は成立しなかつたとみなされるんだよ。

第五百二十八条 申込みに変更を加えた承諾

第五百二十八条 承諾者が、申込み条件を付し、その他変更を加えてこれを承諾したときは、その申込みの拒絶とともに新たな申込みをしたものとみなす。

承諾者が、申し込みに条件を新しく付けたり、その他変更を加えて承諾をしたようなときには、その申し込みを拒絶したとともに新しい申し込みをしたものとみなす。

承諾者側が、申込者からの申し込みに新しい条件を付け加えたり、変更を加えたりしたうえで、契約の承諾をした場合では、最初の申し込みを拒絶したうえで、申込者に対してあたら良い申し込みをしたとみなされるんだ。

例えば、AさんとBさんがいて、ノートパソコンを10万円でAさんがBさんに譲ると言ってきた。この時には、Aさんが申込者でBさんが承諾者となるんだ。

でも、Bさんは、ノートパソコンにマウスを付けて10万円かどうかと言ったんだ。こうなると、前のノートパソコンだけで10万円という契約を拒絶して、Bさんが契約の申し込み者として、Aさんを承諾者として新しい契約の申し込みをしたとみなすということだね。

第五百二十九条 懸賞広告

第五百二十九条 ある行為をした者に一定の報酬を与える旨を広告した者（以下この款において「懸賞広告者」という。）は、その行為をした者に対してその報酬を与える義務を負う。

懸賞広告者は、その行為をした者に対して報酬を与える義務を負う。

懸賞広告者というのは、指定した行為に一定の報酬を与えるという内容の広告を行った者のことをいうんだ。

その行為をした者に対しては、懸賞広告者が報酬を与える義務が発生するんだよ。

懸賞広告というのは、ここで懸賞広告者の広告のことを言うんだ。例をあげると、捜査特別報奨金制度が該当するね。これは、指名手配犯につながる有力な情報をした人に対して、一定の金額の報酬を支払うという内容だね。警察庁でやってるよ。

「作者注：捜査特別報奨金制度については <http://www.npa.go.jp/reward/index.html> を参考してください。」

第五百三十条 懸賞広告の撤回

第五百三十条 前条の場合において、懸賞広告者は、その指定した行為を完了する者がいない間は、前の広告と同一の方法によってその広告を撤回することができる。ただし、その広告中に撤回をしない旨を表示したときは、この限りでない。

2 前項本文に規定する方法によって撤回をすることができない場合には、他の方法によって撤回をすることができる。この場合において、その撤回は、これを知った者に対してのみ、その効力を有する。

3 懸賞広告者がその指定した行為をする期間を定めたときは、その撤回をする権利を放棄したものと推定する。

第529条の場合において、懸賞広告者は、その指定行為を完了する者がいない間は、広告と同じ方法によって撤回することができる。ただし、あらかじめ広告中に撤回をしない内容が書かれていた時は、この限りでない。

第1項本文に規定する方法によって撤回できない場合には、他の方法によって撤回を行うことができる。この場合では、撤回は、撤回をしたことを知った者に対してのみ、その効力を有する。

懸賞広告者が指定した行為を行う期間を定めた時は、撤回する権利を放棄したと推定する。

懸賞広告者は、懸賞広告の内容を実行し、完了した人がいなければ、その間だけは撤回することができるんだ。撤回をしたことによって、それ以降は報酬を得ることはできなくなるんだ。

ただし、懸賞広告の中に撤回をしないと書いてあったり、この期間内に行わなければならないと言った期間が明示されている時には、

撤回することはできないんだ。

また、原則として撤回は懸賞広告を行った方法と同一の方式ですることになるんだけど、それ以外で行うこともできるんだ。でも、違う方法で撤回を行った場合は、その撤回を知った人だけが撤回の効力を受けることになるんだ。

第五百三十一条 懸賞広告の報酬を受ける権利

第五百三十一条 広告に定めた行為をした者が数人あるときは、最初にその行為をした者のみが報酬を受ける権利を有する。

2 数人が同時に前項の行為をした場合には、各自が等しい割合で報酬を受ける権利を有する。ただし、報酬がその性質上分割に適しないとき、又は広告において一人のみがこれを受けるものとしたときは、抽選でこれを受ける者を定める。

3 前二項の規定は、広告中にこれと異なる意思を表示したときは、適用しない。

広告にさだめられてた行為を行った者が複数いる時には、最初にその行為を行った者だけが報酬を受ける権利がある。

複数人が同時に第1項の行為を行った場合は、それぞれが等しい割合で報酬を受ける権利がある。ただし、報酬がその性質上分割に適しない時、または広告で一人だけが報酬を受けることができるとしていた時は、抽選で受ける者を定める。

第1項と第2項の規定は、広告中に違う意思表示をしている時は、適用しない。

懸賞広告の内容の行為を行った人が複数いた時には、最初に行った人が報酬を受けれるんだ。

複数の人が同時に行った場合には、報酬を等分するんだ。でも、例えば車1台とかだとわけられないでしょ。他にも、一人だけしか報酬を受けられないと言う時には、抽選で誰が受け取るかを決めるんだ。

ただし、これらの規定は、広告中にこの規定と別の内容で報酬を分けると書かれていた時には、広告の規定を優先するんだ。

第五百三十二条 優等懸賞広告

第五百三十二条 広告に定めた行為をした者が数人ある場合において、その優等者のみに報酬を与えるべきときは、その広告は、応募の期間を定めたときに限り、その効力を有する。

2 前項の場合において、応募者中いずれの者の行為が優等であるかは、広告中に定めた者が判定し、広告中に判定をする者を定めなかつたときは懸賞広告者が判定する。

3 応募者は、前項の判定に対して異議を述べることができない。

4 前条第二項の規定は、数人の行為が同等と判定された場合について準用する。

広告に定めた行為をした者が複数いる場合において、優等者のみに報酬を与えるべき時は、その広告は、応募期間を定めた時に限り、効力がある。

第1項の場合において、応募者中のいずれの者の行為が優等であるかは、広告中に決められている人が判定し、広告中に判定をする者が必要ならば懸賞広告者が判定する。

応募者は、第2項の判定に対して異議を述べることができない。

第531条第2項の規定は、複数の行為が同等と判定された場合について準用する。

例としては、商品の懸賞がこれに当たるね。優等者を決める権利は、広告に書かれている人なんだけど、それがいなければ懸賞広告者にあるんだ。

この決定については、異議を言うことはできないんだよ。懸賞とかで、異議を述べられないのは、こういう規定を根拠にしてるんだ。

第五百三十三条 同時履行の抗弁

第五百三十三条 双務契約の当事者の一方は、相手方がその債務の履行を提供するまでは、自己の債務の履行を拒むことができる。ただし、相手方の債務が弁済期にないときは、この限りでない。

双務契約の当事者の一方は、もう一方の当事者がその債務履行を提供するまでは、自らの債務の履行を拒むことができる。ただし、相手方の債務が弁済期にない時は、この限りではない。

双務契約というのは、当事者同士で相手方に対して債務を負っているような契約のことを言うんだ。例えば、スーパーで品物を買ったような感じだね。自分はスーパーに対して、品物の代金を支払うという債務を負い、スーパーは自分に対して品物を引き渡すという債務を負うんだ。

このような契約関係が成り立っている時には、一方の当事者が債務履行をするまでは、もう一方は自らの債務を履行することを拒むことができるんだ。さっきの例でいえば、自分が代金を支払おうと思っっているのに、スーパーが品物を引き渡さないパターンだね。

このように、片方の債務が履行されないために、もう片方が債務履行を拒むことができるこの権利のことを、同時履行の抗弁権というんだ。

第五百三十四条 債権者の危険負担

第五百三十四条 特定物に関する物権の設定又は移転を双務契約の目的とした場合において、その物が債務者の責めに帰することができない事由によつて滅失し、又は損傷したときは、その滅失又は損傷は、債権者の負担に帰する。

2 不特定物に関する契約については、第四百一条第二項の規定によりその物が確定した時から、前項の規定を適用する。

特定物に関する物権の設定または移転を双務契約の目的とした場合で、契約の目的物が債務者の責任でない事由で滅失し、または損傷した時は、その滅失または損傷は、債権者の負担となる。

不特定物に関する契約については、第401条第2項の規定によつてその物が確定した時から、第1項の規定を適用する。

特定物の物権設定や移転を双務契約の目的とした場合には、目的物が天災やよそからの延焼などの理由で消滅したり、傷ついた時の価値の減少分は、債権者が負担するという形をとるんだ。

不特定物に対しての契約の場合は、確定してから第1項の規定が適用されることになるんだ。

第五百三十五条 停止条件付双務契約における危険負担

第五百三十五条 前条の規定は、停止条件付双務契約の目的物が条件の成否が未定である間に滅失した場合には、適用しない。

2 停止条件付双務契約の目的物が債務者の責めに帰することができない事由によって損傷したときは、その損傷は、債権者の負担に帰する。

3 停止条件付双務契約の目的物が債務者の責めに帰すべき事由によって損傷した場合において、条件が成就したときは、債権者は、その選択に従い、契約の履行の請求又は解除権の行使をすることができる。この場合においては、損害賠償の請求を妨げない。

第534条の規定は、停止条件付双務契約の目的物が条件が達成されたかしなかつたかが分からない間に滅失した場合には、適用しない。

停止条件付双務契約の目的物が債務者の責任でない事由によって損傷した時は、その損傷は、債権者の負担とする。

停止条件付双務契約の目的物が債務者の責任となるべき事由によって損傷した場合において、条件が達成された時は、債権者は、その選択に従って、契約履行請求または解除権行使をすることができる。この場合においては、損害賠償請求を行うことを妨げない。

停止条件付双務契約というのは、例えば今年中にアメリカへ転勤になれば、今の家を君に売るという契約って感じだね。

このような場合に、今年が終わるまでに今住んでいる家が滅失した場合は、第534条の規定は適用されないんだ。

それに家が債務者の責任ではない事由で損傷したら、債権者がその損失分を負担し、債務者の責任で損傷したうえで、条件が達成され

た場合は、債権者は、契約履行請求か契約解除権行使のいずれかを行うことができるんだ。
債務者の責任で損傷した時には、損害賠償請求を行うこともできるんだ。

第五百三十六條 債務者の危険負担等

第五百三十六條 前二條に規定する場合を除き、当事者双方の責めに帰することができない事由によつて債務を履行することができなくなったときは、債務者は、反対給付を受ける権利を有しない。

2 債権者の責めに帰すべき事由によつて債務を履行することができなくなったときは、債務者は、反対給付を受ける権利を失わない。この場合において、自己の債務を免れたことによつて利益を得たときは、これを債権者に償還しなければならない。

第534条と第535条に規定する場合を除いて、当事者のそれぞれの責任ではない事由によつて債務履行ができなくなった時は、債務者は、反対給付を受ける権利はない。

債権者の責任である事由によつて債務不履行となつた時は、債務者は、反対給付を受ける権利を失わない。この場合において、自らの債務を免れたことによつて利益があつた時は、その利益分を債権者に償還しなければならない。

これまで見てきた規定を除いて、当事者の責任ではない事由で債務が履行できなくなった場合は、債務者は、反対給付を受けることができなないんだ。但し、債権者の責任で債務不履行状態となつた場合は、債務者は反対給付を受けることができるんだ。この時に、債務者が債務を免れたことによつて得られた利益分を、債権者に償還する義務があるんだよ。

第五百三十七条 第三者のためにする契約

第五百三十七条 契約により当事者の一方が第三者に対してある給付をすることを約したときは、その第三者は、債務者に対して直接にその給付を請求する権利を有する。

2 前項の場合において、第三者の権利は、その第三者が債務者に対して同項の契約の利益を享受する意思表示した時に発生する。

契約によって当事者の一方が第三者に対して給付を行うことを契約した時には、その第三者は、債務者に対して直接給付を請求する権利がある。

第1項の場合において、第三者の権利は、第三者が債務者に対して第1項の契約の利益を受ける意思表示した時に発生する。

契約を行う時に、第三者に対して給付を行うようにした時には、債務者へ直接請求することができるんだ。この権利の発生は、第三者が債務者に対して利益を受ける意思表示があつた時に、初めて発生するんだよ。

第五百三十八条 第三者の権利の確定

第五百三十八条 前条の規定により第三者の権利が発生した後は、当事者は、これを変更し、又は消滅させることができない。

第537条の規定によって第三者の権利が発生した後は、当事者は、第三者の権利を変更し、または消滅させることができない。

第537条によって第三者の権利が発生した後は、第三者に対して不利益になるような変更をする恐れがあるっていうことで、変更したり、消滅させるような更改を当事者は行うことができないんだ。

第五百三十九条 債務者の抗弁

第五百三十九条 債務者は、第五百三十七条第一項の契約に基づく抗弁をもって、その契約の利益を受ける第三者に対抗することができる。

債務者は、第537条第1項の契約に基づく抗弁をもって、その契約の利益を受けることができる第3者に対抗することができる。

例えば、Aさん、Bさん、Cさんがいて、AさんがBさんにパソコンを引き渡し、BさんがAさんではなくてAさんの債権者であるCさんに対して代金を支払うように契約をしたとするよね。

この時に、AさんがBさんにパソコンを引き渡す前にCさんに対してBさんが代金を支払うことを同時履行の抗弁権を主張して拒否することができるっていうことだよ。

第五百四十条 解除権の行使

第五百四十条 契約又は法律の規定により当事者の一方が解除権を有するときは、その解除は、相手方に対する意思表示によつてする。

2 前項の意思表示は、撤回することができない。

契約または法律の規定により当事者の一方が解除権をもっている時は、その解除は、相手方に対する意思表示によつて行う。

第1項の意思表示は、撤回することができない。

当事者のどちらかが、契約や法令によつて解除権が発生している時に解除をしたい時には、相手方に対して行う撤回できない意思表示によつて効力を有するんだ。

第五百四十一条 履行遅滞等による解除権

第五百四十一条 当事者の一方がその債務を履行しない場合において、相手方が相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、相手方は、契約の解除をすることができる。

当事者の一方が債務履行をしない場合において、相手方が一定の期間を定めて履行の催告をして、期間内に履行がなかった場合には、相手方は、契約の解除をすることができる。

当事者のどちらかが債務履行をしない時には、相手方が期間を定め、たうえで履行催告をした上で、それでもなお履行がなければ、相手方に契約解除の意思表示を行うことによって、解除することができるんだ。

第五百四十二条 定期行為の履行遅滞による解除権

第五百四十二条 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、当事者の一方が履行をしないのでその時期を経過したときは、相手方は、前条の催告をすることなく、直ちにその契約の解除をすることができる。

契約の性質または当事者の意思表示によって、特定の日時または一定の期間内に履行をしなければ契約の目的を達せれない場合において、当事者の一方が履行せず期間が過ぎ去った時は、相手方は、第541条の催告をしなくても、ただちに契約解除ができる。

例えば、クリスマスケーキがクリスマスに来ないようなパターンだね。

このような時には、すぐに契約解除ができるんだ。

第五百四十三条 履行不能による解除権

第五百四十三条 履行の全部又は一部が不能となったときは、債権者は、契約の解除をすることができる。ただし、その債務の不履行が債務者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

履行の全部または一部分が不能となった時は、債権者は、契約解除ができる。ただし、債務不履行が債務者の責任ではない事由である場合は、この限りではない。

不能というのは、例えば目的物が滅失したような感じで債務の履行が不可能になったっていう感じだね。

履行の全部か一部分が不能となった時には、債務者の責任であれば契約解除することができるんだ。

第五百四十四条 解除権の不可分性

第五百四十四条 当事者の一方が数人ある場合には、契約の解除は、その全員から又はその全員に対してのみ、することができる。

2 前項の場合において、解除権が当事者のうちの一人について消滅したときは、他の者についても消滅する。

当事者の一方が複数人いる場合は、契約の解除は、全員から又は全員に対してのみ、行うことができる。

第1項の場合において、解除権が当事者のうちの一人に対して消滅した時は、他の者に対しても消滅する。

当事者の片方が複数人の場合には、契約の解除は、全員から行われるか、全員に対してのどちらかのみで行うことができるんだ。

この場合には、誰か一人に対して解除権が消滅した時には、全員に対しても消滅するんだ。

第五百四十五条 解除の効果

第五百四十五条 当事者の一方がその解除権を行使したときは、各当事者は、その相手方を原状に復させる義務を負う。ただし、第三者の権利を害することはできない。

2 前項本文の場合において、金銭を返還するときは、その受領の時から利息を付さなければならぬ。

3 解除権の行使は、損害賠償の請求を妨げない。

当事者の一方が解除権を行使した時は、それぞれの当事者は、相手方を原状復帰させる義務を負う。ただし、第三者の権利を害することとはできない。

第1項本文の場合で、金銭を返還する時は、受領時から返還するまでの利息を付けなければならない。

解除権の行使は、損害賠償請求を妨げない。

当事者のどちらかが解除権を行使した時には、相手を原状復帰させる義務があるんだ。

さらに、金銭の授受を伴う原状復帰については、相手に返す時には、利息を付ける必要もあるんだよ。

ちなみに、解除権を行使したからと言って、損害賠償請求を行うことも可能なんだ。

第五百四十六条 契約の解除と同時履行

第五百四十六条 第五百三十三条の規定は、前条の場合について準用する。

第533条の規定は、第545条の場合について準用する。

第533条の規定は、同時履行の抗弁についての、規定だったね。これは、相手が債務履行をしてくれるまでの間は、自分が債務履行をしなくていいという規定だったね。

この同時履行の抗弁の規定は、第545条の解除の効果についての規定についても、準用されるということの規定なんだよ。つまり、お互いがお互いに原状復帰義務があれば、相手が自分に原状復帰をしてくれるまで、自分が相手に原状復帰しなくてもいいということになるんだ。

第五百四十七条 催告による解除権の消滅

第五百四十七条 解除権の行使について期間の定めがないときは、相手方は、解除権を有する者に対し、相当の期間を定めて、その期間内に解除をするかどうかを確答すべき旨の催告をすることができる。この場合において、その期間内に解除の通知を受けないときは、解除権は、消滅する。

解除権の行使について期間が定められていない時には、相手方は、解除権をもっている人に対して、一定期間を決めて、期間内に解除をするかどうかを確答するようにという内容の催告をすることができる。この場合において、期間内に解除通知を受けない時には、解除権は、消滅する。

解除権の行使について、いついつまでに解除権を行使するようにと言ったような期間が決められていない時の規定だね。この場合では、解除権をもっている人に対して、解除権を行使するかどうかを一定期間内に答えるように催告をするんだ。そうすると、期間内に解除通知が還って来なければ、解除しないということ、解除権は自動的に消滅することとなるんだよ。

第五百四十八条 解除権者の行為等による解除権の消滅

第五百四十八条 解除権を有する者が自己の行為若しくは過失によつて契約の目的物を著しく損傷し、若しくは返還することができなくなつたとき、又は加工若しくは改造によつてこれを他の種類の物に変えたときは、解除権は、消滅する。

2 契約の目的物が解除権を有する者の行為又は過失によらないで滅失し、又は損傷したときは、解除権は、消滅しない。

解除権をもっている人が自らの行為もしくは過失によつて契約の目的物を著しく損傷し、もしくは返還することができなくなつた時、または加工もしくは改造によつて別の種類のものに変えた時は、解除権は、消滅する。

契約の目的物が解除権をもっている人の行為または過失によらないで滅失し、または損傷した時は、解除権は、消滅しない。

解除権をもっている人が、自分の意思で、目的物を壊したり、変換できないような状態にしたり、さらに加工や改造を行うことによつて、全く別物としてしまった時には、解除権は消滅するんだ。

でも、自分の意志ではなくて、滅失や損傷した時には、解除権は消滅しないよ。

第五百四十九条 贈与

第五百四十九条 贈与は、当事者の一方が自己の財産を無償で相手方に与える意思を表示し、相手方が受諾をすることによって、その効力を生ずる。

贈与は、当事者の一方が自らの財産を無償で相手方に与える意思表示をした上で、相手方がその意思表示の内容を受諾することによって、贈与の効力が生じる。

贈与というのは、簡単にいえば、相手方にただで目的物をあげる意思表示をして、相手方が了解した状態のことだね。これで、目的物をあげたら、贈与が執行されたということになるんだ。

第五百五十条 書面によらない贈与の撤回

第五百五十条 書面によらない贈与は、各当事者が撤回することができる。ただし、履行の終わった部分については、この限りでない。

書面で行われない贈与は、それぞれの当事者が撤回することができる。ただし、贈与の履行が終わった部分については、この限りではない。

あらかじめ贈与を行うことを書面で書かなかつた時、つまり口約束のような感じの時には、履行が行われるまでの間であるならば、自分と相手方のどちらの当事者も撤回を行うことができるんだ。

第五百五十一条 贈与者の担保責任

第五百五十一条 贈与者は、贈与の目的である物又は権利の瑕疵又は不存在について、その責任を負わない。ただし、贈与者がその瑕疵又は不存在を知りながら受贈者に告げなかったときは、この限りでない。

2 負担付贈与については、贈与者は、その負担の限度において、売主と同じく担保の責任を負う。

贈与者は、贈与の目的物または権利の瑕疵または不存在について、その責任を負わない。ただし、贈与者が瑕疵または不存在を知りながら受贈者にその内容を告げなかった時は、この限りではない。負担付贈与については、贈与者は、その相手方の負担の限度において、売主と同じ担保責任を負う。

第2項の売主と同じ担保責任というのは、第561条に書かれているから、その時に詳しく話すことにするよ。

贈与者というのは、贈与をする側、つまり、目的物をあげる側だね。贈与者が、贈与する目的物や権利について、瑕疵や不存在があることを知らなかった時には責任を負わないんだ。また、負担付贈与の時には、負担を限度として、売主と同等の担保責任が発生するんだよ。

第五百五十二条 定期贈与

第五百五十二条 定期の給付を目的とする贈与は、贈与者又は受贈者の死亡によって、その効力を失う。

定期的に給付することを目的とする贈与は、贈与者または受贈者の死亡によって、その効力が失う。

定期的に給付することを目的とする贈与というのは、年金のような感じで、一定期間ごとにおかねやその他の目的物を贈与するタイプの贈与だね。

このような贈与を行う時には、贈与者が受贈者が死亡することによって、贈与契約は自動的に終了することになるんだ。つまり、相続人には贈与は引き継がれないということだね。

第五百五十三条 負担付贈与

第五百五十三条 負担付贈与については、この節に定めるもののほか、その性質に反しない限り、双務契約に関する規定を準用する。

負担付贈与については、この第3編第2章第2節の贈与に定められているもののほか、その性質に反しない限りにおいて、双務契約に関する規定を準用する。

負担付贈与については、この節以外にも、双務契約に関する規定を準用することになっているんだ。

双務契約については、第533条から第535条までにいろいろと書かれているね。これら以外にも、民法上で双務契約で適用されるものは、贈与契約の性質に反しない限りにおいて、準用することができるんだ。

第五百五十四条 死因贈与

第五百五十四条 贈与者の死亡によって効力を生ずる贈与については、その性質に反しない限り、遺贈に関する規定を準用する。

贈与者の死亡によって効力が発生する贈与については、その性質に反しない限り、遺贈に関する規定を準用する。

贈与者が死亡することによって効力が発生するような贈与のタイプのことを死因贈与というんだ。

死因贈与は、遺贈とよく似ているから、違いに注意しないといけないね。一番の違いは、死因贈与は相手方の承認がないといけないんだけど、遺贈にはいらないうところだね。

「そういえば、有名契約と無名契約って言ってたけど、あれってどんな感じのものなの？」

彼女が、俺に急に質問してきた。

「じゃあ、もう一度みてみようか」

俺は振りかえることにしてみた。

「まず、有名契約について。典型契約ともいわれている13種類の契約についてだね。これらはすべて社会的にも重要な契約だとしてそれぞれに名前があり、型があらかじめ決められている契約なんだ。これは第3編第2章の第2節から第14節までに書かれているそれぞれの契約についてを指すんだ。第1節は総則だから関係ないね。」

一方の無名契約とか非典型契約と言われているのは、それ以外の全ての契約のことを指すんだ。これらは、型にはまらない自由な契約ができるということも意味しているんだ」

「重要だから型をあらかじめ作っておくけど、それ以外にも時には必要になる契約があるから、それらも結ぶことができるようにしているっていうことね」

「そういうことだね。ただし、公序良俗やその他の法律に反するような契約、例えば盗品売買契約といった契約は、全て無効となるよ。契約が自由だからと言って、必要な制限はかけられているんだ」

「じゃあ、有名契約と無名契約が一緒になるっていうことはないの？」

「どちらかと言えば、そういった契約の方が多いんだ。有名契約と無名契約が一緒になった契約や有名契約同士が一緒になった契約のことを混合契約というよ」

「例えばどんなのがあるの？」

「典型的な混合契約と言われているのは、製造物供給契約かな。こ

れは請負契約と売買契約が一緒になった契約とされるんだよ。請負人が自らの力によって集めた材料を用いて相手の注文してきた品物を製造して引き渡すと言ったものだね。請負や売買についてはあとで詳しくやるから、ここでは言葉だけ覚えてて。一般的な例でいえば、オーダーメイドのスーツが分かりやすいかな。自分がスーツ製造のメーカーに発注を行う時点で請負契約が成立。さらにメーカー側が製造したスーツは、代金が支払われるまではメーカー側に所有権があるという点では売買契約ということになるんだ」

「なるほど」

彼女は、分かったようにうなづいていた。

「じゃあ、次に行くよ」

俺は、説明に戻ることにした。

第五百五十五条 売買

第五百五十五条 売買は、当事者の一方がある財産権を相手方に移転することを約し、相手方がこれに対してその代金を支払うことを約することによって、その効力を生ずる。

売買は、当事者の一方が何らかの財産権を相手に移転することを約束して、相手が財産権に対する代金を支払うことを約束することによって、売買としての効力が発生する。

ここからは、売買についての話だね。売買というのは、自分が持っている財産権を相手に移転することを、どのような方法であったとしても約束を交わし、その財産権に対する代金を相手が自分に支払うことを約束すると、売買の契約を交わしたということになるんだ。ここでいう約束というのは、書面だろうが口約束だろうが、関係なく適用されるよ。

第五百五十六条 売買の一方の予約

第五百五十六条 売買の一方の予約は、相手方が売買を完結する意思表示をした時から、売買の効力を生ずる。

2 前項の意思表示について期間を定めなかったときは、予約者は、相手方に対し、相当の期間を定めて、その期間内に売買を完結するかどうかを確答すべき旨の催告をすることができる。この場合において、相手方がその期間内に確答をしないときは、売買の一方の予約は、その効力を失う。

売買の当事者の一方が行っている予約は、相手方が売買を最後まで売買契約を完遂する意思表示をした時から、売買契約の効力が発生する。

第1項の意思表示について期間を定めなかった時は、予約した者は、相手方に対して、相当の期間を決めて、その期間内に売買が完結するかどうかを確答する内容の催告をすることができる。この場合において、相手方がその期間内に確答をしない時は、売買の予約は、その効力を失う。

予約というのは、本とかを本屋さんで予約するっていう感じで考えたらいいよ。

どちらかが行う予約については、相手方がちゃんと契約履行するということ意思表示をした時に、契約としての効力が発生するんだ。

意思表示の期間を定めなかった時には、予約した人は、相手に一定の期間までに格闘しない限りは、その予約は効力がなくなるんだ。

第五百五十七条 手付

第五百五十七条 買主が売主に手付を交付したときは、当事者の一方が契約の履行に着手するまでは、買主はその手付を放棄し、売主はその倍額を償還して、契約の解除をすることができる。

2 第五百四十五条第三項の規定は、前項の場合には、適用しない。

買主が売主に対して手付金を渡した時は、当事者の一方が契約履行に着手するまでは、買主が手付金を放棄し、売主が手付金の金額の倍額を買主に償還して、契約の解除をすることができる。

第545条第3項の規定は、第1項の場合には、適用しない。

手付金というのは、売買代金を前払いするような感じのお金のことだよ。

買主と売主が、手付金を渡して売買契約をしたとするよね。このとき、気がかわって契約を解除したくなった時には、売主が手付金の倍額を買主に支払うことで解除することができるんだ。

なお、第545条第3項の解除権行使による損害賠償請求は認められないんだ。

第五百五十八条 売買契約に関する費用

第五百五十八条 売買契約に関する費用は、当事者双方が等しい割合で負担する。

売買契約に関する費用は、売主と買主の双方が等しい割合で負担する。

売買契約に関係している費用としては、例えば手数料とかの費用だね。これらのような、売買契約を結ぶ時やそれを履行するために必要な費用については、売主と買主の双方が、それぞれ等しい割合で、それらの売買契約に関係して、必要な費用について負担するということになっているんだよ。

第五百五十九条 有償契約への準用

第五百五十九条 この節の規定は、売買以外の有償契約について準用する。ただし、その有償契約の性質がこれを許さないときは、この限りでない。

この節の規定は、売買契約以外の有償契約について準用する。ただし、有償契約の性質によって準用を許さない時は、この限りではない。

有償契約というのは、当事者に経済的代価が必要となるような契約のタイプのことだね。売買以外にも、お金のやり取りがからむような契約全般のことを指しているんだよ。

有償契約について、性質が許す限りは、第3編第2章第3節にある売買契約の規定も準用されるんだ。

第五百六十条 他人の権利の売買における売主の義務

第五百六十条 他人の権利を売買の目的としたときは、売主は、その権利を取得して買主に移転する義務を負う。

他の人の権利を売買の目的とした時は、売主は、その権利を取得したうえで買主に移転する義務を負う。

他の人の権利というのは、例えば、売り家になっている空き屋って感じだね。

他の人の権利が売買の目的物だというときには、売主が、売主の責任でその他の人の権利を買主に移転する義務があるんだ。さっきの売り家の例だと、第3者の所有となっている売り家を売主が買って、それを買主に移転すると言った感じだね。

第五百六十一条 他人の権利の売買における売主の担保責任

第五百六十一条 前条の場合において、売主がその売却した権利を取得して買主に移転することができないときは、買主は、契約の解除をすることができない。この場合において、契約の時ににおいてその権利が売主に属しないことを知っていたときは、損害賠償の請求をすることができない。

第560条の場合で、売主が売却した権利を取得して買主に移転することができない時は、買主は、契約の解除ができる。この場合において、契約時において権利が売主に属しないことを知っていた時は、損害賠償請求ができない。

第560条の場合というのは、他人の権利の売買における売主の義務だね。

売主が買主に権利移転ができなければ、契約解除が可能となるんだ。ただし、損害賠償請求をするためには、契約時にその権利が売主の手元になかったことを知らなかったことが条件になるよ。

第五百六十二条 他人の権利の売買における善意の売主の解除権

第五百六十二条 売主が契約の時ににおいてその売却した権利が自己に属しないことを知らなかった場合において、その権利を取得して買主に移転することができないときは、売主は、損害を賠償して、契約の解除をすることができる。

2 前項の場合において、買主が契約の時ににおいてその買い受けた権利が売主に属しないことを知っていたときは、売主は、買主に對し、単にその売却した権利を移転することができない旨を通知して、契約の解除をすることができる。

売主が契約時において売却した権利が自らに属さないことを知らなかった場合において、その権利を取得して買主に移転できない時は、売主は損害賠償を行って、契約解除できる。

第1項の場合において、買主が契約時において買い受けた権利が売主に属さないことを知っていた時は、売主は、買主に対して、単にその売却した権利を移転することができない内容を通知して、契約解除できる。

売主が売ろうとしていた権利が売主の物ではないと知らなかった時に、買主に権利移転が不可能である時に、売主が契約解除するためには、損害賠償を行うとできるんだ。

また、買主が契約をした時に売主の権利ではないと知っていた時には、売主の契約解除は、権利移転ができなくなったという通知を出せば、解除が成立するんだ。

第五百六十三条 権利の一部が他人に属する場合における売主の担保責任

第五百六十二条 売買の目的である権利の一部が他人に属することにより、売主がこれを買主に移転することができないときは、買主は、その不足する部分の割合に応じて代金の減額を請求することができる。

2 前項の場合において、残存する部分のみであれば買主がこれを買い受けなかったときは、善意の買主は、契約の解除をすることができる。

3 代金減額の請求又は契約の解除は、善意の買主が損害賠償の請求をすることを妨げない。

売買の目的の権利の一部が他人のものであるため、売主が権利を買主に移転することができない時は、買主は、移転できない部分の割合に応じて代金の減額の請求ができる。

第1項の場合において、残っている部分だけであれば意味をなさないような部分で買主が買わなかった時は、善意の買主は、契約解除ができる。

代金減額請求または契約解除は、善意の買主が損害賠償請求することを妨げない。

売買の目的となっていない権利の一部分が別の人の物だから、買主に権利移転ができないようなときには、その分の代金の減額を売主に對して請求することができるんだ。

また、残っている部分だけでは、どうしようもないようなときには、善意の買主は契約解除できるんだ。

それと、善意の買主が代金減額請求や契約解除をして損害賠償請求することもできるんだ。

第五百六十四条

第五百六十四条 前条の規定による権利は、買主が善意であったときは事実を知った時から、悪意であったときは契約の時から、それぞれ一年以内に行使しなければならない。

第563条の規定による権利は、買主が善意であれば事実を知った時から、悪意であれば契約の時から、それぞれの1年以内に行使しなければならない。

第563条の規定は権利の一部が他人に属する場合における売主の担保責任についてだつたね。

これによる権利は、善意の買主ならば事実を知った時、悪意の買主ならば契約時から、それぞれ1年以内に行使する必要があるんだ。

第五百六十五条 数量の不足又は物の一部滅失の場合における売主の担保責任

第五百六十五条 前二条の規定は、数量を指示して売買をした物に不足がある場合又は物の一部が契約の時に既に滅失していた場合において、買主がその不足又は滅失を知らなかったときについて準用する。

第563条と第564条の規定は、数を指定して売買をした物に不足がある場合または物の一部が契約時に既に滅失していた場合において、買主がその不足または滅失を知らなかった時にも準用する。

第563条と第564条は、権利の一部が他人に属する場合における売主の担保責任についての規定だったね。

これをこれだけ買うと言って売買したものが、実はその数に足りなかったり、すでに滅失していた物を売買の対象とした時でも、第563条と第564条の規定は準用されるんだ。

この規定で有名な判例というのが、2つほどあるから、ここですいでに紹介しておくよ。

1つ目は、昭和43年8月20日、最高裁判所第3小法廷で判決が出た、土地引き渡し請求についてだね。

「作者注：事件番号、昭和41（オ）770・判例集等巻号頁、民集第22巻8号1692頁

最高裁ページ：<http://www.courts.go.jp/search/jhspp0030?hanreiid=54036&hanreikbn=02>

また、原審裁判所、福岡高等裁判所・原審事件番号、昭和39（ネ）599・原審裁判年月日、昭和41年4月13日」

これによると、土地の売買は数量指示売買ではないとされたんだ。

いかに土地についていると契約書に書かれた上で、売買が行われたとしても、ただちに売主がその土地を表示したことはないということだね。

2つ目は、平成12年（受）375、最高裁判所第3小法廷で判決が出た、債務不存在確認請求本訴、不当利得請求反訴事件だね。

「作者注：事件番号、平成12（受）375・判例集等巻号頁、民集第55巻6号1380頁

最高裁ページ：<http://www.courts.go.jp/search/jhspp0030?hanreiid=52295∓hanreiKbn=02>

また、原審裁判所、東京高等裁判所・原審事件番号平成11（ネ）3895・原審裁判年月日平成11年12月20日」

これによれば、数が指定されて売買された時に、数が多く売ってしまった場合で、後でその超過分の代金は請求できないということなんだ。

第五百六十六条 地上権等がある場合等における売主の担保責任

第五百六十六条 売買の目的物が地上権、永小作権、地役権、留置権又は質権の目的である場合において、買主がこれを知らず、かつ、そのために契約をした目的を達することができないときは、買主は、契約の解除をすることができる。この場合において、契約の解除をすることができないときは、損害賠償の請求のみをすることができる。

2 前項の規定は、売買の目的である不動産のために存すると称した地役権が存しなかった場合及びその不動産について登記をした賃貸借があった場合について準用する。

3 前二項の場合において、契約の解除又は損害賠償の請求は、買主が事実を知った時から一年以内にしなければならない。

売買の目的物が地上権、永小作権、地役権、留置権または質権の目的である場合において、買主がそれを知らなくて、なおかつ、そのために契約の目的を達することができない時は、買主は、契約の解除をすることができる。この場合において、契約の解除ができない時は、損害賠償請求のみを行うことができる。

第1項の規定は、売買目的である不動産の為に存在すると称した地役権がなかった場合およびその不動産について登記をした賃貸借があつた場合について準用する。

第1項と第2項の場合において、契約の解除または損害賠償請求は、買主が事実を知った時から1年以内に行わなければならない。

地上権や永小作権、地役権、留置権、それに質権が売買の目的とされているならば、買主が知らず、さらに知らなかったから目的が達成できなければ、契約解除ができるんだけど、解除ができなければ、

損害賠償請求のみ行えるんだ。

また、不動産の為にあると言われた地役権がなかったり、登記の賃借があつた時にも準用されるんだ。

これらの損害賠償請求は、買主が事実を知つた時から1年以内に取りこさなければならぬんだ。

第五百六十七条 抵当権等がある場合における売主の担保責任

第五百六十七条 売買の目的である不動産について存した先取特権又は抵当権の行使により買主がその所有権を失ったときは、買主は、契約の解除をすることができる。

2 買主は、費用を支出してその所有権を保存したときは、売主に対し、その費用の償還を請求することができる。

3 前二項の場合において、買主は、損害を受けたときは、その賠償を請求することができる。

売買の目的である不動産について存在している先取特権または抵当権の行使によって買主がその所有権を失った時は、買主は、契約解除ができる。

買主は、費用を支出して所有権を保存した時は、売主に対して、費用償還を請求することができる。

第1項と第2項において、買主は、損害を受けた時は、賠償請求できる。

売買目的の不動産にある先取特権や抵当権によって買主が所有権を失った時は、契約解除できるんだ。それを防ごうとして所有権を保持し続けるために支出した費用は、売主に請求できるんだ。

買主は、損害を受けた時は、これらの請求や解除のほかに賠償請求もできるんだ。

第五百六十八条 強制競売における担保責任

第五百六十八条 強制競売における買受人は、第五百六十一条から前条までの規定により、債務者に対し、契約の解除をし、又は代金の減額を請求することができる。

2 前項の場合において、債務者が無資力であるときは、買受人は、代金の配当を受けた債権者に対し、その代金の全部又は一部の返還を請求することができる。

3 前二項の場合において、債務者が物若しくは権利の不存在を知らずながら申し出なかったとき、又は債権者がこれを知りながら競売を請求したときは、買受人は、これらの者に対し、損害賠償の請求をすることができる。

強制競売における買受人は、第561条から第566条までの規定によって、債務者に対して、契約解除を行い、または代金減額を請求している。

第1項の場合において、債務者が無資力である時は、買受人は、代金配当を受けた債権者に対して、その代金の全部または一部の返還請求ができる。

第1項と第2項の場合において、債務者が物もしくは権利の不存在を知らずながら申し出なかった時、または債権者がこれを知りながら競売を請求した時は、買受人は、これらの者に対して、損害賠償請求ができる。

強制競売というのは、強制執行による競売のことだね。

競売によって所有権者となった買受人は、第561条から第566条までの規定によって、債務者に対して、契約解除や代金減額の請求が可能になるんだ。

でも、強制執行を受けるような人の大多数は、無資力であることが多いんだ。つまり、破産寸前と言った感じだね。このような時は、買受人は、競売の代金配当を受け取った債権者に、その代金の全部や一部の返還請求ができるんだ。

これらの規定の場合において、債務者が物や権利がないことを知りながら、申し出なかった時、または債権者がないことを知っているながら競売の請求をした時には、買受人は、債務者や債権者に対して、損害賠償請求できるんだ。

第五百六十九条 債権の売主の担保責任

第五百六十九条 債権の売主が債務者の資力を担保したときは、契約の時における資力を担保したものと推定する。

2 弁済期に至らない債権の売主が債務者の将来の資力を担保したときは、弁済期における資力を担保したものと推定する。

債権の売主が債務者の資力を担保した時は、契約時における資力を担保した物と推定する。

弁済期に至っていない債権の売主が債務者の将来の資力を担保した時は、弁済期における資力を担保した物と推定する。

債権の売主が債務者を担保するような契約をした時は、契約時における債務者の資力を担保したと推定されるんだ。だから、それ以降に無資力者になったとしても、売主は責任を負わないんだよ。

まだ弁済期に到達していない債権の売主が、債務者の将来の資力を担保した時には、その債権の弁済期における債務者の資力を担保したと推定されるんだ。この場合だと、債務者が弁済できなければ、債権の売主が弁済する責任を負うことになるんだ。

第五百七十条 売主の瑕疵担保責任

第五百七十条 売買の目的物に隠れた瑕疵があったときは、第五百六十六条の規定を準用する。ただし、強制競売の場合は、この限りでない。

売買の目的物に隠れた瑕疵があった時は、第566条の規定を準用する。ただし、強制競売の場合は、この限りではない。

例えば、包丁の実演販売をしたとするよね。そして、これから売る包丁も同一の品質と言ったとする。この時、実演として包丁で肉の筋断ちがスルスルできると言った感じで紹介したとするよ。そうすると、このように使えると信じるでしょ。でも、すぐに歯こぼれしてしまうといった欠陥品の包丁だとする。このような時のことを目的物に隠れた瑕疵があるというんだ。

このように隠れた瑕疵があった時は、第566条の規定を準用することになるんだ。

でも、強制競売の時は、準用できないよ。

第五百七十一条 売主の担保責任と同時履行

第五百七十一条 第五百三十三条の規定は、第五百六十三条から第五百六十六条まで及び前条の場合について準用する。

第五百三十三条の規定は、第563条から第566条まで及び第570条の場合について準用する。

第533条は、同時履行の抗弁についてだったね。この第533条の規定されている同時履行の抗弁は、これまで見てきた第563条から第566条までの規定と、さらに第570条の規定に対しても、準用されるという規定なんだ。

第五百七十二條 担保責任を負わない旨の特約

第五百七十二條 売主は、第五百六十条から前条までの規定による担保の責任を負わない旨の特約をしたときであつても、知りながら告げなかつた事実及び自ら第三者のために設定し又は第三者に譲り渡した権利については、その責任を免れることができない。

売主は、第560条から第571条までの規定による担保責任を負わない内容の特約をした時であつても、知りながら相手方に告げなかつた事実および自ら第3者のために設定し又は第3者に譲り渡した権利については、その責任からまぬがれることはない。

いかに売主が第560条から第571条までの規定によつて担保責任を負わない内容の特約を、契約と同時に結んでいたとしても、相手方に知つていながら教えなかつた事実、自分が第3者のために設定した権利や譲渡した権利については、売主は責任からまぬがれることができないんだ。

PDF小説ネット発足にあたって

PDF小説ネット（現、タテ書き小説ネット）は2007年、ルビ対応の縦書き小説をインターネット上で配布するという目的の基、小説家になるうの子サイトとして誕生しました。ケータイ小説が流行し、最近では横書きの書籍も誕生しており、既存書籍の電子出版など一部を除きインターネット関連に横書きという考えが定着しようとしています。そんな中、誰もが簡単にPDF形式の小説を作成、公開できるようにしたのがこのPDF小説ネットです。インターネット発の縦書き小説を思う存分、堪能たんのうしてください。

この小説の詳細については以下のURLをご覧ください。
<http://ncode.syosetu.com/n1983n/>

民法私的解釈

2012年1月15日00時51分発行